



Title	地域林業構造に関する実証的研究
Author(s)	石井, 寛; ISHII, Yutaka
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 37(2), 307-478
Issue Date	1980-08
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/21032">https://hdl.handle.net/2115/21032</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	37(2)_P307-478.pdf



# 地域林業構造に関する実証的研究\*

石 井 寛\*\*

## Provable Studies on the Regional Forestry Structure

By

Yutaka ISHII\*\*

### 目 次

はじめに .....	311
I. 課題意識と方法 .....	312
1. 課題意識と沙流川流域の林業生産の位置付け .....	312
(1) 北海道林業史研究の深化 .....	312
(2) 林業生産の展開類型—林業地帯把握をめざして .....	313
(3) 沙流川流域の林業生産の位置付け .....	314
2. 研究方法と叙述方法 .....	314
(1) 研究方法 .....	314
(2) 叙述方法 .....	315
II. 土地所有の形成と拓殖の進展過程 .....	316
1. 近代的土地所有権の成立とアイヌ .....	316
(1) 近代的土地所有権の成立 .....	316
(2) アイヌの生活の変化 .....	317
(3) 旧土人保護法と給与地 .....	318
2. 拓殖の進展と私的土地所有の形成 .....	319
(1) 1886年以前 .....	319
(2) 1886年から1907年頃まで .....	320
—平取町・門別町を中心に—	
① 国有未開地の処分 .....	320
② 入殖の状況 .....	321
③ 大地積の貸付 .....	322
(3) 1902年頃から1912年頃まで .....	323
—日高町を中心に—	
(4) 私的土地所有の構成とその特徴 .....	324
3. 交通条件の変化 .....	326
(1) 道路の改良過程 .....	326

\* 1979年7月31日受理

\*\* 北海道大学農学部林政学教室

Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University

① 道路の開設 .....	326
② 自動車の導入 .....	327
(2) 鉄道の敷設 .....	327
(3) 海上航路 .....	328
(4) 河川の取締と流送 .....	328
4. 林業生産の状況 .....	330
III. 戦前期林業構造の確立 .....	331
1. 森林所有の確立 .....	331
(1) 国有林 .....	331
① 国有林の確定 .....	331
② 森林の状態 .....	332
③ 管理体制の整備 .....	333
④ 施業案の編成 .....	334
⑤ 諸事業 .....	335
イ. 年期契約 .....	335
ロ. 森林伐採量 .....	337
ハ. 官行斫伐事業 .....	338
ニ. 天然更新事業 .....	338
ホ. 人工造林事業 .....	340
ヘ. 防火線および林内歩道 .....	341
⑥ 小括—沙流国有林の性格 .....	341
(2) 町有林 .....	343
① 地方自治制度の推移 .....	343
② 町村の財政状況 .....	344
③ 町有林の成立 .....	345
④ 管理と利用の状況 .....	345
(3) 大規模私有林と農家林 .....	347
① 私有林の形成過程 .....	347
② 大規模私有林 .....	348
イ. 大規模所有者の特徴 .....	348
ロ. 三井物産社有林 .....	349
③ 農家林 .....	350
2. 王子製紙と坂本木材 .....	351
(1) 王子製紙 .....	351
① 苫小牧工場の建設 .....	351
② 原木集荷機構の構築とその特徴 .....	352
③ 沙流川流域の山林事業 .....	355
イ. 年期契約と払い下げ量, その単価 .....	355
ロ. 山林事業に対する固定資本投資 .....	356
ハ. 請負契約 .....	357
ニ. 伐採量と流送量および原木の仕上り価格 .....	358
ホ. その他 .....	360
(2) 坂本木材 .....	362
① 沿革と事業の概要 .....	362

② 伐出事業と流送事業の状況 .....	362
イ. 伐出事業の準備 .....	362
ロ. 伐出事業 .....	364
ハ. 流送事業 .....	365
⑧ 専属請負人の性格 .....	367
3. 三井物産 .....	368
(1) 北海道における木材事業の概況 .....	368
(2) 沙流川周辺部の木材事業 .....	370
(3) 沙流川流域の木材事業 .....	371
4. 地場資本の成立 .....	372
(1) 素材生産業 .....	372
① 素材生産量の推移 .....	372
② 素材生産業者の成立 .....	373
(2) 製炭業 .....	374
① 木炭生産の動向 .....	374
② 木炭生産の構造と製炭業 .....	376
(3) 製材業 .....	379
(4) 小括 .....	380
5. 明治・大正期の林業政策の状況 .....	380
(1) 日高支庁の整備過程 .....	380
(2) 林業政策の状況 .....	381
① 山火事の取締 .....	381
② 造林の奨励 .....	382
(3) その他 .....	382
IV. 戦時体制と地域林業構造の再編成 .....	383
1. 戦時伐採の進行と統制の強化 .....	383
(1) 戦時伐採の進行 .....	383
① 戦時伐採の開始と森林伐採量の推移 .....	383
② 国有林における戦時伐採の進行 .....	386
③ 民有林の増伐体制と民有林の組織化 .....	387
(2) 戦時統制の強化 .....	390
① 木材統制とパルプ原木集荷機構の変容 .....	390
② 木炭統制 .....	393
③ 労働力統制 .....	395
2. 地域林業構造の再編成 .....	397
(1) 地域林業における新たな動き .....	397
① 交通条件の改善とトラック運材 .....	397
② 地場資本の展開と岩倉組の進出 .....	398
③ 国有林における広葉樹販売の増大 .....	399
④ 地種区分と林種区分の明確化 .....	399
(2) 戦時統制と地域林業構造の再編成 .....	400
① 国有林の増伐と地場資本への販売 .....	400
② 民有林の組織化の進行 .....	401
③ 地場資本の組織化の進行 .....	402

④ 王子製紙の山林事業の変容と坂本木材 .....	403
V. 戦後における諸改革と地域林業構造の変化 .....	404
1. 森林所有・経営の変化 .....	405
(1) 国有林 .....	405
① 林政統一にともなう管理体制の変化 .....	405
② 経営案の編成 .....	406
③ 諸事業 .....	407
イ. 販売制度 .....	407
ロ. 森林伐採量 .....	408
ハ. 製品生産事業 .....	408
ニ. 造林事業 .....	409
ホ. 林道事業 .....	410
ヘ. 作業員の処遇 .....	410
(2) 町有林 .....	412
① 地方自治制度の改正 .....	412
② 町村財政の状況 .....	412
③ 管理と利用の状況 .....	413
(3) 大規模私有林と農家林 .....	415
① 農地改革による林野所有構成の変化 .....	415
② 三井物産社有林の状況 .....	416
③ 農家林 .....	418
(4) 森林組合 .....	419
2. 王子製紙と坂本木材 .....	420
(1) 王子製紙 .....	420
① 旧王子製紙の三社分割と苫小牧工場 .....	420
② 分割後の苫小牧工場と山林事業の変化 .....	422
(2) 坂本木材 .....	424
① 戦後の状況 .....	424
② 伐出と運材過程の変化 .....	425
イ. 請負契約 .....	425
ロ. 作業員の募集と労働組織 .....	425
ハ. 伐出過程の変化 .....	425
ニ. 運材過程の変化 .....	426
3. 地場資本の自立的展開 .....	427
(1) 戦後統制の状況 .....	427
(2) 木材需要の増大と地場資本の展開 .....	428
4. 資源政策の確立と民有林行政 .....	430
(1) 戦後初期の民有林の森林状態 .....	430
(2) 資源政策の確立 .....	431
① 戦後初期の資源政策 .....	431
② 森林法改正 .....	432
(3) 地域への具体化 .....	432
VI. 戦後期林業構造の確立 .....	434
1. 森林所有・経営の再編 .....	434

(1) 国 有 林 .....	434
① 生産力増強計画とその特徴 .....	434
② 経営計画の編成 .....	435
③ 諸 事 業 .....	437
イ. 森林伐採量 .....	437
ロ. 販売方針 .....	438
ハ. 製品生産事業 .....	440
ニ. 造林事業 .....	442
ホ. 林道事業 .....	444
ヘ. 労働力の変化と作業組織 .....	444
④ 小 括 .....	446
(2) 町 有 林 .....	447
(3) 大規模私有林 .....	451
① 大規模所有者の特徴 .....	451
② 森林経営の展開 .....	452
イ. 三井物産社有林 .....	452
ロ. 奥野幸一の森林経営 .....	453
ハ. 八田忠男の森林経営 .....	454
(4) 農 家 林 .....	456
① 保有規模別構成の特徴 .....	456
② 土地利用の変化と人工造林の進行 .....	457
(5) 森 林 組 合 .....	458
① 林構事業実施以前 .....	459
② 林構事業実施以後 .....	460
2. 王子製紙と坂本木材 .....	461
(1) 王 子 製 紙 .....	461
(2) 坂 本 木 材 .....	465
① 営業内容の変化と王子製紙の資本導入 .....	465
② 伐出と運材過程 .....	466
3. 地場資本の動向 .....	467
(1) 展 開 条 件 .....	467
(2) 動 向 .....	468
4. 民有林行政と基本法林政 .....	470
VII. 総 括 .....	471
引用および参考文献 .....	473
Summary .....	476

## はじめに

私が北海道大学農学部林学科を卒業したのは1965年3月であるから、すでに学部卒業後14年が経過している。この間の私の研究者としての歩みは決して順調なものとはいえず、課題意識も紆余曲折しており、その歩みは遅々としたものであった。

私がここに「地域林業構造に関する実証的研究」と題する論文をまとめることができたの

はひとえにこれまで、多くの方々からいただいたご指導とご援助によるものである。とくに北海道大学農学部林政学講座の小関隆祺教授、霜鳥茂助教授、森林経理学講座の大金永治教授、同講座の担任者であった谷口信一名誉教授、農業市場論講座の湯沢誠教授、同じく同講座の担任者であった川村琢名誉教授には大学院時代から現在に至るまで終始あたたかいご指導をいただいている。

本論文に限っても永明人氏、和孝雄氏、成田雅美氏、秋林幸男氏、坂東忠明氏、福永義照氏には討論の相手になっていただき私の課題意識を鮮明にさせていただいた。それに加えて論文作成のための実態調査においては北海道営林局、日高営林署、振内営林署、日高支庁、門別町、平取町、王子製紙社史編纂室、北海道パルプ材協会、三井物産林業株式会社、坂本木材株式会社等の沙流川流域の林業・木材業関係者の方々から多大のご協力をいただいた。ここに誌上をかりてこれらの方々から心からの謝意を表する次第である。

なお本論文は「北海道大学審査学位論文」である。

## I. 課題意識と方法

### 1. 課題意識と沙流川流域の林業生産の位置付け

私がここに「地域林業構造に関する実証的研究」というテーマで北海道沙流川流域の林業構造を対象に研究する際の課題意識を端的に述べるならば、それは北海道林業史研究の深化の観点からであり、また林業生産の展開類型＝林業地帯把握をめざす観点からである。以下においてこれらについて詳述しよう。

#### (1) 北海道林業史研究の深化

周知の如く1960年代中葉までの北海道林業史研究は小関隆祺<sup>1)</sup>と萩野敏雄<sup>2)</sup>の研究によって代表されてきた。両者の研究視角は異なるが、今日においても両者の研究から学ぶことが多く、その研究内容からして我々が今後北海道林業史を研究する際に必ずふりかえってみなければならないものである。しかし両者の研究にも今後克服されなければならない諸点、側面があることも事実である。小関の研究をみると、研究対象とした時期は明治初期から大正末と戦後であって、昭和初期から戦後までの分析は今後の課題としている。またその分析は北海道林業史の基本的な事項と事実の分析にとどまり、より詳細な研究は今後の研究に残されているのである。萩野の研究は独特な研究視角から戦前期分析に限定されており、戦後期の分析は課題とされていない。

こうして小関、萩野の研究成果をふまえて、北海道林業史研究の深化をはかることが課題であるが、1960年代中葉以降北海道林業史研究を志す研究者が増加したのでこの間に北海道林業史を対象とする個別研究は増大をみた<sup>3)</sup>。その際の研究方向の特徴は林業生産にかかわる種々の経済主体から個別の経済主体をとりあげ、研究を深めるという点にあった。そのうえ戦前・戦後を通した分析というよりも研究対象の時期を限定するものが多かった。従ってこの

間の研究成果によって個別経済主体の認識は深まったものの、経済主体相互の関係を把握するという点や対象時期の限定のためにこれまで研究が不十分にしかおこなわれていない時期、例えば戦時体制期の研究がおこなわれないという弱点を持っていた。

私がかかる研究情勢からして個別の経済主体の分析を前提としながらも経済主体相互の関係を問題とすること、そして戦前・戦後を通した分析をおこない、各時期の特徴づけをおこなうことによって北海道林業史研究を深めることが現時点においてとくに重要であると考えた。その場合北海道全域を対象とした研究よりも特定の河川流域、地域を対象として林業生産の展開過程および林業構造の推転過程を実証的に研究することが必要である。何故なら流域・地域にそくして研究すれば新たな事実発掘が可能であろうということ、さらに林業生産にかかわる各経済主体は流域・地域という場において相互に関係をとりむすぶので、そこでの林業生産の構造を総体として問題とすかぎり経済主体相互の関係を分析せざるをえないからである。

かくして特定流域の林業生産の展開過程を実証的に分析するということが当面の課題となるが、この研究は見方を変えれば地域林業にそくして生産構造の段階的な推転過程を分析するものであって、北海道林業の生産構造分析の一環をなしている。

## (2) 林業生産の展開類型＝林業地帯把握をめざして

ところで北海道林業史研究の深化といってもたんに新しい事実発掘のみに留まってはならない。北海道林業史それ自体の位置づけ、つまり日本林業の展開構造のなかに北海道林業を積極的に位置づけて、その共通性、特殊性を認識してゆかねばならない。本研究ではこうした視角から沙流川流域の林業展開にみられる展開類型を日本林業の展開類型の1タイプとして積極的に押し出したいと考えている。

半田良一は「林業経済」所収論文<sup>4)</sup>とその著『林業経営』(地球出版、1972年)において日本林業の構造類型として地主林業型構造と農民林業型構造を提起している。そしてこの2類型を日本林業の発展類型として、さらに地域類型としても把握している。このような半田の捉え方についてすでに原則的な批判があるが<sup>5)</sup>、私はここではとくに北海道林業の位置づけに関連して半田の所説には資本主義的林業構造に対する言及、ないしは認識がないということを指摘しておきたい。つまり日本林業の現状分析をおこなうための、作業仮説として構造類型が提起されるかぎり、地主林業型構造や農民林業型構造がいかなる道をへて資本主義的林業構造へと推転するか認識がなければその所説の価値は半減するからである。

翻って考えると北海道林業は日本資本主義の辺境<sup>6)</sup>という条件のもとで日本資本主義が独占段階に移行するまさにそうした時期に展開を開始したのである。それ故に紙パルプ資本をはじめとする中央資本によって林業生産は当初からになわれ、そこに現出した林業構造は資本主義的林業構造と規定して良いものであった<sup>7)</sup>。従って上記の所説のもう一つの欠点は日本林業の全体構造、とりわけ資本がいわば森林資源を荒々しく把握した地帯の林業構造をも射程に入れてその理論を構築しなかったことにもある。

本研究の狙いの第2の点はかくして沙流川流域の林業生産の展開過程を資本に主導されたものとして捉えて、その林業構造の推転過程を明らかにし、資本主義的林業構造に関する認識を深めることにある。

### (3) 沙流川流域の林業生産の位置付け

上記のような課題意識で研究をおこなう場合、最も重要なことは研究対象地をどのようなところに求めるかである。私は北海道林業がもつ特質の本質的な側面を流域の林業生産自体が体现しているような流域がもっともそれにふさわしいと考えた。とすればおのずと対象となる流域は限定されざるをえず、その一つとして北海道沙流川流域をえらんだ。

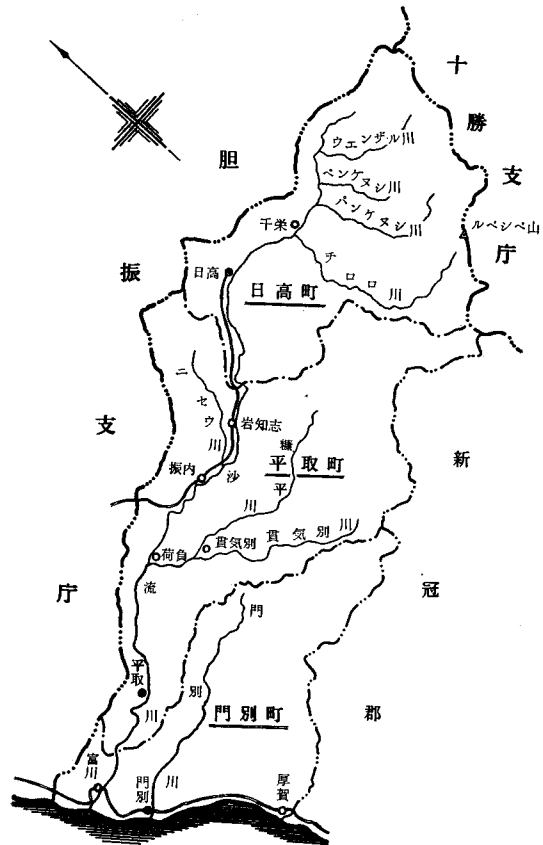
周知のように沙流川流域の林業生産は1910年代の初頭に王子製紙株式会社（以下王子製紙と略称）が沙流川流域の針葉樹にパルプ原木の供給源を求め、森林伐採を開始してから本格化するものであり、それは北海道林業のもつ特質の一側面を如実にあらわしている。他方、沙流川の中・下流部の広葉樹は初発的には三井物産株式会社（以下三井物産と略称）によって把握され、後に製炭生産の対象となるのであるが<sup>8)</sup>、ここにも北海道林業の特質をみる事ができる。

かくて研究対象地として北海道沙流川流域をえらび、以下にその研究結果をのべることにする。沙流川流域の位置図と森林面積を示すと、第1図、第1表のとおりである。沙流川の河川延長は約110 kmである。

## 2. 研究方法と叙述方法

### (1) 研究方法

研究方法であるが、本研究は沙流川流域を対象に林業生産の展開過程を実証的にみる、換言すれば流域の林業生産をになった全ての経済主体について分析をおこない、総体としての林業構造の推転過程をみることに課題をおいているので、まず第1に各経済主体についての資料を収集しなければならなかった。つまり各経済主体について既存の資料・統計はもとより、未発掘・未利用の資料の発掘と利用に努めたことである。また関係者からの聞き取り調査を実施して史実を豊富にするように努めた。第2に各経済主体についてのこれまでの研究成



第1図 沙流川流域の位置図

第1表 沙流川流域の森林面積 (1970年)

	森 林 面 積				人 工 林 率			
	計 (ha)	国 有 林 (ha)	町 有 林 (ha)	私 有 林 (ha)	計 (%)	国 有 林 (%)	町 有 林 (%)	私 有 林 (%)
日 高 町	49,869	46,986	1,181	1,702	5	4	28	26
平 取 町	63,236	40,418	3,403	19,415	15	6	30	33
門 別 町	29,535	9,570	3,913	16,052	17	5	22	23
計	142,640	96,974	8,497	37,109				

『1970年農林業センサス』

果を参考にして、各時期毎に各経済主体の性格付けをおこなった。第3に林業生産の全展開過程を通覧して時期区分をおこない、各時期一段階毎に経済主体相互の関係と総体としての林業構造の性格を規定し、課題に迫まろうとした。

## (2) 叙述方法

叙述方法でもっとも重要なことは時期区分である。私は沙流川流域の林業生産の全展開過程を通覧し、そのなかで林業構造上の性格変化に着目してこれを5期に区分した。つまり、土地所有の形成と拓殖の進展期 (1868年から1910年頃まで)、戦前期の林業構造の確立期 (1910年頃から1931年頃まで)、戦時体制と地域林業構造の再編成期 (1931年頃から1945年)、戦後における諸改革と地域林業構造の変化期 (1945年から1955年頃まで)、戦後期林業構造の確立期 (1955年頃から1970年頃まで) という区分である。このような時期区分をとる場合、ただちに問題となるのは流域において土地所有構成の大枠が決まったのはいつ頃とみるかという点、また戦前期林業構造の確立期を細分せず一期でみることができるかどうかという点、さらに戦時体制がいつ頃からはじまったものと把えるかという点である。私はこれらについて種々の検討をおこなったが、沙流川流域の林業構造にそくして上記の時期区分をおこなった。なお経済史の時期区分においては単一年をもって区分の画期とすることはむずかしく、ある幅をもって考えなければならない。

次に各時期の叙述であるが、基本的には経済主体別に叙述し、叙述の順序も統一してある。経済主体別に叙述した章のなかでIVの章のみが叙述の仕方が異なっているが、これは研究史の現状から戦時体制期の林業生産の状況を詳述する必要性を認めたからである。

町村名および地名は現在名で記述するように努力し、年度は西暦年度を使用した。

## 注

- 1) 小関隆祺「北海道林業の発展過程」(北大演習林研究報告, 第22巻第1号, 1962年), 同「戦後の北海道林業の展開」(『北海道林業の諸問題』, 日本林業調査会, 1968年)。
- 2) 萩野敏雄『北洋材経済史論』(林野共済会, 1957年)。
- 3) 主要なもののみをあげれば次のとおりである。大金永治編著『北海道林業技術発達史論』(北大図書刊行会, 1973年), 霜鳥茂「北海道における素材生産業の性格」(『北海道林業の諸問題』), 高橋欣也「木材需給動向に関する研究, 第1, 2報」(北海道農林研究, 第31号, 第33号, 1967年, 1968年), 福永義照「民有林

の展開過程と森林組合活動」(道立総研『北海道経済の現況と課題』, 1972年), 有永明人「林内殖民制度に関する研究—北大演習林の林内殖民制度—」(北大演習林研究報告, 第31巻第2号, 1974年), 成田雅美「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」(北大演習林研究報告, 第33巻第1号, 1976年), 秋林幸男「戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究—官行斫伐事業を中心に—」(北大演習林研究報告, 第35巻第2号, 1978年), 梶本孝博「北海道における民有林所有構成の再編成過程に関する実証的研究」(北大演習林研究報告, 第35巻第2号, 1978年), 赤井英夫『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』(林業経営研究所研究報告, 1966年), 安藤嘉友『北海道における国有林材の販売制度の変遷に関する研究 (I)』(林業経営研究所研究報告, 1969年)。

- 4) 半田良一「林業経営と林業構造」(林業経済 No. 224, 1967年)。
- 5) 奥地 正「半田報告への論点開示」(林業経済 No. 294, 1973年)。
- 6) 辺境の規定については湯沢誠「北海道における資本と農業」(伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』, 農林省農総研, 1958年)を参照のこと。
- 7) こうした視角からの分析として和・石井・成田・秋林・餅田「戦前期における鶴川流域の林業展開」(北大演習林研究報告, 第31巻第3号, 1974年)がある。
- 8) ここに述べたように, 三井物産によって初発的に広葉樹資源が把握され, そのあとに薪炭生産が展開するという事実は北海道の民有林では広範にみられたのであるが, これまで資料的な制約によって北海道林業, とりわけ民有林の特質として余り強調されてこなかった側面である。北海道の森林は植物分布学的にみて針広混交林地帯であり, 針葉樹と広葉樹を対象とした素材生産が各々異なった経済主体によってこれまでおこなわれてきた。

## II. 土地所有の形成と拓殖の進展過程

ここでは沙流川流域における私的土地所有と林野所有の形成過程, 従ってまた拓殖の進展過程について基本的な事項に限定して述べることにする。対象とする時期は1868年から1910年頃までであって, 明治維新時に流域の全ての土地は国有地となり, 土地の私的所有は国有未開地の処分を通じて形成された。

### 1. 近代的土地所有権の成立とアイヌ

#### (1) 近代的土地所有権の成立

北海道における私的土地所有の形成過程は内地府県のそれとは様相を異にしていた。内地府県では明治維新政府のもとで封建的土地所有関係が廃絶されて, 地租改正の過程で封建的な土地所有が近代的土地所有として編成替えをみたが, 北海道ではこうした側面をもった土地はわずか存在したにすぎなかった。明治維新の変革のなかで維新政府の支配に属し, 開拓史の所管となった北海道の大半の土地は無主地とみなされる土地であり, そこに新たに近代的土地所有関係が創設されたのである。

その過程における特徴点を要約すれば次の3点となる<sup>1)</sup>。

- (1) 明治維新後大半の土地は官有地となり, 無主地国有の原則が貫徹されたこと。
- (2) 明治以前には農民による土地所有は少なく, それは国有未開地の処分を通じて創設されたこと。
- (3) はじめ国有未開地の農牧地適地は私有に移す方針であり, 小農扶殖の目的で設けられ

た処分面積の制限はその後開拓政策の転換でゆるめられ、我国でその例をみない大土地所有を生んだこと。

こうして1867年に成立した明治維新政府は1869年には北海道開拓使を設置して北海道の開拓にのりだしたが、北海道における近代的土地所有権の確立に一大画期となったのは1872年の地所規則、北海道土地売貸規則の制定であり、これに加えて1877年の北海道地券発行条例の制定であった。

地所規則によれば「全道の土地は深山幽谷人跡絶えた土地はしばらくおき、山林、川沢、従来土人等が狩猟・伐木してきた土地でも境界を決めて所有権を確定することにし(第7条)、その内、官に属し又は従来既に貸下げて私有地としようとしている土地を除いては売下げ、地券を渡し永久的に私有地とする方針(第8条)」<sup>2)</sup>であった。北海道地券発行条例では北海道の土地を官有地と民有地に大別するとともに、土地の種類を宅地、耕地、海産干場、牧場、山林に分け、道内の土地をこのように調査分類し、私有地とすべき土地には地券を発行することとした。

沙流川流域でもこうした方針が貫徹したものの、流域にはアイヌが以前から定住していたので、私的土地所有の成立は多くの問題をひきおこした。つまり「土地人民を支配したとはいえ、アイヌにとっては自由の天地であり、生活のためにときには漁労・狩猟はもちろん、林木の採取ならびに耕地あるいは居住地として任意に使用してきた土地が全て」<sup>3)</sup>、国有地となり、アイヌは許可をえなければ土地を自由に使用できなくなったのである。アイヌはもともと狩猟生活を主としており、農業は婦女子の仕事であり、それも粟、稗の耕作であって、一種の焼畑農業ともいべき状態であったので、土地所有の成立による利用の制限は従来からのアイヌの生活様式を根底からくつがえすものであった。

地所規則はアイヌが従来利用してきた土地をも例外とすることなく、私的土地所有の創設をおこなうことを宣言し、北海道地券発行条例ではアイヌの住居、地所はその種類をとわず当分すべて官有地第3種に編入し、地方の状況とアイヌの状態をみて正規の処分をおこなうことにした<sup>4)</sup>。それはアイヌの居住地を「官有地のまま存置して所有権を与えず、また地租も賦課することなく、自由に使用させておき、官がこれにかわって保管の責に任じ、地方の状況では非処分しなければならぬ場合か、あるいはアイヌ住民に充分これを管理し得る能力ができた場合にこれを規則によって処分しよう」<sup>5)</sup>としたからである。

## (2) アイヌの生活の変化

土地所有の成立と開拓の進行のなかでアイヌの生活様式や状態が急速に変化したが、その状態の一端を『平取町史』に依りつつ簡単にみることにする。明治初期のアイヌの人口は第2表のとおりである。沙流川流域でアイヌの定住していた集落は富川、平賀、荷菜摘、柴雲古津、荷菜、二風谷、荷負、貫気別、長知内、池売などであり、日高町にはアイヌは定住していなかった。

前述したように当時のアイヌの生活は狩猟、漁労を主とし、農業は副次的であった<sup>6)</sup>。開拓の進行のなかで狩猟、とくに食料の給源である鹿は和人の濫獲と1879年の大雪以降減少してしまい、漁労も鮭の濫獲により大幅に減少してしまった。しかし農業は婦女子の仕事であり、粟・稗を植え、2、3年連作の後土地を捨て、他に土地を求めるといように粗大なものであったので、狩猟、漁労の衰退のなかでは農業がそれに代ることはできず、漁業出稼ぎにでるものが多くなった。

明治政府はそのために1885年にアイヌを対象に農業授産事業をおこなうこととし、「一戸一町歩以上を無代価で貸与し、初年度に二反以上墾了させ墾成地は実地点検のうえ無代価で下付<sup>7)</sup>して、アイヌの中に農業を定着させようとした。しかしそれは一定の成果をあげたものの農業の定着はみられず、またその方針が1886年の北海道土地払下規則に抵触したために、墾成した土地にも結果として所有権は与えられず、それらは官有地第3種に留まった<sup>8)</sup>。その当時の状態は「農業ノ教授ヲ受ケシヨリ斯業ニ因リテ生活ス然レドモ5・6町歩ヲ耕作スルハ僅少ニシテ概ネ4・5反歩及至2町ヲ作り稗粟ヲ以テ食料ニ充テ傍ラ大小豆ヲ獲テ販売シ或ハ春季鱈鮭ヲ釣リテ食料ニ供シ或ハ夏期ハ漁場ニ出稼シ或ハ冬期ハ獣猟ニ従テ生計<sup>9)</sup>」をなしていた。

### (3) 旧土人保護法と給与地

北海道庁が国有未開地を選定、区画したうえで入殖者を未開地に入殖させるという方針をとったのは1887年以降である<sup>10)</sup>。その過程で「アイヌが居住するところに保護地が設けられ、単にアイヌが従来使用していた土地に限らず、移民農家に与えられる1戸分に相当する土地が予定存置され、将来彼等が農業者として立つ時に備える<sup>11)</sup>」という処置が講ぜられた。しかしこの措置が道庁内部での申し合せであったこと、また官有地第3種の土地をめぐる種々問題が生じたので、アイヌが利用する土地の権利関係は依然不安定であった。

1899年に制定された北海道旧土人保護法は「授産、救済、医療、教育、共有財産等に亘って規定したものであるが、その授産方法として旧土人に制限付の土地所有権を与え、之に農具、種子等を与えて耕作に従事せしめ、以てその生活の安定を図ろう<sup>12)</sup>」としたものである。

その第1条は「北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者又ハ従事セント欲スル者ニハ一戸ニ付土地1万5千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得」と規定して、アイヌに土地を無償で付与することができるとした。しかし所有権は制限して第2条では(1)相続による以外の譲渡、(2)質権、抵当権、地上権または永小作権の設定の禁止、(3)留置権、先取特権の排除、(4)北海道長官の許可なき地役権の設定の禁止を規定している。

この法律で付与された土地は北海道旧土人給与地とよばれ、「給与地は原則として未開地であることを要したが、従来旧土人開墾地として国有地のまま無償使用を認めた土地をそのま

第2表 1870年代初頭の沙流郡のアイヌ人口

	門別町	平取町	計
戸数(戸)	143	212	255
人口(人)	548	971	1,519

『門別町史』179頁より

ま下付し願った場合には既墾地でもさしつかえ<sup>13)</sup>なかった。平取町でこの時付与された給与地は 253 戸、648 町歩であり<sup>14)</sup>、門別町では 506 町歩であった。

## 注

- 1) 前掲「北海道林業の発展過程」, 28 頁。
- 2) 『北海道農地改革史上巻』(1954 年), 34 頁。
- 3) 平取町『平取町史』(1974 年), 248 頁。
- 4) 前掲『北海道農地改革史上巻』, 39 頁。
- 5) 前掲『平取町史』, 263 頁。
- 6) 当時のアイヌの生活状況については『殖民公報』には以下のような記事がのっている。「平取村旧土人の現況」(第 35 号, 1907 年), 65-68 頁, 「浦河支庁管内旧土人状況, 上・下」(第 92 号, 第 93 号, 1916 年), 7-9 頁, 3-8 頁, 「日高国沙流川上流山間のアイヌ部落, 上・下」(第 94 号, 第 95 号, 1917 年), 48-54 頁, 12-17 頁。
- 7, 8) 前掲『平取町史』, 272 頁, 279 頁。
- 9) 北海道庁『北海道殖民状況報文日高国』(1899 年), 75 頁。
- 10) 沙流川流域で国有未開地の選定がおこなわれたのは 1894 年であり, 成田軍平によっておこなわれた。
- 11, 12, 13) 前掲『北海道農地改革史上巻』, 100 頁, 101 頁, 102 頁。
- 14) 前掲『平取町史』, 301 頁。

## 2. 拓殖の進展と私的土地所有の形成

この項では主として和人の手による拓殖の進展と土地所有の形成過程についてみることにしよう。

## (1) 1886 年以前

前述したように 1869 年に北海道開拓使がおかれ, 北海道開拓にのりだしたが, それはただちに北海道全域を開拓使が直轄経営することを意味しなかった。開拓の当初, 重要な地点は開拓使が直轄経営することとし, その他は諸藩によって分領支配するという方針がとられたのである。1869 年に沙流郡は仙台藩と彦根藩によって支配されることになり, 1870 年, 「当時伊達藩の要職にあった三好長五郎清篤が 146 名の卒族(軽輩の士)を率いて」<sup>1)</sup>, 富川や平取に移住した。これが明治維新以後の沙流郡における和人の入殖の嚆矢であった。しかし分領支配は 1871 年の廃藩置県によって廃止となり, 地域に残留した者はわずかであった<sup>2)</sup>。仙台藩と彦根藩の移住者が離散したあとは和人で入殖するものはほとんどなく, 沙流郡の人口のなかでアイヌが圧倒的な比重を占めていた。

しかし 1880 年以降「沙流郡各村戸長役場ヲ佐留太ニ新設ス其頃ヨリ復々漸次移住者」<sup>3)</sup>が増加してきた。そのなかでとくに述べておかねばならないのはこの時期に大規模な牧場の創設があったことである。その事例をみると, 工藤作助は 1881 年に平取に移住し

第 3 表 1890 年代初頭の民有地面積(沙流郡)  
(町歩)

	第 1 種	第 2 種	計
1890 年	63	0.1	63.1
1893 年	69	0.1	69.1

『浦河外 6 郡役所統計概表』

260町歩余の土地をえて和牛30頭と改良種牡牛1頭の飼育をはじめた<sup>4)</sup>。また岩根静一は1882年に門別町豊郷に移住し850町歩の牧場を画して約700頭の馬の飼育をおこなった。とはいえ本格的な開拓は次の期をまたねばならず、この時期に私的所有の成立した土地はわずか存在したにすぎなかった(第3表)<sup>5)</sup>。

(2) 1886年から1907年頃まで—平取町・門別町を中心に—

① 国有未開地の処分

1886年以降沙流川流域において入殖者が増加し、国有未開地の貸下げが本格化しはじめたといつてよい。その背景として拓殖政策の転換、自作農定着政策から資本誘導政策への転換があったが、土地払下政策にも大きな変化がみられた。1886年に制定された北海道土地払下規則がそれであつて、同規則にもとづいて国有未開地が貸下げられている。

北海道土地払下規則では「10年以内で土地を無償で貸下げし、その貸下を受けた者は予定の事業成功後千坪1円の割で払下を受けるという予約開墾の方法<sup>6)</sup>」を採用し、土地払い下げの面積は1人10万坪を限度としていた。しかし例外規定がもうけられ、その第2条では「盛大ノ事業ニシテ此制限外ノ土地ヲ要シ其目的確實ナリト認ムルモノアルトキハ、特ニ其払下ヲ為スコトアルヘシ」と規定し、いわゆる大地積処分の道が開かれた。なお当初同規則では開墾希望者が自由に土地を選定し、起業方法書と土地略図をそえて貸下げ願書を提出するとしていたが、1893年以降は原則として道庁において区画測設し、毎年解除公布した土地を貸下げることになった<sup>7)</sup>。

沙流郡における国有未開地の貸下げと払い下げ・付与の推移をみたのが第4表である。これによれば北海道土地払下規則にもとづいて土地が貸下げられ、またわずかであるが、土地が払い下げられて土地に私的所有が成立したことがわかる。1890年代末には「沙流ハ幌去ヨリ

第4表 沙流郡の土地貸付と払い下げ・付与の推移

(町歩)

	貸 付 地					払い下げおよび付与地	
	計	区 劃 地	区 劃 外				
			小 計	耕 地	牧 場		そ の 他
1890年	382					0.3	
1892年	684						
1894年	637		637	634		51	
1896年	1,303		1,303	1,264	37	3	48
1897年	1,564		1,564	1,311	231	2	43
1899年	116		116	115		22	67
1901年	996		996	681	315	1	813
1903年	1,900		1,900	1,195	671		1,758
1905年	1,508	1,168	340	74	263	34	202
1907年	927		927	297	630	3	185

『北海道庁統計書』、『北海道庁勸業年報』

下流、門別川ハ『山門別』ヨリ下流ノ沿岸ハ悉ク旧土人部落ヲナンテ開拓ニ従事ス其他近年淡路人ノ移住多キヲ加ヘ沿岸ノ平地高丘共ニ貸下既済ノ地トナリ将来殖民地ハ門別川畔ニハ『山門別』上流及沙流川畔ニハ幌去、ヌカピラ・貫気別ノ上流ニアルノミ且高丘ハ壤土薄ク火山灰厚キヲ以テ牛馬牧場ト為スニ如カス<sup>8)</sup> という状態になった。

しかし同表から明らかのように沙流川流域で国有未開地が大量に貸下げられ、かつ付与されたのは1900年代であり、その貸下げの根拠法は1897年制定の北海道国有未開地処分法であった。同法は大地積無償付与の原則によって、その制定後に土地投機と土地所有の集中をひきおこし、北海道に特有の不在村の大土地所有を作りだした<sup>9)</sup>。同法の中心をなす開墾牧畜もしくは植樹に供せんとする土地は無償で貸付られ、かつ成功検査の後無償で付与されることになり、一人に貸付される最高限度は開墾に供する土地では150万坪(500町歩)、牧畜に供する土地では250万坪(833町歩)、植樹に供する土地では200万坪(666町歩)とされた。さらに会社または組合をもってする場合には限度額の2倍まで貸付けることができるとしている。

こうして第4表にみるように沙流川流域の国有未開地は貸下げられ、開拓の進行をみたのである。そのなかで成功検査をうけ、検査に合格した者には国有未開地が払い下げ・付与されて、ここにはじめて私的土地所有権が成立したのである。

② 入殖の状況

第5表は平取町における年度別入殖者の推移をみたものである。これによれば1886年以降毎年数戸が入殖していることがわかる。しかし入殖者の多くは貸付地を持たない小作人であり、平取町の一部落の事例では「和人ノ多クハ小作ニシテ貸付ヲ有スルハ三戸ニ過キス」<sup>10)</sup> という状態であった。すなわち入殖者の多くは

第5表 平取町の年次別入殖者数(人)

1886年	2	1898年	11
1887年	1	1899年	6
1891年	8	1901年	3
1892年	3	1902年	1
1893年	6	1903年	2
1894年	6	1904年	4
1895年	8	1906年	3
1896年	4	1907年	5
1897年	4		

『平取町開村50年史』、『平取町史』

開墾小作の形態で入殖したのである。1892年に国有未開地の貸付をうけ、牧場経営をはじめた八田満次郎の場合では「其牧場ノ一部ヲ開墾シ其反別60余町歩ニ達シ小作5戸ヲ入レー戸ノ作付平均10町歩余ニ当レリ其新墾ハ道路排水ハ地主之ヲ負担シ畝下4ケ年ヲ与ヘテ別ニ開墾料ヲ給セス小作料ハ一反歩ニ付小豆一斗5舂」<sup>11)</sup>であった。また前述のアイヌ給与地も実際は畝下条件が付されて和人

の手によって開墾されたといわれ、沙流川ぞいの便利で肥よくな土地の多くは給与地であったので、長期の賃貸契約を結んで和人が小作として入殖したのである。なお1897年までに振内以南の部落に和人の入殖をみている。参考のために『日高開発史』に掲載されている沙流川沿岸の開拓表をのせておく(第6表)<sup>12)</sup>。

第6表 沙流川沿岸開拓表

部落名	1898年戸数表			最初に入地した人々					
	和人 (戸)	アイヌ (戸)	計 (戸)	年度	身	分	系	路	
佐 瑠 太	169	14	183	1870	婦	農	士	族	仙 台 山 道
平 賀	19	32	51	1870	士	族	従	者	南 部 山 道
荷 菜 摘	4	12	16	1902	農	業	移	住	者 淡 路 山 道
紫 雲 古 津	10	28	38	1891	不	明			滋 賀 山 道
荷 菜	13	29	42	1869	農	民	?		不 明
平 取	20	57	77	1870	農	業	指	導	員 新 潟
二 風 谷	8	45	53	1892	教		員		不 明
荷 負	6	52	58	1883	半	農	半	商	人 門 別
長 知 内	5	17	22	1897	婦	農	士	族	静 内
貫 気 別	6	15	21	1891	不	明			佐 渡
幌 去	6	40	46	1884	不	明			平 取
三 菜 頃				1910	農	民			不 明
岡 春 部				1909	農	民			不 明
右 左 府				1907	農	民			鶴 川
千 呂 露				1905	農	民			栗 沢

## ③ 大地積の貸付

第7表は1907年の沙流郡の貸付地面積をみたものであるが、これによれば植樹地を目的とした貸付地はすくなく、耕地と牧場を目的とした貸付地がほぼ同面積あることがわかる。そして大地積の貸付は主として牧場を起業目的とするものが多かったので、このことについてふれておこう。

第7表 1907年における地種別貸付地面積(沙流郡)

(町歩)

	計	耕 地	牧 場	植 樹 地	そ の 他
区 劃 地	1,245	1,245			
区 劃 外	7,084	2,799	4,211	73	1
計	8,329	4,044	4,211	73	1

『第19回北海道庁統計書』

第8表は1890年代初頭の沙流郡の大規模な牧場を一覧に示したものである。1880年代後半にすでに中村、渡辺、八田、中山らが牧場経営をはじめているのである。そのなかで八田満次郎についてみると、「始め静内において父楠逸とともに農業に励<sup>13)</sup>んだが、その後平取町に着目して貫気別と振内において国有未開地の貸付をうけた。その牧場経営は「明治25年5月1日創設ニ係ル其地ハ河岸ヨリ山丘ニ亘リ面積40万坪アリ牛125頭ヲ牧ス概ネ短角雜種ナリ胤牛ノ外ハ常ニ牧場内外ニ放牧<sup>14)</sup>する」という状態であった。

1900年代初頭の大地積貸付をみると第9表の通りである。沙流郡においても国有未開地

第8表 1890年代初頭の牧場一覧 (沙流郡)

(町歩)

	所在地	計	牧草地	放牧地	普通畑	創業年
中村与吉	賀張村	120	15	100	5	1889年
工藤其八	平取村	228	10	213	5	1881年
渡辺柳下	佐瑠太村	33	3	28	2	?
岩根静一	波恵村	364	18	340	6	1882年
八田満次郎	荷負村	133	5	118	10	1892年
中山武二	平取村	51	0	46	5	?

北海道農会「北海之殖産」第75号 (1896年)

第9表 1904年における大地積貸付一覧 (沙流郡)

	場所	目的	面積 (町歩)	住所
石塚弥太郎	賀張村	牧場	141	函館
岩根静一	波恵村	〃	223	波恵
芳住秀助 外1名	平賀村	〃	330	荷菜
鹿戸セマヌレ 外1名	門別村	〃	213	門別
鹿戸シテアエレ 外6名	〃	〃	205	〃
武田寅藏	〃	〃	178	〃
藤本元藏	〃	〃	234	〃
三吉笑吉	〃	〃	202	札幌
溝口直正	佐瑠太村	畑	253	東京
喜谷市郎 右衛門	〃	〃	266	〃
大倉喜三郎	紫雲古津村	牧場	293	〃

「殖民公報」第25号

処分法制定以後、大地積の貸付が増加しており、そのなかで牧場創設を目的としたものが多い。沙流郡のなかでも門別・豊郷方面に多く、沙流川本流筋には大地積の貸付地が少ないことが注目される。

### (3) 1902年頃から1912年頃まで一日高町を中心に—

日高町の開拓過程は平取町、門別町の場合とその様相が若干異なっていた。平取町、門別町のそれはすでにアイヌが集落を形成し定住しており、そうした所に和人が入殖したが、日高町にはアイヌは定住していなかったのである。また平取町、門別町の開拓は1890年代に本格化し、入殖者は殖民区画がなされていない、いわゆる区画外の土地に入殖したのに対し、日高町のそれは1905年頃からようやくはじまり、入殖者は殖民区画のなされた土地に入殖し、また入殖の経路も異なっていた。

沙流・門別間の原野では1894年に殖民地の選定がおこなわれたものの、区画・測設はおこなわれなかった。それに対し日高町では殖民地選定にもとづく区画・測設が1900年代初頭

におこなわれ<sup>15)</sup>、区画・測設の数年後に入殖者をみている。

日高町で最初に入殖者をみたのは沙流川最上流部に位置する千栄においてである。当時銃床材の需要がたかまり、全道的にクルミの伐採が進んでいたが、クルミ材を求めて多くの樵夫が金山・占冠町を通って沙流川上流部に入りこんだ<sup>16)</sup>。その樵夫の一人がそのまま定着し、開拓に従事したのがこの部落のはじまりであり、それは1905年のことであった。いわゆる金山コースからの入殖である。他方、日高町の市街地である旧ウシャップには1907年に入殖者をみている。これは千栄の場合とは異なり、沙流川をさかのぼり、いわゆる沙流川コースをたどって入殖している。

こうして日高町では金山コースと沙流川コースの両方から入殖者があり、1900年代初頭には急速に入殖者が増加した。そして集落が形成され、市街地が形づくられたが、「市街地が異常に膨れてきたのは㊦組(坂本木材のこと……石井)の伐採がはじめられたからである<sup>17)</sup>。坂本木材が沙流川流域で王子製紙の山林事業を請負い、森林伐採をはじめたのは1909年のことである。

#### (4) 私的土地所有の構成とその特徴

流域における土地の私的所有はこれまでくりかえし述べてきたように国有未開地の処分を通じて形成された。1880年代の後半には前掲の第3表にみたように沙流郡には数10町歩の民有地しか存在しなかった。それが国有未開地の貸付、成功検査をへて、土地の払い下げ・付与をうけて私有地が次第に増加していった。その様相をみたのが前掲の第4表であった。

ここで問題とすべきなのは第1に流域の土地所有構成の大枠がいつ頃までに決まったのかということである。第10表は国有未開地の貸付地と売払地の合計の推移をみたものであり<sup>18)</sup>、

第10表 沙流郡の貸付地・売払地の推移

(町歩)

	合 計	耕 地	牧 場	植 樹 地	そ の 他
1907年	8,329	4,044	4,211	73	1
1910年	7,453	3,559	3,729	11	154
1913年	9,189	2,744	6,115	2	343
1918年	718				

『北海道統計書』、浦河支庁『管内統計一斑』

第11表 沙流郡の土地所有構成の推移

(町歩)

	計	国有林	官有地	民有地	売払地	貸付地	処分未済地
1910年	168,093	127,269	320	25,557	3,301	4,157	7,489
1913年	168,092	119,760	320	29,966	7,956	1,717	8,173
1919年	168,093	105,345	359	54,507	0	718	7,164
1923年	163,093	99,861	281	59,210	0	265	8,476

浦河支庁『管内統計一斑』

これによれば1918年には貸付地・売払地の面積が激減していることがわかる。従って遅くとも大正中頃までには流域における国有未開地の貸下げがほぼ終わっているとみてよいだろう。さらに第11表をみると土地所有構成の変化がわかり、そこでは1913年から1919年の時期が注目される。すなわちこの時期に売払地・貸付地が急減する一方、民有地が急増しており、それに加えて1919年には民有地面積が流域の土地面積のなかで約35%を占めるに至り、ほぼ現在(1979年)の民有地比率と同じくなっている。こうして流域の土地所有構成の大枠は大正初期頃までに、遅くとも大正中頃までには定まったとすることができる。

次に問題とすべきなのは流域の土地所有構成の特徴をどのようにみるかということである。第12表によれば沙流川下流の門別町は国有林率30%、私有地率50%であるが、沙流川をさかのぼるに従って国有林率は高まり、日高町では91%になり、同町が典型的な国有林山村となっている。また町村有地が10,966町歩存在していることも注目される(これは町村有の共同放牧地である)。第13表は1918年末の地目別民有地面積をみたものである。これによれば牧場地目の土地が最も多く、山林または植樹地地目の土地は786町歩と極めてすくないのである。また表には示さなかったが、アイヌの給与地が流域のなかに約1,000町歩ほど存在していることにも留意しておかねばならない。

かくして流域の土地所有構成の特徴点をまとめると、(1) 国有林の比重が高いこと、(2) 町村有地の比率の高さとそのあり方に特徴があること、(3) アイヌの給与地が存在していること、(4) 私有地のなかで牧場地目の土地が多く、この段階では山林または植樹地地目の面積がすく

第12表 1918年における土地所有構成(沙流郡) (町歩)

	計	国有林	官有地	民 有 地				貸付地	未開地 その他
				小 計	私有地	町村有地	その他		
日 高 町	52,886	47,956	14	3,314	3,314	0	0	385	1,217
平 取 町	77,871	45,973	97	27,102	21,453	5,597	52	308	4,391
門 別 町	37,336	11,416	248	24,091	18,716	5,369	6	25	1,556
計	168,093	105,345	359	54,507	43,483	10,966	58	718	7,164

浦河支庁『管内統計一斑』

第13表 1918年における地目別民有地面積(沙流郡) (町歩)

	計	耕 地	牧 場	山林又は 植 樹 地	原 野	その他
日 高 町	3,311	2,319	697	0	123	172
平 取 町	26,909	6,140	16,810	419	2,786	814
門 別 町	24,066	5,310	15,260	367	2,317	812
計	54,346	13,769	32,767	786	5,226	1,798

浦河支庁『管内統計一斑』

ないことがわかる。従って北海道は日本資本主義の辺境として存在していたが故に、土地の私的所有は国有未開地の処分によって形成されたのであるが、国有林率の高さに端的に示されるように、流域の土地所有構成には日本資本主義の性格が刻印されているといつてよい。

#### 注

- 1) 門別町『門別町史』(1961年), 91頁。
- 2) 前掲『門別町史』の95頁には残留した者の氏名がのっている。
- 3), 4) 前掲『北海道殖民状況報文日高国』, 75頁, 86頁。
- 5) 沙流川流域では地所規則と土地売貸規則にもとづいて私的所有が成立した土地はわずかしかなかった。
- 6) 前掲「北海道林業の発展過程」, 40頁。
- 7) 前掲『北海道農地改革史上巻』, 57頁。
- 8) 北海道庁『北海道殖民地撰定第2報文』(1897年), 83頁。
- 9) 前掲「北海道林業の発展過程」, 42頁。
- 10), 11) 前掲『北海道殖民状況報文日高国』, 83頁, 91頁。
- 12) 日高支庁『日高開発史』(1954年), 111頁。
- 13) 平取町『平取村開村50年史』(1952年), 178頁。
- 14) 前掲『北海道殖民状況報文日高国』, 91頁。
- 15), 16), 17) 日高村『日高村50年史』(1956年), 141頁, 92頁, 108頁。
- 18) 1908年に改正された北海道国有未開地処分法では大地積処分には売払制をとり、自ら耕作しようとするものには特定地を指定し、貸付・無償付与制をとるといふように処分方法において2本立てを採用した。

### 3. 交通条件の変化

交通条件の変化は拓殖の有様、そして林業生産に決定的な影響を与えるので、沙流川流域の交通条件の変化について簡単にみることにする。

#### (1) 道路の改良過程

##### ① 道路の開設

沙流川の河口は富川であるが、富川は明治初期のいわゆる東海岸根室線(苫小牧、根室間)における交通の要所となっていた。この東海岸根室線は当時道央と道東を結ぶ重要な幹線であり、それは同時に沙流川の各町村を道央の都市に結ぶ重要な道でもあった。しかしその道路状態は1893年に改良工事がおこなわれるまでは「海浜砂礫の上を通行し、路線として認められるべきものではなかった」<sup>1)</sup>。従って当時、徒歩によるか、駄馬による以外通行の方法がなかったのである。1893年に路線が改良されてようやく馬車がおれるようになり、1895年には沙流川に橋がかけられた<sup>2)</sup>。それ以降も徐々に道路が改良されて、1915年には富川・浦河間の定期客馬車が開通している。

他方、沙流川流域の道路状態は上述の幹線に比して一層劣悪なものであった。1890年代後半に至るまで沙流川には刈分道程度のものでしかなかったのである。1899年に「改修土木工事が施行され、側溝を掘り砂利を敷きようやく道らしい道になり、平取までは馬車がおれるようになった」<sup>3)</sup>。しかし平取より上流は駄馬によるしかなく、その交通は困難を極めた。また沙流川

には当時なお富川橋しか橋はなく、川を渡るのは全て渡船によっていた。このように1900年代初頭までは日高—占冠—金山間、および日高—岩知志—平取間には刈分道しかなかったのである。しかし「陸道の徒歩連絡から駄馬利用の要求がせまられ、急に道路整備の必要が唱えられ」<sup>4)</sup>、1910年代初頭に至り、国費支弁による里道開設がはじまった<sup>5)</sup>。日高—金山間の里道は1909年に着工し、1911年に開通している。日高—平取間の里道は1909年に着工し、1913年に竣工している(いわゆる左岸道路の開通)。

しかし岩知志と岡春部間は断崖絶壁をなし、沙流川にそって道路を開設することができなかったため、岩知志と岡春部間の道路はいわゆる山道であった。そのため里道が開設されたにもかかわらず、1910年代を通じて「荷負までは普通馬車を通ずることはできたが、それより上流振内・岩知志方面は全く駄馬道にすぎな」<sup>6)</sup> かった。こうした事情と日高・金山間は約40 km、日高・富川間は約63 km というように、日高・金山間の方が距離的にも近かったため、日高町は当時平取・富川との結びつきよりも、金山・占冠との結びつきの方が強かったのである。

## ② 自動車の導入

日高支庁管内で定期乗合自動車が運行されたのは1920年である。日高自動車株式会社が同年に設立されて、富川・浦河間を運行している<sup>7)</sup>。沙流川流域で定期自動車が運行されたのは1927年であり、それは「金山駅を起点として日高を通じ仁世宇を終点」<sup>8)</sup> としていた。つまり沙流川の上流部で最初に定期自動車が運行されたのである。下流部では1928年から定期自動車が運行している。しかしこの当時においても岩知志・岡春部間の道路は山道であり、平取・日高間の自動車の運行は困難であった。

こうした状態が打破される契機となったのは1931年に開通をみた沙流川右岸道路の開通である。従来は左岸の山道を通っていたが、右岸道路は断崖をくずし、沙流川にそって敷設されたものであり、右岸道路の開通によって交通条件は大きく改善された<sup>9)</sup>。その結果1932年には平取・日高間の定期自動車が運行されて、日高町は日高支庁の経済圏に強く結ばれるようになったのである。

## (2) 鉄道の敷設

1887年に創設された北海道炭鉱鉄道会社は同年に「幌内炭山及び手宮・幌内間、幌内太・イクシュンベツ間鉄道並びにその附属物件」<sup>10)</sup> を道庁から払い下げをうけ、鉱山業と鉄道運輸業を開始したが、ただちに鉄道新線敷設の計画をたて、室蘭線と空知線の2線を新設することとした。室蘭線とは室蘭・岩見沢間の本線と夕張炭山支線とをいったが、1892年に工事に着手し、同年のうちに室蘭・岩見沢間の全線の開通をみている。こうして鉄道の開通によって札幌・岩見沢・苫小牧・室蘭間の交通条件は改善された<sup>11)</sup>。

しかし日高方面の鉄道敷設は非常に遅れ、それをみたのは1908年のことであった。すなわち三井物産が鶴川流域の木材を搬出するために馬車鉄道を苫小牧・鶴川間に開設したのがそれである<sup>12)</sup>。この鉄道は1911年には三井物産と王子製紙の共同経営となり、路線も富川まで

延長されるとともに、動力として蒸気機関を使用するようになった。また1913年には王子製紙は三井物産から同鉄道の権利一切の譲渡をうけて苫小牧軽便株式会社を設立した。こうして明治末には沙流川河口まで鉄道が敷設されて、その後の地域経済と林業生産の条件が確立したとすることができる。なお同鉄道は1927年に日高拓殖鉄道とともに<sup>13)</sup> 国に買収されて国有鉄道となっている。

さらに1920年に板谷順助らが平取町方面の産物を輸送するために王子製紙の協力もえながら沙流軌道株式会社を設立し、富川・平取間に鉄道を敷設した。同鉄道が営業を開始したのは1922年であるが、延長は13 kmであり、旅客、木材、クローム鉱石、農産物等を輸送した<sup>14)</sup>。なお日高町と関係の深い国鉄金山駅は1901年に開設されている<sup>15)</sup>。

### (3) 海上航路

日高支庁管内では鉄道が開通する以前、物資の輸送の多くは海上輸送によっていた。「生産物の販売・日用品の購入は函館を基点とする船舶に全く依存し(日高支庁は……石井)完全な函館商圏に包含されていた<sup>16)</sup>。1880年代後半に門別町の住民で運送店を経営するものがでてきたが、定期航路が開設されたのは1913年のことである。つまり函館の金森商船株式会社が日高・函館間の定期航路を開始したのである<sup>17)</sup>。そして大正年代を通じて海上輸送は盛んであったが、日高拓殖鉄道の開通や定期自動車の運行をみるなかで、海上航路は急速に衰退していった。また港の建設はおくれたが、日高海岸では沿岸での荷上げや積取が容易にできたので、船を利用しながら物資や木材の積取が長い間おこなわれていた。

### (4) 河川取締と流送

明治期を通じて北海道の大半の河川は沙流川も含めいわゆる人工を施していない原始河川であった。また開拓の進行のなかで河川取締と各種河川工事が徐々におこなわれるようになったが<sup>18)</sup>、1896年制定の河川法は明治・大正期を通じて北海道では適用されなかった<sup>19)</sup>。

河川法適用以前において北海道の河川を取締の際の根拠法は1898年制定の堤防敷地処分規程と1903年制定の河川取締規則である。前者は官有地である堤防敷地の使用のあり方を、後者は官有地である河川を取締り方をそれぞれ規定したものである。

河川取締規則の第1条では「本規則ヲ適用スル河川及其区域ハ北海道長官之ヲ指定ス」とし、第4条では「河川ニ工事ヲ施行シ若クハ土砂石礫竹木其他雑産物ヲ採取シ又ハ河川ヲ使用シ若クハ木材ノ流送ヲナサントスルトキハ左ノ区別ニ依リ当該行政庁ノ許可ヲ受クヘシ」とし、第16条では「河川ニ木材ヲ散流スヘカラス」としている。河川取締規則施行河川として1903年3月に石狩川他5河川を指定するとともに、同年12月には木材の散流を禁ずる第16条適用の河川として石狩川他12河川を指定した<sup>20)</sup>。

沙流川は1907年に地方費支弁の河川として指定をうけ、その使用には道庁の許可が必要となった。その状況を見ると王子製紙が沙流川で流送を本格的に実施したのは1910年の春であった。その際にまず王子製紙は網羽の建設許可を北海道長官に申請し、その許可がおりた後

に平取と富川に網羽を建設している。また流送の実施も日高支庁からその許可をうけてから実施している。ところが1910年の流送の際に平取より下流では一部は筏流で、大半は散流で実施したが、大水の発生のために網羽が欠壊し、多くの流出材をだすという事態が生じた。そのために日高支庁は流送を許可する際にだした条件にさらに「木材ハ必ず筏トシ流送人夫ヲ付添ハシムルベシ」という条件をつけた。しかし王子製紙はそれでは流送の実施が不可能となるということから、日高支庁と折衝した結果、同支庁から「本月22日付ヲ以テ出願ノ沙流郡沙流川木材ノ流送ニ関シテハ本年8月8日命令第212号ノ追加条件ヲ遵守シ必ず筏流ヲ行フ義ナレドモ、1. 湯水、2. 浅瀬、3. 其他事実上散流ノ外途ナキ個所ニアリテハ願ノ趣承認致スニ付キ知サルベシ」<sup>21)</sup>という通達があり、王子製紙は平取より下流でも散流がふたたび実行できるようになった。

次いで沙流川が鶴川とともに河川取締規則の施行河川に指定されたのは1918年である。しかしこの際には木材散流を禁ずる第16条の指定河川にはならなかった。

このように道庁は河川取締規則によって流送を規制してきたが、1922年に道庁令として制定された木材流送取締規則は流送に関する独立の規則をさだめて、本格的に流送を規制しようとしたものである。同規則の第4条では「木材流送ヲ為サムトスルモノハ左ノ区別ニ依リ当該行政庁ノ許可ヲ受クベシ、1. 北海道長官ノ指定シタル河川ニ関スルモノハ北海道庁ニ願ルヘシ」となり、第5条では「願書ハ流送開始三カ月以前ニ当該行政庁ニ提出シ同時ニ副本ハ関係支庁、区役所、町村戸長役場ニ提出スルヘシ」とし、第8条では「木材流送禁止期間及散流ヲ禁止スヘキ区域ハ別ニ之ヲ定ム」としている。そのうえで木材流送取締規則の適用をうける河川として石狩川他60河川を指定し、木材流送禁止期間を8月1日から9月30日までとし、46河川について木材散流禁止区域を定めたのである<sup>22)</sup>。この結果、沙流川は同法の適用を受ける河川となり、平取より富川までの区間の散流は1922年以降禁止されることになり、筏流によらざるをえなくなったのである<sup>23)</sup>。

他方、河川工事はほとんどおこなわれておらず、沙流川を対象とする河川工事は「戦後24年に着工するまでは殆んど行なわれず、僅かに第2期拓殖計画の河川費により応急的な護岸工事を実施するにとどまった」<sup>24)</sup>。

#### 注

1, 2) 前掲『日高開発史』, 137頁。

3) 前掲『平取町史』, 736頁。

4) 前掲『日高村50年史』, 118頁。

5) 里道とはどういう規格の道路で、かつその開設の費用負担をだれがおこなうかは必ずしも明らかではないので、筆者が調べた範囲内のことをここに述べる。

北海道庁土木部『北海道道路概要』(1940年)によれば、いわゆる道庁初期時代(1886年~1900年)においてすでに国道、県道、里道という道路区分があったとしている。また1901年の北海道10カ年計画では国道、県道、里道、市街道路、排水道路という区分をしている。

北海道庁『北海道路誌』(1925年)の157頁に述べられている道路の種類および築造方法によると、里

道の造成幅は1間半から2間とされ、道路敷地は6間ないし12間としている。

このように里道とは馬車が通行できるものであるが、里道を開設しても実際に馬車が通行できるかどうかはその後の維持管理による。なお1919年に道路法が制定されたが、同法はただちに北海道にも適用となり、従来の仮定県道は地方費又は準地方費道に、里道は市道、町村道になった。その際に苫小牧・浦河間の道路は地方費道に、富川・金山間の道路は準地方費道に指定された。

- 6) 前掲『日高村50年史』, 232頁。
- 7) 前掲『日高開発史』, 237頁。
- 8) 前掲『日高村50年史』, 139頁。
- 9) 前掲『日高開発史』, 232頁。
- 10) 梅木通徳『北海道交通史』(1950年), 244頁。
- 11) 同鉄道は1906年に政府に買収されて、国有鉄道となった。
- 12) 北海道で最初に馬車鉄道が設けられたのは函館であり、それは1897年のことである。その後、岩内、旭川で馬鉄が布設されている。三井物産が馬鉄を最初に設けたのは早来・厚真町チケッベ間であり、それは1904年に竣工をみている。
- 13) 日高拓殖鉄道は富川・浦河間を対象にしており、1923年に設立されている。
- 14) 堀江敏夫『苫小牧地方鉄道史』(1968年), 14頁。
- 15) 1896年に北海道鉄道敷設法が公布されて、公債を募集して北海道開拓に必要な鉄道を建設することになった。十勝線旭川・落合間の鉄道建設はその一環であって、1901年9月に開通している。詳しくは日本国有鉄道北海道総局『北海道鉄道百年史上巻』(1976年)を参照のこと。
- 16), 17) 前掲『門別町史』, 116頁, 124頁。
- 18) 河川工事の推移の詳細は、北海道庁『新選北海道史第4巻通説3』(1937年)の第7章第2節を参照のこと。
- 19) 北海道に河川法が適用となったのは1934年のことである。
- 20) 河川名をあげると、石狩川、豊平川、当別川、夕張川、空知川、雨竜川、千歳川、江別川、天塩川、十勝川、大津川、釧路川、尻別川である。もっとも全流域の散流を禁止したのではなく、木材散流禁止区域をさだめたのである。
- 21) 王子製紙資料より。
- 22) 北海道林業会報第20巻第1号(1922年)の55頁から59頁にかけて木材流送取締規則と木材散流禁止区域が掲載されている。
- 23) 北海道『北海道山林史』(1953年)の949頁には、沙流川は「流送の難場といわれ、富川迄散流であったが、大正10年頃に至り平取・富川間を筏流することになった」とある。
- 24) 北海道開発局『北海道の直轄河川』(1969年), 62頁。

#### 4. 林業生産の状況

ここでは1909年以前の林野利用・林業生産についてみるが、その基本性格は自給的なものであり、商品生産としての利用・生産は部分的であったことにある。商品生産としての林業生産は沙流川流域では1909年以降開始され、本格化するといつてよい。

開拓の対象となる土地に生立する樹木はそれが商品生産の対象とならない状況のもとでは薪材や建築材として利用されるものを除き、その大半は開拓の障害物であり、それらは伐倒され、焼却されることになる。沙流川流域の国有未開地上の立木は入殖者の入殖時期が早かったため、また商品生産の対象となる時期が遅かったため、伐採されて焼却されるものが多かつ

たと推測される。事実「海岸ノ樹木ハ漸々濫伐セラレ屢々野火ノ害ニ罹リテ減少シ河岸ノ樹木ハ開墾ノ為メニ伐採」<sup>1)</sup>されたのである。

注

1) 前掲『北海道殖民状況報文日高国』, 56頁。

III. 戦前期林業構造の確立

ここでは明治末から大正期を通じて確立した戦前期の林業構造についてみることにしよう。その特徴は王子製紙や三井物産という中央資本の進出によって林業生産が本格化し、資本に主導された林業構造が形成されたことにある。以下において地域林業構造を構成する各経済主体の状態と性格について詳細に分析することにする。対象とする時期は1910年頃から1931年頃までである。

1. 森林所有の確立

(1) 国有林

① 国有林の確定

前述したように流域の私的土地所有は国有未開地の処分を通じて形成されたが、この過程は同時に国有林の確定過程であり、将来ともに存置すべきであると見なされた土地は国有林として確保されたのである。従って私有地への解放は不十分にししかおこなわれず、流域の約7割の土地が国有林として囲いこまれた。

日高支庁のこの間の国有林面積の推移をみると第14表のとおりである。1886年に484千町歩の国有林が存在していたが、1912年には275,796町歩に減少している。全道的にみた時に国有林の分割解放が完了したのは明治末とされており<sup>1)</sup>、日高支庁そして沙流郡の国有林面積はほぼ明治末に、遅くとも大正の初めに確定したといってよい。

国有林の確定に一画期をなしたのが1899年から1907年にかけて実施された北海道官林種別調査である。この調査によって第1種林は将来長く国有林として保存経営すべきもの、第2種林は将来公有林として経営すべきもの、第3種林は将来私有林として経営すべきもの、第4種林は将来森林として経営する必要のないもの、に選定区分された。種別調査の結果が1907年の北海道国有林整理綱領の基礎数字となっており<sup>2)</sup>、この国有林整理綱領にもとづき1908年から国有林の整理事業が開始され、林地区分調査、境界測量、施業案編成、不要林地調査等がおこなわれ、不要林地とされた土地は売り払われて、最終的に国有林籍が確定したのである。

第14表 国有林面積の推移(日高支庁) (町歩)

1886年	484,000
1890年	474,739
1896年	466,768
1900年	374,350
1902年	364,697
1904年	364,224
1906年	303,548
1908年	298,568
1910年	294,792
1912年	275,796
1914年	270,639

『北海道森林統計書』

## ② 森林の状態

国有林が管理・経営を開始した時期の森林はどのようなものであったろうか。沙流川流域の国有林（以下沙流国有林と略称）を対象に編成された簡易施業案や編成施業案が現存していないので、施業案上からこれを知ることができないものの<sup>3)</sup>、いくつかの資料があるので、当時の森林状態についてふれることにする。

1907年に実施された王子製紙社員の武藤・佐々木の「鶴川（二俣下流）及沙流川流域視察復命書」<sup>4)</sup>によれば「沙流川ハ延長略鶴川ニ等シト雖モ流域大ニシテ水量多シ」とあり、調査でさかのぼっていったパンケウシャップやルヨイ付近の森林は「本流左岸ハ河岸ヨリ直チニ針闊混淆林ニシテ其混淆部合略等シクエゾマツ多クトドマツ少シ然レドモ比等ハ多クハ細小ニシテ稚樹発生盛ナレドモ目通直径一尺以上ノモノハ頗ル少シ」。「右岸ハ一般ニ闊葉樹ニシテナラ・カツワ・ハリギリ・イタヤ等主トシ」ていた。またサンサコロよりエケウレリに至る流域は「本流付近ノ森林ハ多クハ闊葉樹ニシテイワチシ付近ニハイタヤカエダ少ナカラズ」であり、エケウレリより下流は「一般ニ闊葉樹ニシテエゾマツハ僅ニ胆振国境ニブタニ以北ニ於テ点在スルニ過ギズ」という林況であった。沙流川の最も大きな支流である糠平川流域の林況は「河岸ハドロ、ヤマナラシノ小団地ヲナセル所少ナカラズ然レドモ河岸ヲ溯レバカツワ、ナラ、ハリギリ等ヲ主トスルモノノ如シ針葉樹ハ上流ニ於テ稍々多キモノノ如シ」であった。

同じく王子製紙社員の小関十郎が1912年におこなった森林調査<sup>5)</sup>は沙流川の最上流部に位置するウエンザル川、パンケヌーシ川、パンケヌーシ川を対象としていた。これらの河川付近は「急峻ナル傾斜地ニシテ三角形ニ峻立シテ相連亘セサル所」であり、その森林状態はパンケヌーシ右岸では「生育良好ナラズ胸高径2尺ヲ越ユルモノ甚ダ稀ニシテ6寸及至1尺ノモノ多シ全長ハ14間以上ニ達スルモノ少ナク12・3間ヲ最長トス」、材積は「毎町歩約180尺メ（約216石……石井）」であった。パンケヌーシ右岸では「今鶴川流域中最モ上長生育ノ劣リタルトママ付近ニ比スルニトママ付近ノ最モ短カキモノニシテ11・2間ノ全長ヲ有スルモノハ本流域ノ最長ノモノト相等スルニ至リテハ其差甚シト云ウベシ」であった。またウエンザル右岸流域では「沢会ニ生ズルモノハ比較的優良ニシテ胸高径1尺7・8寸ヨリ2尺2・3寸全長13間位ノモノアルモ峯及高地ニ生ズルモノハ胸高径1尺4寸位全長10間内外ノモノ分布ノ優位ヲ占メル有様」であり、蓄積ハ「毎町歩120尺メ（約144石……石井）」であった。

第15表 沙流・糠平事業区の蓄積

	面積 (町歩)	蓄 積			1町歩当り 蓄積 (石)	年伐材積 (千石)
		N (千石)	L (千石)	計 (千石)		
沙流事業区	63,529	20,898	16,343	37,241	586	66
糠平事業区	30,845	9,906	7,965	17,872	579	60
計	94,374	30,804	24,308	55,113	583	126

『国有林事業成績』

1913, 14年に調査がおこなわれ、編成された施業案の蓄積をみると第15表のとおりである。沙流および糠平事業区の材積合計は針葉樹30,804千石、広葉樹24,308千石である。従って流域全体としてみると針広混交林であり、1町歩当りの蓄積は583石である。

こうして上記の調査内容と蓄積からみて、国有林が管理経営を開始した際の森林状態は流域全体では針広混交林であり、上流にさかのぼれば針葉樹が増加し、針葉樹林が出現した。しかし岩知志より下流は広葉樹林であり、上流部の森林は胸高直径や樹高の状態からしてさほど蓄積の多い森林ではなかったと推測される<sup>6)</sup>。

③ 管理体制の整備

北海道国有林の管理体制のうえで一画期をなしたのは1907年の北海道国有林整理綱領の制定である<sup>7)</sup>。同整理綱領にもとづいて全道に5カ所の営林区署と16カ所の営林区分署が設置された。日高支庁管内の国有林を管理するために札幌営林区署浦河分署が1908年に設けられ、森林監守駐在所が浦河、様似、幌泉、門別に配置された。営林区署および分署は管轄区域内の国有林野、社寺有林、公有林、私有林等に関する事務と国有林野の保護・造林・貸渡、産物売払、各種調査等の事務を取りあつた<sup>8)</sup>。

管理体制の整備過程をみるために、浦河分署の職員数と沙流国有林を対象とする保護区・森林監守駐在所の設置状況をみたのが第16, 17表である。この表から営林区分署が設置された1908年と森林費が拓殖費に編入された1918年に、保護区と森林監守駐在所が増設されていることがわかる。そして1918年頃の管理体制が戦前期の国有林のそれを示しているとすることができる。沙流国有林は浦河分署のなかで戦前期を通じて事業の中心地であったので、沙流国有林に最も多くの森林監守駐在所がおかれていたが、それでさえ1森林監守駐在所あたりの管理面積は20,409町歩であって、ここに戦前期の国有林の管理レベルがあらわれている。なお1909年に日高町に森林監守駐在所が増設されているが、これは同年に年期契約による王子製紙の山林事業が開始されるという事態に対応したものである。

その後1928年に浦河分署が営林区

第16表 札幌営林区署浦河分署の職員数(人)

	計	判任官	属	技手	森主	林事	雇
1909年	9			3	5		1
1914年	12	3		1	6		2
1917年	10	3			6		1
1921年	19		1	4	12		2
1925年	20			7	9		4
1929年	21		1	8	9		3
1933年	20		1	9	10		

『北海道林業会報』、『北海道森林統計書』  
『国有林事業成績』

第17表 保護区と森林監守事務所の設置

保護区名	設置年度	森林監守事務所	設置年度
門別	1908年	門別	1908年
右左府	1909年	右左府	1909年
幌去	1918年	幌去	1918年
荷負	〃	荷負	〃
千呂磨	〃	千呂磨	〃

『国有林事業成績』

第18表 森林防火組合の設置(日高町と平取町)

	設立許可年	組合員数 (人)	森林面積 (町歩)
右左府・千呂露森林防火組合	1914年	270	54,321
二風谷森林防火組合	〃	65	1,000
平取森林防火組合	1915年	76	1,000
荷負・長知内森林防火組合	1922年	86	7,000
貫気別森林防火組合	〃	89	21,800
上貫気別森林防火組合	〃	54	10,560

北海道『森林防火組合一斑』(1923年)

署に昇格している。これは第2期拓殖計画の実施にともなう処置であり、営林区署と分署の区別を廃止し、営林区署に一本化したものである。

営林区署の下部組織として森林防火組合がある。森林防火組合は「森林ノ火災ヲ予防並消防スルヲ目的」<sup>9)</sup>として1914年に制定された森林防火組合設置規則にもとづき設けられている。同組合は形式的には地元住民による任意の申し合せ組合であるが、実質的には国有林の下部組織として上から作られたものである。第18表は沙流国有林を対象とする防火組合を一覧に示したものである。そのなかで最も組織が整備されていたのは右左府・千呂露森林防火組合であり、その活動状況は北海道林業会報(第17巻第3巻, 33頁)に紹介されている。それによれば「組合区域を5部に分ち各部に部長副部長並に伍長を置き別に通報人を定め(中略)各部に消防器具を備え且つ各部内に一ヶ所宛の警鐘台を設け」ていた。

#### ④ 施業案の編成

沙流国有林を対象に編成された施業案は第19表に示した通りである。1908年の北海道国有林施業按編成方針<sup>10)</sup>にもとづく編成施業案は糠平事業区では1913年度に、沙流事業区では1914年度に調査され、それぞれ編成をみている。

ここでまず問題すべきなのは編成施業案の編成以前に沙流国有林を対象に王子製紙との間に立木伐採につき年期契約が結ばれていること(1907年10月)であり、その際の施業案上の裏付けは何に求められたかということである。

第19表 沙流国有林の施業案編成

		調査年度	実行期間(年度)
沙流事業区	編成施業案	1914年度	1915~1923
	第一次検訂案	1923年度	1924~1933
	第二次検訂案	1933年度	1934~1943
糠平事業区	編成施業案	1913年度	1914~1923
	第一次検訂案	1922年度	1924~1933
	第二次検訂案	1933年度	1934~1941

札幌営林局『日高経営計画区第三次経営計画書』

北海道庁拓殖部『北海道ノ森林』(1918年)によれば「施業案編成林ニ就テハ其所定ノ年伐量ニ依リ未編成林ニ就テハ在来ノ簡易施業案ノ年伐制限範囲内ニ於テ極メテ消極的ニ伐採ヲ行フ」とある。北大林政学講座所蔵の北海道林政史資料によれば1908年現在の簡易施業案編成

箇所として「沙流郡第1～第10事業区」という記載がある。さらに沙流国有林の編成施業案を編成した林常夫の論述<sup>11)</sup>から、1902年制定の北海道官林施業案編成手続にもとづく、いわゆる簡易施業案が沙流国有林において編成されていたとすることができる。その簡易施業案の指定量が年期契約の年伐量を決める際の根拠となったとみてよいだろう。

次に施業案の内容についてみるが、戦前期の施業案が現存していないので、年伐量を中心にみることにする。編成施業案の概要はすでに第15表に示したとおりである。作業法はおそらく択伐作業であったと思われるが、指定年伐量は糠平事業区60千石、沙流事業区66千石であり、これらは全て針葉樹であった。ちなみに王子製紙との年期契約上の年伐量は1914年の契約書では糠平事業区60,132石、沙流事業区66,648石となっており、施業案指定の年伐量は全て王子製紙に売り払われることになっていた。なお編成事業案についてであるが、全道的に「本調査(編成施業案の調査のこと……石井)ハ大要ノ施業按ニ留マリ其精度極メテ低キヲ以テ当初予定ノ如ク引続キ第2次ノ調査ヲ行ヒ精密ナル施業案ノ編成ヲ必要トス」<sup>12)</sup>とされるものであって、本格的な施業案は第1次検訂案の編成を待たなければならなかった<sup>13)</sup>。

1922、23年度にそれぞれ、調査され編成された、第1次訂案の内容は第20表の通りである。作業法は択伐作業が採用されており、年伐量は糠平・沙流事業区合計で302千石となっている。編成施業案のそれに比して2.4倍の伐採量が指定されており、針葉樹とともに広葉樹が指定されていることに注目したい。つまり針葉樹は王子製紙へ販売されるとしても、広葉樹は地場資本や地元住民に売り払われる可能性が大きいからである。

第20表 第一次検訂案の内容(沙流・糠平事業区)

	面積 (町歩)	蓄積			年伐量			
		N (千石)	L (千石)	計 (千石)	N (千石)	L (千石)	計 (千石)	
沙流事業区	択伐	39,682						
	停伐	13,245						
	除地	2,295						
	未利用	9,482						
	小計	64,704	19,313	15,127	34,440	170	56	226
糠平事業区	択伐	16,150						
	停伐	12,458						
	除地	1,562						
	小計	30,170	7,280	10,196	17,476	30	46	76
	合計	94,374	26,593	25,323	51,916	200	102	302

『国有林事業成績』

⑤ 諸事業

イ. 年期契約

沙流国有林の伐採は年期契約にもとづく王子製紙の森林伐採として開始されたので、最初

第21表 沙流国有林の年期契約一覧

契約年月	対象	期間	年割額	備考
1907年10月	沙流国有林	1908年~1917年	182千尺 $\times$ (218千石)	追加
1909年10月	沙流国有林	1910年~1917年	70千尺 $\times$ (84千石)	
1914年9月	沙流事業区	1914年~1917年	66,648石	変更
〃	糠平事業区	1914年~1917年	60,132石	
1918年7月	沙流事業区	1918年~1923年	66,000石	変更
〃	糠平事業区	1918年~1923年	60,000石	
1924年12月	沙流事業区	1924年~1933年	170,000石	
〃	糠平事業区	1924年~1933年	29,000石	
1934年9月	沙流事業区	1934年~1943年	32,400 m <sup>3</sup>	
?	糠平事業区	?	?	

「王子製紙資料」

に年期契約についてふれることにする<sup>14)</sup>。

沙流国有林を対象に結ばれた年期契約は第21表にみる通りであり、戦前期を通じて沙流国有林では王子製紙との間に年期契約が結ばれていた。契約は北海道庁長官と王子製紙の社長ないし専務との間に結ばれているが、その根拠となる法律は1902年の北海道国有森林原野特別処分令、1909年の北海道国有林野産物売払規則（同規則は1925年に一部改正される）であった。これらによれば北海道長官の定めた資格を有する重要生産品製造業者や木材業者には随意契約をもって「主産物ニアリテハ十箇年」を越えない範囲内で売払いができていた。従って王子製紙は国有林立木を「製紙原料に供する」として売払をうけ、それらは「使用目的」以外に利用することは禁じられていたものの、年期契約の締結によって、王子製紙は工場原木を安定的にかつ安価に確保することになった。

年期契約書の条文をみるとその基本は変わらないが<sup>15)</sup>、時期によりかなりの変化がみられる。つまり1914年に結んだ契約書からは「年割ノ受渡ヲ終リタル地域ハ物件搬出期間ノ満了ニ従ヒ当然本契約ノ区域ヨリ控除セラルルモノトス」と「本契約ノ区域内ト雖モ売主ハ地元住民ニ対シ其自家用材ヲ売払ウ事ヲ得」という条項が新に付け加えられた。さらに1920年代の契約書<sup>16)</sup>では「売主ニ於テハ必要ニ応ジ年期契約中ノ箇所ニ於テ斫伐ヲ行ヒ造材トシテ年期契約ニヨル数量ヲ引渡ス事ヲ得比ノ場合ニ在リテハ其材積ハ当該年度ニ引渡スベキ資材ノ6割トス」という条項がつけ加わった。

王子製紙が北海道国有林とはじめて年期契約を結んだ1907年当時においては一旦年期契約が結ばれると、契約に定められた10カ年間は契約の示す伐採区域内の伐採権は全て王子製紙の一手に帰すことになっていた。つまり王子製紙以外の者にはその間は何人も伐採が許されなかったのであり、沙流川流域では糠平川より上流は川沿平坦部の殖民区画地を除いて全流域の森林・土地が王子製紙の伐採区域に属していた。しかしながら国有林の整備が進むなかでか

かる独占的な伐採権のあり方が問題にされるに至り、明治末には王子製紙に道庁から、(1) 物件の搬出が済んだ箇所は契約区域より控除する、(2) 目的物件、つまりエゾマツ・トドマツの生立しない場所は契約区域から控除する、(3) 殖民区画を設定した場所は契約区域より控除する、という方針が示された<sup>17)</sup>。先に示した1914年の契約書に新たに付け加えられた条項はこうした方針の確認であり、森林所有体としての国有林の前進を意味する<sup>18)</sup>。そして年期契約が結ばれている地域でも国有林は官行斫伐事業を実行でき、官斫材でもって売払うことができるとした1920年代の契約書は国有林の一層の展開を背景としており、王子製紙はこれを事実として受け入れざるをえなかったのである。

年期契約はその性格から大資本を優遇するものであることは自明なことではあるが、他方ではそれは森林所有体である国有林の安定的な地代確保の手段であり、徐々にこうした側面が強まったとすることができる。

ロ. 森林伐採量

沙流国有林で森林伐採が本格化したのは1907年の年期契約にもとづいて王子製紙が山林事業に着手した1909年度からである。沙流国有林では国有林が直営の伐採事業をおこなわず、立木販売をその基本としていたので、森林伐採は王子製紙によっておこなわれ、国有林は天然林地帯を取得する森林所有に留まっていた。

沙流国有林の伐採量をそれ自体として示すことができないので、浦河営林区分署の伐採量を示したのが第22表である。この表から次の諸点が見える。(1) 1909年度から1921年度までは浦河分署で伐採されたのは沙流国有林だけであり、その大半は王子製紙に販売されていること、(2) 1923年度頃から1927年度にかけて依然、伐採の拠点は沙流国有林であったものの、

第22表 浦河分署の伐採量

	浦河分署の森林伐採量			王子製紙への 売払量 (B) (千石)	B A
	計 (千石)	用材 (A) (千石)	薪 材 (千石)		
1909年度	?			79	?
1911年度	?			220	?
1913年度	?			246	?
1914年度	106	100	6	91	0.91
1916年度	153	146	7	109	0.74
1918年度	162	157	5	70	0.44
1921年度	148	147	1	126	0.85
1923年度	38	35	3	0	0
1925年度	115	109	6	0	0
1927年度	189	182	7	118	0.64
1929年度	239	233	6	156	0.66
1931年度	518	512	6	153	0.29

『北海道森林統計書』、『国有林事業成績』、『王子製紙資料』

広葉樹の伐採がおこなわれはじめ王子製紙への販売比率が徐々に落ちはじめていること、(3) 1927年度以降沙流国有林以外の事業区でも伐採がおこなわれはじめ<sup>19)</sup>、伐採量が増大しはじめていること、などである。

これを沙流国有林に限定すると1909年度から1921年度頃までは王子製紙による森林伐採が唯一のものであった。しかし1923年度以降はそれ以外に広葉樹の伐採がおこなわれはじめたのである。そして伐採量は時期により異なるものの、ほぼ10万石から20万石の範囲であったとみてよいだろう。

なお立木販売のための毎木調査は通常、森林監守1名、王子製紙社員2名、人夫2~3名(王子製紙が雇用する)でおこなわれた。つまり王子製紙社員の立会のもとで森林監守の指示で調査がおこなわれる形となっていた。調査は7月から9月にかけて実施され、調査には1カ月以上の日数を要したといわれる。

#### ハ. 官行斫伐事業

沙流国有林でも一時官行斫伐事業がおこなわれたことがある。すなわち1926年度から1930年度にかけて日高町岩内に沙流官行斫伐事業所が設けられて、同事業が実行された。事業内容は詳しくわからないが、事業量は第23表のとおりであり、針葉樹用材の生産をおこない、同事業の山頭は坂本木材の下請業者であった者が勤めたとされている<sup>20)</sup>。

沙流国有林で一時官行斫伐事業がおこなわれた理由は不明であるが、当時の北海道の木材市場の状況から国有林が同事業に乗りださなければ木材を販売することができなかったためであると推測される<sup>21)</sup>。しかし他方では沙流川流域にも1919年度からはじまる北海道国有林の直営拡大路線が貫徹されはじめたことを意味している。

#### 二. 天然更新事業

この時期における全道の国有林と同様に、沙流国有林でも森林の更新は自然力に依存していた。沙流国有林の作業法は択伐作業であったので一層こうした傾向に拍車がかかったのである<sup>22)</sup>。しかし大正のはじめ、それも1914年度以前に「沙流第2経営区155林班外5カ所に対して行なわれたエゾマツ・トドマツ混植20.43haを嚆矢<sup>23)</sup>とした天然更新を助長するための補助作業がはじまっている。

とはいえ、明治末から大正初期までは予算上の制約があり、天然更新事業は小規模に実行されたにすぎなかったが、1918年度に至って同事業が本格化しはじめた。つまり1917年度に第一期拓殖計画が改訂されて森林費が拓殖費に編入されたので、森林費とくに造林費が増加するに至ったからである<sup>24)</sup>。

第23表 沙流国有林の官行斫伐事業

	資材材積 (石)	造材材積 (石)	生産歩合
1926年度	61,253	35,473】	【0.58
1928年度	52,908	28,494	0.54
1930年度	8,379	5,254	0.64

『国有林事業成績』

拓殖計画の改訂, 具体的には森林費の拓殖費への編入が天然更新事業に与えた影響を『天然更新事業ノ沿革』からみると, 「本計画(第1期拓殖改訂計画をさす……石井)ハ明治41年以降大正5年マテノ伐採跡地並ニ大正6年以降伐採跡地ノ整理即チ補助作業ヲ行ヒ以テ更新ノ完璧ヲ期」すことを目的として, 伐採跡地の補助作業は伐採後の状態を調査して, 5年を経過した後「伐採面積ノ70%ヲ自然生育ニ委ネ25%ヲ手入事業トシテ蔓切刈払ヲ行ヒ5%ニ対シテハ補植ヲ行ヒ, 針葉樹ハ全林闊葉樹ハ50%又過密林ニ対シテハ10年後ニ於テ除伐作業」をおこなおうとするものであった。その結果従来の方針とは, 「傘伐更新変シテ択伐作業ノ形トナル」, 「下種作業ノ廃止」, 「撫育事業ヲ手入, 除伐事業ノ二種トス」, 「防火線事業ノ変化」, 「専門技術官ノ配置, 経費ノ増額」などの諸点で変化が生じたという。つまり伐採面積=更新面積として, 更新面積=補植面積+刈払手入面積+自然生育面積という考えから, 補植は<sup>25)</sup>更新面積の5%, 刈払手入<sup>26)</sup>は25%, 自然生育面積は70%とで更新をはかろうとしたのである。

こうした方針が浦河分署においても採用され, 天然更新事業が実行されたが, その推移をみたのが第24表である。補植と第1回手入が1918年度から実行されていることがわかる。沙流国有林は浦河分署のなかで伐採の拠点であり, 同時に天然更新事業の中心地でもあった。1918年度から1919年度にかけて森林監守駐在所が増設されて組織の整備が進み, 同事業が本格的に実行されたのである。

当時の『天然更新事業実行簿』よりさらに詳しく事業の内容についてみてみよう。第25表は沙流国有林の天然更新事業の推移をみたものである。一定の傾向を指摘することは困難であるが, 当初は補植に, 後に手入作業に力点がおかれていること, 伐採が早期におこなわれた沙流事業区が同作業の開始においても早かったことなどがわかる。また実行箇所は補植では数カ所に集中していたのに対し(岡春部, 千呂露など), 刈払手入作業は広範囲に分散していた。補植の植栽本数は1町歩あたり山苗600本から1,000本であり, 千呂露, 岡春部, タキノ沢, 宿主別などには林間苗圃が設けられていた。その一例として岡春部の場合を示すと, 10月中旬から10月下旬にかけて天然の稚樹を採取して林間苗圃の整地の後10月下旬に植付している。そして翌年の春から夏にかけて除草などの保育作業をおこない, 秋には山出しをおこなっている。

作業組織として人夫頭がおかれており, 実行員は人夫頭を通じて人夫の指揮監督をおこなった。通常, 実行員1人につき「人夫20人, 人夫頭2人」<sup>27)</sup>という構成であった。人夫はアイヌを含む地元住民が主体であったが, 浦河, 静内, 遠くは岩内町からも求人されていた。道具類は国有林持ちであり, 事業がおこなわれたのは人里離れた地点であったので,

第24表 浦河分署の天然更新事業 (町歩)

	更新面積	自然生育面積	補植	第1回手入
1918年度	1,629	924	21	666
1920年度	835	615	100	120
1922年度	1,872	1,245	99	528
1924年度	719	317	61	341
1926年度	816	496	22	298

『天然更新事業ノ沿革』

第25表 沙流国有林の天然更新事業

		補植 (町歩)	下刈 (町歩)	第1回手入 (町歩)	第2回手入 (町歩)	山苗養成	
						植付 (千本)	山出し (千本)
一年 九一〇度	沙流事業区	100	55	120	376	70	0
	計	100	55	120	376	70	0
一年 九二二度	沙流事業区	95	238	271	299	90	75
	糠平事業区	4		240		20	6
	計	99	238	511	299	110	81
一年 九二四度	沙流事業区	57	340	130	187		61
	糠平事業区	4	10	210	417		6
	計	61	350	340	604	0	67
一年 九二六度	沙流事業区	7	417	95	173	40	34
	糠平事業区	15	18	157	30		6
	計	22	435	252	203	40	40
一年 九二八度	沙流事業区	5	16		109		5
	糠平事業区	7	78	10	238	35	11
	計	12	98	10	347	35	16
一年 九三〇度	沙流事業区	14	26	370	109	0	0
	糠平事業区	0	85	30	211	0	0
	計	14	111	400	320	0	0

浦河分署「天然更新事業実行簿」

数10坪の造林小屋が設けられ、そこに宿泊しつつ事業が実行された。

#### ホ. 人工造林事業

天然更新事業の補植と人工造林とは形態的には同じであるが、理念的には明確に区別されていた。つまり補植は天然更新を助長するための補助作業の一つとして、山苗を植込み、天然更新を促すことを目的としていたのに対し、人工造林は自然力によっては更新しえない箇所に入力によって森林を仕立てようとするものである。

沙流国有林では人工造林事業の開始が遅れ、開始をみたのは1925年度のことである<sup>28)</sup>。当時振内周辺には広大な山火跡地からなる未立木地があったので、振内が造林事業地に選定された<sup>29)</sup>。事業は振内沢の上流からはじまり、ポロケシオマップ川上流、ニセウ川へと進められた。その事業の推移は第26表の通りであり、1925年度以降毎年度30町歩から70町歩が植栽されている。

人工造林事業では山苗を用いず、固定苗圃で養成された苗木を使用した。振内に固定苗圃

ができたのは1929年であり、事業の開始当初同苗圃では苗木をまかなうことができなかつたので、浦河や門別で養成された苗木が振内まで運ばれて、植栽された。振内苗圃で沙流国有林の苗木をまかなえるようになったのは1935年度以降のことである。

第26表 沙流国有林の人工造林 (町歩)

	カラマツ	トドマツ	その他	計
1925年度	8	17	6	31
1927年度	20	4	6	30
1929年度	34	41	24	99
1931年度		30		30

浦河分署「人工造林事業実行簿」

植栽本数は昭和初期に定まり、主要な造林樹種であるカラマツ、トドマツは1町歩あたり2,000本植えてあった。また春植えと秋植えがあり、事業は直営であつて、実行員の指揮監督の下に人夫が編成されて実行され、アイヌが多数雇用された<sup>30)</sup>。なお苗木や物資の運搬、地拵の一部は請負によって実行されている。

#### へ. 防火線および林内歩道

防火線は森林を山火事から守るために設定されるものである。同時にそれは「巡視道路搬出若クハ区劃線」<sup>31)</sup>を兼ねていたが、防火線の新設および手入事業は重要な事業であつた。通常、防火線の幅は5間ないし10間であり、大防火線の幅は30間ないし60間が標準であつた。

沙流国有林で防火線がはじめて設定されたのは大正初期であり、大正末までは天然更新地に防火線が設定されており、人工造林事業の開始にともない、人工造林地周辺にも防火線が設けられるようになった。

林内歩道は1923年度から設けられている<sup>32)</sup>。林内歩道の新設によって管理面での集約化が進んだといえるだろう。

#### ⑥ 小括—沙流国有林の性格

これまで述べてきたようにこの間の沙流国有林の展開は管理面を通じての森林所有としての充実過程としてこれを把握することができる。すなわち森林所有体である国有林が土地所有側面を自から強めてきたのである。

明治末、遅くとも大正初期に国有林籍が確定し、1908年度を画期として管理体制を整えた沙流国有林は森林所有の状態にとどまり、その資本投下は土地所有側面を強める育林生産の場面に限られていた。この点は同じ北海道国有林といえども1919年度を画期として資本を素材生産過程に集中的に投下し、伐出経営体として転化をとげた留辺蘂、置戸、足寄、陸別等の国有林とは著しい対照をなしており、このこと自体が沙流国有林の特徴となっている。

もちろん沙流国有林は北海道国有林の経営展開の枠内にある。北海道国有林をめぐる経営的諸条件の変化が沙流国有林にも貫徹されている。1917年度の森林費の拓殖費への編入にもなる造林事業の充実、1919年度からはじまる官行斫伐事業の開始、1921年度の林道費の新設などの条件が沙流国有林にも反映されている。しかしそれらは沙流国有林の基本性格をつきくずすことなく、逆に森林所有側面の強まりとして帰結したのである。

## 注

- 1) 前掲「北海道林業の発展過程」, 30頁。
- 2) 日高支庁ではこの種別調査は1903年度に実施されている。北海道庁『第17回勸業年報』, 209頁。
- 3) 札幌営林局計画課および関係の営林署において調べたが、沙流国有林の施業案で現存する最も古いものは糠平・沙流第2事業区の第6次経営案である(1951年度, 1953年度調査のもの)。
- 4) 5) 王子製紙資料より。
- 6) このことは1919年度以降官行斫伐事業が開始された池北線沿線の国有林と比較すれば明白なことであった。こうした森林の状態の故もあって沙流国有林では王子製紙との年期契約が継続されたと思われる。  
 具体的には沙流国有林の編成施業案を編成した林常夫はその著書のなかで次のように述べている。「日高寄りの山々、殊に鷓川、沙流川二大河流域の山奥には無尽蔵な『黒い山』があるという世評を信じきっていたことがある。これは道庁の『仮』とか『簡易施業案』には明白な莫大な森林蓄積と年伐量を予定されていたのであるから、支笏湖の歓声とは異なり、これは無理がない。しかるに年とともに山林の正体がわかり、筆者が大正2年に本施業案の編成をしてみると、沙流川の正体が実に貧弱であり、殊に日高全体は予想を裏切った」(『北海林話』, 1954年, 58頁)。また北海道林業会報の第14巻第7号の通信欄(40頁)に「私は鷓川の山でも稼いだが、沙流川では鷓川より樹が小さくて2尺以上のエゾ・トドマツが少ない、雑木にはろくな木はありません」という記事がある。
- 7) 整理綱領の性格については、前掲「戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究—官行斫伐事業を中心に—」, 196頁を参照のこと。
- 8) 北海道庁「営林区署長及営林区分署長職務権限」(1908年5月, 訓第553号)。
- 9) 北海道庁告示「森林防火組規則」(1914年3月, 告示第160号)。
- 10) これは北海道国有林整理綱領にもとずき本施業案を編成することになったが、その編成方針を示したものである。
- 11) 前掲『北海林話』, 58頁。
- 12) 北海道庁拓殖部『北海道ノ森林』(1918年)。
- 13) 第1次検訂施業案は1920年制定の北海道国有林施業案編成規程にもとずいて編成されている。
- 14) 年期契約の詳細については前掲「北海道林業の発展過程」を参照のこと。
- 15) 沙流国有林の年期契約書自体は1907年と1934年の契約書が東京の紙博物館に保存されている。
- 16) 1921年に結ばれた足寄郡足寄事業区外一事業区を対象とする年期契約書からの引用である。
- 17) 王子製紙資料。
- 18) 国有林がより強く地代収入をあげることを意識しはじめた証左である。
- 19) 浦河営林区分署の沙流・糠平事業区以外の編成施業案の編成時期が一つの目安となる。それは非常に遅れ、昭和に入ってから実行されている。厚賀事業区は1928年調査、三石、浦河事業区は1929年調査、静内事業区は1930年調査である。
- 20) 前掲「戦前期における鷓川流域の林業展開」, 456頁。
- 21) 沙流国有林では王子製紙は1922年度, 1923年度, 1925年度に年期契約による立木処分を辞退しており、また全道的には昭和初期に王子製紙は継続中の年期契約を破棄したという事実がある。
- 22) 帯広営林局所蔵資料『天然更新事業ノ沿革』(未定稿)の257頁に載っている統計によると、1908年度から1914年度までの浦河分署の造林済の面積は820町歩である。なお『天然更新事業ノ沿革』は道庁技手の浅野勇弥が1929年から1927年にかけて執筆したものである。これは筆者がこれまでみたなかで北海道国有林がおこなった天然更新事業について最もまとまった形で叙述されているものである。
- 23) 振内営林署『管内概要』(1952年度版)。
- 24) 1917年に第一期拓殖計画の改訂と森林費の拓殖費への編入が決まった。森林費の拓殖費への編入によって森林費が増額され、森林への資本投資が増大した。詳しくは北海道庁『北海道拓殖計画改訂顛末』(1923

- 年)を参照のこと。
- 25) 補植は「後継樹欠乏ノ疎開地ニシテ地拵ノ方法ハ点々坪刈又ハ條刈シ三坪一本ノ割ニ稚樹存在スル程度」に補植することを目的として、「其地ニ生育セル後継樹ヲ以テ補填スルヲ根底トシエゾマツトドマツノ山苗直植又ハ養成苗」を用いることとした。前掲『天然更新事業ノ沿革』, 363頁。
- 26) 刈払手入事業は「後継稚樹ノ生育ヲ妨害スル蔓莖類又ハ笹雑草等ノ刈払除去ヲ主目的」としたが、次第に「伐採跡地ノ全林一斉ニ蔓ノ大小差別ナク元ヲ切断シ又ハ笹藪ノ刈払」をおこなうに至った。前掲『天然更新事業ノ沿革』, 364頁。
- 27) 前掲『天然更新事業ノ沿革』, 293頁。
- 28) 浦河営林署所蔵『人工造林事業実行簿』より。
- 29), 30) 西東英雄「振内をたずねて」(札幌林友 169号, 1972年), 41頁。
- 31) 前掲『天然更新事業ノ沿革』, 153頁。当時の防火線は造林事業つまり補植や手入れの実行にともなって設定されている。
- 32) 1921年度に森林費のなかに林内歩道費という費目が新たに作られ、全道的に歩道がもうけられるようになった。

## (2) 町 有 林

### ① 地方自治制度の推移

沙流郡の地方自治制度についてここで簡単にみることにする。つまり北海道の地方自治制度の性格と町有林の性格を理解するために必要な範囲内で述べるものである。

1878年に内地府県の地方自治制度に影響を与えたといわれる府県会規則、地方税規則、郡区町村編成法が制定されているが、そのなかで北海道に適用されたのは郡区町村編成法のみであり、それは1879年に施行をみた。その結果全道で90郡区826町村が設置され、21郡役所と136の戸長役場が設置された<sup>1)</sup>。ここに北海道の郡区役所と戸長役場制の起点があり、沙流郡を対象とする郡役所は沙流郡外5郡を管轄するものとして苫小牧におかれ、戸長役場は門別外17カ村を管轄するものとして富川におかれた<sup>2)</sup>。そして1888年に公布された市制および町村制も北海道は適用除外とされたので、郡区役所と戸長役場はそのまま存続し、1897年に支庁制が採用されて郡区役所は廃止されたものの、戸長役場自体は1923年に全道的に市制、1・2級町村制が実施されるまで存続したのである。

戸長役場には官選の戸長と補助吏員若干名が配置され、戸長は戸長職務概目にしたがって事務をおこなった。戸長役場の財政は道庁(地方費)から支弁される戸長等給料旅費、役場費と区町村固有の区町村費からなり、区町村費は住民に賦課される戸別割等の付加税、基本財産収入、地方費補助金によってまかなわれていた。そして議決機関として総代人がおかれていた。

1897年に北海道区制、北海道1級町村制、2級町村制が公布されている。これらはただちに施行されずに、区制は1899年、1級町村制は1900年に改正され、また2級町村制は1902年に全文改正の後、施行されている。これらによって戦前期の北海道の地方自治制度の大綱が確立されたといつてよい<sup>3)</sup>。

改正後の1級町村制は府県の町村制とほぼ同様であるが、町村長は町村会の選挙をへて北

海道長官の認可により選出され、町村長は有給であった。そして町村職員の給料・旅費等は町村の財政によってまかなわれ、議決機関として町村会がおかれるとともに、その議決事項は拡充をみている。

北海道特有の制度といわれる2級町村制は1902年に施行されているが、それは1級町村制に比べると自治権に制限があった。つまり2級町村には町村条例を制定する権限は与えられず、規則の制定する権限のみが与えられたこと、町村長は北海道長官によって、書記は支庁長によってそれぞれ任命されることになっている点などである。

かくして1923年に全道的に市制、1・2級町村制が全面的に施行されるまでのほぼ25年間には北海道の地方自治制度には区制、1級町村制、2級町村制、戸長役場制という4つの制度が並存していたのである。

沙流郡では1880年に門別外17カ村戸長役場が富川におかれたが、その後1899年に平取外8カ村が分村し、平取外8カ村戸長役場が平取に設けられた。さらに1909年に門別8カ村に2級町村制が施行されて門別村となり、1919年には平取8カ村から右左村が分村して、右左府に戸長役場が設置された。

1923年に全道的に戸長役場制が廃止されると同時に、平取、右左府村に2級町村制が施行されている。こうして最後まで平取、右左府両村が戸長役場制にとどまっていたことは一面では両村が「2級町村制を施行するにも民度の及んでいない僻すうの地」<sup>4)</sup>であったことを意味している。

## ② 町村の財政状況

前述したように戸長役場制ではその財政は北海道地方費からの支出である給料・役場費と町村税等からまかなわれる区町村費から構成されていた。2級町村制では戸長役場制と同様に役場職員の給料等は地方費から補助される仕組みとなったものの、町村の財政はその基本として町村税によってまかなうものとされたのである。従って2級町村制への移行はとかく経費の増加をとめない、町村の財政が膨張する傾向をとまった。事実、日高支庁の静内町の場合、戸長役場から2級町村への移行によって経費の増加が生じ、「村ノ負担ニ於テ収入役付属員ノ俸給役場事務費並ニコノ制度(2級町村制のこと……石井)ニ伴ウ諸般ノ設備多額ノ増加ヲ見ルニ至リタルハ万止ムヲ得サル結果ナルヲ以テココニ、本村基本財産造成規則第1条第2条ニ依ル蓄積ヲナスハ民力ノ耐エ能サルトコロナリトス」<sup>5)</sup>という状況があらわれた。

こうしたなかで町村財政の安定をはかるために道庁では町村の基本財産の造成を推進した。例えば1905年には「区町村基本財産に関する規程」を制定し、区町村が財産収入をもって経常費の5割以上を支出するまで財産収入の蓄積を命ずるとともに、財産造成のために国有未開地等の払い下げ等の便宜をはかるとしたのである<sup>6)</sup>。しかし基本財産の造成がある程度おこなわれたことは事実であるが、実際の町村の収入は依然として地方費からの補助と戸別割・反別割を主とする町村税によらざるをえず、その財政は窮迫せざるをえなかった。

③ 町有林の成立

全道的にみて町村有林の成立は町村の基本財産造成を目的とした国有未開地の処分や国有林の不要存置林の払い下げによっていた<sup>7)</sup>。沙流郡の各町村の町有林はそれらと同様に共同放牧場を造成することを目的として、町村の基本財産として国有未開地の付与を受けたことにその沿革をおいている。つまり1901年に西忠義が日高支庁長に就任して、畜産とくに馬産の振興と町村の基本財産の造成に努め、その過程で1907年に町村有の共同放牧地として日高支庁全体で約35,000町歩の土地の付与を各町村が受けたのである<sup>8)</sup>。これが日高支庁管内の町有林のはじまりであり、全道的にみても町有林面積が大きいことに特徴がある。

町村別に町有林の面積を示したのが第27表である。この表によれば平取町は4,247町歩、門別町は6,496町歩の町有の放牧地をこの時期に所有したことがわかる。その大半は牧場地目であり、両町においては大正期を通じて面積に変化がなかった。

第27表 町村共有放牧場の町村別面積 (日高支庁) (町歩)

		日高町	平取町	門別町	新冠町	静内町	三石町	萩伏町	浦河町	様似町	幌泉町	計
町所有 村別 面積	1910年	0	4,247	6,496	1,348	4,476	4,420	3,059	6,273	2,624	2,412	35,359
	1913年	0	4,247	6,484	1,348	4,419	4,419	3,050	2,315	2,564	2,412	31,328
	1919年	2	4,247	6,171	1,335	1,202	5,772	3,268	1,846	2,530	3,580	30,068
	1924年	11	4,367	6,109	1,046	134	5,756	3,262	1,884	2,575	2,606	27,754
所 在 地 別 積	1910年	0	9,542	10,048	0	935	5,085	3,294	1,123	2,917	2,412	35,359
	1913年	0	5,582	10,037	0	935	5,083	3,294	1,123	2,857	2,412	31,328
	1919年	0	5,599	5,367	0	881	5,727	3,287	1,744	2,828	1,568	27,015

浦河支庁『管内統計一斑』

なおここでさらに言及すべき重要な事実がある。前述したように日高支庁の各町村が合計で約35,000町歩の土地を国から付与されたが、これらの土地が大面積であったために放牧地を所有してもその放牧地を町村内に設定できない町村が生ずるに至った。それは第27表にみるように浦河町、静内町、新冠町の場合であって、浦河町の放牧地は平取町内に、静内町のそれは門別町内に区画され設定されたのである。そのために沙流郡には明治末において平取町、門別町所有の放牧地を含め、約20,000町歩の町有放牧地が存在するという事態が生ずるに至った。このために沙流郡において個人に対する牧場名義の土地処分がこれ以降困難になるとともに、実際に浦河町と静内町は沙流郡から離れていたため放牧地を利用することができなかった。そのために平取町にあった浦河町有の放牧地は1911年に三井物産に売却され、門別町にあった静内町の放牧地上の立木は三井物産との間に15カ年間の年期契約が結ばれて伐採されるとともに、その放牧地自体が1919年までに売却されるに至った<sup>9)</sup>。

④ 管理と利用の状況

当時の日高支庁は共同放牧地の付与がきまると、ただちに各町村に1907年4月10日付で

「今般付与セラレタル町村共同放牧場ハ実ニ万代不易ノ財産ニシテ(中略)町村百年ノ為之カ経営ヲ全」<sup>10)</sup> うするように告諭をだすとともに、町村共同放牧場經理規程を定めている。それによれば「出願ノ当時予定シタル使用方法ニ依」るべきとし、放牧地としての「完全ナル施設ヲ為ス」とともに「牧場内ノ樹ハ之ヲ整理愛護スルニ努メ簡伐ヲ主トシ皆伐ヲ避」けるように規定している。

この規程がどれほど守られたかは不明であるが、牧場名義で付与されても実際には天然林であったので放牧地として利用するためにも当然森林を伐採しなければならなかった。また当時の町村の財政状態からして収入をあげるために伐採を余儀なくされるという事情が加わった。それ故に門別町と平取町所有の放牧地は基本財産として適正に管理経営がおこなわれたとはいいがたく、森林伐採が進んだのである。事実、平取町所有の放牧地の一部は「明治40年所有後直チニ15年ノ長期ニ亙ル契約ノ許ニ三井物産株式会社へ立木売払処分シ用材ノ伐採ヲ行ヒ其後継続シテ更ニ大正12年迄製炭事業ヲ実行セシメタルモノ」<sup>11)</sup> という状態であった。

また門別町に区画・設定された静内町所有の放牧地においても上記の平取町の場合と同じく、放牧地の管理の困難さ、そして財政上の理由から約4,000町歩の放牧地上に生立する立木の販売について、1912年に三井物産との間に15年間の年期契約を結んでいる<sup>12)</sup>。契約では直径5寸以下の雑木は残すことになっていたが、実際は三井物産は用材になるもの全て伐採し、用材として利用できない雑木は製炭業者に譲渡して製炭生産をおこなったのである<sup>13)</sup>。

こうした状態にあった市町有林に対し北海道庁は1919年度以降合理的な経営をなさしめるべく調査班をおき市町村の申請に応じて市町有林の施業案の編成とその指導にあたることになり、また1926年度以降は共同薪炭備林と共同放牧地に対する施業案の樹立の指導にあたることになった<sup>14)</sup>。その結果沙流郡では1919年に門別町有林516町歩、1923年には平取町有林157町歩に対して施業案の編成をみているのである<sup>15)</sup>。また1922年には平取町有林には10町歩の、門別町有林には34町歩の人工造林地が存在しており、施業案編成と人工造林の存在から沙流郡の町有林はわずかにしろ徐々に管理面の組織化が進んだことがわかる。

かくて沙流郡の町有林は徐々に管理体制を整えたものの、その基本に森林伐採がおかれているとともに、町村の財政状態によって町有林の利用が左右される状況にあり、その管理は粗放な状態にとどまらざるをえなかった。

#### 注

- 1) 鈴木英一「明治初期北海道における町村統治制度の形成(2)一制度と政策の展開についての素描」(新しい道史, 44号, 1971年), 18頁。
- 2) 1887年に郡役所の管轄区域が変わり、浦河外6郡役所が日高支庁一円を管轄することになり、1889年には門別外17カ村の戸長役場は門別に移転している。
- 3) 北海道『新北海道史』(第4巻通説3, 1973年), 105頁。
- 4) 清水昭典「戦前期における北海道自治制の後進性とそれからの脱却過程一府県制度との比較において」(新しい道史, 第8巻4号, 1970年), 12頁。

- 5) 静内町『静内町史』(1963年), 420頁。
- 6) 前掲『北海道史第4巻通説3』, 123頁。
- 7) 前掲「北海道林業の発展過程」, 36頁。
- 8) 日高実業協会『西忠義徳行録』(1933年), 161頁。
- 9) この土地は富本朝二が購入し, 1929年に移転登記をしている(土地台帳より)。
- 10) 前掲『西忠義徳行録』, 162頁。
- 11) 平取町『平取村混牧林施業案』(1938年)。
- 12) 前掲『静内町史』, 693頁。
- 13) 大洞盛「地方造林指導奨励方針に関する意見」(北海道林業会報, 第27巻第4号), 269頁。
- 14) 北海道庁『北海道地方林業一斑』(1932年), 35頁。
- 15) この時編成された『北海道沙流郡門別村有林施業按説明書』は今なお門別町に保存されている。

### (3) 大規模私有林<sup>1)</sup>と農家林

#### ① 私有林の形成過程

すでにII章で述べたように流域の土地の私的所有は国有未開地の処分によって形成されたのであるが, 私有林の形成過程の事情も全く同様であった。つまり国有未開地のなかで植樹地として貸付けられたものが成功検査の後, 山林ないし植樹地として所有権が成立したのである。さらに私有林となったものに国有林の不要林処分の対象となり, 売り払われた土地がある。沙流郡では1914年度に396町歩, 1916年度に262町歩の国有林が不要林処分されており, これらは私有林になったと推測される。

こうして私有林が徐々に形成されたのであるが, その過程をみたのが第28表である。この表によると1923年には地目が山林または植樹地である土地が5,581町歩存在していた。

第28表 町村別山林または植樹地面積(沙流郡)  
(町歩)

	計	日高町	平取町	門別町
1919年	786	0	419	367
1923年	5,581	13	3,930	1,638

浦河支庁『管内統計一斑』

ところで北海道庁が全道的に市町村別に林野の状況を調査したのは昭和初期である。つまりそれは造林奨励基本調査として実行されている。同調査による沙流郡の所有主体別林野面積をみたのが第29表であるが, 同表によると昭和初期の沙流郡には37,978町歩の私有林が存在していた。従って第28表と第29表が示す私有林面積には約32千町歩の差があることになり, この差は地目が牧場であったり, 原野であったりした土地が実際には林野と利用されていたこ

第29表 昭和初期の町村別林野面積(沙流郡)  
(町歩)

	御料林	国有林	町有林	私有林	計
日高町		50,562		544	51,106
平取町		42,611	3,639	21,893	68,143
門別町	525	9,908	8,582	15,541	34,556
計	525	103,081	12,221	37,978	153,805

『北海道造林奨励基本調査書』

ともにつくものである。

事実、この時期に牧場地目の土地が林野として、つまり私有林として利用されていたことは全道的にみられたことであり<sup>2)</sup>、沙流郡においても事情は全く同じであった。従って我々は牧場地目の土地も私有林として利用されていたことを留意して私有林の形成過程をみなければならぬ。

## ② 大規模私有林

### イ. 大規模所有者の特徴

まず大規模所有者の構成上の特徴をみよう。第30表は1935年時点の大規模所有者の一覧である<sup>3)</sup>。これによると三井物産が6,079町歩所有しており、旧大倉組(大成建設の前身)の頭取であった大倉喜七郎は201町歩所有しており<sup>4)</sup>、戦前において栗林商会とならんで北海道海運業界の大手であった板谷商船が372町歩所有している<sup>5)</sup>。

流域の在住者でもっとも大規模に森林を所有しているのは木材業者の富本朝二であり、富本は最高時沙流郡を中心に1万6千町歩の森林を所有していたといわれている<sup>6)</sup>。そのほかに森林を所有しているのは酒巻、川上、石崎などの木材・製炭業者であり、この時期に地場の木材・製炭業者が森林を集積していることは注目される<sup>7)</sup>。また農地地主で森林を所有している

第30表 大規模森林所有者名(1935年, 沙流郡)

(町歩)

	計	平 取 町	門 別 町	備 考
三 井 物 産	6,079	6,079		東 京
大 倉 喜 七 郎	201	201		〃
板 谷 商 船	372	372		小 樽
酒 巻 仁 五 郎	661	661		鶴 川
小 熊 食 次 郎	206	206		札 幌
川 上 与 三 郎	268	268		〃
富 本 朝 二	9,740	3,411	6,329	門 別
坂 本 善 吉	429	429		平 取
石 崎 嘉 一 郎	387	387		〃
八 田 勇 馬	371	371		〃
松 柳 祐 隆	331	331		〃
前 川 外 吉	304		304	門 別
藤 本 安 吉	296		296	〃
山 岸 留 太 郎	283	283		平 取
飯 田 え い	260		260	門 別
遠 藤 清 治 兵 衛	238	238		平 取
山 岸 り え	208	208		〃
計	20,634	13,445	7,189	

ものとして前川、藤本、飯田、遠藤らがいる。

こうして昭和初期の段階までに大規模森林所有者層が明確に形成されており、その中核をなすのは三井物産や富本、大倉らにみられるように流域で木材事業や牧場経営を明治末頃からおこなっていたものである<sup>8)</sup>。そして地場の木材、製炭業者が1935年頃までにすでに森林を集積しはじめている。なおそれ以外に重要なことは流域の私有林のなかで大規模所有者層の森林の占める比率が平取町では61%、門別町では46%というように極めて高いことであり、農民層とりわけ自小作、小作の農民は森林所有から排除されていることである。

ロ. 三井物産社有林

ここでは大規模私有林の典型として三井物産社有林を取りあげる。まず社有林の集積過程を一覧にして示すと第31表である。これによれば三井物産は1911年に浦河外3カ村が所有する共同放牧地を購入し、これを基礎として大正中期までに土地集積をしていることがわかる。そこでの特徴は大面積の町村有の共同放牧地を購入しそれを根幹としていること、当初個人名義で購入し、その後各儀変更をおこなって三井物産の所有としていること<sup>9)</sup>、面積が少ないものの内務省から直接売払処分を受けた土地があることなどである。後に詳しくみるが、当時三井物産は日高地方で広葉樹を対象とする木材事業をおこなっており、そのために土地を集積したのである。

次に社有林の利用状況であるが、三井物産社有林は沙流川の中下流部に位置し、ほぼ全林が広葉樹林であった。明治末から大正期にかけて沙流川の中下流部の里山はすでに伐採圏に入っていたので三井物産は山林を取得すると継続して広葉樹材の生産をおこなった。つまり下請業者を利用してナラ材等の大径材の生産をおこなった。その結果昭和初期頃まではまだ用材生

第31表 三井物産の森林集積過程 (沙流山林)

2,451 ha	内務省→1907年 浦河外3カ村共有→1911年 三井八郎次郎→1944年 三井木材工業 →1954年 第1物産→1959年 三井物産
260 ha	内務省→1916年 三井物産 (以下上記と同じ)
89 ha	内務省→1917年 浦河町小川→1918年 三井物産 (以下上記と同じ)
506 ha	内務省→1912年 札幌嵯峨・高橋→1914年 前橋平田→1920年 三井物産 (以下上記と同じ)
512 ha	内務省→1912年 佐瑠太倉口・山岸→1915年 前橋平田→1920年 三井物産 (以下上記と同じ)
406 ha	内務省→1912年 静内金子→1914年 小樽黒田→1915年 前橋平田→1922年 三井物産 (以下上記と同じ)
6 ha	内務省→1923年 三井物産

「登記簿より」

産が可能であったものの、広葉樹林からナラ、カツラ、タモ等の大径木を選伐したので、森林は急速に悪化し、薪炭生産にしか適さない状態になったのである。事実、1943年に編成された三井物産社有林の『沙流事業区施業案説明書』によれば「明治44年山林買入当時ハウツウタル原始林ナリシモ連年ニ亘ル用材伐採並ニ昭和9年ヨリ着手セル製炭伐採ニ依リ甲団地ノ大部分及乙団地ノ南西部ハ皆伐セラレ現在跡地ハ天然下種及萌芽ニ依リ更新中」とある。

かくして三井物産社有林では用材生産⇒薪炭生産というように木材生産がおこなわれ、森林の状態は急激に悪化し、伐採跡地と薪炭2次林が現出したのである。しかしながら三井物産社有林において施業案が編成されたのは戦時体制期の1943年であり、それ以前には森林への育成投資は全くおこなわれていなかったのである。つまり三井物産社有林では森林を所有していたに過ぎないのであり、そこでは採取生産のみが進行したのである。

### ③ 農家林

この時期の農家林については統計や資料がないので聞き取り調査によって明らかになった事実を中心に述べることにする。

先に私有林のなかで大規模所有者の占める比重が高いとしたが、平取町の場合、私有林面積21,893町歩に対し大規模層が所有する面積は13,445町歩であった。従って農民を中心とする小規模層が所有する森林は8,448町歩しかなかったのであって、農民が所有する森林はこの時期にすでに量的にすくなくなったという事実を確認しておく必要がある。

聞き取り調査のなかで明らかになった事実は戦前の段階で農家で林野を所有していたのは地主層と自作農であり、それも本家筋の家であるということである。2・3、具体的な事例を示すと、戦前地主であった平取町柴雲古津のY家では1930年頃には200町歩ほどの林野を所有しており、同じく地主であった荷負のE家では237町歩の林野を所有していた。戦前自作農であった振内のH家ではその本家は50町歩ほどの林野を所有していたが、分家は耕地しか所有しておらず、分家が林野を所有したのはようやく戦後のことであった。また戦前、自自作農であった貫気別のI家では当初林野を所有しておらず、林野を所有したのは1933年に自作農創設事業で板谷商船から土地を購入してからである。

こうして第32表にみるように当時の平取町の農家構成は自作農率は5割に達せず、小作農および自小作農の大半は林野所有から排除されていたと推測される。なお農家の所有林野の大半は牧場地目であり、耕地・牧場地化が一度なされたものを林野として所有・利用していたことに特徴がある。

当時の林野利用の状況であるが、大半の林野は牧場化、耕地化を一度経過しているので蓄積はすくなく、自家用の薪材の採取、農耕馬の放牧に利用されていたものの、放置されるもの

第32表 農家の構成(平取町)

	計	自作	自作兼小作	小作
1930年	857	404	245	209
1935年	1,000	438	268	294

『平取村開村50年史』

が多かった。また造林をおこなう者もいたが、それは一部の者にとどまったといつてよい。

#### 注

- 1) 大規模私有林とは何町歩以上のものをさすのかは余り厳密に考えていない。とりあえず農民的林野所有と区別されるものとしてこれを考えている。
- 2) 前掲「北海道林業の発展過程」, 52頁。
- 3) この表は北海道拓殖部地方林課『二百町歩以上民有林調一道内居住者, 道外居住者』(1935年7月現在)より作成。なお道庁で100町歩以上の森林所有者を全道的に調査したのは昭和初期であり, その結果は北海道庁『百町歩以上の山林所有者名』(1928年)として公刊されている。ここで1928年の統計をつかわず, 1935年の統計をつかった理由は1928年のそれでは各町村にまたがって所有している者の面積が町村別ではなく合計で示されているからである。
- 4) 大倉喜七郎は大倉組創設者の喜八郎の長男で, 1924年に合名会社大倉組の頭取になっている。戦前, 門別町で牧場経営をおこない, その面積は650町歩であった。なおこの土地は戦後未墾地買収の対象となった。
- 5) 1928年当時板谷商船の社長である板谷順助は平取町貫気別を中心に1,218町歩の森林を所有していた。しかし1933年にこの土地の一部が自作農創設事業の対象となり, 約50戸の農民を対象に約300町歩ほどの土地が売り払われている。
- 6) 前掲『門別町史』, 240頁。
- 7) 聞き取り調査によると地場の木材・製炭業者が森林集積をしはじめたのは昭和初期であり, 前述の三井物産や牧場経営をおこなっている者よりも, 森林集積の時期が一段階遅いことに注目すべきである。
- 8) 王子製紙がこの時期に森林を沙流郡で集積していないことは注目される事実である。王子製紙が沙流郡で森林を取得したのは1926年であり, 日高町で16町歩の森林を購入しているものの, 戦前段階ではこれ以上の森林を取得していない。
- 9) 三井八郎次郎は当時の三井物産社長であり, 前橋市平田とあるのは当時の三井物産小樽支店長平田篤次郎のことである。

## 2. 王子製紙と坂本木材

### (1) 王子製紙

#### ① 苫小牧工場の建設

王子製紙が北海道に進出してきた背景やその狙い等はそれ自体としても重要な問題であるが, それらについてはすでにいくつかの文献<sup>1)</sup>によって明らかにされているのでここでは基本的な事項にかぎって簡単にふれるにとどめる。

王子製紙は北海道に進出する以前にすでに産業資本として確立をみていたが, 当時の経営は不安定でありその経営を転換せざるをえない状況にあった。当時, 工場は王子・中部および気田にあったものの, 気田工場の設備は老朽化しており, 中部・気田の両工場は立地条件から水害などの被害を受けることが多く原料のモミ, ツガ材もすでに価格が高く, 原木を集荷するうえで多くの問題をかかえていた。こうした状態にあった王子製紙にとり北海道への進出は資本の抜本的かつ恒久的な振興策であり, その狙いは廉価な木材の獲得であり, 安い水資源の取得にあった。

同時に王子製紙の進出を可能とした北海道の条件として豊富な天然資源の存在とともに北海道拓殖政策の変化がある。つまり1897年制定の北海道国有未開地処分法が一定貸付期間内

に土地を開墾した者には土地を無償で付与することとしたために資本が大規模に土地取得する条件が形成された。また1902年の北海道国有森林原野処分令は北海道長官が随意契約によって国有森林を貸付、売り払うことができ、主副生産物は工業者の使用する機械の馬力数を標準として1カ年の10倍以内のものを売り払うことができるとしたのである。それ故に年期契約という形態で工場が使用する原木を安定的に確保する道がひらかれ、王子製紙は自からの経営上の要請と拓殖政策の資本を優遇する措置という条件のもとで北海道に進出し、苫小牧工場を建設したのである。

『王子製紙社史』によれば北海道への進出は1904年頃から慎重に計画されており、1905年には水力発電所建設のため個人名義ではあったが、千歳川周辺の水利権を獲得するための出願書を道庁に提出し、1906年には製紙用原料木材払下予約願を提出している。実際に苫小牧工場の建設に着手したのは1907年であり、その竣工をみたのは1910年9月である。その建設計画をみるとポケットグライダー10台、7tダイジェスター4台、100インチ長網抄紙機2台および142インチ長網抄紙機2台と工場の付属施設として水力発電所・専用軽便鉄道の建設が予定されている。

これらの計画はほとんどそのまま実行されて、1908年には水力発電所の建設資材と御料林から処分される年期契約の木材を運ぶための専用軽便鉄道が建設され、1910年には支笈第1発電所が竣工をみている。そして工場そのものは前述したように1910年に完成したのである。

こうして当時においてアジアで最大の紙・パルプ一貫工場ができあがり、王子製紙は以後の急速な資本蓄積のための強固な基礎を作ったのである。

## ② 原木集荷機構の構築とその特徴

苫小牧工場の規模が大きかったので、当然それが必要とする原木も大量であり、工場原料としての原木をどこからどのように集めるのか、その集荷・生産体制をどのように構築するかは王子製紙にとって極めて重大な問題であった。

それ故に王子製紙は1906年に道庁に製紙用原料木材払下予約願をだす一方、森林調査を本格的に実施した<sup>2)</sup>。鶴川流域に対する森林調査は1907年に、沙流川上流部の森林調査は1910年にそれぞれ実施された。また沙流川の一支流である糠平川流域の森林調査が1912年におこなわれ、石狩川上流部の森林調査もおこなわれた。これらの調査の内容をみると、とくに大規模におこなわれた1911年の鶴川流域の『鶴川山林調査説明書』によれば、営林区署の各事業区の施業区ごとに地況・林況を調べるとともに伐木造材の適期、伐木造材の方法とその難易、経費等について調べている。それは王子製紙にとって森林調査が如何に重要であったかを示すとともに、「国有林自体の森林調査が不十分なる当時においては年期特売対象地の森林資源状況は払下を受けるもの自らが行うほかなかった<sup>3)</sup>」からであり、また「年期ニ係ルモノハ其ノ期間数量ヲ明記シ、区域及周囲ノ状況ヲ明示シタル地形図ヲ添付スベシ<sup>4)</sup>」と契約上で義務づけられていたからである。

第33表 王子製紙の年期契約一覧

事業区別	契約年月	契約期間	総材積
千歳, 白老御料林	1906年9月	1907年~1916年	800千尺締
鵜川, 沙流, 厚岸	1907年10月	1908年~1917年	3,627
鵜川, 沙流	1909年10月	1910年~1917年	1,120
愛別	1912年10月	1912年~1919年	800
夕張御料林	1913年10月	1913年~1917年	150
足寄, 斗満, 上川, 美里別, 音更, 然別	1913年12月	1914年~1923年	5,872
鵜川, 沙流	1914年9月	1914年~1917年	1,395
安足間地方費林	1914年12月	1914年~1918年	96千石
千歳御料林	1917年3月	1917年~1921年	240
夕張御料林	1918年5月	1918年~1922年	180
沙流, 鵜川	1918年7月	1918年~1923年	2,046
足寄, 斗満	1921年5月	1921年~1930年	3,899
美里別, 音更, 然別, 上川	1921年5月	1921年~1930年	4,860

赤井英夫『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』, 44頁

かかる森林調査をふまえて王子製紙は年期契約を国有林を中心にとり結ぶが、それを一覧に示したのが第33表である。これによれば1906年の御料林との契約をはじめとして、1907年には国有林との間に鵜川、沙流、厚岸国有林の年期契約について契約が結ばれており、大正期に入ると年期契約の設定箇所が拡大していることがわかる。

かくして早期に国有林等を対象とした年期形態によるパルプ原木集荷体制の確立をみるのが、年期形態によって支配した立木を工業原料化するためには王子製紙はパルプや紙の生産過程とは異なる木材の生産過程、つまり伐木、造材、集材、流送、陸場等の過程を掌握、実現しなければならなかった。この過程の掌握の特徴をみると、第1に伐木造材、流送、陸場の過程を請負生産によって実行したことである。つまりその基本として直営生産を採用せず、一河川一業者というように特定の専属請負人に作業請負をおこなわせることによりこれらの過程を掌握したのであり、鵜川流域は関直右衛門、後には高谷木材の、沙流川流域は坂本竹次郎の請負であった。第2に王子製紙はたんに専属請負人にまかせ、依存していたのではなく、専属請負人との間に極めて厳しい内容の請負契約をとり結び<sup>5)</sup>、作業過程を監督するとともに生産費を安くするために必要な固定資本を投下し、また網羽を直営していた。

王子製紙が建設した鉄道と経営権を取得した鉄道名をあげると次のようなものがある<sup>6)</sup>。まず1908年に竣工した苫小牧一支笏湖間の王子軽便鉄道があり、苫小牧一富川間の苫小牧軽便鉄道は当初三井物産の経営であったが、1911年には王子製紙が出資して三井物産との共同経営となっている。さらに王子製紙が経営権を取得したものとして日高拓殖鉄道会社(富川一静内間、1926年竣工)、沙流軌道会社(富川一平取間、1920年竣工)がある。また1918年に設立

第34表 入手先別原木調達量(王子製紙)

(石)

	事業地材				官行斫伐材		その他材			合計	
	国有林	御料林	公有林	社有林	小計	国有林	大学演習林	一般買入材	樺太移入材		交換益
1908年度	80,826	22,292			103,118						103,118
1910年度	199,631	55,086			254,717			34,690			289,407
1912年度	277,821	60,112	16,073		354,007			121,528			475,535
1914年度	299,021	60,594	35,494		395,109			248,073			643,182
1916年度	487,900	24,765			512,665			67,874			580,539
1918年度	605,984	56,979	18,850		681,813			104,277			786,090
1920年度	792,760	22,346			815,106			38,727			853,833
1922年度	488,323	63,202	11,588		563,113			87,386			650,499
1924年度	506,802	23,449		92,816	623,067	157,929		345,010			1,126,006
1926年度	422,322	76,288			498,610	106,254		347,849	6,780		959,493
1928年度	416,665	53,868		12,142	482,675	127,950	31,597	152,541	99,531		894,294
1930年度	302,455	10,229		47,862	360,546	70,000		289,511	61,477		781,534
1932年度	182,633	68,362		1,448	252,443			123,019	275,642	50,665	718,726

「王子製紙資料」

され、沼の端一苗穂間、沼の端一富内間の鉄道を敷設した北海道鉄道会社の経営権を1929年に取得している。

網羽の経営は直営でおこない、流送小屋をはじめとして流送や陸揚に必要な資材、施設に資本を投下している。そのなかで特に有名なのは鶴川網場のロックホールであって機械力によって木材を陸揚したのである。

こうして王子製紙は1908年度からパルプ原木を道内から集荷したのであるが、その調達量の推移をみると第34表の通りである。ここからその特徴として次の諸点が指摘できる。

- (1) 苫小牧工場の操業開始以前から原木を集荷していること。
- (2) 1908年度から1922年度頃までは立木形態による買入、つまり国有林等からの年期形態による原木入手が高い比重を占めていること。
- (3) 1923年度から1929年度までは立木形態による買入が減少しつつも一定の比重を占めるとともに、官行斫伐材、一般買入材、樺太移入材の増加がみられ、集荷先が多様化していること。
- (4) 1930年度から1932年度までは不況のなかで原木調達量が減少しているにもかかわらず、樺太移入材が増加していることなどである。

ここで特に重要視しなければならないのは(3)に指摘した事態の発生である。つまりこの期間に原木調達方法に「これまでの国有林立木購入による伐出生産材集中主義から一般買入材、官行斫伐材、樺太移入材<sup>7)</sup>」というように多様化が生じているのであって、我々はその背景について理解しておかねばならない。『王子製紙山林事業史』によればそれは「立木価格の

上昇や伐採地点の奥地化などを基本的要因としつつ、いずれの経費においても増嵩した」(同書 141 頁) 結果として事業地材の仕上り価格が上昇し、そのために相対的に安価に入手しうる一般買入材や樺太材への依存を深め、また国有林年期契約材への依存を低め事業箇所を整理統合し、伐出事業を合理化したからにはかならない。

なおここで苫小牧工場の山林事業の組織についてふれておく。1908年に同工場に山林係がおかれたが、事業の拡大のなかで1925年に山林係が山林部に昇格し、3係が設置された。また山林事業の現場の組織として伐出事業では各伐出事業所には事業所主任1名、主任補佐1名、現業手山廻り1名、現業手山土場検収2名が配置され、流送事業では各陸揚網場所に事業所主任1名、主任補佐1名、流送現場監督1, 2名、川土場検収2名以上、内務1名、網場内監督1名が配置されていた。

### ③ 沙流川流域における山林事業

王子製紙にとって沙流川流域は鶴川流域と並んで最も重要な事業地であったことは周知の事実であるが、ここでは沙流川流域を対象とする山林事業において王子製紙が事業主体としてかかわった側面についてみることにする。従って専属請負人としての坂本木材や伐出および流送事業の具体的内容は(2)の項でのべることにする。

#### イ. 年期契約と払い下げ量、その単価

まず沙流国有林を対象にむすばれた年期契約とその年割額はすでに第20表に示したとおりである。ここでその内容について再言すると、1907年の契約は王子製紙が北海道国有林と結んだ最初のものであり、その年割額は218,646石と極めて大量のものであった。さらに1909年には追加されて1910年度以降302,646石となっている。1913年度以降の契約とその年伐量は国有林の施業案編成とその年伐指定量に対応しており、戦前期を通じて沙流国有林の針葉樹は全て王子製紙に売り払われるように予定されていたといつてよい。なお沙流川流域では年期契約は1943年度まで継続していた。

ところで年期契約書によれば、王子製紙は年割額の「全部又ハ1部ノ引渡ヲ請求」することができるとし、立木の引渡しの期日は「其年割額代金完納ノ上北海道長官之ヲ定メ買人ニ通知スヘシ」としている。具体的にはまず毎木調査がおこなわれ、そのうえで払い下げ数量、処分箇所、価格等について両方で折衝がおこなわれ、王子製紙が請求する数量を決め、その代金を払い、かつ北海道長官から通知があつてはじめて国有林から王子製紙へ立木の引渡しがおこなわれるのである。従って事情によっては年割額の一部だけ払い下げをうけるということや払い下げの辞退をおこなうということもありうるのである。

王子製紙が沙流国有林で払い下げをうけた数量とその単価を示すと第35表のとおりである。年割額と払い下げ実績を対比すると1909年度から1912年度は36%から72%と低いが、1913年度から1921年度は52%から99%とその割合が高まった。そして昭和に入ると59%から78%とその比率はふたたび低くなっている。

立木払い下げを全量辞退した年度は1908年度、1922年度、1923年度、1925年度の4カ年である。その場合1908年度の辞退は苫小牧工場の建設が予定より遅れたためであるが、1922、23、25年度のそれは事情を異にする。つまり払い下げ立木単価が1916年度以降、とりわけ1918年度以降高くなり、素材の仕上り価格が高騰したために辞退したものである。この間の事情を苫小牧工場の決算書からみると、『大正12年下期決算書』によれば「大正11年度国有林年割払下単価ニ付テハ幣社ハ極力其単価ノ不当ナル事ヲ陳述シ是非共値下方ヲ懇願セルモ

北海道庁ハ頑トシテ之ヲ承認セス当社又之ヲ譲ラサリシ為遂ニ今年度中ニ其解決ヲ見ル事能ハス」とあり、『大正15年上期決算書』によれば「沙流・糠平国有林払下箇所ハ搬出困難ノ為諸費用増嵩シ現下ノ一般木材市場価ニ比シ甚シク高価トナルヲ以テ14年度払下ハ当局ノ諒解ヲ得テ之ヲ見合セタルモ一面将来ニ於ケル原材料需給ノ大勢ニ鑑ミ大正15年ニテハ従来通り引続キ払下ヲ受クル見込ナリ」とある。

#### ロ. 山林事業に対する固定資本投資

前述したように王子製紙は山林事業を請負形態で実施するとともに、他方で山林事業を円滑にかつ安価に実行するために必要な固定資本投資をおこなっていた。その投資は主として陸揚地点と素材の運搬過程においておこなわれており、網場は通常王子製紙の直営であった。ここで明治末の網場の設置状況について簡単にふれる。

王子製紙は1908年度の立木払い下げを辞退したが、苫小牧工場の建設にともなって1909年度は払い下げを受けることにした。そのために1907年におこなわれた網場設置箇所の適地調査<sup>8)</sup>をふまえて、改めて1909年の7月に本格的な河川状況の調査を実施し、『沙流事業区流送設備設計並ニ仕様書』を作成した。その結果平取と富川に網場を建設することになり、工事にとりかかった。

富川網場用地として渡辺柳下所有の牧場地259町歩を購入するとともに、網場杭の供給を清水熊太郎に、その杭打ちは成沢に請負せた。そしてワイヤーロープ等の諸資材を調達するとともに、流送人夫が宿泊する流送小屋(10間×3間半の小屋)を沙流川にそって9カ所建設した<sup>9)</sup>。他方、網場角用材の伐採と流送を坂本竹次郎に請負せ、坂本は同年10月に岡春部3号沢で約4千石の伐採をおこない、ただちに素材を平取・富川まで流送した。さらに富川網場に

第35表 沙流事業地の払い下げ数量と単価

	年割額 (石)	払い下げ 数量 (石)	100石当り 立木払い下 げ単価
1908年度	218,646	0	
1910年度	302,646	138,692	11円66銭
1912年度	〃	180,521	12円16銭
1914年度	126,780	90,797	12円70銭
1916年度	〃	108,555	19円26銭
1918年度	126,000	120,871	30円21銭
1920年度	〃	125,843	70円60銭
1922年度	〃	0	0
1924年度	199,000	87,622	75円50銭
1926年度	〃	156,692	71円75銭
1928年度	〃	132,706	71円95銭
1930年度	〃	137,017	59円60銭

「王子製紙資料」

は陸揚用の施設として算盤が作られた。

こうして1909年の暮までには網場建設のための準備をととのえたが、実際にワイヤロープが布設され、網場が建設されたのは北海道庁から網場建設の許可がでた1910年4月のことであった。

かくして王子製紙は網場を建設して、流送・陸揚に必要な施設を請負人に貸与して山林事業を実行したのである。以下は鶴川の事例であるが、関直右衛門との請負契約のなかで<sup>10)</sup>「流送陸揚事業遂行ノ為甲ハ其権利又ハ所有ニ属スル左記ノ設備又ハ物件ヲ無料ニシテ乙ニ使用セシムルモノトス」として、「一. 似湾村及ヒ鶴川村ニ架設セル木材止網場, 二. 鶴川筋ニ現存スル流送小屋及小船, 三. 鶴川土場ロックホール十呂盤及トロリー」をあげている。かかる事情は沙流川でも全く同様であった。

#### ハ. 請負契約

1909年の伐出・流送事業を請負ったのは坂本であるが、坂本が沙流川流域の伐出・流送事業を専属的に請負うようになったのは1910年度からである。というのも山林事業が開始された当初においては請負人選定は数業者による指名入札によっておこなわれたのに対し、1910年度以降は入札はおこなわれず、王子製紙が個別にいわゆる専属請負人と折衝して請負契約を結んでいるからである。王子製紙資料によれば1908年の漁御料林の伐出・流送事業では坂本竹次郎、大滝甚太郎、豊島松次郎からそれぞれ見積書を取り、同年の鶴川国有林の伐出事業では清水熊太郎、大島金蔵、岡田藤三郎、渡辺寅之助から見積書をとっている。また1909年の鶴川および沙流国有林の伐出事業の請負人選定は大島金蔵、坂本竹次郎、清水熊太郎による指名入札によっている。

こうして1910年度からはそれまでの実績をふまえて坂本竹次郎が沙流川流域の伐出・流送事業を一手に請負うようになり、王子製紙は坂本との間に厳格な請負契約を結び、山林事業を実行したのである。ここでこの契約書<sup>11)</sup>の特徴をみると、第1に「本契約ノ履行ヲ確保スル為保証金トシテ現金参千円又ハ之ニ相当スル公債其ノ他ノ物件」を請負人からとるとともに<sup>12)</sup>、請負人に事業実行上の危険負担と責任を課していることである。第13条では「陸揚済ノ場合其数量ニ不足ヲ生シタルトキハ変災其他原因ノ如何ヲ問ハズ壹百石ニ付金9拾5円ノ割合ヲ以テ甲ニ弁償ヲ為スモノトス」としており、第19条では「若シ伐木ニ際シ他樹ヲ害シ又ハ流送区域ニ在ル渡船、橋梁、護岸工事ノ破壊、田畑ノ崩壊等第三者ニ対シ損害ヲ蒙ラシタル場合ハ乙ハ一切其責任ニ任シ速ニ之ヲ処理シ甲ニ対シテ迷惑ヲ蒙ラシメサルハ勿論之カ将来甲ノ事業ニ悪影響ヲ及ボササルコトヲ勉ムヘシ」とある。第2に伐出・流送、陸揚の事業毎に請負単価を定めるとともにそれぞれの事業が終了すべき日時を明記していることである<sup>13)</sup>。そして「伐出事業ニ際シ立木及成材ヲ亡失損傷セシメ又ハ伐採地ニ残留シタルモノアルトキハ乙ハ之ニ対スル請負賃金ヲ請求スルコトヲ得サルハ勿論」、一定の割合で弁償することが義務付けられていた。第3に請負金はそれぞれの事業が完結した後20日以内に精算して請負人に支払われる

ことになっていた。なお「乙ハ毎月2回以内甲ノ定ムル支払日ニ於テ搬出積立済材積ニ対シ其請負賃金ノ拾分ノ九以内ノ内渡ヲ請求スルコト」ができるとしていた。

さらに請負契約書には伐採造材藪出小運搬及検収仕様書が添付されており、請負人は仕様書にしたがって事業を実行しなければならなかった。大正初期の仕様書について主要な点のみをみると、「立木ノ伐採点ハ根際ヨリ一尺ヲ超ヘサルモノトス」、「造材ハ皮剥丸太材ノ長サハ拾4尺ヲ以テ定尺トス」、「造材ニハ毎木5寸ノ延ヲ付スルコト」、「長サ及直径其他仕様ノ適否ヲ検定シ末口最短直径ノ自乗ニ長サヲ乗シ之ニ百分ノ七拾九ヲ乗シテ求積スルコト」などであった。とくにこの中で「立木ノ伐採点ハ根際ヨリ一尺ヲ超サルモノトス」という規定は当時の冬山作業という条件を考えれば極めて厳しいものであった<sup>14)</sup>。

## 二. 伐採量と流送量および原木の仕上り価格

沙流川流域における王子製紙の伐採量、造材量、流送量等を一覧に示したのが第36表である。この表から重要な事実を指摘することができる。

第36表 沙流事業地の伐採量・造材量一覧(王子製紙)

	伐採立木量			造材量 (石)	造材 歩止り (%)	買入材 (石)	流送減 (石)	流送 減率 (%)	陸揚土場 受入量 (石)
	計 (石)	前年度 払い下げ材 (石)	本年度 払い下げ材 (石)						
1009年度	79,429		79,429	64,605	81.3	2,834	3,816	5.9	63,623
1910年度	138,692		138,692	109,998	79.3		4,180	3.8	105,318
1911年度	173,512		173,512	91,274	52.6	27,220	11,117	9.3	107,377
1912年度	226,646	46,125	180,521	119,335	52.6	6,749	5,262	4.1	120,822
1913年度	245,856		245,856	124,745	50.7	1,751	7,196	5.6	119,300
1914年度	61,192		61,192	29,268	47.8	3,093	1,356	4.1	31,005
1915年度	87,457	29,605	57,852	47,528	54.3		1,345	2.8	46,183
1916年度	125,993	67,151	58,842	63,587	50.4	159	2,533	3.9	61,213
1917年度	75,301	49,713	25,588	42,777	56.8	2,500	1,811	4.0	43,466
1918年度	112,912	66,280	46,632	61,570	54.5	5,800	15,102	24.5	40,668
1919年度	136,041	68,188	67,853	79,162	58.1	945	7,714	7.1	127,656
1920年度	121,457	59,969	61,488	68,916	56.7	13,691	4,262	5.3	75,241
1921年度	84,353	84,353		30,960	48.1	6,701	3,249	5.7	51,736
1922年度	105,385	105,385		52,270	49.5	419	5,593	10.7	?
1923年度	14,384	14,324		7,690	53.4	19,213	558	7.2	26,345
1924年度									
1925年度	87,622	87,622		51,488	58.7		3,890	7.5	47,593
1926年度						33,317			33,317
1927年度	105,680	102,674	3,006	56,337	53.3		2,729	4.8	53,608
1928年度	134,593	134,593		78,114	58.0		4,397	5.3	73,717
1929年度	126,330	126,330		78,917	62.4		4,033	5.1	74,884
1930年度	150,546	150,546		104,941	69.7		8,175	7.7	96,766

「王子製紙資料」

まず1914年度までは国有林からの払い下げ量と伐採立木量とはおおむね一致するが、1915年度から前年度払い下げ材の伐採が増加しており、とくに1921年度以降は前年度払い下げ材のみを伐採しており、このことは注目されてよい事実である。つまりある年度をとると立木代金を支払って国有林から払い下げをうけた立木をその年度に伐採することなく、次年度に繰り越して伐採するということが1915年度頃からいわば常態化しているのである。こうした事態が生じた背景について後にのべることとして払い下げ材の伐採の次年度繰り越しによって伐採の夏山化が可能となり、王子製紙が立木払い下げを辞退した1922、23年度においても山林事業が継続されたことをのべておこう。

造材歩止りは明治末から大正期にかけておおよそ47%から55%であり、昭和に入って造材歩止りが上昇していることがわかる。また流送による素材の減少率は気象条件によって左右されるので一概にいえませんが、1909年度から1931年度の21年間についてみると請負契約書のなかで「流送減百分ノ5以内ナルトキハ甲ハ事情ニヨリ特ニ之ヲ免除スル」とした規定に該当する年度は7カ年しかなかったことは注目される。

さらにこの表から一般買入材が一定量あることがわかるが、年期契約形態による原木獲得を基本形態としていた沙流事業地においても一般買入材が存在していたことは注目される。なお表中の1926年度の買入材33,317石は同年度から実施された国有林の官行斫伐材である。

ところで伐採箇所であるが、それが明らかになった年度についてのみふれると、1909年度は岡春部であり、1910年度はオコタンケップ、ユーケシオマナイであり、1911年度はチロロ川沿であった。そして1912年度はペンケウシャップとペンケヌーンであり、最初から沙流川本流、つまり日高町の区域で伐採がおこなわれていた。沙流川の一支流である糠平川、つまり糠

第37表 沙流事業地材の仕上り原価(100石当)

(円)

	計	作業費	原木費	汽車賃	設備費	その他
1909年度	156	94	13	25	12	12
1911年度	155	90	22	23	10	10
1913年度	160	91	25	24	5	15
1915年度	160	91	29	22	7	11
1917年度	240	138	35	41	11	15
1919年度	488	303	69	45	13	58
1921年度	525	258	147	48	17	55
1923年度	626	362	133	49	29	53
1925年度	583	307	136	49	33	58
1927年度	551	317	138	28	16	52
1929年度	503	288	119	28	10	58
1931年度	285	121	92	27	10	35

「王子製紙資料」

第38表 1919年度の請負単価の決定(100石当)

	出材 石数 (石)	請負人見積		王子査定		協定価格			
		伐出	流送	計	伐出	流送	計		
沙流事業区	40,000	191円90銭	96円50銭	288円40銭	180円35銭	97円05銭	277円40銭	188円 96円	284円
糠平事業区	47,000	206円80銭	88円40銭	295円20銭	183円36銭	102円92銭	286円28銭	202円 90円	292円

「王子製紙資料」

第39表 伐出事業の実費(1918年度, 100石当)

	単 価	金 額	比 率 (%)
造 材 費	25 円 17 銭	15,500 円 78 銭	18
藪 出 費	45 円 44 銭	27,981 円 08 銭	32
道 付 費	4 円 81 銭	2,964 円	3
小 運 搬 費	35 円 33 銭	21,756 円 66 銭	24
巻 立 費	3 円 46 銭	2,134 円 22 銭	2
雑 費	23 円 17 銭	14,269 円 80 銭	16
本 店 経 費	2 円 40 銭	1,480 円 15 銭	2
利 益	5 円 18 銭	3,190 円 37 銭	3
計	145 円	89,227 円 06 銭	100

「王子製紙資料」

平事業区を伐採したのは1914年度が最初であり、それ以降は沙流事業区と糠平事業区を交互に伐採している。糠平事業区の宿主別を伐採したのは1925年度のことである。

次にパルプ原木の仕上り原価をみると第37表のとおりである。この表によると1909年度から1916年度までは100石あたり140円から178円要していたものが、1917年度から急騰して1923年度には100石あたり626円となっている。しかし昭和に入ると昭和恐慌の影響を受けて総体的にパルプ原木の仕上り価格がさがっている。費目別構成をみると作業費つまり伐出、流送、陸揚費であるが、全体の50%から65%を占め、作業費のかかり具合が原木の仕上り原価に最も影響していることがわかる。また原木費は1919年度までは20%以下であったものの1920年度からは20%を越すに至っていることが注目される。

請負単価は前述したように王子製紙が請負人と折衝して伐出、流送事業毎に決めるのであるが、その事例を1919年度についてみると第38表のとおりである。つまり両者で見積価格と査定価格をだし請負単価を決めている。さらに1918年度の沙流事業地の実費調べから伐出事業にかかる請負人の費用をみると第39表のとおりである。これによると伐出事業の請負単価のなかで造材費、藪出費、小運搬費がそれぞれ18%、32%、24%占めていることがわかる。

#### ホ. そ の 他

王子製紙が沙流川流域で山林事業を遂行する場合これまでのべてきた以外の問題についても処理しなければならなかったが、この項では官庁と折衝を要する問題について簡単にふれる。

王子製紙が網場を建設する場合や流送をおこなう場合、道庁や支庁から毎年その許可をうけねばならなかった。その根拠法は1898年制定の堤防敷地処分規程であり、1903年制定の河川取締規則であったが、さらに1922年には木材流送取締規則が制定されて流送は一層厳しく取締りをうけるようになった。同規則によればいずれの河川でも8月1日から9月30日までは流送が禁止され、46河川(沙流川も含む)について木材散流禁止区域が定められた。そのため1922年以降沙流川でも7月31日までに流送を終え、かつ陸揚を終了しなければならず、平取より下流は筏流によらねばならなくなった。

さらに王子製紙は流送材に対する税金を道庁と周辺町村に支払わなければならなかった。つまり流送毎に道庁には流木税を、周辺町村には流木付加税を支払ったわけであるが、『王子製紙山林事業史』によると1919年には従来の流木税100石あたり3円の税率が8円になり、流木付加税は流木税の15割まで認められるようになり、1926年には流木税100石あたり8円、流木付加税は門別町6円、平取町7円、日高町6円となっている。従って王子製紙は1926年度以降流送材100石あたり27円の税金を支払わなければならなかった。

## 注

- 1) 『王子製紙社史』(1957年)、鈴木尚夫編著『現代日本産業発達史 12、紙パルプ』(1967年)、『王子製紙山林事業史』(1977年)。
- 2) 王子製紙の森林調査と富士製紙のそれを比較すると王子製紙の森林調査はいわばホームグラウンドともいべき流域にかぎられていたのに対し、富士製紙のそれはより積極的であり、その範囲は全道一円にわたっていた。
- 3) 前掲『王子製紙山林事業史』、81頁。
- 4) 道庁令「北海道国有林産物売払規則」。
- 5) 『5代関直右衛門伝』(1955年)には大正初期の請負契約書がのっている。なおその契約書と1934年の契約書を比較すると内容はほぼ同様であるが、1943年の契約書では形式が変わっている。
- 6) より詳しくは前掲『王子製紙社史』第4巻の184頁から206頁を参照のこと。
- 7) 前掲『王子製紙山林事業史』、135頁。
- 8) 1907年には沙流川流域の森林調査を2回おこなっている。すなわち第1次鶺鴒川国有林の森林調査の過程で沙流川をも調査し筏流の可能性について調べている。また同年秋に下流部を調査し、網場の設置箇所について検討している。
- 9) この時、流送小屋を岡春部、岩内、ピビ、振内、ペナコレ、二風谷、平取、紫雲古津、富川に作っている。小屋の建設は清水熊太郎が請負った。
- 10) 前掲『5代関直右衛門伝』、25-31頁。
- 11) 契約書は注に5)のべたように大正初期のものが『5代関直右衛門伝』にのっており、王子製紙が中村捨次郎との間にむすんだ契約書のうち1934年のものと1943年のものが現存している。
- 12) 「王子製紙」資料によると、小林準一郎は「大正中頃までは請負人に前貸金などやったことはなく、そればかりかかえって保証金をとっていたので丸竹や高谷から苦情がでて保証金をとらねば金利がうき請負金も安くできるということでその後保証金はやめるようになった」と語っている。
- 13) 大正初期の契約書では伐出事業は「参月拾五日迄ニ伐採造林及載出ヲ為シ大正参年参月参拾壹日迄ニ其積立」をおえ、流送事業は「春期解氷ト同時ニ着手シ八月二十日迄」に陸揚をおえるものとしている。これに対し1934年の契約書では伐出事業は「2月20日迄ニ伐採造林及載出ヲ為シ昭和10年3月31日迄ニ其

積立」をおえ、流送事業は「春期解氷ト同時ニ土入ニ着手シ昭和10年7月30日迄」に陸揚をおえるものとしている。

14) 前掲「戦前期における鶴川流域の林業展開」, 395頁。

## (2) 坂本木材

### ① 沿革と事業の概要

ここでは王子製紙の専属請負人としての坂本木材についてのべるが、まず坂本木材の沿革と事業の概要について簡単にふれておこう<sup>1)</sup>。

坂本木材の初代社長である坂本竹次郎は1890年、20歳の時に単身で渡道し(石川県江沼郡那谷村出身)、同年秋に千歳の御料林において杣夫として働いた。1895年には自立して坂本木材部を創業し、千歳御料林の伐木事業に着手したのをはじめとして1900年代初頭には三井物産や富士製紙の伐出・流送事業を請負うようになった。王子製紙と請負契約を結んだのは1908年が最初であり、それは漁御料林を対象とする山林事業の請負であった。王子製紙資料によると坂本を王子製紙に紹介したのは三井物産であり、その際に「人物力量ということは勿論、これまでの漁御料林における経験」が問題にされたという。さらに引き続き1909年には沙流川流域の伐出・流送事業を請負い、1910年にはそれまでの実績が認められて坂本は王子製紙の専属請負人に指定され、沙流事業地の山林事業を一手に請負うようになったのである。しかし坂本が王子製紙の請負人になった時すでに富士製紙との間でも空知川流域の金山、富良野方面の伐出・流送事業について請負契約を結んでいた。つまり坂本は同時に王子製紙と富士製紙の請負人になったのであり、この点は王子製紙の請負人において他に例をみないものである。ちなみに坂本と富士製紙との請負関係は空知川の流送がおわる1924年まで続いている。

こうして坂本は1910年に王子製紙の専属請負人となり、継続して沙流事業地の伐出・流送事業を請負うとともにその後事業地を拡大し、1914年には十勝支庁陸別町の訓根別川の<sup>2)</sup>、1916年には同じく美里別川流域の請負をおこなった。造材請負量が最大であったのは1920年度であり、その規模は沙流事業地 68,916石、訓根別 56,899石、美里別 149,587石であり、合計で275,402石にも達している。

かくして坂本竹次郎は関直右衛門と並んで王子製紙の最大の専属請負人であったが、その事業内容は伐出・流送事業の請負、つまり作業請負に限定されていたのである。なお創業当時から本店を札幌においていたが、1915年に商号を合名会社坂本組に変更し、1921年にはそれを⑩坂本合名会社に変え、さらに1937年には⑪坂本木材部に変更している。

### ② 伐出事業と流送事業の状況<sup>3)</sup>

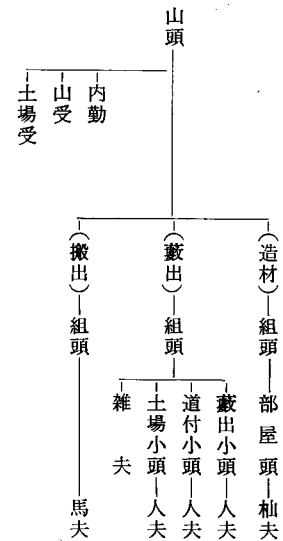
#### イ. 伐出事業の準備

伐出事業とは立木の伐採にはじまり、造材、藪出、小運搬の各作業をふくみ流送地点の土場巻き立てに至る作業をいうのであるが、国有林から立木の払い下げをうけた王子製紙が伐採区域と伐採数量をさだめ、坂本と請負契約を結ぶところからそれははじまる。坂本はまず伐出

事業全体を統轄する山頭（沙流川では昭和期を通じて山下暉也がこれにあたる）と事業地に派遣する店員<sup>4)</sup>を決め、山頭を中心に事業量や期間、地形等を勘案して事業上必要とする作業員数を決めて作業員の募集をおこなうのである。通常、坂本の現場の組織として山頭、精算帳場、山受帳場、土場受帳場がおかれていた。なお明治末から大正の初期のように事業量の多いときは沙流川流域内でも現場がわかれ、1913年度の事例のように1号から4号までの現場がおかれた時にはそれぞれに山頭が配置された<sup>5)</sup>。

作業員の募集は「業者が直接夏の間に関地におもむいておこなうものであるが、毎年継続して出稼ぎに来る場合には自然に生まれてくる『頭』に話を付け<sup>6)</sup>ておこない、手紙によって連絡をとった。坂本木材の場合、杣夫は南部衆が、人夫は津軽衆が多く、馬夫は道内の、とくに地元や富良野などの馬夫が多かったが、先立ともいわれた組頭や部屋頭に手紙で募集する人数を指示し、札幌にある本店を通じて前渡金を送付した。前渡金は組頭や部屋頭に個人貸与し事業が終った段階でこれを精算している<sup>7)</sup>。通常、前渡金の額は旅費と留守家族1カ月分の食費を合計した程度の金額であり、1923年度の事例では杣夫は30~40円、人夫は20~30円、馬夫は40~70円となっている。

以上のようにして募集された作業員は作業別に組織され、第2図のように編成された。組頭には技能がすぐれ、人望のあるものがなり、組頭は飯場の管理をおこなうとともに作業員を引き連れて作業に従事し、作業の管理をおこなった。従って組頭は作業員の募集、生活の管理そして作業の管理をおこない、いわゆる人夫供給請負人としての機能を果していたのである。また事業終了時に組頭の募集してきた作業員の総稼ぎ高の3%から5%が報酬として坂本木材から組頭に与えられた。



第2図 坂本木材の労働組織

ところで実際の作業は食料や伐出事業に必要な諸資材をはこぶ輸送道路、つまり馬車道や駄馬道を開設するところからはじまる。とくに沙流川ではウェンザルの生命は駄送であるといわれるほどに輸送道路の開設に力を入れている<sup>8)</sup>。次いで小屋掛けをおこない、通常、事業地には王子製紙の出張員詰所、請負人店員詰所（ここに倉庫がある）、杣夫小屋、藪出人夫小屋、馬夫小屋、鍛冶屋、そして家族持ちの作業員のための小小屋<sup>9)</sup>を建設した。

食料などのように大量に必要な物資は札幌で仕入れし、事業地の倉庫には通常2~3週間分を保存するようにして定期的に事業地に運び入れた。飯場の経営は杣夫の場合が杣夫の共同飯場であり、人夫と馬夫の場合は坂本木材の直営飯場であって、人夫と馬夫が入山するときにその年の飯場賃を決めている。なお、それぞれの飯場にはいわゆる規則がはりだされていた<sup>10)</sup>。

## ロ. 伐出事業

まず伐木・造材の時期についてみると明治末から大正中頃までは冬山作業、つまり11月末から2月頃にかけて伐採することが多かったのであるが、大正中頃から夏山作業つまり6月から11月にかけて伐木・造材し藪出しまでおこなうという作業形態が増加している。大正末には「夏山で7割伐った」<sup>11)</sup>といわれるまでに夏山作業が広範化し、伐採箇所が3箇所あった1925年度の事例では2箇所を夏山作業で実施し、1箇所のみを冬山で実施している。この夏山作業について星直太郎著『伐出事業編』(1928年)によると、「従来ハ冬山事業ヲ行ヒツツアリシカド近来地形ノ關係上(急傾斜地ニシテ夏山作業ニアラザレバ実行困難ナル個所ノ如キ)ヲ考慮シテ夏山作業ト冬山作業トヲ折衷シ各々ノ利点ヲ採リ夏季ニ於テ伐採造材ヲナシ且ツ労働時間ノ長キ中ニ藪出道付ヲナシ置キ冬期積雪ヲ待ツテ搬出スル方法ヲ採ル事ニセリ」,「全立木ノ半分位ヲ夏季中ニ伐木造材シ残りノ半分ハ冬季ニ於テ行ハバ杣夫及ビ人夫ノ募集幾分容易トナルベシ」,「夏季流送事業終了後流送人夫ノ内ニシテ引キ続キ山稼ギヲ希望スル者アルヲ以テ夫等入夫ノ仕事ノツナギトナリ更ニ夏季ノ伐木造材ハ剥皮作業容易ニシテ且ツ木材が良く乾燥スル為メ翌年度ノ流送作業能率ニ影響スル所甚大ナリ」とある。

こうして急峻な地形や岩石地帯が比較的多い沙流川流域において夏山作業が定着したのであるが(もっとも搬出は冬山でおこなうのでそれは限定された意味での夏山化である),夏山化が生じた条件として前年度払い下げ材の伐採ということがある。前述したように大正中頃から国有林から払い下げられる立木をその年度に伐採せず翌年度に繰り越して伐採するということが普遍化ははじめ、王子製紙は国有林の立木処分時期に制約されることなく自由に立木の伐採時期を決定しうるようになり、夏山作業が可能になったのである。しかし他面で夏山作業の定着化によって一層伐出事業に投下された資本の回転が遅くなったのであり、この点についても留意しておかねばならない<sup>12)</sup>。

伐採作業は伐採区域をいくつかの小区域、つまり採面に分け、杣夫に採面をそれぞれ配分するところからはじまる。杣夫は鋸や斧をもって立木を伐倒し、枝払いをして玉切る。そして刃広で樹皮をはぎとって造材を終える。沙流事業地では造材は14尺を定尺としており、それに5寸の延寸をつけていた。杣夫の賃金形態は個人出来高であり、その稼ぎ高は山受帳場によって把握された。

次に藪出し作業であるが、これは杣夫が伐木造材した素材を次の小運搬作業に便利な地点まで集材する作業である。この作業は4・5人が一組となって共同でおこないその賃金形態は出面(日給)であった。使用する道具は土佐鶴や鳶であり、冬山作業のときは小道付(雪道)をあわせおこなわなければならなかった。工程は4・5人1組で1日あたり20~30石である。地形が修羅出しに適しかつ素材が多量にあるときは修羅を作り、これによって集材することがあった。なお藪出し人夫も出稼ぎの労働力つまり半農型の労働力であったが、なかにはニシン場の稼ぎと兼ねて実質的に賃労働に通年就労するものがいた。

小運搬とは藪出した素材を流送地点の土場まで運搬する作業をいい、伐出事業のなかでもっとも経費がかかる重要な作業である。冬期間の積雪を利用して素材を運搬し、沙流事業地では玉曳きによる小運搬が一般的であった。玉曳きには1個の玉を馬にひかせる場合と2個の玉をひかせる場合とがあったが、それは搬出距離によって決まった。そして伐採地点の奥地化にともない小運搬距離が次第にながくなる傾向にあった。玉曳きは馬夫と馬とが一体となっておこない、馬夫の賃金形態は個人出来高制であった。そこでは馬といういわば大型の道具を個人所有していたので作業員のなかで馬夫の稼ぎ高がもっとも多かった。なお玉曳きには道付けが不可欠であり、道付けには道付け人夫があたり、その賃銀形態は出面であった。

小運搬された素材は坂本の土場受帳場により検収された後、巻立てられた。沙流事業区では流送により運材するので素材は川縁に、堤流の場合には堤の袋のなかに巻き立てられた。

#### 八. 流送事業

融雪前に山土場に巻立てられた素材は融雪時の増水を待って土入され流送される。流送人夫の募集は人夫の頭、つまり庄屋を通じておこなった。沙流事業地の場合、越中<sup>13)</sup>、紀州、津軽の人夫が多く、それぞれに庄屋がいた。流送人夫はその技能に応じ船夫と平人夫に分かれ、船夫のなかで技能があり人望のあるものが7~10人の平人夫を指揮、統率する小頭になり、従って流送人夫は庄屋一小庄屋一平人夫として組織された。坂本木材の現場組織として流送事業全体を指揮する総監督と帳場がおかれ、通常、総監督の下に流送過程を見回しする者が3名、土場1名、内勤帳場2名が配置された。

流送事業は「土入からはじまって上流部では堤流を行ない水量の多くなる中下流にいたって散流および筏流を行ない、下流の陸揚土場に巻立て」<sup>14)</sup>て終了するが、土入作業は川縁の山土場に巻き立てられた素材を河川に放つ作業である。山土場が奥地にあっても堤によらずそのまま素材を散流することもあったが、多くの場合「堤を築設して一時流水を堰き止めて必要な水を湛水し、一定の水量に達したとき水門をひらいてその水流の勢を利用して木材を下流に押流す」<sup>15)</sup>堤流によっていた。沙流事業地では堤は多い時には7カ所設置され、堤と堤との間隔は2~4kmであった。堤流は融雪時を待って4月上旬から5月上旬にかけておこなわれたが、大正末から昭和初期にかけて融雪をまたずに河川にはった氷をわって土入し、いわゆる雪代水を利用して堤流することがおこなわれるようになった<sup>16)</sup>。また堤は堤流する前年の秋に地表面が凍結する前に作るのが得策とされており、築堤には越中衆があたった。堤の大きさは通常17~20間であり高さは8~20尺であった。

堤流によって水量のあるところまで運ばれた素材は散流によって流送される。散流には川浚い、木鼻、中狩、木尻などの作業があり、それぞれに人夫が配置される。「川浚いは散流する木材の流下を妨げる河川内の流木や根株などを除去する」<sup>17)</sup>作業であり、木鼻とは「流送材が河岸に干上がった、側方古川に押し入れられたりする等の危険のある箇所には木材が故障なく流下できるように散流された木材で簡単な設備を作り水路を確保する作業で普通8~10人1

組でおこなわれる。中狩とは散流距離が長く大量な木材を一回で流下し得ない場合、2回ないし3回に分けて散流をおこなうのであるが、初回の流送材が到着し陸揚げが完了したのちも2回目の流送材が到着せず陸揚げ作業が中断される場合、初回の流送で途中残留している木材を集め流下させる作業のことである。木尻とは最後の散流がおこなわれた後に河川に残っている木材や木鼻等散流材で作られた種々の設備をとりこわし流下する作業で、普通8~10人を1組とし各組に人夫を指揮する小頭をおき、所要人数は散流の規模によって異なるが、20~30人から40~50人の流送人夫を必要<sup>18)</sup>とした。

こうして素材を富川・平取まで流送するのであるが、中狩と木尻には必ず坂本木材の店員がつき、木尻には王子製紙の職員がついて庄屋、小庄屋を通じて指揮・監督をした。また1日に流れる距離は7~8万石の場合4km程度のものであり、10数万石の木材を流送するには数カ月を要した。そして流送人夫は素材の流下にしがって沙流川沿いに作られた流送小屋に宿泊しつつ沙流川を下ったのである。ちなみに1925年頃には千栄、日高、サンナコロ、岩知志、振内、荷負、二風谷、平取に流送小屋が設けられていた。

ところで1921年までは富川まで散流していたが、1922年に木材流送取締規則が制定されて平取一富川間の散流が禁止されたので、それ以降は筏流によることになった。筏は筏ぐみ人夫によって編筏されたが、筏の大きさは50~60石であった。つまり10~12本並列した素材をマニラロープで結束して1枚の床を作り、さらに床を3~4枚連結して1枚の筏を作ったのである。

流送事業の最終作業である陸揚、巻き立ての作業は王子製紙が設置した陸揚網場を利用しておこなわれた。沙流川の場合、陸揚用の施設として算盤があり、素材の一端にチンチョウを打ちこみ馬をつかって水中からひきあげ、算盤を利用して陸揚している。その工程は水切箇所2カ所で1日平均1,000石程度のものであった。そして陸揚された素材はただちに土場に巻き立てられ、王子製紙の検収をうけてここに請負作業としての流送が終了をみる。

ところでこの当時の伐出・流送事業はその技術の有様からして天候

等の自然的条件に影響されることが多く、とくに流送事業では洪水や濁水などの条件に極端に左右される。その一端をみたのが第40表であり、請負人にとりこの危険負担がいかに重たかったかがわかる。

第40表 沙流事業地の網場被害状況

年	月	状	況
1910年	7月	沙溜太網場	決壊流出材 13,000石
1911年	7月	大雨出水のため	6,000石流出
1916年	5月	増水のため	1,000石流出
1919年	8・9月	増水のため	73,000石海上流出
1922年	8月	大洪水のため	12,000石流出
1926年	5月	増水のため	1,000石流出
1935年	8月	増水のため	1,100石流出

「王子製紙資料」

### ③ 専属請負人の性格

ここでは専属請負人としての坂本木材の性格と機能についてふれることにする。

まずこれまでのべてきたように王子製紙と坂本木材の関係は王子製紙が山林事業の主体であり、また資本の投下者であり、坂本木材は山林事業の各過程を請負う、いわゆる作業請負をおこなうということであった。従って王子製紙と坂本木材とが結ぶ契約も前述したように請負契約であり、事実、坂本木材は請負事業の担当者として事業実行上の危険負担を負っている。そして坂本木材はその請負事業を人夫供給請負人的機能を果たす組頭や庄屋に依拠しておこなったのである。

しかし両者の関係をこういうものとしてのみ理解できるのであれば問題は簡単であるといわねばならない。王子製紙の請負単価の査定がきびしく、請負人が内部蓄積する条件に乏しいというだけでなく、作業の監督もきびしくその指導・監督は細部にまで渡っていた。その間の事情を伐出事業についてみると王子製紙の監督員のおこなうべき業務取扱方<sup>19)</sup>は「伐出事業監督=関スルコト」については11項目にわたって、「会計=関スルコト」については13項目、「事務=関スルコト」については14項目、さらに「現業員=関スルコト」については6項目にわたってそれぞれ細かに指示しているのである。さらに監督員は事業の進行状況を毎日把握し旬報を苫小牧工場に提出するばかりではなく、事業終了時には伐出事業経費実費調べをおこなって請負人の利益をも把握していたのである。

従って見方を変えると坂本木材自体が王子製紙に対して人夫供給請負業的機能を果していたとみることができる。この点について『王子製紙山林事業史』でも「請負である点は同じであるが、内地において一般的にみられる作業の請負とはいちじるしく異なっているのである。あえていえば労働者を直接雇用しないだけで直営でおこなうのと大差ないものといえなくもない」(同書100頁)としているのであって、我々はこういうものとして専属請負人の性格と機能をみななければならない。事実、王子製紙からは坂本木材の店員は準社員ともみられていたのであり、また事業実行のため坂本木材が欠損金をだした時には何らかの方法で王子製紙がそれを補填していたといわれる。

かくして請負契約という形式をとりつつも実態的には坂本木材は組頭や庄屋などの人夫供給請負人に依拠しつつ、王子製紙に対する人夫供給請負業として存立していたとみることができる。

#### 注

- 1) 以下の叙述は坂本木材の社内報『やまびこ』(1963年創刊)と「会社概要」にもとずいておこなった。
- 2) 訓根別川の対象とする請負は1914年度から、官行所伐の実施によって王子製紙への立木払い下げがおこなった1923年度まで継続している。
- 3) 以下の叙述は関係者からの聞き取り調査や王子製紙資料にもとずいているが、とくに元王子製紙社員の星直郎太郎が取りまとめた『伐出事業編』(1924年、1928年)、『流送事業編』(1924年)によっている。なお星直郎太郎がまとめたものは北海道における王子製紙の山林事業の状態を細かに記述しており(明治・大正期を中心とする)、その資料的価値はきわめて高い。

- 4) 坂本木材の従業員は当時、店員とよばれていた。店員は通年雇用で月給制であった。山頭はもちろん店員である。
- 5) 前掲『やまびこ』2号によると1913年度の山頭は1号一脇田米次郎、2号一畠山仁八、3号一谷本亀吉、4号一今井喜一郎であった。また1925年度の場合は日高の山頭は山下障也で、糠平のそれは鈴木松吉であった。
- 6) 前掲『王子製紙山林事業史』, 103頁。
- 7) 前渡金を渡したにもかかわらずそれだけの作業員を集めえない時には組頭が責任をもちそれを返すことになっていた。
- 8) 沙流事業地にはその基本として根室本線の金山から占冠をとって物資をはこび入れている。しかしウェンゲルの場合には落合からトマムを通る場合と十勝清水から入れることがあった。糠平が事業地の時は平取から物資を入れている。
- 9) 大正末には4・5軒の小小屋があった。
- 10) その一例として杓夫規則を示すと次のとおりである(北海道林業会報第11巻7号, 31頁)。
  - 第1条 採面立は必ず立会すること若し立会せざる時は採面を分与せざるものとす
  - 第2条 採面立に立会すること能はずして採面を貰い受け度きものは前日に於て山頭に申出づべし、其際当人の事情により出面賃として金一円を申し受け採面を分与することある可し
  - 第3条 採面を破りたるものは罰として酒2升を一同に差出すこと
  - 第4条 立木を根切りしたる場合は必ず大声を發し隣採面の者に知らすこと若し通声なくして伐木をなし其隣採面の者の諸道具を破損したる時は事務所を経て弁償をなさしむるものとす。
 (以下5・6・7・8条省略)
- 11) 「流送から全幹集材まで」(札幌林友1963年1月号), 133頁。
- 12) 王子製紙が立木木代金を支払って実際にそれをパルプ原木として利用するまでに2カ年を要するわけである。
- 13) 富山県庄川流域の人夫が多かった。庄川は内地府県では珍らしい散流を主とする流域であった。
- 14, 15) 前掲『王子製紙山林事業史』, 106頁。
- 16) 前掲「流送から全幹集材まで」, 131頁。
- 17, 18) 前掲『王子製紙山林事業史』, 106, 107頁。
- 19) 業務取扱方の一部が前掲『王子製紙山林事業史』の100-101頁にのっている。

### 3. 三井物産

沙流川流域の中・下流部の林業生産において三井物産の広葉樹を対象とする木材事業が決定的に重要な位置を占めているのでここで分析することにする。

#### (1) 北海道における木材事業の概況

三井物産の木材事業は明治末に北海道を対象にして本格化するが<sup>1)</sup>、それは三井物産が日本資本主義の確立にともなう木材需要の増大と日清・日露戦争にともなう海外市場の拡大に積極的に対応したものである。その取り扱う木材は鉄道枕木を中軸としつつもナラ角材、松角材、ナラ製材、下駄棒等広範囲なものであった。

三井物産は木材事業に本格的に取りくむにあたり、「積極的に輸出木材商業の発展を計らんとするには自ら山林を所有し、自ら出材すると共に製品化し、その上常に相当量の原木や製品を手持ちして常時引合に応じ得る状態に置く<sup>2)</sup>」という方針の下に1902年に札幌に本店営業

部札幌出張員をおくとともに砂川に製材工場を建設した。日露戦争の勃発による木材需要の急増のなかで三井物産の木材の取り扱い量は増大し、道内各地に派出員がおかれるとともに1905年には札幌出張員は出張所に昇格した。その後さらに体制は整備されて1909年に小樽に事務所が建設され、小樽支店が一手に木材事業を取り扱うようになり、1911年には小樽に三井物産の木材部が設置された<sup>3)</sup>。

森林の集積は藤原銀次郎が1908年に札幌出張所長に就任してから積極化し、1909年に美唄山林を購入したのをはじめとして明治末までに約12,000町歩の森林を集積している。その目的とするところは安い広葉樹を手に入れるために「ナラや雑木はそれよりも安い。それだから近い将来必ず値上りする。三井としては雑木山を買うことが最も良いと考えて山林を買う方針<sup>4)</sup>をとったという。

当初、三井物産の木材集荷は「北海道内にも専門の出伐業者が無かったので副業的出材業者と契約<sup>5)</sup>し、かれらとの出合買いによっていた。しかしこの方式では大量の木材集荷が困難なので三井物産自から製材工場経営に乗り出すとともに社有林の集積をおこない、国道有林と年期契約を結び専属的な造材業者を下請として利用して大量の木材集荷をおこなうこととした。このような基調はその後も堅持され、例えば1926年に開られた三井物産支店長会議における木材部の報告によると、木材の集荷は「(一) 社有林中造材人が資金ヲ当社ニ仰ギー兩年ニシテ伐採スベキ責任山林ハ毎年拾万及至拾五万石手ニ入レツツアル事、(二) 年期払下木ハ毎年拾五万石ニ達セル事、(三) 出合買仕入高ハ毎年二、三十万石ニ達シ居ル事、(四) 純社有林ノ伐採高ハ約拾五万石ヲ越エザル事、(五) 社有林ノ買入補充ヲナシツツアル事<sup>6)</sup>としていた。

こうして三井物産が明治末に取り結んだ国有林との年期契約の一覧は第41表の通りであり、明治末に12,000町歩に達した社有林の集積は1921年には「立木ノミ 27,299町歩土地付45,695町歩計72,994町歩<sup>7)</sup>に達している。しかしなおかつ「当社木材商売ノ安定ヲ計ラントセバ伐採ニ伴ヒ新ニ山林ヲ買入レ補充スルノ必要アリ臨時出合買ヲ以テ補ヒ得可シト雖シモ品質、値段ノ点ニ於テハ社有林生産ノモノニ劣リ且ツ確實ナル期待ヲナス事往々困難ナル事従来ノ例ニ徴シテ明白ナルガ故ニ今後共主トシテ社有林ノ出材ニヨルモノトシテ山林ノ獲得ノ方針

第41表 三井物産の年期契約一覧(国有林のみ)

	許可年月	樹種	数量	期限
北見国頓別国有林	1909年12月	エゾマツ	250千尺締	1918年まで10カ年
日高国鷲川国有林	同上	ナラ、タモ、セン等	600	同上
釧路国白糠国有林	1909年11月	ナラ、タモ、セン	200	同上
十勝国浦幌国有林	1910年7月	ナラ、タモ	90	1914年まで5カ年
十勝国舌辛国有林	1910年1月	ナラ、タモ	525	1919年まで10カ年
天塩国幌延国有林	同上	ナラ、タモ	250	同上

ニ出デザル可カラザルナリ」<sup>8)</sup>としているのであり、ここに三井物産の木材事業の特徴があらわれている。

ところで三井物産の木材事業の主要舞台が北海道であったのは明治末から1920年頃までとすることができる。そして特定の河川流域からパルプ原木を集荷していた王子製紙とは異なり、三井物産の事業範囲は全道各地にわたっていた。1905年に「札幌出張所を開設し組織的に事業を経営するようになってから進出したのは砂川木挽工場の工場原木を確保するための石狩川並に空知川流域地帯であり次いで渡島の国の瀬棚を中心とする地方や室蘭沿線地方および天塩の沿岸地方の四方面」<sup>9)</sup>であった。これら4方面への進出は明治末に集中的におこなわれ、北見・十勝そして日高方面への進出は明治末から大正はじめにかけてであった。このことは道内の三井物産の派出員の配置時期からみても明らかであり<sup>10)</sup>、大正のはじめまでにはおおよそ全道一円が三井物産の集荷圏に入っていたと思われる。しかし三井物産が取り扱ったナラ材は「重量軽カラス流木ニ適セサルノミナラス馬櫓ニヨルモ搬出容易ナラス従テ出材地ハ殆ント鉄道沿線地ニアラサレハ搬出ニ便利ナル地方ニ限ラ」<sup>11)</sup>れるという事情があり、また1915年当時のナラの「現今産出最モ多キハ天塩線ニシテ亦良材ヲ産ス富良野地方並室蘭ニ於ケル勇払地方ニ次ク釧路沿線ヨリ出ツルモノハ品質上川産ニ及ハスト雖モ尚ホ輸出タリ得ヘシ日高地方ニアリテハ公私有牧場ニアルモノ多ク比等ハ既ニ有力者ノ手ニヨリ買占メラレタルカ如シト雖モ未タ多ク出材スルニ至ラス」<sup>12)</sup>という状態であった。

## (2) 沙流川周辺部の木材事業

岩見沢一室蘭間の室蘭線沿線は鉄道の敷設が早く、また小樽や室蘭などの積出し港に近接していたので三井物産は木材事業を本格化するにともない、ただちにこの地域に進出したことは前述した通りである。1904年頃には早来、厚真町、1907年頃には鶴川、穂別町、1910年代初頭には沙流川流域、浦河町に進出し、広葉樹を対象とする本格的な素材生産を開始している。

三井物産はまず1904年に早来に進出をおき<sup>13)</sup>、早来、厚真町周辺で木材事業を開始した。その木材事業を請負ったのは永谷仙松であり、三井物産は枕木を搬出するために早来一厚真町チケッペ間に専用の馬車鉄道を布設している<sup>14)</sup>。当初、国有未開地上の立木を伐採したと推定されるが、1907年には道有林との間に年期契約を結び道有林の立木を伐採した<sup>15)</sup>。

鶴川に進出員がおかれたのは1905年でありその時から鶴川流域を対象とする木材事業がはじまる<sup>16)</sup>。この流域でも当初国有未開地上の立木を伐採したが、1909年には国有林との間に10カ年にわたる年期契約を結び本格的な広葉樹伐採をおこなった<sup>17)</sup>。その出伐量は年間7~8万石であり原木の輸送はその当時鶴川を流送して沿岸における船積みによるか、苫小牧や早来まで馬搬して貨車積みによるしかなかったのである。しかしこれらの方法にはそれぞれ難点があり大量の素材の輸送を確実にこなすために、三井物産は1908年に苫小牧一鶴川間に専用の馬車鉄道を敷設した。木材事業は請負事業で実行され、流送は南信吉が、水切・陸揚は大山

伝造が請負っている。その後、1916年頃には鶴川河口での王子製紙と三井物産の素材の選別の繁雑さをさけるために王子製紙の請負人である関直右衛門が三井物産の木材事業をも請負うようになった<sup>18)</sup>。

三井物産は鶴川流域でも1911年に札幌の西尾長次郎から4,447町歩の森林を購入したのをはじめとして大面積に森林を集積している。なお三井物産が西尾から購入した土地はそもそも浦河他3カ村がおこなった日高種馬牧場建設協力に対して国から浦河他3カ村に付与された土地であり、浦河他3カ村は国から土地を付与されるとただちに買却したのである。

### (3) 沙流川流域における木材事業

鶴川流域における木材事業の本格化にともない沙流川流域にも三井物産は進出したが、その時期は1910年代初頭である。つまり三井物産の沙流川流域への進出は鶴川流域における木材事業の延長線上に位置するものであった。

事実、前述した馬車鉄道を1911年に富川まで延長し、かつ動力を蒸気にかえて木材の輸送条件を整える一方で、三井物産は同年に平取町内にあった浦河他3カ村所有の放牧地3,958町歩を購入している。さらに1912年には門別町慶野舞にあった静内町所有の約4,000町歩の共同放牧地上に生立する立木を契約期間15カ年で購入した。また平取町所有の共同放牧地上の立木についても年期契約を結んでおり、沙流川流域では三井物産は上述の社有林と町村有の共同放牧地上の立木を主として伐採したのである。

木材事業は請負作業で実行され、富本朝二<sup>19)</sup>や加地幸次郎<sup>20)</sup>らが請負っている。聞き取り調査によると、当初、三井物産は富本、加地、田中らを下請業者として利用し、ナラ材を主とした大径材の生産をおこなったが、「大正中期以降この流域を中心とする三井物産の素材生産は地場の素材生産業者の利用から専属下請業者<sup>21)</sup>の利用に変っている。専属下請業者として清兼、山崎、中谷、川田、舟川の名前が知られており、かれらは素材生産と製炭生産をあわせおこないつつも徐々に製炭生産の比重が高くなる傾向にあった。

### 注

- 1) 松元宏「日本資本主義確立期における三井物産の発展」(三井文庫論叢第7号, 1973年)の113頁に掲載されている統計によると三井物産の木材の取り扱い金額は1901年に25千円であったものが、1905年には3,304千円となり、1900年代の初頭に急増している。
- 2) 「三井物産株式会社木材事業沿革史」(『林業発達史資料』第71号, 1958年), 6頁。
- 3) 三井物産本店営業部に木材課がいつ設けられたかは明らかではないが、東京の三井文庫に所蔵されている三井物産株式会社職員録によると1906年8月のそれに木材課がはじめてのっている。従って小樽に木材部がおかれるまではこの木材課と札幌出張所が中心となって木材事業を実行したと思われる。
- 4, 5) 前掲「三井物産株式会社木材事業沿革史」, 50, 5頁。
- 6) 三井文庫所蔵資料『大正15年6月, 支店長会議報告書』より。なお同資料による1926年度の素材仕入の内容は第42表の通りである。
- 7, 8) 三井文庫所蔵資料『大正10年度支店長会議資料木材部』より。
- 9, 10) 前掲「三井物産株式会社木材事業沿革史」, 22, 21頁。なお主要な派出員の配置時期をみると、1904

第42表 三井物産の素材仕入高 (1926年度)

		純社有林	年期払い げ下分	責任山林	買入材	計
青	木 (千石)	58	104	36	36	234
雑	木 (千石)	53	38	132	151	374
小	計 (千石)	111	142	168	187	608
枕	木 (千本)	105		228	263	596

年一室蘭派出員, 1907年一釧路派出員, 1910年一留萌, 池田, 網走派出員, 1912年一北見, 浦河派出員である。

- 11, 12) 「北海道木材界ノ近況 (主トシテ樺材ニ関スル調査)」(北海道拓殖銀行『調査彙報』第1巻第1号, 1916年), 4-5頁。
- 13) 「胆振国安平村の林産」(殖民公報第23号, 1904年), 21頁。
- 14) 「早来, 厚真間の馬車鉄道」(殖民公報第29号, 1906年), 51頁。
- 15) 『厚真事業区 (模範林) 第1次検訂施業案説明書』, 23頁。なお同説明書によると1911年の山火事によって厚真事業区の森林は大被害を受けたので年期契約は解除されている。
- 16) 「三井物産会社鶴川地方木材伐採状況」(殖民公報第44巻, 1908年), 26頁。
- 17) 王子製紙資料によると「明治末に三井物産は穂別の地方費林から年期による払い下げをうけており, 明治44年から製紙原料用立木を三井物産から譲受けた。そして大正3年からは王子が直接穂別地方費林から特売をうけた」とある。つまり1909年に国有林と年期契約をむすんだものの, 鶴川国有林の一部が1910年頃に道有林に所管換えになり, 年期契約自体は継承されたものと思われる。
- 18) 前掲『5代関直右衛門伝』, 137頁。
- 19) 前掲『門別町史』の111頁には富本朝二は三井物産の請負事業をするために1909年に浦河町から門別町に移転したとある。
- 20) 前掲『静内町史』, 692頁。
- 21) 前掲『鶴川, 沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究』, 23頁。

#### 4. 地場資本の成立

ここでは地場資本の成立と形成の過程を問題にする。その際に地場資本を地域定着的なものとして一定地域内で, すなわち沙流川流域内で資本循環する資本として把えて分析することとする。一般に地場資本は中小零細な企業体であり, 独占化を志向する大規模な中央資本とは著しい対照をなし, 中央資本の対極に位置しているとする事ができる。

##### (1) 素材生産業

###### ① 素材生産量の推移

沙流郡の1910年代までの木材生産量の推移をみると第43表の通りである。この表によると素材の生産量は1910年度頃から増えはじめ, 大正初期には製紙原料材を除いた素材生産量が年間10万石を越えていること, マッチ軸木用材として使用された白揚丸太が少量ではあるが生産されていること, 木炭は原木1石につき10貫の木炭が生産されるので木炭原木として5千石から1万石の生産があったことがわかる。

第43表 沙流郡の木材生産量

	角材 (石)	丸太 (石)	白揚丸太 (石)	製紙原料 (石)	木炭 (千貫)
1906年度		3,013			115
1908年度		6,360	4,920		126
1910年度		81,120			85
1912年度		129,600	1,020		48
1914年度	39,200	80,000	2,500	160,700	56
1916年度	46,000	7,400		175,000	112
1917年度	45,200	60,214			172

『北海道庁統計書』

1920年代の木材生産量を示す統計がないので正確なことはいえないが、各種資料から判断すると沙流郡の木材生産量の大体の傾向はパルプ用材は年間10~15万石の生産があり、パルプ用材を除く素材の生産は減少しはじめ、木炭原木の生産は1920年代初頭を境に、急速に増加して20万石を越えるに至ったと推測される。つまりパルプ原木の生産を除外すると1910年代は一般用材の生産が主要なものであったが、1920年度以降は一般用材の生産が減少しはじめ木炭原木の生産が急増したのである。第44表は昭和初期の町村別の木材生産量をみたものであり、第45表は昭和初期の平取町の木材生産量をみたものである。なお町村別にみると大正期を通じて門別町の木材生産量は平取町のそれよりも多かった。

第44表 1929年度の町村別生産量(沙流郡)

	私有林用材 (石)	私有林薪材 (棚)	木炭 (千貫)
日高町	1,800	4,980	9
平取町	25,000	22,000	1,000
門別町	75,615	24,100	3,468
計	102,415	51,080	4,477

日高支庁『日高要覧』

第45表 平取町の木材生産量

	角材 (石)	丸太 (石)	薪材 (棚)	炭材 (石)	製紙原料 (石)	紙材 (石)	枕木 (丁)	木炭 (千貫)
1927年	25,000	2,000	10,800	15,600	75,500	3,500	292	
1929年	35,000	6,000	8,000	25,000	39,400	3,000	1,000	
1931年	9,490	1,000	3,100	40,000	118,002	5,000	2,000	
1932年	20,490	4,500	3,000	42,200	82,722	15,500	3,000	

『平取村勢一斑』

② 素材生産業者の成立

前述したように沙流川流域の中・下流部では1910年代初頭から三井物産の木材事業として商品生産を目的とする素材生産が開始されたことに特徴がある。それ故に素材生産業者の成立と展開の契機は三井物産の木材事業によって与えられている。従って三井物産の木材事業は

「地場の素材生産業者の技術を前提として開始され」<sup>1)</sup>ているものの、他面ではそれは素材生産業者の展開の条件ともなっていることを看過すべきではない。

その良い事例として富本朝二の場合がある。富本は1900年頃浦河町で素材生産業をはじめ、1909年頃に門別町に移住して三井物産の木材事業を請負った。その後、請負事業を続けるとともに自営の素材生産業をあわせおこなってその事業規模を拡大させている。そして1916年には東京深川で製材工場を経営するとともに、沙流郡を中心に森林を大規模に集積したのである<sup>2)</sup>。

こうして1910年代の地場の素材生産業者はまず三井物産の請負業者として存立したことに特徴があるとする事ができる。しかしこの時期にもそれ以外の業者がいなかったわけではない。後にふれるマッチ軸木の原木を伐採した者とかタンニン製造の原料であるカシワの樹皮採取をおこなった者などがいたことは知られており、我々はこうした事実についても留意しておかねばならない。

ところで1920年代に入ると沙流川中・下流部の広葉樹を対象とする素材生産の状況が変

化しはじめた。前述したように1920年代に入ると、パルプ原木を除く素材の生産量は減少しはじめ、また三井物産の木材事業の形態が地場の素材生産業者の利用から専属下請業者の利用に変化した点にそれがあらわれている。そのなかで三井物産とは関係を持たない自営的な素材生産業者が成立した。第46表は1925年の個人経営の木材販売業者をみたもので

第46表 1925年沙流郡の木材販売業者

	事業の場所	1926年の原木 取扱見込 (石)
北門文一	門別	12,000
児玉元次郎	荷負	10,000
森市左衛門	幌去	4,000
細川嘉重	厚別	3,000
矢島清吉	〃	2,500
清兼光太郎	ケノマイ	1,500

『国有林事業成績』

あるが、北門文一の事例にみるように三井物産の請負業者ではない素材生産業者があらわれてきているのであって、我々はこの点についても正當に評価しなければならないだろう。

#### 注

- 1) 前掲「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」, 18頁。
- 2) 沙流川を流送し、沿岸積取りをして素材を販売したのは日高地方では富本が最初であるといわれている。また門別町在住の富本正次からの聞き取りによると富本朝二の木材業者としての最盛期は1915年頃から1923年頃までであり、三井物産の請負事業とともに三井物産が伐った跡地の土地を買い随分もうけたという。また富本は昭和に入ると製炭業をやりはじめ、1936年にはクローム鉱山の経営をおこなっている。

## (2) 製炭業者

### ① 木炭生産の動向

まず日高支庁の木炭生産の全道的な位置付けを知るために北海道の木炭生産の地域動向をみることにする(第47表)。これによると以下の諸点が明らかである。

第47表 木炭生産の地域動向(北海道)

		1905年度	1908年度	1914年度	1921年度	1927年度	1931年度
全道生産量		12,955千貫	12,050千貫	35,787千貫	44,951千貫	55,603千貫	50,037千貫
比	石狩支庁	31%	4%	13%	6%	3%	3%
	渡島支庁	18	12	15	10	7	7
	桧山支庁	1	10	3	3	2	4
	後志支庁	10	9	11	5	2	2
	空知支庁	8	9	6	4	2	2
	上川支庁	5	9	9	5	2	3
	網走支庁	2	2	7	10	15	12
	胆振支庁	19	14	16	28	20	12
	日高支庁	4	7	2	8	12	12
	十勝支庁	2	7	3	4	17	20
	釧路支庁	5	8	7	10	9	14
	根室支庁	4	5	3	2	3	3
	その他	9	5	5	5	6	6

『北海道庁統計書』、『北海道森林統計書』、『国有林事業成績』

(1) 「産地が全国的に拡散し、生産も大規模化しただけでなく、全く新たな地域が産地として登場するに至った」<sup>1)</sup>とされる明治末には北海道の木炭生産量は1千万貫の水準を越え、渡島、胆振、後志、石狩支庁がその主産地として立ち現われていること

(2) 1910年代には木炭の生産量が急激に増大し、3,500万貫から4,500万貫水準に達していること

(3) 1920年代には新たに網走、日高、十勝、釧路の各支庁が主産地として登場し、大正末には道内の生産量が5,000万貫水準に達していること

(4) 1930年代には木炭の主産地は胆振、日高、十勝、釧路、網走の各支庁に取れんしはじめていること、などである。

ここから木炭生産地としての日高支庁の登場は1921年度前後、第1次世界大戦後であると推測することができる。そしてそれは第1次世界大戦による木材需要の増大にもなり価格の上昇と沙流川周辺部における薪炭原木の減少にもなり製炭業者の日高支庁への参入の結果であるとしてすることができる。とくに日高支庁管内の木炭生産の動向をみるとときには1910年代の早期にすでに主産地として立ち現われた胆振支庁、とくに早来・厚真町との関わりを重要視しなければならない。その点はすでに餅田治之によって指摘されているので詳細はくりかえさないが、「明治30年代に入って、まず当時の安平村において商品生産としての木炭生産が展開し、それに対応する市場および流通機構が開拓される。鶴川流域の鶴川・穂別町の製炭は明治40年代以降、特に製炭が主要産業の一つとして盛かんになったのは大正期に入ってからである(中略)。大正末期から昭和期にかけて周辺町村の製炭原木が伐りつくされ少なくなったため

その地区の製炭資本が鶴川筋、沙流川筋その他の地区に移動<sup>2)</sup>したのである。

こうして1920年代の初頭に日高支庁が木炭の生産地として登場するが、沙流郡の木炭生産の動向をみると第48表の通りである。1919年度に661千貫であった門別町生産量は1922年度には2,309千貫と飛躍的に増加し、

平取町のそれは門別町に一步遅れながら1930年度には1,000千貫に達している。つまり門別町では1920年代の初頭、平取町では1930年代の初頭にそれぞれ木炭の生産量が増大しているのであって、この時期に両町において製炭原木確保のための森林伐採が本格化した。

## ② 木炭生産の構造と製炭業

沙流川流域の木炭生産の特徴についてみるまえに北海道の木炭の生産構造の一般的な特徴について整理しておきたい。すなわち北海道の木炭生産は第1に天然林材を対象とした生産であり、そのために割炭であって大量生産に適合する角窯が多く利用され、その1回の生産量は600から700貫と大量であった。そしてそれは多くの場合、いわゆる林地残材を利用した製炭、つまり「用材を数回に亘り選伐せる残立木、即ち蓄積2百乃至4百石の所謂残山をさらえ<sup>3)</sup>たり、「継続的森林ならざる耕地、牧場、放牧地等に於ける用材伐採跡地の豊富なる残木の整理<sup>4)</sup>をおこなうという形で進行したのである<sup>5)</sup>。第2に既存の農家や開拓農家による副業製炭もあったが、北海道の木炭生産の展開をリードしたのは焼子制による事業製炭である。事業製炭者は原木、炭窯、居小屋、包装材料を用意し、焼子に生活物資を供給して賃焼方式で木炭生産をおこなった。焼子は家族とともに原木の伐採、木寄、原木調整、炭化、包装などの過程に従事したが、北海道では原木の集材や製品の運搬、そして築窯などは焼子以外の者の請負によるが多かった<sup>6)</sup>。なお、2次林を対象とした木炭生産が徐々におこなわれるようになった昭和初期には渡島や胆振支庁では税金焼といって居小屋や窯が焼子の所有で原木を事業製炭者が供給したり、原木代金を焼子に貸与する形で製炭する方式が生じてきている<sup>7)</sup>。第3に北海道の木炭生産は開拓の途上で実行されるものなのでその品質は良質ではなく、主として道内で消費されていた。1918年前後に内地移出が開始され、その後道内の生産量の2,3割が内地移出されるに至ったが、内地市場で道産の木炭の品質や包装について種々問題が生じた。第4に事業製炭者自体が札幌や小樽の木炭の卸売業者に資金的に従属していたことである。「商業資本は生産業者を資本的に掌握することによって流通過程のみならず、生産過程をも支配していたというのが戦前の統制経済以前の木炭の生産流通機構の根本的特徴<sup>8)</sup>であった。

こうした北海道の木炭生産の特徴は沙流川流域においても貫徹しているが、流域の木炭生

第48表 沙流郡の木炭生産量 (千貫)

	計	日高町	平取町	門別町
1910年度	65		27	38
1913年度	46		25	21
1919年度	701	5	35	661
1922年度	2,350	12	38	2,309
1924年度	2,008	10	79	1,919
1930年度	4,476	9	1,000	3,468

浦河支庁『管内統計一斑』

産の構造について具体的にみてみよう。

木炭生産は開拓の当初からおこなわれていたと推測されるが、はじめは農民による生産であった。それが徐々に商品生産としておこなわれるようになり、1908年度には沙流郡で126千貫の生産量があった。その生産を担ったものは農民であり、副業製炭として実行されたが、副業製炭では生産する時期も限定され、技術も未熟であって生産量を大幅に増加させることはできなかった<sup>9)</sup>。

ところで先に門別町では1920年代初頭に、平取町では1930年代初頭に木炭の生産が急激に増大したとしたが、その生産を担った者は早来・厚真方面等から廉価な薪炭原木を求めて移動してきた事業製炭者である。すなわち「今や室蘭線早来安平方面に於ける本企業は沿線付近の原料殆んど伐採せられ、逐年奥地に進み(中略)同地方面の企業者は網走乃至日高方面に転ずるもの」<sup>10)</sup>が多かったのである。胆振支庁や日高支庁では他地域に比して専業者による製炭、つまり焼子制による事業製炭の占める比重が高く<sup>11)</sup>、流域の生産を担ったのはこうした事業製炭者である。第49表は1927年に沙流郡において営業していた胆振日高木炭同業組合に属する組合員数を示したものであり、その大半は事業製炭者であった。

このようにまず他地域から移動してきた事業製炭者によって流域の木炭生産がおこなわれたことに特徴があるが、さらに三井物産の木材事業と関連して事業製炭者が町有の共同放牧地上の、いわゆる林地残材に薪炭原木の供給先を求めたことにも特徴がある。前述したように三井物産は1911年に門別町にあった静内町有の共同放牧地上の立木について15カ年の年期契約を結び素材生産をおこなったが、そのなかで「買受人は契約条項中の7寸以下の残存を無視して用材となるものは全部伐採し、用材として利用能はざる多数の薪炭材はその売買契約を継承して更に製炭者に譲渡したのであって是れが門別・新冠の如き管内製炭事業に覇を称ふるに至った原因」<sup>12)</sup>であるという事態が生じた。つまり三井物産の木材事業と関連して木炭生産が展開しているのであって、沙流川の製炭業者の成立と展開をこういうものとして把握しておかねばならない。

次に聞き取り調査のなかで明らかになった事実をのべ、さらに具体的に木炭生産の構造を明確にしておきたい。

まず三井物産の専属製炭業者の舟川孝作についてみると、舟川は1913年頃千歳で事業製炭をはじめ、1918年頃に門別町清島に移住し、三井物産が立木を支配する森林で木炭生産と素材生産をおこなった。門別町には7年間ほど居住したが、1927年頃に穂別町似湾に移住し三井物産の社有林で木炭生産をおこなった。舟川の場合、最盛時には30から40人の焼子を使用して

第49表 1927年沙流郡の製炭者数(人)

門別町	波 恵	7
	ケ ノ マ イ	5
	厚 別	6
	佐 瑠 太	9
	計	27
平取町	平 取	7
	荷 負	1
	ア ベ ヅ	1
	計	9

北海道薪炭協会『北海道木炭業者名鑑』

いたが、昭和初期頃までは木炭生産と素材生産をあわせおこなっており、木炭生産のみに純化していなかったという。しかし徐々に森林の林相が悪化しはじめ、平取町に移住する1934年頃には木炭生産にのみ生産が一元化したのである。また木炭は三井物産の系列会社に全て納入し、木代金と木炭の販売手数料を差し引いたものが舟川の粗収入となった。

五十嵐貞治は相対的な意味ではあるが、自立的な経営をおこなった製炭業者である。五十嵐は1918年頃室蘭で木炭の小売業をはじめ、1928年頃平取町の移住して企業製炭を開始している。1940年頃には素材生産業を兼営するに至るが、木炭生産の最盛期は戦時体制期であり焼子を20人ほど雇用していた。五十嵐の場合、木炭原木は町有林、富本朝二の森林、三井物産社有林に求め、木代金は現金で支払ったものの、木炭問屋から原木資金を借りることが多かったという。焼子の多くはいわゆる食いつめた者からなり、特別に募集をしなくても集ってきた。そして賃焼形態による製炭が主体であって、日用品支給額等を差し引いたものが焼子への実際上の支払額であった。また税金焼といって原木資金を焼子に貸し与え、焼子がこれを製品で返すという方式があったが、これは事業製炭者にとり利益がすくなかったものの、良質の木炭を確保しえたという。炭窯は5、6人の人夫を別途雇用して焼子のための居小屋とともに作り（主として沢筋）、これを焼子に貸し与えた。焼子は家族とともに製炭に従事したが、1窯焼くのに2週間ほどの日数を要し、1回の生産量は10貫俵で60から70俵であった。原木の集材や製品の運搬は事業製炭者が別に雇用した馬夫があたることが多く、焼子は原木の伐採、炭化過程、製品の包装等に専念したのである。また窯一基につき5から10町歩の山林を割り当て、これを2、3年で焼きおえている。製品は小樽を中心とする消費地の集荷問屋に販売した。事業製炭者の多くは5から10基の窯、従って5から10人の焼子を使って製炭業を営み、その規模は零細であった。

#### 注

- 1) 赤羽 武『山林経済の解体と再編』(1970年), 157頁。
- 2) 前掲「戦前期における鶴川流域の林業展開」, 409頁。
- 3) 林 常夫「北海道産木炭の原料問題」(大日本木炭協会報第4巻第9号, 1930年), 408頁。
- 4) 女鹿哲男「北海道の木炭業」(北海道林業会報第28巻第10号, 1930年), 530頁。
- 5) 昭和初期には道内の木炭生産の先発地である渡島支庁や胆振支庁では2次林を対象とする製炭がおこなわれはじめ、いわゆる丸炭の生産がおこなわれるようになっていく。
- 6) 斎藤平八「北海道木炭界の近情と製炭業」(大日本木炭協会報第11巻第4号, 1937年), 134頁。
- 7) これはいわゆる仕出し製炭であると思われ、地域にそくしてみると木炭生産の先発地では事業製炭から仕出し製炭という展開がみられた。
- 8) 小関隆祺「木炭の生産流通機構」(第56回日本林学会大会講演集, 1956年)。
- 9) 森林 勇「日高旅行雑感」(北海道林業会報第14巻第7号, 1916年)のなかに「日高の製炭は日高国内の需要を満たすに止まるので経営法もみな小規模なものばかり炭窯も小さくて普通1回の産炭量は百貫乃至二百貫位である。製炭法は幼稚である」という記述がある。
- 10) 葛西莊郎「日高木炭の現在及将来」(北海道薪炭協会通信5月号, 1926年), 2頁。
- 11) 戦後の事実であるが、胆振支庁では専業者が窯数の8割、生産量で9割2分を占めていた(前掲「木炭の

生産流通機構)。

12) 大洞 盛「地元造林指導奨励方針に関する意見」(北海道林業会報第 27 巻第 4 号, 1929 年), 269 頁。

(3) 製材業

沙流郡の製材工場数の推移をみると第 50 表の通りである。これによると 1918 年までは製材工場は 1 工場しかなく、それも門別町にのみ存在していたこと、1922 年には 3 工場に増加して徐々に流域の各町村に製材工場が設立されたことがわかる。従ってこのことから、沙流川流域の製材業は全道的にも「鶴川流域のそれと較べても、また日高地方全体のなかでも比較的遅れて成立」<sup>1)</sup>したが、大正末から昭和初期にかけて一定の展開をみたことをとりあえず確認できるであろう。以下においてより具体的にその展開過程についてみることにしよう。

流域で最初に設立された工場はマッチ軸木工場であり、それは 1908 年に設立されている。この工場は 3 人の地元住民の出資により奥山製軸工場として操業を開始しているが、その後佐瑠太軸木製造組合工場として名称変更をおこない、1913 年まで営業を続けた<sup>2)</sup>。ここで注目されるのは職工数が 20 から 44 人と以下にのべる製材工場に較べて規模が大きいことである。

1916 年に上述のマッチ軸木工場の施設を継承して製材工場が設立された<sup>3)</sup>。つまりこれが狭義の意味での製材工場成立の嚆矢となっており、同工場は当初佐瑠太木工場として操業をはじめ、後に名称変更として大正末頃まで営業を続けた。

ところで大正末から昭和初期にかけて一定数の製材工場が成立したことは先にみたが、その背景として交通条件の整備の進行と王子製紙や三井物産による流域の森林資源独占体制の弛緩という事実がある。前者についてのみみると 1922 年に沙流軌道が開設され、1924 年には日高拓殖軌道が同じく開設されている。また道路事情も改善され 1920 年には富川―浦河間に定

第 50 表 沙流郡の製材工場数と職工数の推移

	1912 年		1914 年		1916 年		1918 年	
	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)
門別町	1	40	1	22	1	?	1	5
平取町								
日高町								
計	1	40	1	22	1	?	1	5

	1922 年		1925 年		1927 年		1929 年	
	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)
門別町	3	13	3	9	2	8	4	15
平取町					1	8	1	6
日高町					1	1	2	2
計	3	15	3	9	4	17	7	23

『北海道庁統計書』、『北海道森林統計書』、『国有林事業実績』

期自動車が行きわたっている。これらの諸結果として沙流郡の人口が増加し、1914年末には戸数2,768戸、人口14,699人に達したのである。いわばこうした条件のもとで製材業成立の条件が付与されて昭和初期までには製材業が地場資本の一角に位置するに至ったのである。

しかし成立した製材業は職工規模では1から8人と極めて零細であり、その機械装備も丸鋸1,2台、帯鋸1台というように貧弱であってそれは零細企業ないし家内工業的なものであった。また経営も不安定であり、消長をくりかえすというのがその実態であった。なお系譜的にみると詳細は不明であるが、地場の素材生産業や製炭業から転じたものが多く、製材業は素材生産業や製炭業より地場資本的性格が強いと思われる。

#### (4) 小 括

これまで地場資本の存在形態にそくてその状態をみてきたが、ここでは全体として把えてその特徴をみることにする。

その第1は地場資本の成立と展開の契機が三井物産の木材事業によって与えられ、その後の地場資本の展開も三井物産の木材事業の動向に依存していることである。第2に地場資本といえども、すでに他地域で営業していたものが資源を求めて沙流川流域に進出した事例が多いということである。そのなかでいわゆる農民系譜のものがすくないことは注目される。第3に地場資本の経営は零細であり三井物産や商人資本に従属し、いわゆる請負業として存立するものが多いことである。しかし同時に素材生産業者や製炭業者自体が直接生産者である農民や労働者に寄生しがちであった。第4にこうした限界があるにしろ、地場資本の成立と展開とによって王子製紙や三井物産による森林資源の前期的独占体制が弛緩しはじめたのであって地場資本の不安定性とあわせてこのことを明確に評価しておかねばならない。

#### 注

- 1) 前掲「鵜川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」、28頁。
- 2) 「佐瑠太軸木製造組合工場」(殖民公報第54号, 1910年), 145-146頁。
- 3) 前掲『日高開発史』, 125頁。

### 5. 明治・大正期の林業政策の状況

ここでは沙流川流域の林業展開に直接関わりがあった北海道庁の林業政策についてみることにする。沙流国有林の経営展開自体広義の意味で林業政策の一環であったが、それについては除外して述べることにする。

#### (1) 日高支庁の整備過程

1897年の官制改正によって従来の郡区役所が廃止され、浦河町に日高支庁が設置された。その際に郡区長に分担されていた森林監督、国有林地貸渡に関する事項、国有林野産物売払、森林調査等の権限が支庁長に委任され<sup>1)</sup>、これらの権限は1902年に林務課員派出所が全道的に設置されるまで支庁長に委任されていた。支庁開設当時に林務担当の職員が配置されていたか

どうかは明らかではないが、すくなくとも 1897 年度から 1902 年度の間は国有林の管理経営の業務が支庁長の権限のもとにあったのであるから、数はすくないが林務関係の職員が配置されていたと推測される。

1902 年度以降から 1910 年代までは林政の力点が国有林の管理経営体制の整備におかれていたこと、また民有林を対象とする政策が未確立であったので支庁における林務関係の組織は未確立であった。ちなみに 1907 年の日高支庁の支庁執務要綱から林業関係の施策をみると「一副業ヲ奨励スル事 (中略), (3) 製炭及椎茸製造, 一植樹造林ノ造成, (1) 町村林ノ造成, (2) 団体及個人ノ植樹造林, (3) 森林組合ノ活動督励」<sup>2)</sup>などがあげられている。これは林業政策にとくに力を入れたとされている西支庁長の時期であるから、いわば一時的な現象であると思われる。

このように 1910 年代を通じて林務関係の組織は未確立であったが、1922 年の北海道庁処務細則の改正により道庁の林務課が林務課, 林業課, 地方林課に分かれ、次いで支庁にも林務係員が配置されるに至った。周知のように北海道は保安林の規定を除いて 1902 年森林法の適用除外地域であり、農商務省のおこなう民有林の指導奨励策の適用をうけていなかったが、林務係員の支庁への配置は不十分なものにしろ北海道庁が民有林政策を持ちはじめ、その実行の組織を整備しはじめたことを意味する。

事実、北海道林業会報に掲載されている北海道庁林業指導奨励施設概要の説明によると<sup>3)</sup>, 1924 年度に各支庁に技手 1 人を配置し、林業指導にあたらせたこと、そして 1926 年度から国費事業である造林奨励の実行のために 14 支庁に 24 名の技手を配置しているのである。

かくして 1920 年代に入り支庁の林務関係の組織が徐々に整備され民有林を対象とする各種施策がおこなわれるようになった。しかしそれは端初的な段階にとどまっており、本格的な組織の整備は戦後をまたねばならなかった<sup>4)</sup>。

## (2) 林業政策の状況

### ① 山火事取締

開拓の途上にあつては開墾火入れは不可欠であった。しかし火入れの仕方をあやまると山火事の発生をみるのが多く、山火事の防止は森林の管理上極めて重要視されており、当時林政上の重大事項となっていた。

火入れ自体は 1888 年制定の山野火入取締規則によって規制されていたが、それによると火入れする場合には 3 日前に口頭か書面によって警察署, 営林区署, 森林監守, 区町村のいずれかに申し入れその許可をうけることになっており、火入れ地が森林に隣接している時は防火線を設けなければならないとされていた。そして道庁では山火事危険期になるとたびたび告諭をだしていた<sup>5)</sup>。

1914 年に道庁は森林防火組合設置規則を制定して、森林防火組合の結成を促進している。沙流郡におけるその状況についてはすでにみたのでくりかえさないが、森林防火組合の結成に

より山火予消防のための組織ができ、行政上ないしは経営上の下部組織が作りだされたといえるだろう。なお明治末の日高支庁には全道的にみて特異な動きがある。それは1902年に門別町森林組合が、1910年に平取外8カ村森林組合が設立されたという事実である。この森林組合がどのような事業をし、またいつ頃まで存続したかは全く不明であるが、それは当時の支庁長である西忠義がおそらく内地府県の経験をふまえて森林組合の設立を奨励した結果、結成をみたものである<sup>9)</sup>。

## ② 造林の奨励

道庁は1898年に造林を奨励するために全道16カ所に模範苗圃を設け、1899年にさらに奨励苗圃を設けて苗木生産をはじめている。そして1900年には樹苗下付内規を定めて苗木の無償交付を開始した。日高支庁では浦河郡向村に1898年に模範苗圃が設けられた。苗木の交付は当初、支庁がおこなっていたが、1909年度以降は営林区署および分署がこれを取り扱うことになった。この体制は第2期拓殖計画が樹立され国費で造林奨励をおこなうようになり、かつ各支庁に林務係員が配置された1926年まで続いている。日高支庁における苗木交付の推移は第51表の通りであり、それは沙流郡における人工造林の開始に影響を与えた。

樹苗下付内規は苗木を無料で下付することにより造林を推進しようとしたが、その後造林そのものに対する奨励策として造林補助金制度が新たに設けられ

ている。それは1913年の魚付林造成補助金下付規程であり、また1920年の荒廃地造林補助規程である。とくに後者は地方費で荒廃林野に新植、撫育、防火線を設置した場合に予算の範囲内で経費の3割から5割の補助金を交付するというものであり、その実態は内地府県の荒廃地復旧事業とは異なり、むしろ普通の造林奨励事業に近いものであったとされている<sup>7)</sup>。

さらに1926年の第2期拓殖計画の樹立に際して従来はたんに苗木下付にのみ留まっていた一般の造林奨励事業のあり方を改めて、国費で「特殊な樹種」、つまりエゾマツ、トドマツ、カラマツ、ハウノキ、ヤチダモ等の苗木を無償交付するとともに、その造林に対して経費の5割以内の補助金を交付することになった(1926年制定「特殊樹種造林奨励金交付規程」)。

## ③ その他

1904年に広島県の林業家榎崎圭三を招き静内郡有良村において林産講習会を開き、榎崎式炭がま改良製炭と椎茸の培養の伝習をおこなっている。そして1922年には平取町で18人を対象とした炭がまの講習会を3週間にわたっておこなっている。

第51表 日高支庁の樹苗交付の推移(千本)

	樹苗下付規定にもとづくもの	特殊樹苗交付にもとづくもの
1914年度	2	
1916年度	31	
1918年度	70	
1920年度	30	
1922年度	34	
1924年度	33	
1927年度		15
1929年度		60
1931年度		100

『造林奨励事業の沿革と其の成績』

ところで1919年度から道庁が市町村の申請に応じて市町村有林の施業案を編成し、市町村有林の管理の適正化をはかるようになったが、日高支庁では前述したように1919年に門別町では516町歩を対象にして、1923年には平取町157町歩、静内町29町歩、三石町171町歩を対象として施業案の編成をみている<sup>8)</sup>。この制度は1933年の市町村営林規則においてさらに進み、市町村が施業案を編成する義務を持つことになり、道庁がこれを指導、監督することになった。

かくして1920年代に戦前期の民有林政策が形成され、かつ実行のための組織ができたが、その状況はこれまでみてきた通りである。それは民有林独自の政策が打ちだされ、かつ地域の林業展開に一定の影響を与えたという点で評価されるものの、予算そして組織上からしてそれは端初的なものであり、また北海道的な特殊性をぬぐうことはできない。そこに森林法適用除外地域としての民有林政策の特殊性をみる必要がある。なお沙流郡の1922年末の人工林現況は第52表の通りである。

第52表 1922年末の人工造林地(町歩)

			町有林	私有林	計
平	取	町	10	35	45
門	別	町	34	285	319

『北海道地方林業一斑』

## 注

- 1) 前掲『北海道山林史』, 58頁。
- 2) 前掲『西忠義徳行録』, 90頁。
- 3) 前掲『北海道林業会報』(第35巻第6号, 1936年), 43頁。
- 4) 支庁に林業関係の課が設置されたのは1945年である。すなわち林政課のもとに林政係、木材係、薪炭係がおかれた。
- 5) その告論の一例を示すと『北海道林業会報』(第12巻第4号, 1914年)の57頁に1914年3月27日付の告論がのっている。
- 6) 前掲『西忠義徳行録』, 135頁。なお西忠義が結成を促進した森林組合については、坂東忠明「明治・大正期の森林組合について」(北方林業第321号, 1975年)を参照のこと。
- 7) 前掲「北海道林業の発展過程」, 89頁。
- 8) 前掲『北海道地方林業一斑』, 55-56頁。

## IV. 戦時体制と地域林業構造の再編成

この章ではいわゆる戦時体制の確立<sup>1)</sup>のなかで前期に確立をみた地域林業構造がいかに再編成され、各経済主体が戦時体制の下にいかにより組織化されたのかをみることにする。そのために全道的な戦時伐採の進行と戦時統制の強化の過程についてまず概観することからはじめる。

## 1. 戦時伐採の進行と統制の強化

## (1) 戦時伐採の進行

## ① 戦時伐採の開始と森林伐採量の推移

「昭和期に入ると、第1次大戦後の不況に引き続き昭和恐慌と慢性的な不況のなかで北海

道の林業生産は著しく停滞した<sup>2)</sup>のであるが、1931年の満州事変の勃発と金輸出禁止等の措置によって日本経済の景気は回復し、そのなかで徐々に道内の林業生産は増加しはじめた。その画期となったのは1932年の樺太林政改革の実施であり、樺太材統制販売組合による樺太材の移出制限の開始であった。これを境に北海道材はふたたび内地市場で市場性を回復して道内の林業生産は増大しはじめた。事実、昭和恐慌の真只中の1930年には道内の森林伐採量は20,087千石と減少をみたが、1933年には26,822千石まで増加している。

さらに1937年の日華事変の勃発を契機に日本経済は戦時体制に突入し、木材はそれ以降軍需用材としてまた生産力拡充用材として大量に需要されるようになり、道内の木材生産量は増大し、いわゆる戦時伐採が実行されるに至った。

北海道における戦時伐採は軍需用材の供出のために、またパルプ増産計画と石炭増産計画を達成するために必要な木材を供給することを課題として始まっている。『北海道山林史』によれば1937年度までは軍への木材供出はわずかな量であったが、1938年度から増加しはじめ、同年度中に海軍に5万石、陸軍に40万石を供出し、1939年度には海軍に56万石、陸軍に51万石を供出したという<sup>3)</sup>。そして戦時体制が本格化するにともない軍需用材の供出は一層増加したのである。

パルプ増産計画は1938年1月に企画院から発表になり、それはパルプ、綿花、羊毛等の輸入制限措置にともない国内においてパルプを増産して1942年度までに自給体制を作することを目的としていた。北海道においては人織用パルプ10万t、紙用パルプ3万tを増産して1937年度のパルプ生産量23万tと合せて1942年度には36万tのパルプ生産量を確保しようとした。そのために1937年度のパルプ原木量200万石(道内材180万石、樺太材20万石)に加えて、1938年度から増伐して1942年度には素材で御料林252千石、国有林1,254千石、道有林172千石、私有林578千石、その他79千石、合計で2,335千石の素材を増産することが計画された。この計画はただちに実施されて、1938年には国策パルプ工業株式会社が設立され、旭川にパルプ工場が建設されたのである。なお国有林の増伐分1,254千石の内訳をみると立木数字で間伐により1,180千石、人工造林間伐により211千石、主伐により936千石が供給されるように予定されていた<sup>4)</sup>。

こうして1938年度からいわゆる戦時伐採が北海道において目的意識的に予定され、開始されたといつてよい<sup>5)</sup>。しかし戦時伐採が本格化するのは1939年度からであり、物資動員計画や生産力拡充計画によって木材増産が割当られて、強権的に増伐が進行したのである<sup>6)</sup>。

戦時体制期の森林伐採量と用途別用森生産量の動向をみたのが第53表と第54表であり、ここから戦時伐採の特徴をみよう。まず第53表をみると、森林伐採量合計では1939年度からの増加が著しく、1940年度から1944年度までは37,000千石から44,000千石の伐採水準が維持されている。そして戦時増伐を主としておこなったのは国有林と道有林であり、国有林では1939年度から、道有林では1940年度から急速に伐採量が増加している。これに対し大学演習

第53表 戦時体制期の森林伐採量の動向 (北海道)

(千石)

	御料林			国有林			道有林		
	用材	薪炭材	計	用材	薪炭材	計	用材	薪炭材	計
1933, 34, 35 年度平均	2,400	1,193	3,593	5,325	1,348	6,673	1,296	954	2,250
1937年度	2,918	1,147	4,065	7,523	1,846	9,369	1,281	979	2,260
1938年度	2,829	1,023	3,852	6,192	1,865	8,057	1,273	993	2,266
1939年度	3,376	1,148	4,524	8,876	2,757	11,633	1,384	1,120	2,504
1940年度	3,497	1,174	4,671	9,500	6,071	15,571	1,627	1,450	3,077
1941年度	3,676	1,655	5,331	9,667	5,854	15,521	1,758	1,451	3,209
1942年度	3,021	1,265	4,286	11,517	4,953	16,470	2,213	1,365	3,578
1943年度	4,309	1,308	5,617	17,200	4,913	22,113	2,918	1,386	4,304
1944年度	4,898	935	5,833	15,151	4,949	20,100	3,639	1,153	4,792

	大学演習林			民有林			合計		
	用材	薪炭材	計	用材	薪炭材	計	用材	薪炭材	計
1933, 34, 35 年度平均	481	63	544	3,717	8,861	12,578	12,578	12,419	25,638
1937年度	137	146	283	4,612	7,043	11,655	16,471	11,161	27,632
1938年度	85	124	209	4,243	5,554	9,797	14,622	9,559	24,181
1939年度	63	93	156	3,418	8,904	12,322	17,116	14,022	31,138
1940年度	102	92	194	3,895	16,213	20,108	18,621	25,000	43,621
1941年度	203	113	316	4,310	9,896	14,206	19,614	18,969	38,583
1942年度	163	79	242	3,445	9,067	12,512	20,359	16,729	37,088
1943年度	275	94	369	2,794	8,563	11,357	27,496	16,264	43,760
1944年度	399	71	470	2,777	7,978	10,755	26,864	15,080	41,950

『国有林事業成績』、『北海道林業統計』

第54表 用途別用材生産量 (北海道)

(千石)

	一般材	坑木	パルプ	合板	軍需用	その他	計
1937年度	5,360	1,157	2,167	345		460	9,489
1939年度	5,417	1,670	2,123	459		654	10,343
1940年度	3,531	2,793	2,382	499	271	1,184	11,060
1941年度	3,117	2,729	2,876	553	2,367	1,985	11,627
1943年度	2,377	2,316	2,441	452	2,868	3,935	14,389
1944年度	3,576	2,165	1,766	414	3,440	3,582	14,943

『北海道林業統計』

林では伐採量の増加はみられず、御料林は1941年度から一定量の増加がある程度である。民有林の伐採量は1939年度から1941年度にかけて増大するものの、1942年度以降は減少している。用薪別をみると1939年度以降の薪炭原木の増加が目立っている。とくに国有林では1940年度から薪炭原木の伐採が急増している。

第54表の用途別用材生産量をみれば戦時体制の強化のなかで一般材は1940年度以降減少しており、パルプ用材ははじめ増加したものの、1940年度から減少していること、それに対し坑木は増加し、とくに軍需用材は急増しており、1944年度には用材生産量のなかでそれは23%を占めるに至ったことなどがわかる。

## ② 国有林における戦時伐採の進行

国有林は戦時体制のもとで全道の森林伐採量のなかで占める比重を高め(1935年度に27%であったものが1941年度には40%となる)、積極的に戦時伐採をおこなったことは先にみた通りである。ここではその増伐がどのような形で実行されたのかをみることにする。

まず施業案が指定する年伐量と現実の伐採量との関係をみたのが第55表である。戦時伐採がはじまった1938年度およびそれが本格化した1939年度では標準年伐量を超過して伐採していることがわかる<sup>7)</sup>。しかしそれでも不十分なので1939年度から「増伐を計画にもりこむための施業案の臨時検訂が計画的に開始され<sup>8)</sup>、施業案にもとづく増伐が1940年度からはじまった。その一端は同表にも示され、1941年度の標準年伐量は1939年度のそれに比して1.9倍となっているのである。さらに1944年度にいたり「すべて戦力集中という名のもとに内地国有林や御料林でもとられた戦時伐採案が全国有用林に対して編成され、事業は戦時伐採案にもとづいてなされることとなり、軍需用材生産のために手近な地域において破壊的な伐採が強行<sup>9)</sup>された。

第55表 標準伐採量と伐採量の対比(北海道)

(千石)

	国 有 林			道 有 林		
	標 準 年 伐 量	伐 採 量	比 率	標 準 年 伐 量	伐 採 量	比 率
1931年度	5,494	4,755	0.86	1,924	2,350	1.22
1933年度	5,273	7,071	1.34	1,940	2,552	1.31
1935年度	5,550	6,640	1.19	2,012	1,913	0.95
1937年度	6,120	9,369	1.54	2,193	2,260	1.03
1938年度	6,641	8,057	1.21	?	2,266	?
1939年度	7,851	11,633	1.48	2,359	2,504	1.06
1941年度	15,412	15,521	1.00	2,627	3,209	1.22
1943年度	15,412	22,113	1.43	2,627	4,304	1.63
1945年度	15,412	10,711	0.69	2,627	2,796	1.06

『北海道民有林奨励事業の沿革と実績』の12頁にのっている統計を一部修正して作成

国有林の森林伐採量は先にみたように1939年度から増加し、1943年度からさらに急増しているが、その伐採は当初第56表にみるように官行斫伐事業を地域的に拡大することにより実行されたといつてよい。もちろんそれは直営ではなく請負の導入によって実行されたのであり、いわゆる課程付請負の導入によってなされたことに特徴があるとされている<sup>10)</sup>。さらに薪炭原木の伐採が1939年度から増加し、1940年度から官行製炭事業が開始された。しかし、軍事目的のために労働力をはじめとして諸物資が動員されるなかで官行斫伐事業を拡大するとい

う方針はゆきづまり、1941年度頃からふたたび立木処分量が相対的に増えはじめている。

ここで戦時目的に即応するためにとられたところの国有林の販売方法に関する臨時措置についてふれておきたい。すなわちそれは1939年10月に道庁からだされた「国有林産物ノ価格並配給統制要綱」であり、「国有林産物処分方法は政府の物価抑制策に順応するため臨時措置

として特別の場合を除き特売に依るものとする」として1939年度から公売制度を停止して、いわゆる臨時特売によって国有林産物を処分することとした<sup>11)</sup>。同要綱はさらに国有林産物の配給順序を「第1軍需用材、第2輸出原料用材、第3公用及公共用材、第4生産拡充用材、第5一般民需用材」とさだめ、「受特売者は受特売物件より生産する素材並製材品に対して販売価格を定め当局の承認を経たる後之を公示販売」しなければならないとしたのである。

この要綱はその後数度改正されて配給統制の側面を強めたが<sup>12)</sup>、ここで特に問題としたいのは公売を停止して臨時特売としたことの歴史的意義についてである。同要綱は「本処分方法ニ依ル売払ハ(臨時特売のこと……石井)臨時措置ナルヲ以テ之ニ依ル慣行縁故等ヲ認メサルモノトス」としながらも従来特売を受けていたものについては(年期特売も含めて)その継承を認め、さらに「従来公売せる物件に対しては既応に於ける落札中より其の実績を参酌し之を選定特売す。但し実績なき者と雖も其特に必要ありと認めたるものに対しても特売するもの」とした。この措置によって地場資本すなわち道内の製材業者、素材生産業者、および製炭業者が広範に国有林の特売をうけることになり、逆にいえば臨時特売をおこなうということで地場資本を広範に動員し、戦時伐採を実現したのである。この臨時措置は木材統制法施行後も活用されており、実際にこの措置が廃止されたのは戦後の木材統制が解除された1950年の春のことであった<sup>13)</sup>。つまり11年間臨時特売という形ではあったものの国有林産物が全て特売によって処分されたのであり、この間に特売権が実質的に地場資本に付与されたとみることができる。

### ③ 民有林の増伐体制と民有林の組織化

「本道の民有林は荒廃甚しく実に55万町歩の未立木地を有し」<sup>14)</sup>、「施業方針の確立せるもの稀にして多くは所有当時良材美幹を利用して跡地は自然の推移に放任し森林の価値を充分発揮し得ざる状勢」<sup>15)</sup>にあった民有林を対象として増伐体制を作る場合最も緊急なことはいかに民有林を組織するかということであった。1907年の森林法は北海道では保安林条項を除いて適用除外となっており、いわば北海道の民有林は放任されており、「営林の監督」の枠外にあったといえることができる。

第56表 国有林伐採量の内訳(北海道)  
(千石)

	計	立木処分	官行斫伐 資材
1933年度	7,070	5,555	1,515
1935年度	6,605	4,837	1,768
1937年度	9,369	6,159	3,200
1939年度	11,633	7,245	4,388
1941年度	15,522	10,462	5,059
1943年度	22,113	15,536	6,577
1944年度	20,100	14,226	5,874

『北海道林業統計』

ところで施業案監督主義の拡大と森林組合制度の強化に主要な改正点があったとされる1939年森林法は1940年には北海道にも全面適用されることになった。民有林全体に施業案の網をかぶせ、施業案を通じて民有林の「営林の監督」をおこなおうとする1939年森林法が適用となったことは北海道の民有林も国の資源政策の対象になったことを意味し、その後施業案編成と森林組合設立を通じて北海道の民有林は組織化されるに至ったのである。しかしそれは同時に民有林が戦時体制に包摂される過程であり、民有林において増伐体制が構築される過程でもあった。

施業案編成についてみると1941年に北海道民有林施業案規程がさだめられ、これにもとづいて施業案が編成された。50町歩以上の森林所有者は単独に、それ以下のものは森林組合が施業案を編成し<sup>16)</sup>、これら施業案を知事が審査・認可する仕組になっていた。その結果1941年から1943年までに「森林組合施業案編成の実績は27組合、その面積123千町歩、単独施業案は王子製紙社有林ほか19件(事業区数96)その面積226千余町歩に達した」<sup>17)</sup>。

森林組合設立は1941年度からはじまり、同年度中に30組合が設立され、1942年度には108組合が、1943年度には72組合が設立された。つまり1943年度までに210組合が設立されたのであり、全道の市町村の大部分に森林組合がこの期間に設立されたことになる。なおいずれの森林組合も出資直営組合であった。そして1942年には北海道森林組合連合会が設立されたのであるが、道森連には設立当初から「木材統制ノ系統的組織体ト密接ナル連携ノ下ニ其ノ生産部門ヲ担当シテ施業案又ハ植伐計画ニ基ク計画生産ヲ確実ニ実行シテ現下ノ木材需要ニ対シ其ノ供給ヲ確保スベキ重要使命」<sup>18)</sup>が担わされていた。

ここで道森連および森林組合の戦時統制への繰りこまれ方についてみると、民有林の立木および素材の取り扱いには道森連に一元的にゆだねられ道森連は「施業案又ハ植伐計画ニ基ク計画生産実施ノ為、主伐、間伐ノ実行並ニ集荷ノ指導統制ヲ行フ」<sup>19)</sup>ものと位置付けられた。また単位森林組合は「施業案又ハ植伐計画ニ基ク地区内森林ノ合理的経営」<sup>20)</sup>をおこなうものとされ、立木や素材販売を積極的におこなうように指導されたのである。なお以上の状態を知るうえで貴重な資料があるので掲載することにする。

「民有林ニ於ケル立木及素材ノ取扱ニ関スル件」(1942年8月5日午林第1329号通牒)

時局下重要資材タル林産物ノ生産確保ニ関シテハ民有林ニ於テモ格別ノ配慮ヲ要スルモノナルモ森林組合若ハ森林所有者ニ於テ行フ立木及素材ノ取扱ハ爾来左記ニヨリ実施並ニ指導相成度

#### 記

1. 森林組合ハ施業案又ハ植伐計画ニ基キ立木及素材ノ売渡業務ヲ即時実施スルコト
2. 森林組合素材ノ生産ヲ行フ場合伐出作業(伐木造材、搬出)ニ付テハ組合ニ於テ行フヲ原則トスルモ之ガ機能ヲ發揮スルニ至ル迄伐出組合員ノ如キ適当事業者ニ下請セシメ生産ノ

## 確保ヲ図ルコト

3. 森林組合ニ於テ取扱フ立木及素材ハ左ノ各号ヲ除ク外ハ総テ道森林組合連合会ノ斡旋ヲ得ルコト

- (1) 森林所有者ノ直接自家用(業務用ヲ除ク)ニ供スルモノ
- (2) 特ニ長官ノ承認ヲ得タルモノ

4. 森林組合未設立市町村ニ於ケル森林所有者及既設森林組合ニ於ケル組合員ニ非ザル森林所有者ハ施業案又ハ立木伐採計画ニ基キ立木及素材ノ売渡ヲ為スコト此ノ場合前項同様道森林組合連合会ノ斡旋ヲ得ルコト

## 注

- 1) 戦時体制の確立をいつとみるのかについて経済史家の間にも色々議論があるが、通説にしたがえば1937年である。しかし北海道林業にそくしてみれば1931年頃から、つまり樺太林政改革、王子・樺工・富士の三社併などを画期として、このあたりから「戦時体制」をみる必要があるように思われる。従ってここでは必要な範囲内において1931年頃の動きについてもふれることとする。
- 2) 前掲「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」、32頁。
- 3) 前掲『北海道山林史』、707頁。
- 4) 和田清友『北海道民有林に於ける林木造出機構の適正強化の必要性に就いて(未定稿)』(1938年)、19頁。
- 5) 1938年10月にひらかれた営林区署長・森林事務署長会議における石黒長官の訓示のなかに「戦時経済体制ニ於ケル軍需資材及ビバルブ、坑木等供給其ノ他輸入節約ニ策応スベキ資材ノ供給等ハ頗ル増加シ今後益々繁多ヲ極ムルモノノ如ク、本道林業ハマサニ国家重要ノ位置ニ立テリ」とある。
- 6) 物資動員計画が最初に樹立されたのは1938年1月である。そして同年6月に物動計画が改訂されて、木材を含む32品目が民需使用制限品目に指定された。1939年4月には重要農林水産物増強計画が樹立され、木炭がそれに指定された。なお、生産力拡充4ヵ年計画は1939年1月に樹立されている。
- 7) 戦時目的を達成するためには施業案が指定する年伐量にとらわれずに伐採してよいという内容の通達等が道庁から各営林区署長にでてはいるはずであるが、それをいまだ見出ししていない。なお同様の趣旨の通牒が山林局長から府県国有林に1940年2月にでてはいる(『農林行政史』第5巻下、1963年)、2055頁。
- 8, 9) 秋山智英『国有林経営史論』(1960年)289, 290頁。同頁には臨時検訂をおこなった面積が示されており、それによれば1939年度125千ha、1940年度77千ha、1941年度141千ha、1942年度39千ha、1943年度142千haである。なお1939年度に臨時検訂をおこなった事業区は置戸、温根湯、足寄、陸別の各事業区であり、それらは北海道国有林の最大の官行斫伐地であった。
- 10) 前掲「戦前期における北海道国有林経営の展開過程に関する研究—官行斫伐事業を中心に—」、285頁。
- 11) この臨時特売については三戸卓助「北海道国有林産物の特売」(『山林』第684号、1939年)および中野昌「事変下における木材統制主として配給制について」(1940年度北大卒論)を参照されたい。
- 12) 1940年11月の改正では「針葉樹ハ総テ之ヲ道内消費ニ充ツルモノトス」とし、1941年4月の改正では国有林産物の「買受人ハ別紙指定調書ノ通生産販売」することとしている。その指定調書には木材の配給先が具体的に指示されている。
- 13) 林野庁『国有林10年の歩み』(1962年)、106頁。
- 14, 15) 本会記者「北海道林業会の拓殖計画善訂に関する要望」(北海道林業会報第3巻第6号、1935年)、314, 315頁。
- 16) しかし組合には施業案を編成する力量がなかったので、道庁と道森連の職員が実際の編成業務にあたった。
- 17) 道庁『北海道民有林契助事業の沿革と実績』(1953年)、26頁。
- 18) 1942年1月に開かれた北海道森林組合連合会設立協議会における北海道長官の挨拶より。

- 19) 1942年3月の北海道森林組合連合会創立総会議案より。  
 20) 道庁林政課「林業奨励会議々案」(1943年)。

## (2) 戦時統制の強化

### ① 木材統制とパルプ原木集荷機構の変容

戦時統制の一環としての木材統制はいうまでもなく戦時体制に即応するために木材の生産・流通・消費の各過程を全体として統制することを目的としており、それは規格統制、生産統制、配給統制、および価格統制、労働力統制として具体化された。

全国的には木材統制の端初は1937年9月の「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」にもとづく米松の配給統制としてはじまったが、北海道では1939年9月の「用材生産統制規則」による統制がそのはじまりであるといえることができる。用材生産統制規則は「素材ニ農林大臣ノ指定スルモノヲ除クノ外農林大臣ノ定ムル規格ニ付道府県ノ行フ検査ニ合格シタルモノニ非ザレバ之ヲ譲渡シ又ハ原料若ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ」として木材規格の統制と用途指定がこの規則にもとづいておこなわれたのである。そのために用材規格規程が制定され、また北海道用材検査規則が公布されて木材規格の統制がおこなわれ、ヤチダモ素材の1ないし3等材の用途がまず指定された。

ところで1939年度は木材統制の強化の点で重視されるべき年である。つまり同年は物資動員計画にもとづいて道府県に対する木材の生産割当が開始された年であり、また国有林や道有林、そして御料林において公売が停止され、すべて臨時特売によって林産物の処分がおこなわれるようになった年でもあるからである。さらに1938年4月に制定された国家総動員法にもとづいて9・18ストップ令と称された価格等統制令(1939年10月)や賃金臨時措置令が公布され、価格統制と賃金統制が開始された年でもあるからである。

ここで価格統制についてみると価格等統制令は「価格等ハ昭和14年9月18日ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ス」とした。しかし木材価格は「凹凸甚シキニ付キ第三条規定ニ基キ組合申請額(協定価格)<sup>1)</sup>を指定期日の価格とした。北海道では北海道木材業組合連合会が申請したものが協定価格となり、針葉樹と広葉樹の一般材の協定価格が1940年6月に告示された。しかし組合の協定価格では不十分なので木材価格が公定されるに至り、1940年12月の針葉樹価格の公定をはじめとして各材種の価格が公定されるに至った(パルプ用材と坑木の公定価格は1941年7月に告示された)。他方、賃金臨時措置令は「事業ノ為ニ労働者ヲ雇傭スル者ハ其ノ雇傭スル労働者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上ゲル目的ヲ以テ昭和14年9月18日ノ基本給ヲ変更スルコトヲ得ス」としたものであり、賃金を統制することをその目的としていた。

賃金統制自体はさらに1940年10月に賃金統制令が公布されて強化されたのであるが、林業の賃金は地域性がはなはだしいので「造搬賃ニ付テハ地区別ニ造材事業協会ヲ設ケテ第15

条ニ基キ協定賃金ヲ定メ認可<sup>2)</sup>を受けた。そのため全道各地に19の地方造材事業協会が設立され、1940年3月には北海道地方造材事業協会連合会が設立されたのである。なお1942年3月には林業労働者の賃金が公定されるに至った。

1940年10月に用材配給統制規則が公布されて配給統制の側面が強まった。同規則によって北海道の木材の配給は北海道木材業組合連合会と北海道林業会により統制されることになったが、それは余り機能しなかった<sup>3)</sup>。しかし同年11月には「国有林産物ノ価格並配給統制要綱」が改正されて、針葉樹材の道外移出が原則的に禁止され、また同要綱の1941年4月の改正では指定調書による配給先の指定がおこなわれるなど、国有林材等の販売を通じた配給統制は一層強まったのである。

こうして木材統制の体制は急速に強められたのであるが、1941年3月の木材統制法の公布は木材統制の全面化として評価することができる。木材統制法は「木材ノ生産ヲ確保シ其需給ノ円滑及価格ノ公正ヲ図ルコトヲ目的トス」として木材の生産と流通過程を全面的に統制することをその目的としており、そのために日本木材株式会社、地方木材株式会社を設立し、道府県単位に木材の生産と配給を一元的に統制しようとした。そして木材業・製材業はこれを整理することとし、1942年5月末日をもってそれらの個人営業は禁止されることになった<sup>4)</sup>。

1941年8月に日本木材株式会社が設立され木材統制法にもとづく配給機構の整備が全国的に進んだのであるが、北海道庁はこれに呼応して同年12月に「北海道木材配給機構整備要綱」を発表した。それによれば木材の配給機構として北海道地方木材株式会社を設立し、そのもとに木材業・製材業者を組織した伐出組合、製材組合、小売組合、輸出入木材取り扱い組合、坑木、電柱取り扱い組合を結成することが計画された。そして道地木社は「原則トシテ素材及製材ノ生産、配給並ニ販売ヲ一元的ニ行」い、伐出組合は「道地木社ノ指導ノ下ニ素材ノ生産ニ当」り、製材組合は「現在ノ製材工場(695工場)ハ整理統合(統合される工場数378工場)ノ上(中略)道地木社ヨリ工場原料木材ノ配給ヲ受ケ道地木社ノ指導ノ下ニ製材ノ生産ニ当ルモノ」とされたのである。

1942年5月に北海道地方木材株式会社が設立され、また上記の各組合も結成されて、ほぼ「要綱」通りに配給機構の整備がおこなわれ、ここに木材の流通機構が戦時体制に即応した形に再編されるに至った。その内容をみると1942年6月に改正された用材配給統制規則施行細則により、道地木社が用材の生産と販売について原則として一元的に取り扱うことになり、「民有林産立木ハ原則トシテ森林組合連合会斡旋ニヨルモノトス当社ハ其ノ生産材ヲ買入レルモノ<sup>5)</sup>」としながらも国道有林、そしてまた御料林・大学演習林などの立木処分は道地木社が一元的にその処分をうけ、また国道有林等の官行斫伐材も用材は道地木社に処分されることになった。そして木材の配給割当計画にもとづいて木材を配給し、製材および加工は道地木社の直営工場と同社の委託工場においておこなわれることになった。こうして北海道庁の指導の下

に道地木社を中軸とする木材の配給組織ができあがったが、1943年度の道地木社の伐採計画では伐採総量550万石のうち400万石が「直営伐採箇所以外ノモノハ従来ノ実績者ニ立木ノ假譲渡」<sup>6)</sup>した伐出組合員による伐採であり、その直営伐採も従来の実績者による「造材ノ下請事業」<sup>7)</sup>としておこなわれた。つまり道地木社は在来の生産構造のうえに立ち、それを上から組織化したにすぎないといえるのである。

さらに1944年に物資統制令にもとづく木材配給統制規則が公布された。これは日木社、地木社の配給機能を一層強化することをねらったものであり、同規則によって「伐出組合、製材組合、小売商業組合の三組合を吸収して26地区に地木社出張所を開設し、木材生産配給統制業務は地木社が一手にこれを引きうけるところになった」<sup>8)</sup>。

ところでこうした木材統制の強化のなかで王子製紙のパルプ原木の集荷機構はどのように変容したであろうか。これが次の問題である。『王子製紙山林事業史』によりつつこの間の事情を整理しておこう。

まず1933年の王子製紙、富士製紙、樺太工業の三社合併による山林部機構の変化である。すでに1931年には苫小牧工場山林部は本社の直轄となっていたが<sup>9)</sup>、三社合併にともなう機構変化のなかで北海道山林部は苫小牧工場、江別工場、釧路工場の原木集荷を一手に取り扱うことになった。こうして北海道山林部は1933年以降3工場の原木を取り扱ったのでおのずからその原木の取扱高が増大したが、これを原木入手面でみると次の諸点で変化があったとされる<sup>10)</sup>。第1に事業地材依存への回帰がみられ、そのなかで社有木材がとくに急激に増大したことであり、第2に官行斫伐材が着実に増大していることであり、第3に樺太材の移入はあったものの、樺太材の比率が相対的に低下したこと、などである。

先にみたように1939年度を境に木材統制は強化されたが、王子製紙の原木集荷機構上それはただちに影響をおよぼさなかった。つまり「国有林年期契約材はそのまま踏襲され生産事業が実行され重要資材として供出割当されたもの以外はパルプ材として使用」<sup>11)</sup>できたからである。しかし木材統制の強まりのなかで徐々に影響がはじめ、1939年の「国有林産物ノ価格並配給統制要綱」により「其特売木ヨリ生産シタル木材ノ売買ニ就テハ伐出事業終了後官庁ノ許可ヲ要スル規定トナリタルニ付キ」<sup>12)</sup>一般買入材の購入がむずかしくなり、また同要綱によって年期契約形態とは異なる臨時特売形態による立木処分が王子製紙においても増えはじめたのである<sup>13)</sup>。さらに1941年7月にはパルプ材価格が公定されるに至った。

1941年の木材統制法の公布とそれにもとづく木材配給組織の再編は王子製紙の原木集荷機構にその変容を強いたといえてよい。木材統制法施行後も「王子製紙は自社の生産材を販売または販売委任を行っていないという理由にもとづいて年期契約材および社有木材は統制機関を経ずにこれまで同様に」<sup>14)</sup>生産し利用していたが、北海道地方木材株式会社が設立され、その活動が軌道に乗りはじめた1942年度からは「今後当社原材料ノ買付ハ一切同社(道地木社のこと……石井)ヨリ配給ヲ受ケルコトナリ市場浮動材ノ募集買入ナキ事」<sup>15)</sup>となったので

ある。そしてまた「青木パルプ資材ノ単価ハ本年(1942年のこと……石井)以降ハ発駅ホーム渡公定価格ヲ以テ道地木社ハ買入之レヲ着駅貨車乗渡最終販売価格ヲ以テ各消費者ニ売渡ス」<sup>16)</sup> ことになったのである。つまり従来の官斫材や一般買入材は配給の統制をうけて道地木社から配給されることになったわけである。

1944年の木材配給統制規則の公布によってさらに統制がつよまった。すなわち国有林の年期払下材は引き続き王子製紙に直接処分されたが、社有林材はいったん道地木社に売り渡し、それを再び買い戻すという仕組となり、臨時特売の立木も道地木社がまず処分をうけ、それから王子製紙が道地木社から譲りうけるという形になった。

ところで先に王子製紙においても臨時特売形態による立木処分が増えはじめたとしたが、この問題と関連して年期契約形態による立木処分がいつまでおこなわれたかという問題がある。それは1946年度において終了したとすることができる。その法的根拠は不明であるが、第57表にみるように年期形態による処分は1946年度において終了しており、1947年度からはすべて特売形態なのである。

第57表 王子製紙の形態別立木買受量

(石)

	国 有 林			御 料 林	道 有 林	合 計
	年 期 特 売	特 売	小 計	特 売	特 売	
1946年度	149,941	140,859	290,800	19,153		309,593
1947年度		313,994	313,994		11,224	325,218
1948年度		545,518	545,518		7,563	553,081

王子製紙北海道山林部『昭和24年度7月解散時決算報告書』

## ② 木炭統制

木炭統制の端初は木材の場合とは異なり価格統制としてはじまった。つまり1937年に暴利取締令が改正されて木炭がその取締対象となった。さらに翌年には物品販売価格取締規則が公布されて、木炭の標準最高販売価格が指定され木炭の公定価格制がはじまった。

こうして木炭の価格統制が早期におこなわれたのは日華事変の勃発にともない木炭需要が急増したからであり、また木炭の生産がこれにともなわなかったからである。政府は1939年に木炭増産計画を立案し、これを強力に押しすすめた。つまり1939年4月には木炭を含む重要農林水産物増産計画を立案し、それぞれの重要農林水産物について生産目標をさだめ、それを道府県に割当てたのである<sup>17)</sup>。北海道においても木炭増産計画が立案され、「昭和14年度に於ける本道の木炭の増産計画、即ち14年度1カ年間に生産する木炭の量は政府に於て企てられた増産計画に呼応し、5,350万貫という増産目標の下に国有林、地方費有林から木炭の原木として220万石という未だ例をみざる大幅の払い下げを断行」<sup>18)</sup>することが計画された。

ところで木炭を増産するときに当時においてその隘路とされたのは原木問題、労働力の不足、輸送力の減退問題、木炭価格の公定問題などであったが、なかでも原木問題が深刻であっ

第58表 北海道の木炭需給動向(北海道)

(千貫)

	民営生産量	国道営生産量	計	移出量	消費量
1935年度	49,219		49,219	16,192	33,027
1937年度	46,753		46,753	20,544	26,209
1938年度	44,135		44,135	16,669	27,466
1939年度	40,196		40,196	14,104	34,092
1940年度	46,839	2,687	49,526	15,638	33,888
1941年度	54,925	4,828	59,753	16,351	43,402
1943年度	22,594	2,890	25,484	8,619	27,865
1944年度	18,648	1,780	20,428	1,684	18,744

『北海道林業統計』

た。すなわち従来、北海道の製炭原木はその大部分が民有林から供給されていたのであり、民有林の蓄積は当時減少しており、増伐ができるような状態ではなかったからである。そこで木炭原木問題を解決するために1939年度から北海道庁は国有林と道有林において特売形態による薪炭原木の処分をふやしはじめた。とくにその処分量が増大したのは第53表にみるように1940年度からであり、1941年度には国有林材が薪炭原木総供給量のなかで約3割を占めるに至った。そして1940年度から官行製炭事業が開始されるなど、木炭増産の体制が急速にとられたのである<sup>19)</sup>。

しかし木炭生産の推移をみれば(第58表)木炭生産量が増大したのは1941年度までであって、それ以降は急減している。その理由として「逐年原木所在箇所の奥地移行、包装資材其の他事業用資材の入手難、労力の不足、輸送機関の逼迫等各種生産上の悪条件の累積」<sup>20)</sup>等があげられている。こうして需要量が戦時体制のなかで伸びる一方でその生産量は伸びないので強力な配給統制・消費統制がおこなわれるに至った。

木炭の配給統制は1939年12月の木炭配給統制規則にはじまる。それは「全国を“生産地方”と“消費地方”に区分し指定生産道府県にて生産された木炭は指定消費道府県を仕向地とする以外は移出できない」<sup>21)</sup>等を内容とするものであった。そしてこれをうけて北海道木炭配給統制規則施行細則が制定されて道内も生産地と消費地に分けられ、生産地として胆振、日高、釧路、根室、十勝、網走、渡島および松山の各支庁が指定された。さらに生産団体(移出者、出荷者)として木炭移出商業組合(4組合)、北海道信用購買販売組合連合会と東洋木炭株式会社が指定され、出荷幹旋団体として木炭同業組合(8組合)並びに同連合会が、荷受団体として燃料商業組合(4組合)、燃料小売商業組合(13組合)、地区商業組合(95組合)、信用購買利用組合(141組合)、漁業協同組合(38組合)および購買組合(11組合)がそれぞれ指定されたのである<sup>22)</sup>。

しかし、同規則による配給統制では不充分であったので、木炭の国家管理を意味する木炭需給調節特別会計法が1940年3月に制定され、政府自らが木炭の買入および販売業務に乗り

だすことになった。そのために全国各地に木炭事務所が設けられ、1941年には札幌に木炭事務所が設けられた。そして同年8月には移出木炭は全て政府買いあげとなり配給統制は強まったのである。

さらに1943年には物資統制令にもとづく薪炭配給統制規則が制定され、木炭とともに薪およびガス用薪が統制されるに至った。そして集荷機関、指定集荷機関および指定配給機関がそれぞれ指定されたのである<sup>23)</sup>。その後同規則が改正され、また1943年8月から普通木炭の政府による全面買上げが実施されて木炭の配給組織は一変した。すなわち「生産者は直接政府に対して木炭を売渡し、政府はこれを指定配給機関に売渡して消費者に配給せしめることとなりその中間の集荷機関と指定集荷機関がなくなった」<sup>24)</sup>からである。

ところで木炭統制の機関ともなった製炭業者の組織についてここでふれておく。

大正末から昭和の初めにかけて各地に木炭同業組合が結成され、それをうけて1930年には北海道木炭同業組合連合会が設立されたが、それらの設立の法的根拠は重要物産同業組合法(1900年公布)によっていた。しかし同法は同業組合の経済行為を認めておらず、そのために「昭和7年経済行為を認めた商工組合法が公布されると、これに基づいて同業組合の地区割りと一致するように木炭移出商業組合が、また消費地においては木炭商業組合が相次いで設立」<sup>25)</sup>されたのである。こうして沙流川流域に関係するものとして胆振日高木炭同業組合が1924年に、胆振日高木炭移出商業組合が1934年にそれぞれ設立されている。

しかしこれらの商業組合には生産者は加入できなかったので1932年の産業組合法の改正によって木炭小組合などが産業組合に加入できるようになったこと、そして1933年の農業倉庫業法の改正によって木炭が農業倉庫の保管対象物件になったことなどによって木炭生産者がその後多数産業組合に加入することになった。そのために「木炭業者と産業組合との関係は急速に緊密となるに至り、産業組合はその系統的細胞的組織と物資、資金等の有利なる条件の下にその後数年ならずして」<sup>25)</sup>、企業製炭者を傘下に集め、木炭生産量の過半を集荷する力量を持つに至った。こうして戦時体制が本格化する以前に木炭業者の組織化が進んでいたため、木炭統制にはこれらの業者組織、つまり木炭同業組合、商業組合、産業組合が活用された。

なお製炭者の申合せ組合として製炭実行組合が以前から各地に設けられていたが、木炭統制の強まりのなかでこの製炭実行組合が上から把握されるに至った。つまり生産統制の強化のなかで1944年に北海道木炭株式会社が設立されたのであるが、その下部組織として製炭実行組合を位置付け、「製炭実行組合を生産母体に一町村一組合を原則とし、組合長又は顧問には町村長をあて組織を強化」<sup>26)</sup>するように北海道庁は指導したのである。

### ③ 労働力統制

1938年3月に公布された国家総動員法は戦争に必要な人的・物的資源を国家が全面的に統制・運用しようとしたものであり、この国家総動員法によって戦時統制経済の根幹をなす労働力統制がはじまった。

林業労働力に直接かかわる労働力統制はまず賃金の抑制としてはじまった。つまり先にみたように1939年の賃金臨時措置令は「賃金ヲ引上クル目的ヲ以テ昭和14年9月18日ノ基本給ヲ変更スルコトヲ得ス」として賃金を抑制し、同法にもとづき北海道庁は「造材事業協会ヲ全道ニ19設立協定賃金ヲ申請セシメ賃金ノ適正、労務者、争奪防止ニ努メタ」<sup>27)</sup>のである。そして同年末には協定賃金が認可され、1939年の各地の冬山造材作業はこの協定賃金にもとづいて実行された<sup>28)</sup>。さらに1940年の賃金統制令の公布によって請負賃金についても協定されることになり、北海道地方木材株式会社が設立されてからは公定賃金の枠内(1942年3月道庁告示)で各地の伐出組合毎に賃金が協定されることになった。

ところで戦時体制が本格化するなかで軍隊への徴兵や軍需産業・生産力拡充産業等への労働力動員がすすみ、林業労働力の不足が深刻になったのであるが、ここで労務報国会林業部会についてみることにする。

北海道労務報国会は工場や炭鉱における産業報国会の結成に続いて1942年12月に結成されており、それは「土木建築業関係労務者約3万8千、林業労務者約1万、交通運輸業労務者約8千、鉱工業労務者約3千、其ノ他ノ労務者1千、計約6万人」<sup>29)</sup>を対象にして、これら労働力を戦時目的に、また増産活動に動員することを目的としていた。林業部会は北海道労務報国会の業種別部会の一部会として作られ、それは「本会統卒ノ下ニ林業部門ニ於ケル産業報国運動並労務配置ノ連絡指導ノ関スル事業ヲ行フ」(北海道労務報国会林業部会規程第二条)ものとされた。そして労務報国会の各支部には林業委員会がおかれたのである。林業部会自体は設立準備のための協議会が数回ひらかれたのち1943年の春に作られた。

#### 注

- 1), 2) 瀬川清『北海道ニ於ケル林材界事情』(三井物産小樽支店山林課, 1943年), 79頁。なお筆者がみたなかで北海道における戦時木材統制についてもっとも体系的に整理しているものがこの文献である。
- 3) 前掲『北海道山林史』, 889頁。
- 4) 木材業および製材業の個人営業の禁止は木材統制法施行規則の第42条によっていた。しかし1941年9月の農林次官通牒「素材生産業ノ取扱ニ関スル件」では素材生産業者には個人営業が認められ、また1942年2月の山林局長通牒「木材統制法ノ運用ニ関スル件」では製材業の個人営業を認めない原則を一部緩和して暫定的に地木社の委託製材は認めることにした。詳しくは『農林行政史第5巻』(1963年), 1068頁を参照のこと
- 5), 6) 北海道地方木材株式会社『当社昭和17年12月1日以降事業方針』より。
- 7) 午林産第2,111号「立木処分ニ関スル件」(1942年9月)より引用。
- 8) 前掲『北海道山林史』, 893頁。
- 9), 10), 11) 前掲『王子製紙山林事業史』, 292頁, 296-298頁, 386頁。
- 12) 王子製紙北海道山林部『昭和14年下期末報告』より。
- 13) 王子製紙北海道山林部の各年度の業務報告をみると、臨時特売形態による処分はまず官行斫伐材においてなされ、それから立木処分においてもなされるようになったようである。ちなみに1941年度の立木処分では、国有林年期払い下げが776,950石であり、臨時特売払い下げが21,559石であった。
- 14) 前掲『王子製紙山林事業史』, 386頁。

- 15, 16) 王子製紙北海道山林部『昭和17年下期末報告』。
- 17) 前掲『農林行政史第5巻上』, 455頁。
- 18) 川西輝昌『北海道に於ける木炭の配給統制に就て』(北海道林業会報, 第38巻第6号, 1940年), 25頁。
- 19) 1940年7月に「薪炭材需給調整規則」が公布されて民有林に対しても薪炭材の需給調整がおこなわれるようになった。
- 20) 小関隆祺『北海道の木炭統制について』(1946年北大卒業論文), 17頁。
- 21) 前掲『北海道山林史』, 910頁。
- 22) 長井敬一「統制下の北海道木炭概要 (II)」(北海道林業会報, 第39巻第2号, 1941年), 27頁。
- 23) 木炭の指定集荷機関には北海道信用購買販売利用組合連合会が、薪の指定集荷機関には北海道森林組合連合会がそれぞれ指定された。
- 24) 前掲『北海道山林史』, 912頁。
- 25) 前掲『北海道の木炭統制について』, 16頁。
- 26) 前掲『北海道山林史』, 908頁。
- 27) 前掲『北海道ニ於ケル林材界事情』, 1頁。
- 28) この件について道庁拓殖部から「造材事業使役労働者賃銀=関スル件」として1939年11月11日付で各機関に通達がでている。それによれば全道を4区に分け、作業種目別に協定賃銀(日給)と標準工期を規定している。
- 29) 北海道労務報国会『北海道労務報国会要綱』(1942年), 33頁。

## 2. 地域林業構造の再編成

ここで大正期に確立した戦前期地域林業構造が戦時増伐および戦時統制の強化のなかでどのように再編成されたのかを具体的にみることにしよう。その一環として昭和初期から戦時体制期にかけて生じた新たな動きにまず注目して述べることにする。

### (1) 地域林業における新たな動き

#### ① 交通条件の改善とトラック運材

日高地方の交通条件は大正期を通じて徐々に改善されたのであるが、沙流川流域に限れば道路事情は依然悪く、馬車道、駄馬道の水準であった。また1922年に開通した沙流軌道によって富川—平取間の交通事情は改善されたものの、それは沙流川流域としてみたときには限定的なものであった。こうしたなかであって1931年の沙流川右岸道路の開通は画期的な意味もっていた。つまり右岸道路の開通によって富川—平取—日高間に自動車が行き通れるようになったからである。翌年の1932年には平取—日高間に定期乗合自動車が運行され、日高町はここにはじめて日高の地域圏に強く結ばれるようになった。

こうした交通条件の改善は地域の林業生産に影響を与えずにはおかなかった。その顕著な事例をあげれば、まず仁世宇や宿主別などを含めて平取町全体が木材の伐採圏に本格的に入ったことである。流送に適さない広葉樹材の搬出は従来馬搬によっていたもので、おのずからその搬出距離、従って伐採圏は限定されていた。交通条件の改善、とくにトラックの導入によって伐採圏は拡大し、平取町全体が採取圏に入ったのであり、そのことは先にかかげた平取町の木材生産量の推移をみても明らかである(第45表)。そして当時の村勢要覧にはその間の事情を

「近年交通運輸ニ其施設ヲ得本村ノ処女林ニ着目スルモノ多ク昭和2年中送材他実23万石ヲ産ン年々増加ノ域ニ進ミツツアリ<sup>1)</sup>」として表現している。

また運材過程にトラックが導入されたのもその影響である。沙流川流域では1932年に岩倉組が運材過程にトラックを導入したのがその最初であるが、その後急速にトラック運材が普及しはじめた。坂本木材は1935年の仁世宇の山林事業にトラック運材方式を採用、また製炭業者はその製品をトラックで富川まで搬出するようになった。こうしてすくなくとも平取町内ではトラック運材がこの間に一般化しはじめたといつてよい。

## ② 地場資本の展開と岩倉組の進出

さきに大正末から昭和初期にかけて製炭業の急激な勃興、地元製材業者の成立、自営的な素材生産業者の展開がみられるとしたが、この動きは戦時体制期にかけて一層明確になり、岩倉組の進出と合せて地域の林業生産を担う経済主体は多様化したといつてよい。

この間の地場資本の展開をみたのが第59表であり、零細な規模ではあるが確実に地場資本が成長している<sup>2)</sup>。また製炭業者についてみると、1928年の五十嵐製炭部の進出をはじめとして、1933年から1935年にかけて三井物産の下請の製炭業者が平取町に進出しており<sup>3)</sup>、平取町の木炭生産量はこの間に急増している。

岩倉組の沙流川流域への進出については成田雅美の研究、「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」に詳しいので(同書43~44頁)それにより述べれば岩倉組は1932年に平取町長知内で阿部某から立木を購入し年間1万石規模の素材生産をはじめた。これが岩倉組の沙流川流域での最初の事業であつて、それ以降国有林材の払い下げをうけつつ事業量を拡大したのである。1934年には平取町岩知内の国有林立木の、1935年に

第59表 地場資本の動向(沙流郡)

		1931年		1935年		1937年		1939年	
		業者数	1年使用 見込原木 量(石)	業者数	1年使用 見込原木 量(石)	業者数	造材量 (石)	業者数	造材量 (石)
木材 販売 業者	門別町	5	50,800	5	99,661	12	34,776	15	16,965
	平取町	1	1,000	8	5,564	12	6,928	6	4,355
	日高町			1	8,975	2	1,191	1	500
	計	6	51,800	14	114,200	26	42,895	22	21,820
		工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)	工場数	職工数 (人)
製 材 業 者	門別町	4	15	4	18	3	14	3	15
	平取町	1	6	4	25	6	46	6	48
	日高町	2	2	3	3	2	2	2	9
	計	7	23	11	46	11	62	11	72

『国有林事業成績』

は宿主別の国有林立木の処分をうけ<sup>4)</sup>、広葉樹材生産を中心としてその後素材生産を続けたのである。そして生産された素材の多くはトラックで富川まで搬出された。

③ 国有林における広葉樹処分の増大

ところで①と②の項でのべたような林業生産の活発化が生じた背景の1つとして国有林における広葉樹処分の増大があげられる。沙流川流域では国有林の針葉樹材は全て王子製紙に払い下げられるように予定されていたが、1923年編成の第一次検訂施業案では広葉樹の処分が予定され、さらに1933年編成の第2次検訂施業案では第60表にみるように広葉樹の年伐予定量が増大している。単に予定されただけでなく、岩倉組の事例にみるように実際に販売されているのである。このように戦時体制にかけて国有林の広葉樹処分が増大したことは地域林業構造上重要な意味をもつ。

第60表 第2次検訂案の年伐量(国有林)

		面積 (ha)	年伐量		
			計 (石)	針葉樹 (石)	広葉樹 (石)
沙流事業区	択伐	39,656	163,225	128,507	34,718
	停伐	19,056			
	除地	5,613			
	計	64,325	163,225	128,507	34,718
糠平事業区	択伐	17,380	72,338	33,498	38,840
	停伐	10,889			
	除地	1,713			
	計	29,982	72,338	33,498	38,840

『国有林事業成績』

④ 地種区分と林種区分の明確化

ところで昭和に入って沙流川流域の地種区分、および林種区分の明確化という重要な事態が生じた。すなわち大正末までに第61表にみるように民有地面積は確定したものの牧場名儀の土地と山林又は植樹地名儀の土地とは利用上の区分が判然としていなかった。

第61表 1923年における沙流郡の地目別民有地面積 (町歩)

	計	耕地	牧場	山林又は植樹地	原野	その他
日高町	2,285	1,440	213	13	607	21
平取町	28,764	4,620	15,495	3,930	3,908	811
門別町	28,158	5,901	15,960	1,638	4,187	472
計	59,207	11,961	31,668	5,581	8,702	1,795

浦河支庁『管内統計一斑』

第62表 平取町の地目別私有地面積

(町歩)

	計	田	畑	山	林	牧	場	原	野	その他
1927年	24,568	394	3,768	1,691	13,325	3,693	1,697			
1929年	26,930	401	4,428	11,938	4,921	4,525	717			
1931年	28,443	351	4,582	13,531	4,947	4,984	48			
1933年	28,847	385	4,598	13,541	4,946	5,327	50			

平取町調べ

昭和に入って平取町の事例にみるように(第62表)牧場名義の土地と山林名義の土地とが明確に区別されるようになった。そして北海道庁は1928年に造林奨励基本調査規程をさだめ、全道の民有林野の現況を調査することとした<sup>5)</sup>。この調査によってはじめて所有主体別の林野面積が、また林相別の民有林面積が全道的に把握されるとともに、林野の利用区分がなされたのである<sup>6)</sup>。戦時体制における民有林の組織化はこうした調査を前提としていた。

## 注

- 1) 平取村『平取村一斑』(1927年)。
- 2) この間の具体的な事例は前掲『平取町史』, 668頁を参照のこと。
- 3) 聞き取り調査によれば1934年頃から三井物産の社有林で製炭事業が開始され、清兼、田中、長田、石崎、川田、舟川がそれに従事した。
- 4) 聞き取り調査によれば、宿主別の国有林ではすでに王子製紙が針葉樹を伐採しており、岩倉組はその跡地の広葉樹を伐採した。
- 5) 前掲『北海道造林奨励基本調査書』。
- 6) 平取町の町有林は、はじめ牧場名義の土地が圧倒的に多かったのであるが、1931年に利用区分がなされて町有林は山林4,071町歩、牧場295町歩と区分された。

## (2) 戦時統制と地域林業構造の再編成

## ① 国有林の増伐と地場資本への処分

戦時体制期の国有林に関する資料はほとんどないので聞き取り調査のなかで明らかになった事実を中心に以下のべることにする。

この期の国有林は1933年に編成された第2次検訂施業案に沿って管理・経営されるはずであったが、戦時体制の強化のなかで沙流国有林もその例外とすることなく増伐体制を強いられた。ここでその内容をみれば第1に1941年に糠平事業区を対象として増伐のための施業案の臨時検訂がおこなわれ、また沙流第一、第二事業区<sup>1)</sup>および糠平事業区に対し1943年から1944年にかけて第三次検訂施業案が編成されている。ちなみにこの第三次検訂施業案は戦時伐採案としての性格をもち、その年伐指定量は多大であった。

第2に軍需用材の生産割当に従って軍需用材(カバ、セン、タモなど)の払い下げをおこなうとともに、敗戦間際の1944年度には小規模ではあるが官行斫伐事業と官行製炭事業を開始したことである。官行斫伐事業は岩内付近でおこない、その規模は1万石程度であった。その

実行形態は坂本木材の山頭をしていた者に人夫の募集や食料等の供給をゆだね、いわば請負で実行した。

第3に地場資本に対する臨時特売形態による立木処分が増大したことである。これについて統計的に示すことはできないが、聞き取り調査のなかでこの事実を確かめることができた。例えば五十嵐貞治からの聞き取りによれば「昭和14年に製炭実行組合が設立され、この組合に対し時局柄国有林から薪炭原木の払い下げがおこなわれた。そのため14~15人の業者が入り約100基の窯が作られた」という。また「昭和15,16年頃から国有林で木炭を焼くようになってはじめて造材業をあわせ営むようになった」とも述べている。また舟川弘一からの聞き取りによれば「三井物産の専属請負業者である舟川造材部にも国有林の立木処分がおこなわれその量は年間4万石にも達した」という。こうして国有林の増伐は地場資本に立木を払い下げ、いわば地場資本の生産力を動員するなかで実行されたのであるが、処分形態は臨時特売形態であり、この過程で地場資本と国有林との間に縁故関係が生じたのである。1951年に作成された振内営林署の『写真帳』で国有林関係者としてあげられているものに、王子製紙、坂本木材、岩倉組、日高木材、石崎木工場、谷崎木工場、石井木工場、表谷木工場、八田木工場、今成造材部、五十嵐薪炭造材部、黒川薪炭部、奥野薪炭部、大西薪炭部などがあるが、王子製紙を除く残りの全ての業者は戦時体制期になってはじめて国有林立木の処分をうけたといつてよい。

かくて沙流国有林において戦時増伐がおこなわれ、「戦時中並びに終戦後の急激な需要に充当するため収穫量が指定量に至っていないのに地利の良好な所のみを多く伐採したので指定外の伐採も非常に多<sup>2)</sup>かった」という事態が必然的に生じたのである。なお1943年10月には苫小牧営林区署が新設され、沙流国有林は同署の管轄に入った。

## ② 民有林の組織化の進行

1939年に改正された森林法の適用によって民有林の組織化が急速に進むのであるが、それ以前にも組織化の動きがあり町有林を中心に施業案が編成された。すなわち1933年の市町村営林規則にもとづいて「平取村有林施業要領」が490町歩の町有地を対象にして1938年に、「門別村有林施業案」が1,451町歩の町有地を対象に1940年にそれぞれ編成されている。これらは町有地の利用区分をふまえて林業用地として管理経営する予定の土地についてのみ編成されたものである。

残りの町有地の取り扱いがどのようにおこなわれたかといえば平取町の場合は牧野として取り扱われた。1938年に編成された「平取村混牧林施業案」によれば残りの町有地2,401町歩について「昭和12年10月牧野法ニヨリ之ヲ地区トセル牧野組合ノ設立ヲ見次テ昭和13年2月牧野改良計画ヲ定メ同年九月認可ヲ受ケタルモノニシテ其後之レガ合理的経営ヲナサシムル指導的見地ヨリ各関係者協議ノ上現地利利用区分ヲナン以テ主牧地ニ対シテハ之ガ整理計画ヲ定ムルト共ニ混牧林地ニ対シテハ林業施業ノ計画ヲ樹立シ林牧協調ノ実績ヲ挙げ」るように計画した。具体的には主牧地971町歩、混牧林1,351町地、除地79町歩に分け、主牧地は放牧でき

るように諸施設を整えるとともにその林相が「大部分闊葉樹ノ密生林」であったので薪炭業者に立木を処分して伐採をおこなった。また混牧林については「大面積1区域ニ対シ牧野施設ヲ行ヒ之ヲ維持スル事ハ容易ナラズ加フルニ奥地方面ハ大部分林相良好ナル天然林ナルヲ以テ寧ロ林業経営ヲ有利ト認メウル依テ本案ニ於テハスル区域ニ対シテハ林業経営ニヨリ森林保続的収益ヲ計ルト共ニ一面放牧上支障トナルベキ障害物ノ除去及上木疎開ニヨリ草生ノ改良等ニヨリ林内放牧」ができるようにした。こうして戦時体制期に至って町有地全体に対してその取り扱い方が規定されたわけである。なお門別町の町有林についても同様な取り扱いがなされた。

ところでさきに改正森林法の適用によって民有林の組織化が進行したとしたが、1941年以降それが具体化した。北海道庁は森林法施行規則第4条の規定にもとづき50町歩以上の山林所有者に施業案編成計画をださせるとともに施業案の編成を促した。沙流郡の該当者の多くは単独施業案を編成するとしたが、実際に編成したのは三井物産だけであった。すなわち三井物産は1943年に6,117町歩の社有林にたいして施業案を編成している<sup>3)</sup>。

他方、森林組合の設立であるが、門別村森林組合は1942年に設立され、平取村森林組合は1943年9月に設立された。

### ③ 地場資本の組織化の進行

まず造材業・製材業についてみると、1939年の賃金臨時措置令施行規則にもとづいて日高地方造材事業協会が会員69名をもって1940年に設立されている。地方造材事業協会は林業賃金の協定を主要な業務としており、日高地方造材事業協会は浦河営林区署管内をその区域としていた。

木材統制法の施行によって木材統制は急速に強まり、1942年に北海道地方木材株式会社が設立された。日高・胆振支庁管内はその第二区となり、苫小牧に事務所が開設されてそのもとに伐出組合、製材組合が結成されたのである。

伐出組合の組合員には「木材統制法ニヨリ木材業ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ地区内ニ生産ヲ為ス者」や「伐出造材又ハ運材ヲ業トスル者ニシテ北海道長官必要ト認メタル者」などがなり、伐出組合自体は「1. 立木ノ買入並売渡ニ関スル事項, 2. 長官並道地木社ノ指示シタル生産計画ニ基ク素材ノ生産ニ関スル事項, 3. 労力及労働賃金ノ調整ニ関スル事項, 4. 木材ノ生産ニ必要ナル物資ノ獲得並ニ之ガ配給ニ関スル事項<sup>4)</sup>」等を取り扱った。つまり伐出組合を通じて各業者に素材の生産割当がなされ、ガソリンや馬糧などの林業生産に不可欠な物資が配給されたのである。聞き取り調査によれば「軍需用材等の生産割当をうけたまた生産材の販売先の指定をうけたが、木材業の個人営業は最後まで認められた<sup>5)</sup>」という。

製材組合は「1. 製材ノ生産ニ関スル事項, 2. 製材生産ニ必要ナル物資ノ獲得並ニ之ガ配給ニ関スル事項, 3. 労力及労働賃金ノ調整ニ関スル事項」等を取り扱い、その組合員には「地区内ニ於テ道地木社ヨリ製材工程ノ全部又ハ一部ノ臨時委託ヲ受ケタル者」がなった。製材業

の場合は木材業の場合に比して統制はきびしく、実質的に全ての製材工場は道地木社の賃挽き工場になったのである。従って製品の所有権は道地木社にあり、製材過程を製材工場が請負う形となった。なお製材工場の整理統合については「製材工場整理統合問題ハ評価委員ヲ挙ゲ数回ニ亘リ検討中ナリシモ生拵トノ矛盾ヲ憂慮シ取止メトナリ地木社が有力工場買上ノ事トシ昭和18年4月1日ヨリ8工場買収ノ事決定ス」<sup>6)</sup>とあり、実質的に整理統合はすすまなかった。

次に製炭業者であるが、1934年に胆振日高木炭移出商業組合が設立されたことは前述した通りである。次いで製炭業者の組織して作られたものに製炭実行組合がある。平取町に製炭実行組合が作られたのは1939年であり、初代の組合長は五十嵐貞治であった。木炭統制の強まりのなかでこの製炭実行組合が木炭統制の下部組織となり、物資の配給等をおこなった。平取町の実行組合の組合員として当時、五十嵐、舟川、川田、石崎、長田、大西、川原、守屋、小田、山崎らがいた。

④ 王子製紙の山林事業の変容と坂本木材

戦時体制強化にともなう王子製紙のパルプ原木集荷機構の変容についてはすでに概観している<sup>7)</sup>ので、ここでは沙流川流域にそくしつつ山林事業の変容状況をみることにする<sup>7)</sup>。

まず沙流事業地の立木伐採量を示せば第63表の通りである。ここから次の諸点があきらかになる。つまり第1に1934年度から1940年度にかけて立木伐採量が増大していることであり、事業地材依存への回帰のなかで沙流事業地の比重が高まりをみせている。しかし戦時体制の強化のなかで1941年度以降立木伐採量が急激に減少していることも看過することはできない。第2に新たに仁世宇とウエンザルが伐採対象地に入ったことである。とくに沙流川の最深部に位置するウエンザルが戦時体制期に伐採されたことは注目に値することである。なお沙

第63表 王子製紙沙流事業地の立木伐採量 (石)

	計	千 米	右 左 府 糠	平	仁 世 宇	ウ エ ン ザ ル	そ の 他
1934 年度	176,087	60,759	23,160	46,409			45,759
1935 年度	165,542	97,681	67,861				
1936 年度	152,411	76,447	24,990	50,974			
1937 年度	146,905	80,769		40,522			25,614
1938 年度	138,060	80,500		30,519	27,041		
1939 年度	102,947	78,606		18,962	5,379		
1940 年度	214,084	71,527			29,656	112,901	
1941 年度	141,233			7,451	24,940	108,842	
1942 年度	126,759			35,304	7,864	83,591	
1943 年度	93,214			27,991		65,223	
1944 年度	160,036	52,111				62,841	45,087
1945 年度	106,442	98,623				7,821	

「王子製紙資料」

流川流域における年期契約は1943年度で期限切れとなっているので、1944年度以降は臨時特売形態により立木処分がおこなわれた。

ところで戦時体制の強化は王子製紙の山林事業にその変容を強いたが、それを技術的な側面で見ると、仁世宇の材がトラックにより富川まで搬出されるようになったことや、平取一富川間の筏流がこの間に廃止されたことなどがあげられる<sup>8)</sup>。同じくそれを事業実行上でみると王子製紙の山林事業の組織が軍需用材の生産に利用されたことである。つまり王子製紙にも軍需用材の生産割当がなされ、その供出が義務付けられたのである。さらに重要なことは「時局ノ進展ニ連レ人馬ノ払底甚シク之レガ募集難ト賃金騰貴ハ予想外ニシテ物資入手難ノ加重ヲ伴ヘリ」<sup>9)</sup>という事態が生じ、山林事業の遂行上諸困難をかかえるに至ったことである。そのなかで坂本木材の事業形態にも変化が生じた。つまり小規模な現場に請負形態が導入されたのである。聞き取り調査によれば小規模な現場は作業現場全てを矢野三郎、鈴木進、合坪宗三郎らの地元業者に請負わせている。

#### 注

- 1) 第三次検訂施業案によって従来の沙流事業区が分割されて沙流第一、第二事業区となった。
- 2) 沙流第二経営区「第6次経営案説明書」(1953年度調査)、80頁による。なお武居猛「採取林業から育成林業への転換期に立って」(『札幌林友』、1955年12月)によれば「日高地区一奥地林の地利不便箇所は戦時戦後を通じての労働および食料事情に左右され未伐採に終り、結果的には交通利便箇所はすべて指定外伐採が強行された」という。
- 3) 三井物産小樽支店『沙流事業区、施業案説明書』(1943年)。
- 4) 前掲『北海道ニ於ケル林材界事情』、95頁。
- 5) 元岩倉組社員の荒井秋雄からの聞きとり。荒井によれば坂本木材や岩倉組も日振地区の伐出組合員であり生産割当は厳しかったが、数量さえまともれば規制はさほどでもなかったという。物資を集めるのに苦労したという。
- 6) 前掲『北海道ニ於ケル林材界事情』、96頁。
- 7) 聞き取り調査によれば1940年に大日本再生製紙株式会社が設立され、胆振支庁の勇払に工場が建設されたのであるが、戦前段階にも沙流川流域の木材がこの工場に供給されていたという。
- 8) 『北海道山林史』の記述によれば「戦後再びこの区間の散流が許可され、現在はすべて散流である」(949頁)とあるが、関係者からの聞き取りによれば実質的に戦時体制期に筏流はやめたようである。
- 9) 王子製紙北海道山林部『昭和17年下期未報告』。

### V. 戦後における諸改革と地域林業構造の変化

戦後における諸改革の評価をめぐって連続性を本質規定とするのか、それとも断絶性を本質規定とするのかについて激しい論争があるが<sup>1)</sup>、沙流川流域の林業構造をみるかぎり両側面を指摘しうるのである。しかしその影響がただちにあらわれなかったとしても一連の戦後改革の実施によって地域林業構造の基礎そのものが改編されたことは事実であり、戦後の林業生産は新たな環境のもとで出発しなければならなかったとすることができる。

この章では沙流川流域の林業生産を担う各経済主体が戦後改革過程で如何に変化を余儀な

くされたのか、また対応したのかをみることにする。そのなかで新しい質としての戦後段階の林業構造がどのように形成されていったのかをみることにしよう。改革それ自体の分析は関係する主体の項で必要な範囲内でふれるにとどめる。

1. 森林所有、経営の変化

(1) 国有林

① 林政統一による管理体制の変化

戦後段階の国有林は林政統一の実施と国有林野事業特別会計の創設によってその制度的な枠組みが与えられたとあってよい。それまで別々に管理経営されてきた内地府県国有林と御料林、そして北海道国有林が1947年5月をもって農林省所管の下に一体化し、国有林野事業特別会計によって一元的に管理されることになったからである。つまり制度上では内地府県国有林と全く同一の土俵で北海道国有林は管理経営されることになった。それ故に林政統一の実施は北海道国有林の性格と位置付けを北海道拓殖政策に従属したものから、「全国林政へ従属」<sup>2)</sup>したものに変えたわけである。

さらに林政統一の実施は北海道国有林の経営構造にも変化をひきおこしたとあってよい。この側面を沙流川流域の国有林についてみれば管理体制の整備・充実がおこなわれたということがある。また戦前来の王子製紙との年期契約による立木処分を主要な事業とする体制が崩壊し、森林経営としての方向が指向されたことなどである。前者の側面についてのみここでふれるならば、1947年5月に北海道に5営林局が設けられ、沙流川流域の国有林は札幌営林局の管轄に入るとともに、戦時中(1943年)に開設された苫小牧営林区署を引き継いで戦後新たに苫小牧第一営林署が設けられた。そして同年10月に同営林署が分割されて平取町・日高町にある国有林を管理するものとして振内営林署が新設されたのである。新設当時の振内営林署の管理面積は93,576haと広大であったが、戦前の浦河営林区署のそれは235,160町歩であって、管理体制上の段階的差は明らかである。また職員数の推移をみると第64表であり、この表と第16表を比較すると職員構成上の差も明らかである。さらに担当区数をみると(第65表)、戦後は戦前に比して担当区数は2倍となっている。

こうして林政統一の実施によって沙流国有林は林野庁

第64表 振内営林署の職員数 (人)

	計	事務官	技官	雇員	備人
1949年	38	6	8	14	10
1951年	45	5	15	19	6
1953年	48	8	28	8	4
1955年	44	11	30	3	

『札幌営林局事業統計書』

第65表 振内営林署の担当区 (1950年)

	管轄面積 (ha)
振内担当区	3,817
仁世宇担当区	7,224
岩知志担当区	5,492
日高担当区	8,495
千栄第一担当区	13,482
千栄第二担当区	26,040
糠平担当区	14,723
貫気別担当区	9,330
荷負担当区	4,981

振内営林署『管内概要』

第66表 沙流国有林の所属替と売払面積 (ha)

		年 次	未 墾 地	耕 地			年 次	面 積
所 属 替	右 左 府	1951年, '53年, '54年, '57年	120		林 野 整 備	日 高 町	1954年	259
	岩 知 志	1949年, '57年	43			平 取 町	1954年	453
	仁 世 字	1963年	16			門 別 町	1954年	306
	広 富	1956年	31			計		1,019
	新 和	1954年		14		札幌営林局調べ		
	旭 丘	1961年		9				
計			210	23				

一札幌営林局一振内営林署という系列のもとで管理されることになり、その管理体制は戦前に比して充実したといえよう。なおここで自作農創設特別措置法(1946年11月)と国有林野整備臨時措置法(1951年6月)にもとづいて売払った森林面積をみると第66表の通りであるが、この表からみれば農地解放等によって国有林の所有面積に基本的な変化がみられなかった。

## ② 経営案の編成

戦後初期の経営案の編成状況を一覽にしたのが第67表であるが、林野庁『国有林十年の歩み』(1957年)によりつつ、この間の編成状況をみることにする。

従来、内地国有林、御料林、北海道国有林には各々の施業案編成規程があり、それらにもとづいて施業案が別々に編成されていたが、林政統一の実施によってそれらは統一されることになった。1948年に制定された国有林野経営規程がそれであるが、同規程にもとづいて経営案を編成することはただちには困難であるという事情があったので「昭和21年全事業区にわたって現況調査を施行し、これにもとづいて昭和22年度以降3カ年は非常植伐案を作成して施業案にかえた。これらの特別措置はいずれも撤出の便利なところに伐採が集中し、それらの地域では正常な年伐量の2倍以上となったため、著しい過伐状態を呈する結果となった。この正常化をはかるため昭和22年にまず営林局長の責任において正常な運営を望み難い経営区について

第67表 経営案の編成(振内営林署)

		調査年度	実行年度
沙 流 業 第 1 区	応急森林調査	1946年度	1947年度
	非常植伐案	1947年度	1948, 49年度
	暫定経営案	1949年度	1950~1952年度
	第6次経営案	1952年度	1953~1957年度
沙 流 業 第 2 区	応急森林調査	1946年度	1947年度
	非常植伐案	1947年度	1948, 49年度
	暫定経営案	1949年度	1950~1953年度
	第6次経営案	1953年度	1954~1957年度
糠 平 事 業 区	応急森林調査	1946年度	1947年度
	非常植伐案	1947年度	1948, 49年度
	暫定経営案	1949年度	1950~1952年度
	第6次経営案	1951年度	1953~1957年度

札幌営林局計画課調べ

第 68 表 第 6 次経営案の内容 (振内営林署)

	沙流第 1 事業区			沙流第 2 事業区			糠平事業区		
	標準伐採量 (千 m <sup>3</sup> )	標準更新量		標準伐採量 (千 m <sup>3</sup> )	標準更新量		標準伐採量 (千 m <sup>3</sup> )	標準更新量	
		新植 (ha)	その他 (ha)		新植 (ha)	その他 (ha)		新植 (ha)	その他 (ha)
択用	27		481	52	8	712	44	26	842
皆用	10	118	31						
計	37	118	512	52	8	712	44	26	842

『札幌営林局事業統計書』

でも暫定経営案を作成すると共に、林野庁としては 5 カ年計画をもって全経営区にわたって新経営規程による経営案の編成に着手した。この編成事業は昭和 26 年から昭和 27 年頃までに完成」(同書, 31 頁) した。

こうしてみると沙流国有林の経営案編成は全国動向とその軌を一にしているといつてよい。

ここで国有林野経営規程にもとづいて編成された第 6 次経営案の内容をみると (第 68 表), 皆伐用材作業級が設定されているのは沙流第一事業区のみであつて (6,354 ha), 後はすべて択伐用材作業級となっている。従つて更新方法は主として天然更新によつており, 人工造林による更新は部分的に指定されているにすぎない。なお表には示していないが, 第 6 次経営案説明書を見ると事業方針上に新しい側面がでている<sup>3)</sup>。例えば林道新設の指定が全ての事業区でおこなわれていることや沙流第 2 事業区で直営生産の実施が予定されていることなどである。

### ③ 諸 事 業

#### イ. 販売 制 度

国有林の販売制度は戦後新しい観点から見直されたといつてよい。1947 年 3 月に一般競争入札を原則とする会計法が制定され, 国有林産物の販売もこの原則にもとづくものとされた。しかし戦後復興のために臨時物資需給調整法の実施にもなる木材需給調整規則の制定によつて木材統制が戦後も引き続いておこなわれることになり, 国有林産物はその間全て随意契約によつて売払われることになった。

国有林産物の販売がようやく会計法原則に従うことになったのは木材統制が撤廃された 1950 年からであり, そこでは公入札を主体とし, 随意契約は特別の場合に限る方針に切替えられ, 同年 7 月には国有林野の産物売払規程が告示されるなど規程類が整備されたのである。しかし 11 年間にわたつて木材統制が続いたので, 急激に全てを公入札に切りかえることは実状に合はず, 困難なことであつた。そのために漸進的に公入札に切りかえる方針がとられるとともに, 1952 年には随意契約による立木売払いの適用範囲が拡大されるに至つた。それは国有林野事業特別会計法施行令第 27 条に 2 項目を付け加えることによりおこなわれ, 「森林の立木の一部を伐採する場合, 残余の立木の保護その他森林の保護のために伐採に特殊の技術を必要とする場合においてその立木を直接にその特殊の技術を有する者に売払うとき, および国有林野

の所在する地方の製材または木工の地元工場に対し、その国有林の立木を製材又は木工用として直接にその工場経営者に売払うとき」ということであった。

この随意契約の適用範囲の拡大は極めて大きな意味を持つものであった。つまりそれは公入札を基本とする会計法原則を国有林産物の販売の場面では限定的な意義しか持たないものにするとともに、戦時体制から引き続いた地場資本への随意契約による売払いを法的に追認するものであったからである<sup>4)</sup>。そしてここに素材生産專業者への立木売払いを排除する、いわゆる「直接需要者処分」の原則が確立したからである。

なおさきに紙・パルプ資本との年期契約は1946年度に終了をみたとしたが、戦後段階における紙パルプ資本との随意契約は当初、地場資本と同様に臨時特売として結ばれた。臨時特売措置が廃止された木材統制解除後においては予算決算および会計令(1947年4月)の第99条第20号、つまり「産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買入れるとき」という条項を適用して紙パルプ資本への国有林産物の随意契約による販売を続けたのである。

#### ロ. 森林伐採量

森林伐採量についてみると第69表の通りである。戦前期の伐採量が年間20~25万石程度であったものが40~50万石と増加していることがまず注目される。そして製品生産用の資材が1950年度から増加していることも注目すべきことである。事業区の特徴をみると沙流川の最深部に位置する沙流第2事業区では針葉樹の伐採が圧倒的に多く、沙流第1事業区や糠平事業区では広葉樹の比重が増加して広葉樹が過半を占めている。

ここで1954年の風倒木の被害についてふれば振内営林署は風倒被害の激甚地帯ではなかったものの、かなりの被害をだしている<sup>5)</sup>。被害のあった箇所は

岡春部、チロロ、パンケヌーン、ウエンザルなどであって、被害数量は沙流第1事業区285千石、沙流第2事業区979千石、糠平事業区129千石であり、合計で1,393千石の被害であった。その被害木の整理は立木処分と直営生産を拡大することによりおこなわれ、1957年度に終了したとされている<sup>6,7)</sup>。

#### ハ. 製品生産事業

製品生産事業の推移をみると第70表の通りであり、次第にその生産規模が拡大している。戦後の製品生産は1948年度に再開され、それは沙流第1事業区のシキシャナイと岩内でおこなわれた<sup>8)</sup>。1950年度には沙流第2事業区でも製品生産がおこなわれるに至り、振内営林署の製品生産事業の規模は拡大したのである。

第69表 森林伐採量(振内営林署)(千石)

	計	立木処分	製品生産
1948年度	358	316	42
1950年度	398	322	76
1952年度	498	410	88
1954年度	384	316	68
1956年度	769	620	149

『札幌営林局事業統計書』

その実行形態をみれば振内と日高に伐木事業所がおかれ<sup>9)</sup>、事業所主任の指揮監督の下に事業が実行された。そして職業安定法の制定(1947年11月)により労働者供給事業が禁止されたにもかかわらず、振内営林署では直営直用形態をただちにとることができず、人夫供給請負人を介在させながら、当初、事業を実行したのである。つまり賃金は作業員に

直接支払ったものの、作業員の募集、食料、馬糧等の供給は供給請負人にゆだねたわけである<sup>10)</sup>。しかし事業実行の体制が整備されるにしたがい、直営形態が強化され、振内営林署では1952年頃までに現在とほぼ変らない直用形態の実現をみている<sup>11)</sup>。さきに風倒木の整理の過程で製品生産事業が拡大したとしたが、その際に請負形態が導入されたことは注目される。つまり直営直用形態の実現直後に請負形態が導入されているからである。

次に技術についてみると、伐木造材は手鋸によっており、集材は従来の馬搬によっていた。従って、基本的には戦前来の技術によっておこなわれたのであるが、運材はトラック運材であった。製品生産事業では流送で素材を運搬したことはなく、事業再開当初からトラック運材によっていた。1954年度にはすでに官用のトラックが7台装備されており、日高や振内、そして富川に設置された営林署の最終土場までトラックにより運材したのである。つまり林道の布設がいまだ本格化していない当時において、製品生産団地は交通条件が良く、素材の搬出しやすい箇所定されたので、こうしたことが可能であったわけである。

なおチェーンソーは1955年頃振内営林署に導入され、また同じ頃集材機が導入されている。つまり風倒木の整理の過程で機械化の端初が築かれたといつてよい。

## 二. 造林事業

戦後初期の林相別森林面積をみると第71表のとおりである。人工造林面積は1,056 ha し

第70表 製品生産量(振内営林署)

	素材生産		製炭	
	立木資材量(千石)	造材量(千石)	立木資材量(石)	製炭量(t)
1948年度	40	25	1,814	63
1950年度	73	58	1,724	35
1952年度	86	63	706	24
1954年度	65	63	649	24
1956年度	142	92		

『札幌営林局事業統計書』

第71表 第6次経営案による林相別面積 (ha)

	計	人工林	天然林	無立木地	その他
沙流第1事業区	24,985	769	21,125	2,493	598
沙流第2事業区	39,507		34,279	26	5,202
糠平事業区	29,036	287	26,778	240	1,731
計	93,528	1,056	82,182	2,759	7,531

『札幌営林局事業統計書』

がなく、天然林が大半という状態である。つまり戦前の択伐作業＝天然更新という作業法を反映した林相であった。

戦後において採用された作業法も択伐作業が主体であり、その更新方法は天然更新であって、人工造林は副次的な地位をもっているにすぎなかった。この間の造林事業をみると第72表の通りであり、

**第72表 造林事業 (振内営林署) (ha)**

	新 植	天然下種	保 育
1948年度	45	1,428	?
1950年度	86	?	434
1952年度	141	2,293	747
1954年度	111	1,458	1,332
1956年度	123	1,988	601

『札幌営林局事業統計書』

、新植面積が徐々に増えているものの、天然更新が主体であることには変りがない。

造林事業は担当区主任の指揮の下で直営で実行された。なお風倒木の跡地は「8,000 haの被害面積中要更新面積(人工林)は800 haであり、昭和31年度より昭和36年度の6カ年を以て更新を完了すべく計画」<sup>12)</sup>された。

#### ホ. 林道事業

戦前の沙流国有林では歩道が主であって、自動車道は建設されておらず、自動車道の建設は戦後をまたねばならなかった。聞き取り調査によれば振内営林署では糠平事業区の鹿鳴林道が最初に、次いで製品生産団地の設定にともなうシキシャナイ林道、さらに三岡林道がそれぞれ新設されている。

#### ヘ. 作業員の処遇

戦前の北海道国有林の作業員の処遇は「北海道国有林野事業定夫使用規程」(1926年6月)や「森林費支弁傭人、職工、人夫使役規程」(1928年5月)などによって定められていたが、実際には「民間と同様、山頭、柚夫頭、馬夫頭、人夫頭とその下に組員がいるという一般慣習的な形態」<sup>13)</sup>がとられ、その処遇は劣悪であった。

こうしたなかにあって戦後改革の実施は作業員の処遇や位置付けを大きく変えるものであった。すなわち憲法や国家公務員法の制定により作業員は新しい理念のもとでの公務員として位置づけられたことや、労働三法の制定により前期的性格の強かった国有林にも労働組合が組織されたことなどにそれは端的に示される。

しかし全国的に統一した作業員の処遇を定めた規程はただちに作られず、それがようやく作成されたのは1951年3月の「営林局署労働者処遇規程」によってであった。同規程は営林局や営林署に勤務する作業員について主な勤務条件を明らかにして労働関係の民主化および経営の合理化を図ることを目的としており、作業員を常用労働者、期間労働者、日雇労働者と区分している。

しかし1952年7月には公共企業体等労働関係法が改正されて、国有林にも同法律が適用されることになった。そのためそれ以降は「労働者の労働条件に関する事項については定員内職員および常勤労働者と同様団体交渉によって解決することになったため、必然的に労働者の

処遇関係も大きく変革し、従来当局の定めた処遇に関する諸規程および通達に優先して労働協約の規制を受けることになった<sup>14)</sup>のである。1953年2月には全林野労働組合が誕生し、以後、作業員の処遇は国有林当局と全林野労働組合との団体交渉によって決定されることになった。なお国有林事業職員就業規則と国有林事業作業員就業規則が1955年4月から実施された。

#### ④ 小 括

ここで沙流国有林が戦後改革過程で変化した諸側面を要約しておきたい。

その第1は林政統一の実施による北海道国有林の位置付けの変化に対応したものである。つまり拓殖政策への従属から全国林政への従属という変化がまずもって指摘されねばならない。第2に管理体制の充実ということがあげられる。先にもみたように林政統一の実施によって王子製紙への年期契約による立木処分を主要な事業とする形態が崩壊し、管理体制が充実したことである。第3に森林経営体としての方向が指向され、それがある程度定着したことである。それは第6次経営案の施業方針からうかがうことができるし、製品生産事業と造林事業が戦後になってようやく本格化したという点にもあらわれている。第4に民主化・近代化という側面である。つまり戦後改革の過程で年期契約が廃止される一方、中小零細資本である地場資本への国有林産物の販売が制度的に確立したこと、労働組合運動の高揚とその公認にみるようにこの間国有林経営の近代化は進んだのである。

こうして戦後改革の過程で戦前段階とは異なる沙流国有林の展開の枠組みが作りだされたといつてよいだろう。

#### 注

- 1) 大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化—その連続説と断絶説」(『戦後改革, I. 課題と視角』, 東大出版, 1974年)。
- 2) 前掲「戦後の北海道林業の展開」, 19頁。
- 3) 私が現在手に入れている「第6次経営案説明書」は沙流第2, 糠平事業区のそれであって, 沙流第1のそれは見えていない。
- 4) 前掲『鶏川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究』, 48頁。
- 5) 札幌営林局では苫小牧, 恵庭, 定山溪について第4番目の被害をだした営林署である。
- 6) 振内営林署『管内概要』(1957年8月)。
- 7) 振内営林署の風倒木の整理過程については新沼寛「風倒木処理経過について」(札幌営林局『第2回直営生産研究発表会報告集』, 1957年)が詳しい。
- 8) シキシャナイでは1948年頃から1955年頃まで伐採をおこなった。また沙流第2事業区ではタキノ沢のそれが最も早く, パンケヌーンに入ったのは風倒木の整理のためであり, 1957年頃であった。また糠平事業区で製品生産がおこなわれたのは遅く, 1958年以降であった。
- 9) 当初, 伐木事業所とよばれていた。なお1955年頃振内伐木事業所の名称が振内輸送事務所になった。
- 10) 聞き取り調査によればシキシャナイの請負は鈴木進に, タキノ沢や岡春部のそれは日高木材にゆだねた。
- 11) 直用組織は日高木材の作業員を受け継いで編成されたといわれている。
- 12) 前掲『管内概要』。
- 13) 『北見営林局史』(1968年), 304頁。

14) 前掲『旭川営林局史』, 321頁。

## (2) 町有林

### ① 地方自治制度の改正

戦後改革の一環として地方自治制度においても積極的な民主化措置がとられたのであるが、その制度的保障として日本国憲法には地方自治の一章がもうけられ、憲法とともに地方自治法が制定された。「憲法の明文のうえに地方自治の基本原則を示したことは画期的なことであった。これによって地方の自治、住民の自治を確保する原則が明らかにされるとともに、地方議会の構成員と首長とをそれぞれ直接に選挙するという、いわゆる議会主義と首長主義を併用する方針が示された」<sup>1)</sup>のである。

日本国憲法とともに施行された地方自治法も画期的な立法であったとされており<sup>2)</sup>、その特徴として次の2点が指摘されている。すなわち第1に統一的な立法であったという点である。戦前には統一的な地方制度はなく、東京都は東京都制により、北海道は北海道会法により府県は府県制、市は市制によるというように、それぞれ別々の制度によって運営されていたが地方自治法はこれらを法的に一本化したのである。第2に民主主義の実現をめざしたという点である。それは都道府県が市町村と同様に完全な自治体となり、知事は住民の公選によることにもあらわれており、また選挙権の欠格条項を少なくし、有権者の範囲を拡大したことにも、議会の権限を拡大したことにも示されている。

かくて憲法と地方自治法の制定により北海道会法や北海道地方費法、指定町村制度<sup>3)</sup>が廃止となり、北海道および道内の市町村は地方自治法の適用によって内地府県の自治体と同等にあつかれるようになったのであるが、こうした規定が沙流川流域の各町村にも貫徹していることはいうまでもない。

### ② 町村財政の状況

地方自治制度の改正によって地方財政の仕組みも変化したが、戦後インフレの進行、教育改革の実施による6・3制の施行、国民健康保健事業の発足など、地方自治体の必要経費はこの間に急激に膨張し財政危機が深刻化した。これに拍車をかけたのが1949年のドッジプランによる財政予算の削減であるといわれている。これによって地方配付税は半減し、補助金が大幅に削減された。

このような状態のなかでシャープ勧告がなされ、地方税の体系は1950年には一新した。つまり従来の付加税方式は廃止され都道府県と市町村は財源的にも完全に分離して、それぞれの自治体において独立に課税することになったからである。そして地方配付税が廃止され、新に地方財政平衡交付金制度が創設された。こうして1950年度には現行の税制度とほぼ変らない地方財政の制度が作られたのである<sup>4)</sup>。

第73表は1952年度の流域の各町村の財政状況をみたものであるが、町村により違いはあ

第73表 町村の財政状況(1952年)

歳 入	日高町 平取町 門別町			歳 出	日高町 平取町 門別町		
	合 計	36,397千円	70,829千円		125,550千円	合 計	35,917千円
町村税収入	10%	21%	8%	会議費	2%	3%	1%
国庫支出金	9	8	20	役場費	21	26	12
道支出金	2	2	4	警察・消防	3	2	1
繰越金	1	20	0	土木	20	14	24
事業及財産収入	10	10	14	教育	38	29	38
起債	27	9	27	社会労働施設	1	3	1
寄附金	9	6	0	保健衛生	2	2	11
使用料手数料	0	0	1	産業経済	6	5	4
地方平衡交付金	23	24	18	統計費	0	0	0
その他収入	9	0	8	その他	7	16	8

『北海道市町村勢要覧』

るものの、特徴的な点を指摘すれば歳入では町村税の割合が8~21%と低く、地方平衡交付金の割合とはほぼ同じ程度となっていること、また起債の割合が高いこと、事業および財産収入が一定の割合を占めていることなどが注目される。歳出面では教育費の割合が最も高く、土木費、役場費がそれに続くという構成になっている。

ここで問題とすべきなのはこうした町村財政における町有林の位置と役割についてである。

基本的には町有林は戦前と同様に各町村の基本財産として位置付けられており、この点では戦後においても変化がなかったといえよう。しかし戦後の地方財政規模の拡大、それともなう財政危機の深まりのなかで基本財産としての側面が戦後において一層強まったものと思われる。このことは戦後の木材市場の拡大による町有林の資産価値の高まりとも関係するわけであるが、これを門別町についてみれば第74表

第74表 門別町の財産収入

	財産収入 (千円)	歳入に占める財 産収入の割合 (%)
1950年度	737	2
1951年度	13,400	21
1952年度	70,347	57
1953年度	33,788	28
1953年度	42,319	37
1955年度	18,381	18

『門別町史』

にみるように町有林の伐採による財産収入が1951年度から増加している。

③ 管理と利用の状況

戦後初期の町有林の面積が不明なので、1955年当時の町有林の面積を示せば第75表の通りである。戦前と比較すればかなり面積が減少していることがわかる。

町有林の管理経営の状況を見ると、門別町有林では戦後においても戦前の利用形態を引き継ぎ、馬の林間放牧が大規模におこなわれていた。林間放牧が最も広範におこなわれていたのは1950年頃から1955年にかけてであって、1,000~1,500町歩の町有林でおこなわれてい

た。しかし他方で財政収入をあげるために大規模な伐採がこの間におこなわれている。第76表はその伐採量の推移をみたものであるが、かなりの伐採がおこなわれたことがわかる。そのために「森林資源の積極的培養と森林防火機能の復興は国家的にも町民全体の福祉のためにも緊急の重大問題」<sup>9)</sup>となるに至り、門別町では町有林経営案を編成し、1956年度から計画的に町有林を経営することになった。その経営案の内容と造林実績をみると第77表、第78表の通りであり、1956年度から造林事業が活発になっていることがわかる。

平取町有林についてみると、門別町有林と同様に戦前からの利用形態を継承して牧野組合の管理の下で混牧林として利用されていた。聞き取り調査によれば1955年頃まで混牧林として

第75表 町有林の面積(沙流郡, 1955年)(町歩)

	面 積	備 考	
		林野整備による取得面積	未墾地買収面積
日 高 町	658	259	?
平 取 町	3,408	454	270
門 別 町	3,469	306	50

『北海道市町村勢要覧』

第76表 門別町有林の伐採量 (石)

	計	用 材	薪 炭 材
1951年度	207,832	66,649	141,183
1952年度	23,343	14,632	8,711
1953年度	42,092	28,092	14,000
1954年度	125,152	12,039	113,113
1955年度	29,828	22,902	6,925

『門別町史』

第77表 門別町有林の施業仕組 (町歩)

	面 積	備 考
皆伐用材作業級	689	年間造林予定60町歩
択伐用材作業級	1,577	
皆伐薪炭材作業級	282	
牧 野 樹 林	408	
保 安 林	474	
計	3,430	

『門別町史』

第78表 門別町有林の造林面積 (町歩)

	面 積
1953年度	11
1954年度	15
1955年度	16
1956年度	56

『門別町史』

第79表 平取町有林の伐採量 (石)

	計	用 材	薪 材	木炭原木
1950年度	20,000	5,000		15,000
1952年度	16,000	6,000	2,000	8,000
1954年度	30,755	19,409	2,260	9,086
1956年度	30,650	18,500	2,350	9,800

『北海道市町村勢要覧』

第80表 平取町有林の造林面積 (町歩)

	面 積
1950年度	4
1952年度	4
1954年度	29
1956年度	71

平取町調べ

利用されていた町有林は2,400町歩ほどあったという<sup>6)</sup>。しかし混牧林自体林業的利用を排除するものではなく、また平取町有林の場合混牧林として利用するためにも、町有林の伐採がおこなわれたのである。その一端をみたのが第79表であるが、この間に森林伐採がかなりおこなわれたとみることができる。人工造林の推移をみると第80表の通りであり、1954年頃から徐々に人工造林が積極化しはじめている。

かくて両町の町有林の動向をみると戦後において伐採量が増加し、町有林の基本財産林としての性格が強まったこと、1955年頃を境にして人工造林が活発化しはじめたこと、総じていえば1955年頃から森林経営用地として町有林が位置付けられはじめたことがわかる。

#### 注

- 1) 『北海道史』(第6巻通説5, 1977年), 97頁。
- 2) 以下の叙述は、議会と自治体誌編集部編『地方自治法ハンドブック』(新日本出版, 1975年)の9~10頁によっている。
- 3) 指定町村制度というのは北海道独特の制度であり、1943年の地方制度改革によって北海道1級町村制, 2級町村制が廃止になったとき、内務大臣指定ということでそれまでの2級町村制をひきついだものである。
- 4) 町村税の税目として村民税, 固定資産税, 自転車税, 鉱産税, 木材取引税などがある。
- 5) 前掲『門別町史』, 304頃。
- 6) この混牧林利用は1966年頃に打ちきられた。

### (3) 大規模私有林と農家林

#### ① 農地改革による林野所有構成の変化

戦後改革過程で林野解放はおこなわれなかったが、農地改革と未墾地買収の実施は北海道にあっては戦前段階に形成された私有林の林野所有構成に一定の変化を引き起こしたといつてよい。この変化の過程を全道的に分析した梶本孝博によればその変化は次の諸点に整理される<sup>1)</sup>。つまり「農地改革、緊急開拓事業に伴う国・道有林からの開拓用地の払い下げ、民有林、とくに巨大私有林野の未墾地買収」等を通じて、(1)直轄直営林としての市町村有林の確立、(2)林地を含む約300千haの開拓用地の入殖者、農民への払い下げによる小規模山林所有者数とその面積の増加、(3)巨大私的所有、とくに旧華族所有林、不在地主所有山林の農地改革、未墾地買収等による崩壊と減少、およびパルプ資本等による新たな林野集積の開始、である。

このなかでとくに重要なことは農民を中心とする小規模山林所有者の増加であって、戦後改革過程で多くの農民が林野を所有するに至ったといつてよい。この事実は福永義照も確認しており、「昭和20年よりおこなわれた第一次農地改革、第二次農地改革による自作農の創設は林野所有の零細化に拍車をかけるとともに、森林経営者層——私権を確立し、自主性をもって経営可能という意味で——の拡大につながった<sup>2)</sup>」としている。

流域においてもこうした変化があったのであるが、統計として示すことができないので<sup>3)</sup>、各町村の農地解放と未墾地買収の実績のみをみることにする(第81表)。この表から流域では

畑地の解放が多いこと、牧野の解放が多いことがわかるが、こうした土地は農民の所有に帰したのである。なお沙流川にはアイヌの給与地があり、給与地内の貸付地が農地解放の対象となって、平取町では214町歩が、門別町では239町歩の土地が買収されて、以後に問題を残した。

ここで農地解放等の実施が流域の大規模森林所有者に与えた影響についてみることにするが、全面的に分析することができないので富本朝二の場合と三井物産社有林の場合とを取りあげることにする<sup>4)</sup>。

富本朝二は先にみたように沙流郡を中心に最大時16千町歩の土地を所有していたといわれるほどの大規模所有者であったが、現在つかんでいるだけでも未墾地買収を中心に580町歩ほどの土地が農地改革過程で買収されている。その上経営していたクロム鉱山が戦後危機に瀕したため、その補填として森林を買却したという事情が加わって、富本は戦後初期の段階で所有森林を急速に喪失したのである。土地台帳をみると、門別町に所有していた森林はその後分割され、森林所有者が多様化している<sup>5)</sup>。

他方、三井物産の社有林においても第82表にみるように、この間に買収がおこなわれた。つまり657町歩の森林が買収されているのであるが、三井物産社有林の場合は富本の場合とは異なり、買収を契機として逆に森林経営の体制を整備し、積極的に森林に資本を投資するようになった。

かくて戦後改革過程で林野解放はおこなわれなかったが、農地解放等の実施は大規模所有者に色々な影響を与え、かれらの社会的役割は深刻に問われたといつてよい。少なくとも戦後改革後においては伐らない自由、植えない自由という意味での不生産的な森林所有の有様は社会的に容認されなくなったのである。

## ② 三井物産社有林の状況

はじめにのべておかねばならないこととして1944年に三井物産木材部が山林事業も含めて三井物産本社から分離独立して、三井木材工業株式会社が設立されたことがある。つまり三井木材工業は木材部が所有していた全ての資産を受けついで設立されたのである。

第81表 町村別農地解放および未墾地買収面積 (町歩)

	田	畑	牧野	未墾地
日高町	34	503	324	
平取町	235	1,171	1,193	24
門別町	493	1,524	2,249	1,405

各町の町史より

第82表 三井物産社有林の被買収面積 (沙流山林のみ)

	年 度	場 所	面 積 (町歩)
既 墾 地	1952年	平 取	59
未 墾 地	1948年	平 取	98
〃	1949年	門 別	177
〃	1950年	平 取	63
〃	1951年	門 別	12
〃	1952年	平 取	20
〃	1959年	平 取	29
牧 野	1949年	平 取	199
計			657

三井物産調べ

実はこのことが大きな意味をもつことになった。三井物産は財閥解体の対象となり、企業分割がおこなわれたが、三井木材工業は財閥解体の対象からはずれたので、三井木材工業が継承した三井物産の所有にかかわる森林は結果的に戦後改革過程で分割されずに保全されることになったからである。なお三井物産の社有林は1944年から1954年までは三井木材工業が管理し、1954年には三井木材工業から第一物産に所有権が移転し、1959年には新生の三井物産に所有権が移転しているが、実質的には三井物産の社有林であったことには変りがない。

社有林の管理体制についてみると1946年に平取町荷負に沙流・似湾・穂別・幌満・静内の各山林を管理するために荷負山林事務所がもうけられた。1949年当時には同事務所には所長1名、職員4名、嘱託1名、牧夫1名、雇員1名が配置された<sup>6)</sup>。

戦後初期の社有林の状況をみると、沙流山林には6,117町歩の森林があり、その平均蓄積は1町歩あたり165石であった。林相は「三井本社時代相継グ濫伐ニ依リ当社購入当時ハ峰通り及搬出不便ナル箇所ニ大径木ヲ残スモ林相不同一般ニ矮少ナル闊葉樹天然2次林ヲ形成シ坑木枕木並ニ製炭原木トシテ利用シ得ル程度」<sup>7)</sup>のものであり、「大部分ハ用材伐採後数年間ニ亘リ製炭経営ノ跡地ナレバ現在檜、楓、浅田、樺、栓、等ヲ主トスル闊葉樹幼令林」<sup>8)</sup>であった。

こうした状態にあったので1948年に荷負に固定苗圃を作るとともに森林の伐採は「森林撫育ヲ主目的トセル為撫育間伐除伐ニ主点ヲ置キ最少限ニ止」<sup>9)</sup>めるようにした。この間の伐採

量をみると第83表の通りであり、この表から伐採量は1950年度から増加していることがわかる。また薪炭材として伐採されているものがあるが、その大半は木炭原料用である。なお用材および薪炭材はともに三井物産の専属請負業者に販売された<sup>10)</sup>。

造林量の推移をみると(第84表)、1955年度から人工造林面積が増加している。つまり1954年度までは天然更新がその主体であったが、1955年度から林種転換をおこなうために皆伐方式がとられ、人工造林が増加した。三井物産の資料によれば1954年の第一物産と三井木材工業の合併の際に、造林10ヵ年計画が樹立され、1955年度から本格的に造林事業にとりくみはじめたことがわかる<sup>11)</sup>。

こうして三井物産社有林においては1955年度頃から本格的な森林経営としての方向が確立したとすることができる。

第83表 三井物産社有林沙流事業区の伐採量(石)

	計	用材		薪炭材
		針葉樹	広葉樹	
1946年度	10,022	400	2,372	7,250
1948年度	3,283		2,773	510
1950年度	9,988	1,672	4,096	4,220
1952年度	16,577	7,394	3,586	6,597
1954年度	22,291	5,955	6,904	9,432

三井物産調べ

第84表 三井物産社有林沙流事業区の造林面積

	面積 (町歩)
1943年度	16
1944年度	38
1946年度	5
1947年度	5
1948~1954年度	38
1955年度	81
1956年度	105

三井物産調べ

### ③ 農家林

さきへのべたように農地改革の過程で多くの農民が林野を所有したとってよいが、平取町での聞き取り調査によれば農民が林野を所有するに至った経過は次の通りである。

第1に国有林、町有林、そして不在村の大規模所有者に対しておこなわれた牧野解放、未墾地買収によって農民が土地を取得したが、その土地の一部が林野として実質的に利用されたことである。つまり取得した土地のなかには林野としてしか使えない土地が含まれていたためであり、それが林野として所有された<sup>12)</sup>。第2に大規模所有者が戦後所有森林を売払い、その一部が農民の所有に帰したこと。平取町紫雲古津のY家は戦後初期に約100町歩の林野を部落の農民に売払っている。また前述の富本は戦前平取町には3,411町歩の森林を所有していたが戦後それら全てを手離している。その森林の売り先は木材業者と農民であった<sup>13)</sup>。第3に戦後農民相互の林野売買がおこなわれるようになったことである。平取町振内のM家の分家では1955年に約10町歩の林野を購入している。

こうして戦後多くの農民が林野を所有するようになり、農家林の比重が高まったものの、本格的な林野解放がおこなわれなかったので大規模所有者優位の所有構成をつきくずすには至らなかった。

次に林野の利用状況をみると、依然として大半の林野は自家用薪材の採取や採草・放牧等の自給的利用にとどまっていた。ただ相対的に蓄積の高い農家林の立木は薪炭材として、坑木や足場丸太用材として販売された。造林は1950年以降いわゆる篤林家層を中心としてはじまっている。1970年農林業センサスによると、16~20年生の人工林、つまり1951年から1955年にかけて造林された人工林が平取町に604ha、門別町に389町歩存在し、これは農家による造林が1950年以降はじまったことの一端を示すものである。

### 注

- 1) 梶本孝博「戦後、北海道における林野所有の動向」(第82回日本林学会大会講演集, 1971年)。
- 2) 福永義照「森林組合の機能分析に関する研究, 第1報 森林組合活動の展開過程と現状」(『北海道農林研究』, 第35号, 1969年), 61頁。
- 3) 町村別に所有山林規模別の山林所有者数がわかるのは1960年センサスからである。
- 4) 聞き取り調査によってこの間の状況を補足すると戦後、山林移動は激化した。富本朝二や板谷商船は戦後森林を手離し、八田満次郎の所有林は財産税の支払のためにその規模が縮小している。戦後、森林を取得したものに明石道昌、奥野幸一、王子製紙などがある。明石、奥野は1952年頃に森林を取得し、王子製紙は1959年頃に今成造材部から森林を購入している(約900ha)。
- 5) 土地台帳によると富本の所有森林の移動状況は以下の通りである(門別町)。
  - ① 1,098町歩 静内町→1929年 富本→1946年 笹山外18名で購入
  - ② 708町歩 // → // →1951年 春木、丹羽
  - ③ 656町歩 // → // →1951年 岡村
  - ④ 788町歩 // → // →1948年 川田→1964→王子製紙
  - ⑤ 314町歩 1920年 高江外10カ村→1936年 富本→ // → //

- 6), 7), 8), 9) 三井木材工業株式会社『荷負山林事業所要覧』(1949年)。  
 10) 戦後の特徴として戦前、舟川に従属していた業者が独立して三井物産の直接の下請業者になったということがある(才田, 浅道, 中村ら)。  
 11) 三井物産山林部『社有林造林10カ年の歩み』(1964年)。  
 12) 戦前段階に、貫気別にあった板谷商船の土地約300町歩が1933年に、紫雲古津にあった大倉組の土地約200町歩が1941年にそれぞれ自作農創設事業の対象となり、農民に売払われている。  
 13) 平取町内にあった富本所有の森林の移動状況は次の通りである(土地台帳より)。
- ① 514町歩 1924年 富本→1951年 今成造林部→1960年 王子製紙
  - ② 105町歩 1926年 富本→1949年 船越→1951年 奥野林業
  - ③ 107町歩 // →1950年 奥野林業
  - ④ 143町歩 1923年 富本→1947年 粒来政治郎

(4) 森林組合

1951年森林法改正により旧森林組合は協同組合主義による森林組合として新たに発足することになり、旧森林組合は組織変更の手続きをとり、新しい理念のもとでの森林組合として発足した。流域では門別町森林組合は1952年2月に、平取町森林組合は1953年9月に組織変更の手続きをとっている。

発足当時の森林組合の状況は第85表のとおりであるが、両町の森林組合では全道各地の森林組合と同様に「協同組合への定着と再建整理」<sup>1)</sup>が当時の課題であった。

ここで当時の資料が比較的残っている平取町森林組合についてみると、職員2名の体制で発足し、1951年に独立の事務所を建設した。そして1952年には苗圃を作り、1953年には素材生産事業をはじめている。事業量の推移をみると第86表のとおりであるが、組合員数はふえているものの、大規模所有者の加入率が

第85表 設立当時の森林組合(1953年)

	組合員数 (名)	出資金額 (千円)	組 合 長
門別町森林組合	356	939	棚川忠雄
平取町森林組合	365	1,346	八田忠虎

各町の町史より

第86表 平取町森林組合の事業内容

	1951年度	1953年度	1955年度	1957年度
事業取扱高	899千円	8,356千円	6,292千円	8,179千円
教育事業	0%	1%	5%	2%
貸付事業	24	2	9	6
種苗生産事業	0	0	18	4
林道事業	0	26	1	35
購販売事業	63	58	51	46
受託経営事業	0	1	10	7
その他	13	12	6	0

平取町森林組合『20年のあゆみ』

第87表 平取町の所有規模別林家数 (1961年)

	計	2 ha 未満	2~ 5 ha	5~ 10 ha	10~ 20 ha	50~ 50 ha	50~ 100 ha	100~ 500 ha	500 ha 以上
山林所有者数 (人)	728	201	152	155	120	52	16	27	5
同 面積 (ha)	21,633	186	584	1,243	1,319	1,651	1,152	4,754	10,744
森林組合員数 (人)	463	64	106	128	83	41	16	22	3
同 面積 (ha)	12,487	42	352	869	1,142	1,076	1,152	3,903	3,951
比率									
人数比 (%)	64	32	70	83	69	79	100	81	60
面積比 (%)	58	23	60	70	87	65	100	82	37

平取町森林組合『20年のあゆみ』

低いため、組合員の所有する山林の占める比率は決して高くないのである(第87表)。

こうして後にのべるように国の資源政策の確立とあいまって弱体ではあるが、森林組合が展開する組織的基盤がこの間に形成されたとすることができる。

## 注

- 1) 前掲「森林組合の機能分析に関する研究 第1報 森林組合活動の展開過程と現状」, 65頁。

## 2. 王子製紙と坂本木材

## (1) 王子製紙

## ① 旧王子製紙の3社分割と苫小牧工場

1933年の3社合併によって成立した巨大独占体である旧王子製紙は敗戦による生産設備の喪失と財閥解体の実施によって崩壊を余儀なくされた。

その崩壊過程を素描すれば敗戦によって王子製紙は樺太を中心に在外工場10工場を失い、南方地域にあった事業地を喪失した<sup>1)</sup>。内地にあった工場は戦災をうけたり、戦時体制期の企業整備によって転換したりしたので、敗戦後に王子製紙に残された工場は戦時中に所有していた34工場のうちわずか15工場にしかすぎなかった。その上樺太の工場はSPを中心に化学パルプの生産に力点を置いていたので、その喪失の打撃は大きかった。そして樺太は戦前期の我国のパルプ原木の中心的な供給地であったので樺太の喪失は安定的なパルプ原木の供給源を失ったことを意味し、その打撃はさらに倍加した<sup>2)</sup>。

しかしこうした生産設備の喪失にかかわらず戦後初期の王子製紙は第88表にみるように巨大独占体であったことには変わりなく、王子製紙は戦後改革過程で財閥解体と集中排除の対象会社にならざるをえなかった<sup>3)</sup>。

財閥解体、つまり王子製紙の持株会社としての側面の解体をみると、1946年1月に王子製紙と傍系の40社が制限会社令(1945年11月)の適用と指定をうけ、その所有する資産を自由に処分することができなくなった。1946年12月には王子製紙は持株会社として指定をうけたの

であるが、指定時には約 140 社にわたる株式を主体とした有価証券、228,562 千円を所有しており、持株会社としての側面を排除するために 119,410 千円の有価証券を持株整理委員会に譲渡することになった<sup>4)</sup>。持株整理委員会は譲り受けた有価証券を株式所有の分散化ということで処分したので王子製紙の持株会社としての性格はこの間に急速に失なわれるとともに、株式によって支配していた東北振興パルプや日本パルプなどが、この間に自立するに至った。

集中排除の側面をみると、巨大独占体である王子製紙の解体は 1946 年当初から GHQ において問題にされていたが<sup>5)</sup>、それが具体化したのは過度経済力集排除法 (1947 年 12 月) の制定以降であった。王子製紙は 1948 年 2 月に過度に経済力を集中している会社として指定をうけ、同年 10 月には持株整理委員会から 6 社分割を内容とする指令をうけたのである。しかしこの間に占領軍の集中排除に関する政策が変更となり「この指令案が 4 原則により再審査の結果、全く別の見地より 1949 年 1 月に至って同社は三社分割、旧会社解散を内容とする決定指令<sup>6)</sup>」が改めて王子製紙になされた。王子製紙がこの決定指令をうけ入れ、3 社分割を内容とする再建整備計画が承認されたので、旧王子製紙は 1949 年 7 月 31 日をもって解散することになった。

かくて旧王子製紙は 23 の関係会社を分離・独立させるとともに苦小牧製紙、十条製紙、本州製紙を第 2 会社として新たに発足させてその歴史をとじたわけである。ここで新たに発足した 3 社についてみると、次の通りであるが、苦小牧工場は苦小牧製紙株式会社に所属することになった。

苦小牧製紙株式会社	資本金 4 億円
工場 苦小牧工場	社有林 66,073 町歩
従業員 3,949 名	
十条製紙株式会社	資本金 2 億 8 千万円
工場 十条工場他 6 工場	社有林 16,154 町歩
従業員 5,650 名	
本州製紙株式会社	資本金 2 億 5 千万円
工場 江戸川工場他 6 工場	社有林 1,204 町歩
従業員 4,340 名	

当時の山林部組織は、3 社分割までは従来の北海道山林部という組織が維持されており、3 社分割後は各工場毎に山林部組織が設けられた。また山林事業の状況を見ると、1946 年度

第 88 表 戦後初期の王子製紙の生産集中状況 (%)

		王子製紙の 対全国比
生産能力	G	58.9
	S	24.1
	洋紙	52.4
生産実績	洋紙	77.2
	新聞用紙	94.1
	板紙	24.2

持株整理委員会調査部第二課編『日本財閥とその解体』

をもって年期契約は廃止になったものの、戦後の木材統制期を通じて国有木材は全て随意契約によって販売されていたので、山林事業上では大きな変化が見られなかった。

なお王子製紙の解体の結果「王子製紙の支配体制が完全にくずれ、ふたたび紙・パルプ企業相互の激しい競争の道がひらかれた」<sup>7)</sup>。

## ② 分割後の苫小牧工場と山林事業の変化

分割後の苫小牧工場は苫小牧製紙の唯一の工場として従来どおり GP パルプと新聞用紙を主体にして生産を再開した。当時の生産設備をみると第 89 表の通りであり、またパルプ生産量の推移をみると第 90 表のとおりである。この表からみれば朝鮮戦争が勃発した 1950 年度から 1954 年度にかけて生産量が增大していることがわかる。

第 89 表 1951 年の苫小牧工場生産設備

		台 数
ポケットグラインダー		46 台
マガジングラインダー		8
木 釜		6 基
抄紙機	142 吋 長 網	7 台
	100 吋 長 網	2
	90 吋 長 網	1

『有価証券報告書』

第 90 表 苫小牧工場のパルプ生産量 (千 t)

	計	GP	SP	SCP
1949 年度	121	100	21	
1951 年度	157	127	30	
1953 年度	171	137	34	
1955 年度	188	142	27	19
1957 年度	184	141	24	19

『北海道林業統計』

朝鮮戦争の勃発によって生じたブームによって紙パルプ業界は活況を呈し、その景気のはどは砂糖とセメントとともに「三白景気」と称されたのであるが、「この間に国内の各種の統制が撤廃され、資金や資材の調達が比較的容易になった事情があって、紙・パルプメーカーはフル操業を開始するとともに、全面的な設備の拡充にも取り組んだ」<sup>8)</sup>のである。苫小牧製紙もこのブームに乗り急速に資本を蓄積して、1952 年には社名を王子製紙工業株式会社に変更するとともに、新工場(春日井工場)の建設に着手した。

春日井工場には当時において最新鋭の生産設備(広葉樹による晒 KP の連続蒸解釜と 145 インチの抄紙機)が導入され、1952 年中には工場の一部が操業を開始した。またこの間に苫小牧工場の設備も改良されて、その生産能力は増大し、1954 年には SCP の生産を開始した<sup>9)</sup>。

こうして苫小牧工場の生産量は朝鮮戦争を契機に増大したが、パルプ原木を戦後どのよう

第 91 表 苫小牧工場の原木調達量 (千 m<sup>3</sup>)

		1950 年度	1951 年度	1952 年度	1953 年度	1954 年度	1955 年度
立 木	国道有林および社有林	187	178	185	140	190	202
素 材	官 斫 材	121	59	67	72	37	126
	一 般 買 入 材	189	336	311	182	298	236

「王子製紙資料」 立木は立木数字

に調達したのであろうか。これが次の問題である。

第91表はこの間の原木調達量の推移をみたものであるが、この表から次の諸点が見える。1950年度から1953年度にかけては、(1) 国有林および会社有林からの立木処分による原木調達、つまり従来の方法による原木調達が依然として根幹的な位置にあること、(2) 一般買入による原木調達がこの間に増大し、原木需要の増大にこの形態が対応していること、(3) 1954年に発生した風倒木の整理過程ではその影響をうけて、国道有林からの立木処分量が増大している反面、一般買入材が減少していることなどである。

これらについてさらに詳述すれば、まずパルプ原木の調達方法と深い関連をもつ国有林の販売方法であるが、1950年には木材統制が解除されて、国有林材の販売は会計法原則にもとづくものとされた。その結果第92表

第92表 処分形態別立木処分の比率 (旭川営林局) (%)

	計	一般競争	指名競争	随契
1950年度	100	21	14	65
1952年度	100	5	28	67
1954年度	100	1	17	82
1956年度	100	1	9	90
1958年度	100	8	37	55

『旭川営林局史』

にみるように一般競争入札の比率が増大した。しかし1951年9月の立木公売における落札価格の暴騰を契機に国有林立木の公売入札へのパルプ各社の参加は自粛されるに至った。つまり1952年以降はパルプ資本への国有林材の販売は全て随契と

指名入札によってのみおこなわれるようになり、この傾向は風倒木の整理の過程で一層拍車がかかったのである。従って先に国道有林からの立木処分による原木調達が依然根幹的な位置にあるとしたが、それは随契・指名入札による販売であったのであり、王子製紙はその立木の伐採と搬出を戦前と同様に特定の下請造材業者の手にゆだねて実行した<sup>10)</sup>。

しかしこの間に国道有林からの販売量自体は増大しなかったため、パルプ原木の調達量の増大は一般買入材の増加によらざるをえなかった。とくに朝鮮戦争の勃発にともなって全般的に原木需要量が増大したので、原木集荷をめぐる競争は激化した。かくて一般買入材が増加したのである。そのなかで王子製紙と製材工場との木材取引が拡大し、「買入にあたっては前渡金をだすことが一般化<sup>11)</sup>」しはじめ、いわゆる系列関係が新たに形成されたのである。また製材工場との交換材も増加しはじめた。ちなみに1954年度に王子製紙にパルプ材を納めた業者は140業者であった。

こうして戦後において原木調達方法にいくつかの点で変化があったが、より広範に山林事業という点で見ればさらにいくつかの点が指摘されねばならない。

まず指摘されねばならないのは戦後において社有林経営、特に造林事業が積極的に推進されたことである。1951年9月期の有価証券報告書のなかでこの間の事情を「将来の需要増にそなえて自給体制の整備でありまして30年造林計画を立案し、将来は所要原木の半分を自給する方針であり、今年はその第一年目として道内に2,553町歩の造林並に林相改良を実施しま

した」としている。

また山林事業の機械化が推進されたということも重要なことである。1953年に本社に山林合理化委員会が設けられ、山林事業の機械化に本格的に取り組むことになり<sup>12)</sup>、その具体化としてまず白老営林署社台地区の風倒木の整理では大型の集材機やトラクターが導入された。1956年には栗山町にある社有林に合理化センターが設けられ、山林事業の機械化の具体化がはかれた。

1950年代初頭の苫小牧工場の山林部組織についてみると苫小牧工場長の下に山林担当次長がおり、次長が山林事業を総括する形をとっていた<sup>13)</sup>。次長の下に山林管理部と山林業務部があり、苫小牧、旭川、北見、帯広におかれた出張所が次長に直結して山林事業を実行するという組織になった。出張所には所長がおり、また戦前の事業地主任に相当する地区主任がおかれて、担当の事業地の山林事業の監督にあたった。

## (2) 坂本木材

### ① 戦後の状況

坂本木材が戦後も引き続き王子製紙の専属請負人であったことには変りがないが、組織と事業内容上にいくつかの点で変化があったので、まずそれらについてみることにしよう。

まず第1に1949年に従来の個人経営を株式会社組織に変更したことである。つまり資本金500万円の坂本木材株式会社の発足である。第2に富川に1948年に柁工場を作り、1951年には同一場所に製材工場を建設した。そして工場原木を入手するために自家造材をはじめ、戦後初期に国有林の特売権を独自に取得している(立木で15千石)。第3に王子製紙が春日井に新工場を建設する際に、王子から指名をうけてはじめて内地に進出した。

これらの変化はいわば坂本木材が戦後の木材市場の状況に対応したものと見えようが、坂本竹次郎は製材工場の建設に反対したともいわれており<sup>14)</sup>、戦後においても坂本木材の営業の基本には造材請負業がおかれていた。

そこで戦後における造材請負量の推移をみると第93表のとおりである。この表から1948年度から1953年度までは戦前と同様に沙流川と十勝が主要な事業地であったこと、その請負量が23万石から27万石であったことがわかる。風倒木が発生した1954年度からは事業地が

第93表 坂本木材の造材請負量 (万石)

	沙流	十勝	社台	定山溪	官斫	計
1948年度	11	12				23
1950年度	15	12				27
1953年度	15	8				23
1954年度	4	8	11			23
1955年度	10	8	12	2	8	40

坂本木材社内報「やまびこ」、林野庁『北海道における素材生産構造』

拡大し、請負量自体も増大している。なお1954年度から1957年度にかけては白老営林署社台地区がこの間の主要な事業地となり、毎年15万石以上の素材を造材・搬出している。

こうして戦後においても坂本木材は高谷木材と並んで王子製紙の有力な造材作業請負業者であったが、先にのべた王子製紙のパルプ原木調達機構の変化のなかでその位置の低下があったことは否定できないことであった。坂本木材は有力ではあるが、徐々に多数の造材作業請負業者のうちの一業者として位置付けられるようになったのである。

## ② 伐出と運材過程の変化

### イ. 請負契約

請負契約は戦前期と同様に伐出過程のそれと運材過程の契約に分かれていたが<sup>15)</sup>、伐出過程の請負契約は「出材見込石数に対して請負単価を定め、さらに前渡金、出材場所、事業期間<sup>16)</sup>等を定めていた。契約書には仕様書がついており、伐木、造材、集材、搬出および検収の方法などが細かく指示されていた。しかし伐出事業の着手時(6月頃)には正式に請負単価が決まっていないので(決まるのは翌年の1月頃)、着手時には暫定単価を用いることが多かった。そして請負金は事業終了後に支払われることになっていたが、実際には前渡金(請負金額の2割)が着業前に渡され、事業の進行状況に応じて月毎に内渡金が王子から支払われた。なお坂本木材の場合王子製紙との契約において「純然たる造材請負契約のみで木代金込契約<sup>17)</sup>はなかったという。

### ロ. 作業員の募集と労働組織

作業員の募集は戦前期と同様に組頭を通じておこない、作業員の出身地は「杣夫人夫とも青森県上北郡一円で、馬夫は地元の人が多い。職業的には杣夫・人夫とも半農半労型の労働者が多く、馬夫は農民<sup>18)</sup>であった。

労働組織についてみると戦後も組頭制によっており、ほぼ戦前と同様な組織であるが、山頭の性格が若干変化している。つまり戦前の組織では坂本木材の店員が山頭になったが、戦後の山頭は坂本木材の職員ではなく、現場の作業に精通した者になるようになった。聞き取り調査によれば山頭の賃銀は日給月給であり、山頭は伐出事業全体を統轄していたものの、単価交渉などの賃金関係の業務には一切関与しなかったようである。

こうして坂本木材は戦前期と同様に人夫供給請負人的機能をはたす組頭に依存して事業を実行し、職業安定法の制定により労働者供給事業が禁止されたにもかかわらず、こうした側面には変化がみられなかった。

さきに戦時体制期に坂本木材の事業遂行上請負が導入されたとしたが、戦後においても地元業者による請負が拡大したという事実がある。1万石から1万5千石の小規模な現場は請負で実行され、矢野三郎、鈴木進らがこれに従事した。

### ハ. 伐出過程の変化

基本的には戦前と同じ形で伐出事業がおこなわれたとあってよい。伐木・造材は6月頃か

らおこない、小運搬は冬期におこなうということで、夏期一伐木造材、冬期一小運搬という形には変化がなかった<sup>19)</sup>。そのなかで伐出技術において若干変化したのはパチパチがはじめて導入されたことである。沙流川ではこれまで集材は玉曳きでおこなうものとされており、パチパチは導入されていなかったが、1946年に小運搬過程にパチパチが導入された。

なお坂本木材が沙流川の事業地でチェーンソーを導入したのは1957年頃がその最初であり、集材機も同年に導入されている。聞き取り調査によれば白老営林署社台地区の風倒木の整理の過程で坂本木材がこれらの技術を習得し、それを沙流川に導入したという。

## 二. 運材過程の変化

運材過程にはこの期間に大きな変化があった。つまり流送から陸送への転換である。

まず戦前期から引き続いておこなわれた流送についてみると、その技術や労働組織には基本的な変化はなかったが、部分的に変化した側面がある。富川の陸揚げ場にエンドレス1台はか陸揚げ用機械が1949年に導入されて、陸揚げの過程が機械化したこと、交通条件が改善されたので以前は馬車によっていた流送人夫の送迎にトラックやバスが利用されるようになったことなどである。

こうして沙流川本流で流送が終了をみる1953年の春まで流送によりパルプ原木を運材していたが、1953年春の流送の終了は大きな意味をもっていた。つまりトラック運材が可能となるほどまでに交通条件がこの間に改善されたことを意味するとともに、流送の独占によっても裏づけられていた王子製紙による流域の針葉樹資源の独占体制の崩壊を意味するからである。

流送の終了の理由として山下暁は「2, 3年赤字が続いたし、また、だんだんむずかしいことがでてきますので、それは第一にトラック道路がよくなって、いろいろな機械が出まわってきたこと、それに流送する沿岸の補償が多額になってきたこと」<sup>20)</sup>と語っている<sup>21)</sup>。

こうして1954年以降は沙流川で生産されたパルプ材は、苫小牧工場の工場土場までトラックによって陸送されることになったのである。そしてトラック運材の定着によって徐々に王子製紙の山林事業の内容は変化しはじめたといつてよい。なお本流の流送は1953年春で終了したが、支流での流送はその後も続けられた。例えば風倒木の整理の過程でウエンザルとペンケヌーシの中間あたりに網場をもうけ、素材を網場まで流送し、そこからトラックによって搬出したことがある。ちなみに支流での最後の流送は1967年1月におこなわれている。

以上、戦後の坂本木材についてのべてきたが、戦後において若干の変化はあったものの、戦前期の項でのべた「坂本木材は組頭や庄屋などの人夫供給請負人に依拠しつつ、王子製紙に対する人夫供給請負業として存立していた」という指摘は戦後においてもなお貫徹している。

## 注

1) 前掲『王子製紙社史』, 169頁。

2) 樺太国有林の権益をにぎっていたのは王子製紙であったので、樺太喪失の打撃はこのほか王子製紙にひびいたのである。

- 3) 財閥解体・集中排除それ自体の分析については、柴垣和夫「財閥解体と集中排除」(『戦後改革, 7, 経済改革』, (東大出版, 1974年)を参照されたい。
- 4) 持株整理委員会調査部第二課『日本財閥とその解体, 資料』(1950年), 486頁。
- 5) 3社分割にいたる具体的経過は前掲『王子製紙社史, 第4巻』, 294-331頁を参照されたい。
- 6) 前掲『日本財閥とその解体』, 334頁。
- 7) 前掲『現代日本産業発達史, 12, 紙パルプ』, 329頁。
- 8) 王子, 十条, 本州『製紙業の100年』(1974年), 183頁。
- 9) 苫小牧工場のこの間の生産設備の改良過程については、太田勇治郎編『日本林業の構造と秩序』(1958年), 419-420頁を参照されたい。
- 10) 『山村経済実態調査書—産業備林編第2号(附属資料)』(1955年)の193頁には当時の王子製紙の伏出請負業者の名前がのっているが、それをみると戦前と比較して余り変りがない。
- 11) 前掲『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』, 123頁。
- 12) 第12回日本林学会北海道支部シンポジウム「北海道における機械化の問題点とその対策」(『北見林友』, No. 116, 1963年), 34頁。
- 13) ここに述べた組織は1952年から1960年にかけて採られた組織である。解散直後には山林総部制が採用された。
- 14) 坂本木材社内報『やまびこ』第6号(1965年)の13頁には「先代社長の王子さんに対する恩義の固い信念が他のことに手を出す必要を認めなかった」とある。
- 15) 戦後の契約書については前掲『山村経済実態調査書—産業備林編第2号(附属資料)』の188頁から192頁にかけて木代金込請負契約書と商材買入れ売買契約書がのっている。
- 16, 17, 18) 林野庁『北海道における素材生産構造』(1959年), 47頁, 73頁, 74頁。
- 19) 聞き取り調査によれば戦後においても契約石数の次年度繰りこしがおこなわれており、これによって夏山伐採が可能であった。とくに夏山伐採をおこなった理由は、内地労務に依存して事業を実行したことにあるとしている。つまり内地で田植えをおえるとすぐ沙流川に出稼ぎに来たのである。
- 20) 座談会「流送から全幹集材まで」(『札幌林友』, 1963年1月号), 141頁。
- 21) 当時ダム建設の計画はあったが、それは具体化されておらず、ダム建設の計画が流送終了の原因になっていないことに注意しなければならない。

### 3. 地場資本の自立的展開

#### (1) 戦後統制の状況

戦後も引き続き林産物の統制がおこなわれたので、ここで簡単にふれておく。

まず木材統制であるが、1946年6月にGHQが日木社と地木社の解散に関する指令をだし、戦時統制の中核体であったこれら組織は解散することになった。しかし統制を続ける必要があったので、経済安定本部が「一切の木材使用、加工、生産部門に対する一切の資材及び生産配給計画、適当な消費割当並びに価格統制」<sup>1)</sup>にあたることになった。そのために戦後の物資統制の基本法規といわれた臨時物資需給調整法が同年10月に制定されて、指定生産資材割当規則と木材需給調整規則にもとづいて戦後の木材統制が新たな形でおこなわれた。

1947年にだされた北海道木材需給調整要領によればそれは以下のような仕組みでおこなわれるものとされた。

経済安定本部は年間の木材需給計画をたてる。農林省はこの計画にもとづいて生産配給計

画と消費割当計画をたて、都道府県に割当てる。知事は生産団体別に生産供給計画をたて、その実行を指示するわけである。そして主務官庁は需給計画にもとづいて木材業者には販売業者割当証明書を、需要者には需要者割当証明書をそれぞれ発行し、木材の配給は割当証明書の交換によってなされるとしたのである。

当初の計画では日本林業会および都道府県林業会が木材統制機能の重要な一端をになうものとされ、その計画に従って林業会は設立された。しかし、林業会は同年9月の要領改訂によって統制機構からはずされ、行政庁の主導のもとに統制がおこなわれることになった。

ところで戦後初期の木材業と製材業は個人営業は認められたものの、戦時体制と同様に営業の許可制は継続された。そして木材統制が続けられたので、全ての木材業と製材業は統制機構の一環としての業者団体に組織された。つまり1947年以降は木材業と製材業は地区毎に木材業林産組合に組織された。

次に木炭統制についてみると、1943年に公布された薪炭配給統制規則は戦後も引き続き有効であったが、これに代って1948年に薪炭需給調整規則が制定された。同規則は「生産者は自由意志で指定業者をきめると共に、消費者は自由に小売業者」<sup>2)</sup>をえらぶことができるなど、自由裁量が拡大しているところに特徴があるとされている。なお製炭者は木材業者と同様に地区毎に薪炭業林産組合に組織された。

こうして木材では1949年12月、木炭では1950年3月まで統制が続けられたが、聞き取り調査によれば戦時統制に比して戦後統制はゆるかったといわれている。このことは『北海道山林史』でも「戦後に於ける復興用材の需要激増と工場統制の緩和とによって小規模工場の濫立」という表現があるので、事実であるとみてよいだろう。

この間の流域の地場資本の動きをみれば全道的な動きと同様に流域の全ての業者は苫小牧地区木材林産組合と薪炭業林産組合に組織された。しかし戦後復興需要の増大のなかで零細規模の業者が簇生する動きがあったことも事実である。それを特徴づければ丸鋸1台でも創業可能といわれた移動式製材工場が数工場稼動しはじめていること<sup>3)</sup>、戦時体制期からみられる動きであるが、製炭業者が造材業の部門に進出していることなどである。しかし統制期を通じてもっとも重要なことは国有林材が全て随意契約で地場資本に販売されたことであり、統制実施による前期的商人資本の排除という事実とあわせて、地場資本の自立的展開が可能となる条件がこの期間に作りだされたことである。

## (2) 木材需要の増大と地場資本の展開

先にのべたように木材統制が1950年1月に、木材統制が4月に解除されたこと、そして復興需要および朝鮮特需によって木材需要が増大し、木材価格が高騰したので、流域の林業生産は1950年以降増加した。それに対応した形で地場資本の活動が活発となり、地場資本の自立的展開がこの間にみられたのである。

その様相を第94表からみると製材工場数が倍増していること、木材業者つまり素材生産業

者数が増加していること、自立的な製炭業者が7業者いることなどがわかる。表には示していないが、さらに詳しくみればこの間の展開には次のような特徴があった。(1) 製炭業者であったものが素材生産業を兼ねるとともに製材工場の経営にまで乗りだした者があつること～小田寅蔵、川田浅次郎、五十嵐貞治など、(2) 造材業者であったものが製材工場の経営にのりだしたものがいること～守先不二夫、そして岩倉組、坂本木材など、(3) 製材業者が素材生産業の認定をうけ、製材業兼素材生産業と

いう経営形態をとりはじめたこと～戦前から営業している製材工場の大半がこの形となった。

こうして戦前には地場資本は素材生産業、製材業、製炭業として別々に存立していた例が多いが、戦後初期の段階でこれらの兼営形態が増加しており、地場資本としてみた時にこれは資本蓄積の進展を意味するものといえる。そしてこうした形態を決定づけたのが1952年におこなわれた国有林の随意契約による立木売払の適用範囲の拡大、つまり直接需要者処分原則の確立であった。すなわち1952年の国有林野事業特別会計法施行令の改正は上述したような動きを追認するとともに地場の製材工場に対する随意契約による林産物販売の制度的確認であったからである。

従って1952年以降は製材業兼素材生産業という形態が常態化するとともに随契形態による国有林産物の入手によって地場資本、とくに製材業が自立的に展開する原木面での基盤

が与えられたのである。第95表はこうした状態を示しており、以後の地場資本の主要な存在形態は製材業兼素材生産業となった。

ここで流域における製材工場の状況についてみると<sup>4)</sup>(1954年の状況)、流域の11の製材工場は1年間に221千石の原木を入手して、その34%にあたる72千石を素材のまま販売し、138千石を資材として83千石の製材を生産していた。従って製材生産に力点はおかれていたものの、素材販売も無視できないのであつて、製材業はこういうものとして存立したのである。

第94表 戦後初期の地場資本の状況 (沙流郡)

		1939年	1945年	1951年	1955年
製材工場数	日高町	2	1	4	6
	平取町	6	4	9	7
	門別町	3	4	8	8
	計	11	9	21	21
木材業者数	日高町	1	?	5	?
	平取町	4	?	7	?
	門別町	13	?	18	?
	計	18	?	30	?
製炭業者数		?	?	7	?

『国有林事業成績』、「札幌地区木材林産組合資料」  
『北海道木材業者名簿』、『北海道木材業者及び製材業者登録名簿』

第95表 国有林産物販売有無別業者数 (沙流郡, 1955年)

	製材工場	木材業
国有林材の販売を受けているもの	18	12
国有林材の販売を受けていないもの	3	12
不明	0	6
計	21	30

『北海道木材業者及び製材業者登録名簿』

素材販売の内訳をみると一般用材 38%、合板材 14%、パルプ材 10%、坑木 9%、その他 29% であり、この時期においてははまだ製材工場がパルプ資本の集荷機構に部分的にしか組み入れられていないことがわかる。

なお工場を持たない素材生産業者についてふれば、素材生産業者が持っていた国有林の随契の持分は 1952 年の販売規程の改正の際にパルプ資本が持つ持分の枠内にくみこまれてしまったといわれている<sup>5)</sup>。「委任状なる形式がつけられ、形式的にはパルプ会社の随契配材のなかに入るが、実質的には造材業者の権利となる形<sup>6)</sup>が作られたのである。従って素材生産業者についてのみいえばパルプ資本の系列に入らざるをえず、早期に自立性を失っている。

こうして主として戦後の木材需要の拡大にともなう市場面と原木面から地場資本はその存立の形態を変えながら自立的な展開をおこなったとすることができる。

#### 注

- 1) この間の事情については林野共済会『民有林戦後 10 年略史』(1957 年) の 55-59 頁を参照されたい。
- 2) 前掲『北海道山林史』, 913 頁。
- 3) 門別町では叶内木工場、白井木工場、桜日木工場が創業しており、日高町では桜岡製材所がこの間に創業している。
- 4) 長池敏弘「北海道沙流川地方における地元製材工場の実態について」(『札幌林友』, 1957 年 1 月号)。
- 5) 聞き取り調査によれば、奥野林業と舟川の場合は製炭業にとどまったので、国有林の特売の枠からはずされ、やむなく原木基盤を民有林に求めざるをえなかったという。
- 6) 前掲『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』, 124 頁。

#### 4. 資源政策の確立と民有林行政

戦後改革の実施は林業政策上においても一画期をなしたとあってよい。つまりそれは先にみたように林政統一の実施であり、また森林法改正を中心とした資源政策の本格的な確立として具現化された。この資源政策の確立によって北海道の民有林行政も同時に確立し、以後の民有林は行政の影響をうけながら展開することになった。

##### (1) 戦後初期の民有林の森林状態

周知のように戦後初期の北海道の民有林は著しく荒廃していた。もともと、北海道の民有林は国有未開地処分によって形成されたものなので戦前期にすでに荒廃していたが、戦時および戦後の伐採によってこうした傾向に一層拍車がかかったのである。

第 96 表 戦後初期の北海道民有林の状況

	計	針葉樹林	広葉樹林	針広混交林	二次林	人工林	未立木地	除地
面積 (町歩)	1,343,733	4,749	371,281	135,442	398,516	123,197	288,939	21,609
比率 (%)	100	0	28	10	30	9	22	1
蓄積 (千石)	123,938	2,824	54,014	28,292	28,229	10,578	0	0
一町歩当り蓄積 (石)	92	594	145	208	70	85	0	0

こうした状態にあった戦後初期の民有林の状況を統計的におさえることは難しいが、ここでは一資料として第96表をかかげる。この表は1946年に発足した北海道総合開発調査委員会の森林専門委員会の答申に掲載されている表を加工したものであるが、この表から以下の諸点がわかる。すなわち未立木地が民有林面積の22%を占めていること、蓄積が1町歩あたり70石しかない2次林が30%を占めていることなどである。これに対し同じ資料で国有林は未立木地と2次林の占める比率が国有林面積のなかで6%しかなく、この点からも民有林の荒廃の激しさがわかる。それ故に戦後初期の段階で北海道は第97表に示されるような造林未済地をかかえていたのである。

第97表 1947年度未北海道造林未済地面積  
(町歩)

			未立木地中 未済地面積	天然更新中 未済地面積
国	有	林	57,024	100,276
道	有	林	17,500	60,000
民	有	林	157,400	
計			231,924	160,276

北海道『総合開発調査委員会森林専門委員会答申』

## (2) 資源政策の確立

### ① 戦後初期の資源政策

こうした民有林の荒廃がある一方で、敗戦による植民地の喪失、戦後復興にともなう膨大な木材需要、占領軍の軍需用材をまかなう必要性等があったために、戦後初期には異常な森林資源の危機が発生した。

それ故に「政府は資源的な立場から、あるいは国土保全的な立場から造林を再開しようとして種々の施策をうちだした<sup>1)</sup>。その第一歩として強行造林5カ年計画が樹立されるとともに1946年1月には森林資源造成法が施行された。同法の趣旨は山林所有者が造林する場合、造林費の半額を払いこんで政府の発行する造林証券を買い、造林が終了した時にこれを政府が額面で買いあげるという方式で、造林費の半額を補助しようとするものであった。しかし同法による造林の推進はみるべき成果をあげることができず、失敗におわった。その理由にはいくつかあるが、なかでも戦後インフレの進行と農地解放の実施にともなう山林所有者が持った林野所有権に対する不安感をあげなければならない<sup>2)</sup>。事実、その当時は農地解放が進行中であり、山林解放も噂されていたのであり、北海道では農地の解放とともに未墾地買収がとくに大規模におこなわれつつあったのである。

こうしたなかであって新しい事態に対応して資源政策の体系は徐々に整備されていった。1949年には林業振興補助規則が廃止され、林業施設補助金交付規程が新たに制定されて、ここに戦後段階における本格的な補助金政策が確立した<sup>3)</sup>。また同年に造林5カ年計画が樹立されて、積極的に造林が推進されるとともに、5カ年計画に実効性をもたせるために1950年には造林臨時措置法が制定されてより一層強力に造林事業の推進がはかられた。

造林臨時措置法は「施行後5カ年間に都道府県知事の指定した造林未済地に林地の所有者が造林しない場合には知事が第3者を指定して造林させ、造林者と土地所有者との間の契約条

件を裁定できるという、極めて強硬な法律<sup>4)</sup>であった。さらに第24条では造林計画に係る伐採跡地等および造林地については自作農創設特別措置法による買収はできないと規定したのである。かくて山林所有を農地改革の対象からはずし保全するとともに、以後の資源政策は既存の林野所有構成を前提としつつ打ちだされることになった。

## ② 森林法改正

こうして既存の林野所有構成を前提として、いわば土地所有論理を容認した形で資本による資源政策がおこなわれるという政策論理が体系的に確立したのが1951年の森林法改正においてであった。森林法改正の直接的な契機はGHQの勧告によって与えられたのであるが、改正森林法は森林計画制度の創設と森林組合制度の改正をその主要な内容としていた。すなわち森林計画制度は「従来大面積所有者に限られた施業案編成(森林計画)の義務を全森林を対象とすることに改めたほか、伐採届出、伐採制限の途が講ぜられた。このことから明らかのように植えない自由、伐る自由という所有権の行使能力に一定の制限を加えることによって、林野解放の要求から土地所有を保証し、国家資源政策の途を貫徹しようとするものであった<sup>5)</sup>。具体的には森林基本計画は農林大臣が編成し、森林区施業計画および森林区実施計画は知事が編成することになり、森林区施業計画では5年間に伐採の許可を認める許容限度や造林面積等をさだめ、森林区実施計画では毎年伐採許可を与える数量と造林しなければならない箇所をさだめたのである。

他方、森林組合制度の改正では1939年森林法が強制加入、強制設立方式をとったのに対し、改正森林法では加入脱退自由の協同組合方式が新たに採用されて、森林組合が協同組合として展開する法的条件がととのえられた。しかし、森林組合の目的規定で「森林施業の合理化と森林生産力の増進とをかはり、あわせて森林所有者の経済的社会的地位の向上を期する」としたことは組合員である森林所有者の地位を副次的なものにしたことを意味し、森林組合は「木材供給体制の確保、国土保全要請など、公益という名の国家目的を代行する組織的媒体としての機能を強く負わされ<sup>6)</sup>ることになった。

かくして森林法の改正によって戦後の資源政策は体系的に確立し、以後の民有林は国家の打ちだす資源政策の枠内で展開することになったといえよう。なお森林法改正にともなって、造林計画が改訂されて、新たに民有林10ヵ年造林計画が1951年に樹立された。この計画で注目されるのは、戦時および戦後に発生した要造林地を1956年度末までに解消することが計画されるとともに、林種転換による拡大造林があわせ規定されたことである。

## (3) 地域への具体化

まず戦後初期の沙流川流域における要造林地の状態をみることにする。第98表はそれを示したものであるが、ここから次の諸点がわかる。国有林はどの町村においても要造林地の割合がすくないが、民有林では、とくに門別町では要造林地の割合が高いのである。つまり民有林、とくに門別町の民有林の荒廃がいちじるしかったことがわかる。

第98表 戦後初期の要造林地面積 (沙流郡) (町歩)

		日 高 町	平 取 町	門 別 町	
国 有 林	立 木 地	45,884	39,712	12,960	
	要 造 林 地	伐 採 跡 地			314
		未 立 木 地	597	682	24
		そ の 他	2,510	1,031	425
	計	48,991	41,425	13,723	
民 有 林	立 木 地	1,428	17,470	10,838	
	要 造 林 地	伐 採 跡 地	100	665	1,000
		未 立 木 地	542	1,246	4,617
		そ の 他	232	750	1,264
	計	2,302	20,131	17,719	

『北海道林業統計』

ところで森林法が改正されて森林計画制度が確立したが、それ以前に1939年森林法にもとづく施業案が戦後においても引き続き編成されていた。つまり改正簡易施業案規程による施業案編成がそれであって、門別町、平取町ではその施業案が1950年度に編成されている。対象となった面積は門別町が19,049町歩、平取町が14,940町歩であって、この時はじめて地域の民有林のほぼ全面積が施業案の編成の対象となったのである。また、改正森林法にもとづく森林区域施業計画は1951年度から6ヵ年計画で全道的に編成されたのであるが、日高地区は1955年度に平取、門別、日高町を対象とする森林区施業計画がそれぞれ編成されている<sup>7)</sup>。いわばこれまで不明確であった地域の民有林の状態がこの時期にほぼ正確につかまれることになったといつてよい。

こうして戦時体制期に森林法が北海道に適用されて民有林の組織化の端初が与えられ、戦後改革の一環としての1951年森林法改正によって新たに森林計画制度、森林組合という側面から民有林の組織化がすすみ、地域の民有林は国の資源政策の対象として把握されるに至ったとすることができる。

ところで戦後、脚光をあびた奥地林開発と関連して、沙流川流域を含めて日高地区は未開発の森林資源のある奥地林開発の対象地として注目された。そのために北海道庁および北海道開発庁は奥地林を開発するために各種調査をおこない、その開発に努めたのである。例えば北海道開発庁『日高奥地林開発調査報告』(1951年度調査)、北海道総合開発委員会事務局『日高地域総合開発計画現状調査(中間報告)』(1953年)、北海道開発局『日高地域総合開発計画調査報告(中間報告)』(1954年)などの調査報告がだされており、1951年に立案され、翌年の4月から実施された「北海道総合開発第一次5ヵ年計画」では「奥地林を積極的に開発するために林

道 1,350 km (国有林 794 km, 民有林 736 km) 軌道 382 km (国有林) を新設」することが計画された。その実績は国有林道は 143% と計画を上廻ったが、その他はいずれも計画に満たなかったとされている。なお北海道総合開発計画に計上される予算は民有林を対象とした公共事業としての造林・林道・治山関係の予算であり、国有林の林道投資は国有林の経営方針にもとづいて投下されたのである。つまり沙流川流域の奥地林開発は振内営林署の経営方針を通じて具体化されたといつてよい。

#### 注

- 1) 前掲「戦後の北海道林業の展開」, 25 頁。
- 2) 阿部正昭「拡大造林」(日本農業—あすへの歩み, 72, 1970 年), 16 頁。
- 3) 前掲「戦後の北海道林業の展開」, 26 頁。
- 4) 日本林業協会『林政 20 年史』(1966 年), 47 頁。
- 5), 6) 船越昭治「林政の展開とその基調」(三橋時雄編『戦後日本農業の史的展開』, 1975 年), 235 頁。
- 7) 門別町有林『経営計画書』(1961 年 3 月) によれば「昭和 26 年森林組合施業案が編成され、之にもとづいて経営していたが、その後昭和 30 年度に森林区施業計画が編成された」(15 頁) としている。

### VI. 戦後期林業構造の確立

この章ではいわゆる高度経済成長過程において確立・定着をみた戦後期の林業構造について分析することにする。換言すればそれは高度経済成長過程において地域林業構造がいかに再編成されたのかをみることであり、戦前期林業構造との対比において戦後段階の林業構造の特質を把握することでもある。以下において経済主体別にその再編過程をみることにしよう。

#### 1. 森林所有, 経営の再編

##### (1) 国有林

##### ① 生産力増強計画とその特徴

この期の国有林について分析する場合、1957 年に立案され、1958 年度から全国的に実行された生産力増強計画にふれないわけにはいかない。周知のように生産力増強計画にもとづいて全国的に国有林の合理化が大規模に進行したからである。具体的には 1956 年 10 月に林野庁業務課内に国有林合理化室が設けられ合理化の方途の検討に入り、1957 年 1 月には国有林合理化の基本方向を示した国有林経営合理化大綱が発表された。そして同年中に国有林生産力増強計画が全国的にもまた経営計画区単位にも樹立され、1958 年 2 月には国有林野経営規程が改正されて、1958 年度から生産力増強計画が実施されたのである。

「合理化大綱」によれば経営合理化期間の経営原則を生産力原則とし、経済の発展にともなう木材需要の増大に対応するために国有林の生産力を飛躍的に増大させることをめざし、そのために積極的に林種転換をおこなって森林の構成を変えるとともに、各種事業部門の実行形態をかえ、抜本的な合理化をおこなうとした。ここで「合理化大綱」を具体化し北海道国有林

に対する生産力増強計画の考え方を示した「北海道国有林の経営方針」(1957年10月発表)により生産力増強計画の方針をみれば次のように整理することができる<sup>1)</sup>。

経営計画ではまず生産保続圏の拡大がはかられた。つまり従来の経営区または作業級単位から保続圏を経営計画区に拡大したことである。次に経営目的の達成のため国有林を保全林、生産林、施設林に区分し、いわゆる第1種、第2種、第3種林地を設定したことである。そして人工林を主体とした育成林業を強力に推進し、40年後には1957年度現在の人工林14万haを113万haまで拡大することを計画し、そのために作業過程を単純にし、皆伐面積の割合を18%から40%まで拡大するとしたこと、などである。

造林事業では低位過熟の天然林の改良を重点として積極的に人工林を拡大し森林の生産力を増強することをめざし、製品事業では長期の生産体制を確立するとともにその生産目標は総収穫量の35%、用材生産量の40%としている。林道事業では森林開発に主眼をおき(経済林道)、新設する経済林道は自動車道を原則としている。販売事業では用材の70%を調整材とし、これを随契または指名入札によって販売することとし、30%は流用材として競争入札によって販売することとしている。

このように生産力増強計画は国有林がおこなうすべての事業に対して合理化の方針をたてており、まさに全面的な合理化案であることができ、こうした方針が沙流国有林にも貫徹したのである。ちなみに計画期間は1958年度を初年度とした40カ年計画であり、特に当初の5カ年は経営体制の整備期間としてこの間に集中的に経営体制を整備することがめざされた。また経営計画は北海道では1957年度中に、内地府県では1958年度中に生産力増強計画の方針にもとづいて新たに編成される方針であった。

かくて北海道国有林では生産力増強計画の実施によって風倒木の整理がほぼ終了した1958年度以降も伐採量が減少することなく、8,000千<sup>3</sup>m<sup>3</sup>水準が維持され、機械化・合理化の過程が風倒木の整理過程に引き続いて進行したのである。なお「組織の改善強化」の一環として沙流国有林では日高営林署が1960年に新設され、日高事業区を管理経営することになった<sup>2)</sup>。

## ② 経営計画の編成

まずこの期間に編成された経営計画をみると第99表の通りである。第

第99表 経営計画の推移(日高経営計画区)

	調査年度	実行期間
第1次経営計画	1957年度	1958~1960年度
第2次経営計画	1959, 60年度	1961~1965年度
第3次経営計画	1964, 65年度	1966~1969年度
第1次地域施業計画	1969年度	1970年度
第2次地域施業計画	1970年度	1971, 72年度

札幌営林局計画課調べ

1次経営計画は生産力増強計画にもとづいて編成され、第2次経営計画は生産力増強計画をさらに押しすすめた木材増産計画にもとづき、第3次経営計画は皆伐一斉造林方式の反省のうえに採用されたといわれる「札幌漸伐」方式を採り入れて編成された。そして1969年には国有林野経営規程がふたたび改正されて経営計画は地域施業計画と改められた。

第100表 日高, 振内事業区の施業仕組

(ha)

	日高事業区					振内事業区						
	計	第1種		第2種		除地	計	第1種		第2種		除地
		択用	その他	択用	皆用			択用	その他	択用	皆用	
第1次経営計画	50,792	3,706	14,904	17,834	8,895	5,453	41,927	1,552	11,482	6,731	20,069	2,093
第2次経営計画	50,890	8,467	8,674	18,770	11,078	3,901	41,912	5,968	4,681	15,550	14,055	0
	計	第1種		第2種	部分林	除地	計	第1種		第2種	部分林	除地
		漸用	その他	漸用				漸用	その他	皆用		
第3次経営計画	50,890	10,461	9,198	27,425	0	3,810	41,900	8,771	3,886	27,761	0	1,482
	計	第1種		第2種		除地	計	第1種		第2種		除地
		I 択用	その他	II 皆用	II 択用			I 択用	その他	II 皆用	II 択用	
第2次地域施業計画	50,670	8,159	9,606	0	28,439	4,466	42,041	7,040	3,915	7,897	21,156	2,033

『札幌営林局事業統計書』

第101表 日高, 振内事業区の標準伐採量と更新量

	日高事業区					振内事業区				
	標準伐採量			標準更新量		標準伐採量			標準更新量	
	計	針葉樹	広葉樹	新植	その他	計	針葉樹	広葉樹	新植	その他
	(千m <sup>3</sup> )	(千m <sup>3</sup> )	(千m <sup>3</sup> )	(ha)	(ha)	(千m <sup>3</sup> )	(千m <sup>3</sup> )	(千m <sup>3</sup> )	(ha)	(ha)
第1次経営計画	84	54	30	231	966	59	26	33	213	325
第2次経営計画	100	70	30	267	2,016	78	83	45	298	758
第3次経営計画	135	106	29	386	896	105	56	48	213	507
第2次地域施業計画	77	53	24	124	1,077	91	34	57	173	1,079

『札幌営林局事業統計書』

これらの計画の内容を知るために施業仕組の推移をみると次の諸点が指摘しうる(第100表, 第101表)。

(1) 第1次経営計画の立案過程で従来の経営区は統合再編成され, 沙流国有林は日高事業区, 振内事業区となり, これらは日高経営計画区のなかに位置付けられた。

(2) 第1次経営計画では皆伐作業が積極的に取り入れられ(林地面積の31%), 標準伐採量が増大し新植面積が急増していること。

(3) 第1次経営計画では施業方法を指定していなかった「その他」の林地(例えば制限林地)が第2次経営計画では択用施業団に組み入れられ, 標準伐採量が増大していること(林道新設の結果「その他」の林地が施業対象地になった)。

(4) 第3次経営計画では全面的に漸伐方式が採用されて標準伐採量が急増する一方(振内事業区では皆伐作業が主としてとられている), 新植面積は減少していること。

(5) 第2次地域施業計画ではこれまでの動向に反し択伐作業がふたたび大幅に採用されて標準伐採量が減少し, 標準更新量のなかの「その他」の項が急増していること(いわゆる天然更新補助作業の導入である)。

第102表 沙流国有林の林相別面積 (ha)

	計	人工林	天然林	無立木地	その他	(人工林率)
1958年度	92,719	1,576	82,854	743	7,546	(2%)
1960年度	92,802	1,893	83,601	1,749	5,559	(2%)
1966年度	92,794	3,980	82,578	884	5,292	(4%)
1970年度	92,711	6,674	78,696	933	6,408	(7%)

『札幌管営林局事業統計書』

従って標準伐採量が最大であったのは第3次経営計画のときであり、いわゆる増伐が生産力増強計画以降の林道投資による生産基盤の充実を前提として、皆伐方式の採用、「択用施業団」への組み入れ、漸伐方式の採用という作業法の変化のなかで林種転換＝林力増強をめざしつつ実行されたのである。それ故この間に沙流国有林の森林構成は変化せざるをえなかった(第102表)。つまり人工林の増加であり、天然林蓄積の減少としてである。

③ 諸事業

イ. 森林伐採量

この間の森林伐採量をみると第103表の通りである。この表から次の諸点がわかる。

(1) 1958年度以降の伐採量は風倒木の整理過程のそれを維持しただけでなくさらに増大し、1967年度頃まで増大傾向にあったこと<sup>3)</sup>。しかし1968年度以降は急激に伐採量が減少しており、資源的に増伐が不可能になりはじめている。なお1954年の15号台風による風倒木は1958年度までに整理を終えているが、同年にふたたび22号台風による風倒木が発生したため、

第103表 日高、振内事業区の伐採量 (1,000 m<sup>3</sup>)

		計	立木処分	素材生産
1952・54年度平均		143	101	42
1956年度		213	172	42
1958年度	日高事業区	134	115	19
	振内事業区	60	50	10
	計	194	165	29
1960年度	日高事業区	130	112	18
	振内事業区	98	72	26
	計	228	184	44
1962年度	日高事業区	195	171	24
	振内事業区	170	125	45
	計	365	296	69
1964年度	日高事業区	182	159	23
	振内事業区	87	68	19
	計	269	227	42
1966年度	日高事業区	198	166	32
	振内事業区	145	104	41
	計	343	270	72
1968年度	日高事業区	153	111	42
	振内事業区	133	108	25
	計	286	219	67
1970年度	日高事業区	135	93	42
	振内事業区	127	98	29
	計	262	191	71

『札幌管営林局事業統計書』

1955年度から1961年度にかけての伐採は主として風倒木を対象としていたことになる。

(2) 増伐は主として立木処分を増大させることにより実現しており、相対的に製品生産事業量の比率がおちていること(1958年度から1964年度の比率は15~20%である)。

(3) 表には示さなかったが、伐採は用材生産を目的としており、増伐過程で広葉樹の比率が以前に比しておちている(20~25%)。すなわち針葉樹が生育している、これまで開発されていなかった奥地林がこの間集中的に伐採されたわけである。

こうして沙流国有林は全道的にみても相対的に遅くまで増伐方針が維持され<sup>3)</sup>大面積の皆伐がおこなわれたが、結果的にみて生産力増強計画による増伐方針が10カ年、風倒木の整理期を入れても10数年間しか続かなかったことに別の意味で注目したい。

#### ロ. 販売方針

まず制度的な側面をみると経営合理化の一環として販売事業の合理化の方途が1957年度中に集中的に検討された<sup>4)</sup>。そのなかで「北海道国有林の経営方針」の販売事業の項や「北海道国有林の産物販売方策」(1958年3月)が作成され方針が具体化された。これらによれば国有林産物の販売を通じ「産業構造の安定高度化」、「流通秩序の確立」、「資源利用の高度化」をはかることがめざされ、国有林は「自由市場に対し無計画に追随することなく、流通経済の安定と発展のために合理的な市場の指導調整を行う」ものとされた。そのために調整材(伐採量の70%)は木材需要の比率により用途別に、つまり産業別に配分することにし、製材および木工資材は営林局単位で供給し、パルプ・合板・坑木用材は全道一円の調整計画にもとづき各営林局別に供給量を決定することになった。

しかし地元工場に対する随意契約による販売は営林局毎の基準でおこなわれていたので、販売事業の合理化のうえにも全国的な統一基準が必要となり、1960年1月には「地元工場に対する個別配材基準について」という通達が、続いて1961年4月には「国有林材の販売方法別販売総量ならびに需要部門別販売数量の決定方法について」という重要な通達が林野庁長官からだされるに至った。前者の通達では地元工場に対する随契による配材数量の決定には個別企業の企業努力が反映される方式を採用することとし、後者の通達では販売方法別販売総量を決める場合、その因子として地元工場の損益分岐点を利用し、需要部門別販売総量を決めるときには部門別の付加価格比率や資本効率を因子として利用するものとした。つまり販売方針の合理化を通じて地元工場の近代化・企業化をせまるとともに付加価格比率の高い大企業に有利な方式が採用されたのである。従ってこれらの通達に示される販売方針の合理化は「近代的な経営指標を用いつつ地場の木材関連産業とくに中小製材業のスクラップアンドビルドを目論む」<sup>5)</sup>ものといえる。

こうした販売方針の合理化の方向はその後も追及され、1963年3月の通達「国有林の販売方法別販売総量ならびに需要部門別販売数量の決定方法及び地元工場に対する個別配材基準について」では「零細企業を配材基準の適用対象から除外し、協同組合の代表による契約の方法

第104表 日高、振内営林署の販売方法別立木、素材別販売量

		立 木 販 売				素 材 販 売			
		計 (m <sup>3</sup> )	一般入札 (%)	指名入札 (%)	随 契 (%)	計 (m <sup>3</sup> )	一般入札 (%)	指名入札 (%)	随 契 (%)
1960年度	振内営林署	71,749		35	65	21,660	19	48	33
	日高営林署	111,670			100	5,991	9	43	48
1962年度	振内営林署	125,298	3	53	44	16,102	24	30	46
	日高営林署	171,135		47	53	12,369	24	32	44
1964年度	振内営林署	68,349		39	61	12,376	23	50	27
	日高営林署	158,928	2	43	55	15,715	15	53	32
1966年度	振内営林署	103,834		26	74	15,564	34	40	26
	日高営林署	166,106	4	40	56	25,644	28	39	33
1968年度	振内営林署	108,376	8	36	56	24,474	50	21	29
	日高営林署	110,728		40	60	32,830	36	30	34
1370年度	振内営林署	97,910		13	87	21,354	38	20	42
	日高営林署	92,908		42	58	32,200	40	21	39

『札幌営林局事業統計書』

を活用するとともに、企業合同、工場合併をおこなった工場に対しては配材量の面から優遇措置をとった<sup>6)</sup>。また1964年5月の通達「昭和39年度国有林産物の販売について」では、「共同買受けの積極的活用をはかることとし、企業合同、工場合併の促進のために、それを完了した工場に販売量の増加を3カ年以内の範囲で認めた<sup>7)</sup>」のである。そして1965年1月の通達「協同組合に対し地元工場用資材を販売することについて」では地元工場が組織する事業協同組合に対し随契による販売ができることとし、協同組合による買入れがおこなわれた際には随契による配材量を増量することができるとしたのである。

こうして国有林の販売方針は国有林の木材関連産業に対する市場政策として機能するのであるが、この間の沙流国有林の販売状況をみる第104表の通りである。表にみるように販売量では立木形態が圧倒的に多いこと、素材販売では一般入札がある程度の比率を占めるものの立木販売では随契・指名入札が多いのである。そしてこうした傾向に余り変化がこの間にないことも同時に指摘されねばならない。

さらに立木販売の実態をみるために1963年度と1965年度の状況をみると第105表の通りである。販売方法をみるとパルプ資本への販売では指名入札の比率が高く、一般製材工場やチップ工場への販売では随契が多いことがわかる。しかしこの表にはより重要な事実が示されている。それは振内営林署の立木販売では製材工場への販売量の比率がパルプ資本へのそれよりも高く(1963年度50%, 1965年度52%)、地場資本に立木販売が一定量おこなわれていることである。しかし日高営林署ではパルプ資本5社、つまり王子・十条・北日本・大昭和・国策へ

第105表 日高, 振内営林署の業種別, 方法別立木販売量

		1963年度					1965年度				
		会社数	立木販売量 (m <sup>3</sup> )	一般札 入 (%)	指名札 入 (%)	随契 (%)	会社数	立木販売量 (m <sup>3</sup> )	一般札 入 (%)	指名札 入 (%)	随契 (%)
日高 営林署	パルプ会社	5	137,867		68	32	5	112,786		61	39
	チップ工場	2	11,784			100	7	14,693	19	1	80
	製材工場	6	25,737	6	17	77	11	57,548	3	7	90
	その他	?	4,626			100	?	2,844			100
	計	?	180,014	1	54	45	?	187,871	4	37	59
振内 営林署	パルプ会社	4	27,760		75	25	5	25,593			100
	合板工場	1	4,100		44	56	1	4,080			100
	製材工場	10	46,038	9	33	58	11	46,296	19	34	47
	その他	?	13,540			100	?	12,453			100
	計	?	91,438	5	4	54	?	88,422	10	18	72

日高, 振内営林署調べ

の立木売払比率は1963年度では77%, 1965年度では60%となっており, 製材工場への売払い比率が極端に低くなっていることである。換言すれば日高営林署はパルプ資本各社への原木供給地として立ち現われているとすることができるのである。しかし以前とは異なり, 王子製紙一社へのそれとしてではなく, パルプ資本各社への原木供給地としてである<sup>8)</sup>。従ってここでは資源状況に比して製材工場への立木販売量が極端に少なく, 地元製材工場はパルプ資本の造材下請業者として組みこまれることになった。

#### 八. 製品生産事業

さきに生産力増強計画は国有林野事業の合理化・機械化をめざしたとしたが, この方針はとりわけ製品生産事業に貫徹された。つまり「北海道国有林の経営方針」では「恒久的な事業対象地である製品事業林」を設定し, 「製品事業の実行にあたっては労働生産性の向上を第一義」におくとした。そして1959年に制定された製品事業合理化要綱ではこの方針がさらに具体化され, 生産工程の改良をはかるために「人力, 畜力を主体とする作業を機械を主体とする作業に切替え非能率的な機械を能率的な機械に切りかえる。(イ) 造材はチェーンソー造材を主体とする。(ロ) 集運材は集材機, トラクター, トラック運材を主体とするとともに, 作業工程減少につとめる。(ハ) 積込, 巻立は機械積込, 機械巻立を主体とする」とした。かくて製品生産事業ではこれ以降合理化・機械化が進み, 事業の実行形態が改編されるとともに労働組織も再編された。

この過程を沙流国有林についてみれば, まず事業組織の変化がある。1955年当時の日高伐木事業所, 振内輸送事業所という組織は改編されて1960年には千栄および糠平製品事業所, 振内および日高貯木場が設置された<sup>9)</sup>。

製品生産量のこの間の推移をみると第106表の通りである。表からわかるように生産量は生産力増強計画路線がいわば定着した1960年度と作業員の常用化が進んだ1968年度を境に増加している。そのなかで事業の実行形態の改編が進んだが、その過程を振内および日高営林署にそくしてみると、振内事業区ではこれまで製品生産事業はおこなわれておらず、木材は全て立

第106表 振内、日高営林署の製品生産量 (m<sup>3</sup>)

	計	振内営林署	日高営林署
1956年度	25,715		
1958年度	17,253		
1960年度	30,829	23,451	7,378
1962年度	33,012	15,501	17,511
1964年度	31,859	12,958	18,901
1966年度	40,702	15,480	25,322
1968年度	54,695	23,537	31,158
1970年度	54,443	22,695	31,748

『札幌営林局事業統計書』

木形態で処分されてきた。1958年度に生産力増強計画の方針をうけてはじめて製品生産事業が実行された。その形態は「伐木造材、製薪作業を直営作業とし、次工程以下を請負で実行した」<sup>10)</sup>のである。しかしこの形態は数年もたわずに改編されて「山元事業を請負付託とし輸送事業のみを直営で実行する」<sup>11)</sup>形態に変化した。つまり素材のトラック輸送のみを直営で実施し、伐木・造材・造材集材の各過程は請負事業によるとしたのである。その後、後者の形態が定着したので、振内営林署の製品生産事業の機械化は主として請負業者の機械化の程度に依存することになった<sup>12)</sup>。そこでその機械化の進行状況を見ると初発的には営林署が業者に集材機等を貸与して機械化をおすすめたという。従って集材過程に集材機が導入されたのは早かったものの、伐木造材が全てチェーンソー造材に切りかわったのは1962年度であり、全幹集材方式が導入されたのは1964年度であった。またトラクター集材が導入されたのが1962年度というように機械化が相対的に遅れたことに特徴がある。第107表は1968年度の工程をみたものであるが、チェーンソーによる普通造材—一人力木寄—玉びき—集材機集材が当時でもなお一定の比重をもっていたことがわかる。

他方、日高営林署の製品生産事業は風倒木整理の事業を引き続いだ形でおこなわれた。その生産は当初から直営生産団地と請負団地とが別々に設定されたことにみるように直営事業および請負事業としておこなわれたのである(第108表)<sup>13)</sup>。そのなかで機械化が先発的に進んだのはいうまでもなく直営部門であるが、その過程をみると1955年度当時すでに日高事業区にはチェーンソー3台、集材機2台が配置されており、1958年度にはトラクター1台が導入され

第107表 振内営林署の製品生産の功程 (1968年度) (m<sup>3</sup>)

材 積	チェーンソーによる伐木造材	全幹伐倒	全幹造材	人力木寄	玉びき	機械集材	全幹機械集材	全幹トラクター集材	トラック輸送
	16,652	4,983	5,576	15,450	4,666	14,216	1,853	3,129	14,398

振内営林署「製品生産実行簿」

た。1959年度には伐木造材はすべてチェーンソー造材に切りかわり、トラクター集材は1958年度から実行された。1962年度には伐木造材はすべて全幹伐倒一造材方式となり、1964年度には全幹造材—トラクター集材方式が定着をみている。これに対し請負事業では直営部門の機械化に触発されて機械化がすすんだものの、その程度には遅れがあった<sup>4)</sup>。その過程を具体的にみれば直営事業で全幹造材方式が全面的に採用になった1962年度の請負事業ではその方式は依然として普通造材—集材機集材であり、請負事業に全幹造材方式が採用になったのはようやく1966年度のことであった。またトラクター集材の採用も遅れ、それが採用になったのは1964年度であった。第109表は直営・請負別に1968年度の作業工程をみたものであるが、両者の機械化の程度には依然として差があることがわかる。

こうして生産力増強計画以降、製品生産事業では合理化・機械化が進行し、夏山化が進むとともに直営部門では飛躍的に生産性が増大したのである。他方、合理化の過程で低賃金労働力利用のための請負が大量に導入され、直営部門との間にいちじるしい格差が生じた。

第108表 日高営林署の製品生産の実行形態比率 (%)

	計	直 営	請 負
1960年度	100	40	60
1962年度	100	45	55
1964年度	100	43	57
1966年度	?	?	?
1968年度	100	33	67
1970年度	100	48	52

『管内概要』, 日高営林署「昭和50年度製品生産事業概要」

第109表 日高営林署の製品生産の工程 (1968年度)

(m<sup>3</sup>)

	伐木造材	全幹伐倒	全幹造材	人力木寄	機械集材	全幹機械集材	全幹トラクター集材	トラック輸送
直営事業		10,216	10,216			4,127	7,860	6,268
請負事業	10,765	10,254	10,254	10,271	12,515	2,842	7,403	17,319

日高営林署「製品生産実行簿」

## 二. 造林事業

生産力増強計画では造林事業は「低位過熟の天然林の改良を重点として積極的に人工造林を拡大する」ものとして位置付けられた。つまり林種転換をはかるために天然林が大面積に皆伐され、その跡地—裸地に造林地を積極的に仕立てることがめざされた。1959年5月にだされた造林事業合理化要綱では人工造林地の拡大とともに「作業を効率的に進めるために作業の機械化を図るとともに作業の標準化と工程管理」の確立があげられ、これ以降育林事業の合理化が進行した。なおその後の事態の推移からみれば1957年11月の「北海道国有林の経営方針」のなかで「造林事業の請負制度は労務の事情に応じその導入を考える」としていたことは注目に値する。

まず沙流国有林にそくして人工造林地の拡大過程をみれば第110表の通りである。この表

第110表 日高, 振内営林署の樹種別, 年度別人工林面積 (ha)

	日 高 営 林 署				振 内 営 林 署			
	計	カラマツ	トドマツ	その他	計	カラマツ	トドマツ	その他
1954, 55, 56 年度平均	32		32		56	34	22	
1958 年度	115	41	74		113	75	36	2
1960 年度	131	45	86		57	18	49	
1962 年度	170	126	44		362	272	86	4
1964 年度	174	96	78		197	145	43	9
1966 年度	350	37	313		193		178	15
1968 年度	275	7	226	42	203	19	137	47
1970 年度	310	47	210	53	312	43	142	127

札幌営林局「人工林現況表」

から次の諸点が見られる。1958年度以降、とりわけ第2次経営計画が実施された1961年度以降の人工林面積が増大していること<sup>15)</sup>、造林樹種をみれば林種転換の初期にはカラマツが大量に植栽されているものの、先枯れ病の発生にともないトドマツの植栽が増大していることなどである。そして1968年度頃からアカエゾマツが植栽されはじめている<sup>16)</sup>。

次に造林事業の実行形態の推移をみると1958年度までは造林事業は全て直用で実行されていた<sup>17)</sup>。造林事業に請負形態が導入されたのは1959年度であり、富岡の新植地を坂本木材の請負で実行したのがその最初である。それ以降振内営林署では造林事業の拡大を請負形態の広範な導入により実行し(第111表)、1965年度には造林事業の大半は請負に付託し、事業の一部のみを直営で実行する形態となった<sup>18)</sup>。聞き取り調査によれば造林事業の請負には八田鉱業、谷崎木材、五十嵐林業、松原産業、岩倉組などの地元業者があたり、造林事業の請負がはじまった頃は請負単価が安いとか、地元業者が造林請負に習熟していないという事情があったために営林署の造林担当者は非常に苦労したといわれている。また請負業者は主として地元の労働力を雇用して造林請負をおこない、1960年代の中葉までは主として下刈等は手刈によっていた。ブラシュカッターが普及しはじめたのはようやく1960年代の後半のことであった。なお振内営林署では1961年度頃から地拵えは混合契約形態、つまり伐採跡地の上木の処分と地拵えを同時に契約する形態が多くなった。

他方、日高営林署の実行形態をみれば1960年度以降の造林事業は全て請負形態で実行されたといえる。つまり造林作業員が配置されていたのは日高担当区だけであり、それも5, 6

第111表 新植面積と造林作業員延人員 (振内営林署)

	新植面積 (ha)	造林事業の員延 (人)
1960 年度	276	14,357
1962 年度	295	7,657
1964 年度	205	4,818
1966 年度	184	1,658
1968 年度	205	3,554
1970 年度	294	2,851

『札幌営林局事業統計書』

名の定期作業員が配置されていたにすぎず、造林事業の実行は請負によらざるをえなかった。造林請負業者は全て日高営林署から立木の販売を受けており、パルプ資本を除いて営林署から立木販売を受ける全ての業者が造林請負業者として組み入れられている。当時の造林担当者からの聞き取りによれば造林の請負単価が安く、請負事業を希望する者がいないのでむなく立木購入をしている地元木材業者に請負方を依頼したのだといわれている。

こうして沙流国有林では生産力増強計画による林種転換により造林事業が本格化したのであるが、それは請負形態を広範に導入することによっておこなわれたとすることができる。

#### ホ. 林道事業

林業生産の機械化をはかる場合、生産基盤投資としての林道建設が先行しなければならないが、1957年11月にだされた「北海道国有林の経営方針」によれば「新設する経済林道は自動車道を原則」として、「林道網は今後40年間で計画的に拡充整備することとし、林内延長ha当り5mを目標」とした。とくに沙流国有林のようにその森林が未開発林であった時に開発の基本戦略として林道建設が位置付けられ、林道は伐採および造林に先行して布設されるべきものとされた。そして林道を基軸に素材生産過程、造林過程の機械化が進行したのである。

1957年当時の沙流国有林の林道現況は5路線56kmであったが(ha当り林道密度0.6m)<sup>19)</sup>、その後生産力増強計画等にしたがって上記のような位置づけで林道の布設が進行をみた。その状況を示したのが第112表であるが、1971年には両営林署で林道は32路線211kmとなり基本的な幹線林道の建設が達成されたのである。そのなかでとくに重視すべきものとして糠平林道とパンケヌーシ林道の建設がある。すなわち

第112表 日高、振内営林署の自動車道の総延長 (km)

	日高営林署	振内営林署
1959年度	37	38
1961年度	36	50
1963年度	49	67
1965年度	56	70
1967年度	52	86
1969年度	64	109
1971年度	84	126

『札幌営林局事業統計書』

糠平林道とは糠平川上流部に布設された林道をいい、この林道の建設によって歴史上はじめて糠平川上流部の原始林が伐採されたのである。また日高営林署のパンケヌーシ林道は1961年度以降逐次建設されたのであるが、この林道布設によってパンケヌーシが直営生産団地となり、これまで沙流川上流部が王子製紙の立木処分地とされてきた状態を大きく変化させた。なお沙流川最深部のウエンザルにも1960年代中葉に林道が布設されている。

こうして1960年代後半までに沙流国有林の幹線林道が建設されて、沙流国有林の全ての森林が伐採対象とされるに至った。まさにここに戦後段階の生産力水準があり、それは林道の布設によって可能となったわけである<sup>20)</sup>。

#### ヘ. 労働力の変化と作業組織

第113表は振内営林署の事業別作業員延人員の推移をみたものであるが、ここから次のよ

第113表 振内営林署の業種別作業員延人員 (人)

	計	調査	収穫	製品	造林	種苗	林道	治山	その他
1960年度	63,679	2,172	4,078	16,893	14,357	6,494	8,599	3,758	7,328
1962年度	35,273	99	2,798	5,910	7,618	7,180	5,417	1,092	5,159
1964年度	25,312	965	1,386	3,736	4,858	7,720	4,791	646	914
1966年度	15,311	132	1,825	909	1,650	5,239	4,032	103	1,421
1968年度	16,753	96	1,880	813	3,554	4,645	4,390	247	1,128
1970年度	15,597	232	1,804	1,711	2,851	4,672	3,009	111	1,206

『札幌営林局事業統計書』

うな事実がわかる。すなわちこの間に作業員の総延人員が急減していることであり、その傾向は1968年度、69年度にかけて実現した常用化によっても変わらなかった。つまり国有林の総雇用量が急減しているのである。事業別にみれば種苗事業および林道事業の減少の程度は小さいのに対し、製品生産事業および造林事業では急減しており、例えば製品生産の事業延人員は1960年度の16,893人から1968年度の813人と激減している。なお1968年度・69年度にかけて実現した作業員の常用化、そして造林作業員の常用化を可能にするために1969年度から開始された冬山事業によって製品生産事業の延人員が1970年度から増加していることは注目される動きである。

第114表 振内営林署の雇用形態別作業員延人員 (人)

	常用作業員	定期作業員	臨時作業員
1960年度	13,033	6,386	44,260
1962年度	3,587	10,787	20,899
1964年度	3,457	12,113	8,732
1966年度	2,249	8,479	8,583
1968年度	1,931	11,130	3,692
1970年度	8,979	5,671	947

『札幌営林局事業統計書』

次に雇用形態別に延人員の推移をみたのが第114表である。この表から1960年度から1964年度にかけては臨時作業員の比率が、1964年度から1968年度にかけては定期作業員の比率が、そして1970年度以降は常用作業員の比率が高くなっていることがわかる。

つまり全体の雇用量が減少するなかで

臨時作業員⇒定期作業員⇒常用作業員という変化がみられ、雇用が長期化している。1970年度の雇用形態別人頭数をみれば常用作業員35名、定期作業員31名、臨時作業員11名であって、いわば男子作業員の常用化はほぼこの頃までに実現しているのである(定期作業員の大半は種苗事業に従事する女子作業員<sup>21)</sup>。

こうして国有林に雇用される労働力は近代的な労働力として編成されたが、同時にそれは生産過程の合理化とりわけ請負事業の広範な導入をともなっていたことを看過すべきではない。造材請負業者の労働力構成の一例を示すと第115表のとおりである。

次に作業組織の変化過程を日高営林署の製品生産事業を対象としてみることにしよう<sup>22)</sup>。まず指摘しなければならないのは札幌営林局では、従って沙流国有林での製品生産事業では、

伐木造材班などがおかれていたものの、指導員が配置されていたので班長は歴史的に配置されなかったことである<sup>23)</sup>。まずこの事実を確認したうえで作業組織の変化をみると1969年度の冬山事業の実施、そして1970年度のチェンソーの時間規制の実施が一つの画期をなしている。つまり生産力増強計画以降の合理化・機械化によって製品生産事業に従事する作業員数が減少し、職名も変化したのであるが<sup>24)</sup>、1969年度までは基本的には作業員は作業別に組織・配置されていた。しかし1970年度の時間規制の実施によって、作業員を作業別に配置することが不可能となり、職種を流動化させなければならなくなったので、これまでの機械化を前提として作業員を単一の生産組織(セット)に組織することになった。従って職名も生産手として一括されるようになり、作業工程もセットして把握されるようになったのである。

#### ④ 小 括

この期の国有林はこれまでのべてきたように生産力増強計画以降合理化・機械化・請負化が進行し、生産基盤と経営構造が再編されてほぼ1960年代を通じてその資本主義化を達成し、資本主義的林業経営として確立をみたといつてよい。しかし同時に指摘されなければならないのはその過程で深刻な諸矛盾をかかえこんだことである。1・2を指摘すれば第102表にみたように、この間に林種転換が進んだものの、それは沙流国有林の林力増強をもたらず、逆に林力減退をもたらし、結果として第103表にみたように1968年度を画期として森林伐採量は減少しはじめ、その傾向が今後とも続くということである。いわば生産力増強計画においてめざした採取的林業から育成的林業への推転が林種転換という点では実現したものの、林業生産力を高めるといふ点では失敗に終わったとすることができる。さらにもう一点指摘すればこの間にもっとも生産力が高まった製品生産事業の直営部門において白ろう病という深刻な労働災害が発生し、そのために1970年度にはチェンソー使用の時間規制を実施せざるをえなくなり、いわばこれまでの合理化路線・機械化方式を再検討しなければならなくなったことである。

かくて1960年代を通じて国有林は資本主義的な生産力を経営内において実現したものの深刻な矛盾をかかこみ、1970年代に入ると生産力の縮小過程がすすむのである。

#### 注

- 1) 経営合理化室からだされた一連の合理化関係の資料は林野庁『国有林経営合理化資料第1部、第2部』(1962年8月)によって知ることができる。
- 2) 日高経営計画区「第2次経営計画書」によれば1事業区1営林署ということで日高営林署の新設が「第1次経営計画書」で予定されていた。
- 3) 全道的には1960年度以降国有林の伐採量が減少しはじめている。

第115表 造材請負業者の雇用期間別作業員数  
(1969年度) (人)

	計	4ヵ月以下	5・6ヵ月	7・8ヵ月	12ヵ月
坂本木材	109	36	10	55	8
谷崎木材	64	4	51	0	9

札幌営林局作業課資料より

- 4) 販売関係の資料は前掲の『国有林合理化資料, 第2部』を参考のこと。
- 5), 6), 7) 前掲「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」, 58頁。なおこの項の執筆には同論文を特に参考にした。
- 8) 王子製紙以外の各社が沙流国有林で立木売払をうけるようになったのは風倒以降であり, そのなかで北日本が最も早く(1959年4月), 国策, 大昭和, 十条が立木売払をうけたのは1961, 62年の頃である。もっともそれ以前に北日本や国策は製材工場を通じての素材集荷をおこなっていた。
- 9) この組織の変化は林野庁訓令「事業所及び担当区事務所の設置基準に関する訓令」(1958年8月)による。
- 10) 水野裕次「林力増強計画に伴なう製品生産事業の収益性と今後の諸問題」(札幌営林局『第3回製品生産事業研究発表会報告集』, 1961年3月), 182頁。
- 11) 振内営林署『管内概要』(1963年6月), 20頁。
- 12) 請負業者の推移は1958年度一寺尾木材(集材のみ), 1959, 1960年度一坂本木材(伐木・集材), 1961年度一林機興(伐木・集材)であり, 1964年度以降は継続して谷崎木材(伐木・集材)が請負った。
- 13) 木材の輸送事業は当初から請負事業であった。
- 14) 請負事業は継続して坂本木材が請負った。
- 15) 1958年度から1961年度にかけては風倒木整理跡地の造林が主体であり, 1962年度頃からいわゆる林種転換造林が主体になった。
- 16) 第110表には示さなかったが, 振内営林署は札幌営林局の外国樹種の試植林に指定されたので, 1967年度, 1968年度には外国樹種, 例えばヨーロッパアカマツ・ストロブマツ・パンクシャマツなどの樹種が植栽されている。
- 17) 1955年度の『管内概要』によれば, 造林の作業員は定期23人, 月雇38人, 日雇415人であり, 直営といっても日雇形態の労働力に依存していた。
- 18) 振内, ニセウ, 荷負担当区管内のみが直営で実行した。
- 19) つまり鹿鳴林道, シキシャナイ林道, 三岡林道, チロロ林道, 宿主別林道であり, これらは1950年代の後半までに建設されていた。
- 20) この間の沙流川筋の交通条件の変化を略記すると, 国鉄富内線の振内一日高間の工事は1959年に着工し, 1964年に完成=開通をみている。また日高と十勝を結ぶ日勝道路は1955年に着工し, 1965年に開通をみた。なお北電岩知志発電所は1956年に着工し, 1958年に完成した。
- 21) 機械要員を中心とした定員内くり入れが, 1965年度以降進んでいる。
- 22) この項は九州国有林の労働力と作業組織の変化を分析した林業経営研究所研究報告『林業労働組織に関する研究(I)』(林野庁, 1968年12月)を参照して記述した。
- 23) 造林事業には班長がおかれていた。
- 24) 日高営林署の職名の変化は1963年頃までは伐木造材手, 木寄手, 機械集材手であり, 1964年頃からそれが伐木造材手, 集運材手となり, 1970年から生産手となった。また1962年度には全幹集材方式が導入され, トラクター集材が定着しはじめ, 作業過程は伐木1名, トラクター運転手1名, 荷かけ1名, 荷おろし1名, 玉切り1名という構成になったものの, 伐木する者と集材する者との分業体制は強く残った。

## (2) 町 有 林

この期の町有林は従前と同様に町村の基本財産として位置づけられながらもその土地利用は林業的利用に純化し, いわば森林経営として管理経営がなされるに至ったことに特徴がある。そして林種転換がすすみ, 人工造林地が集積されたのである。ここではその過程を門別町有林を対象にみてゆくことにしよう。

まず門別町有林を対象に編成された経営計画, 森林施業計画をみることからはじめよう。

第116表はその一覧であるが、1955年度の経営案が門別町有林全体を対象に編成された最初のものであり<sup>1)</sup>、同年度に編成された日高地区の森林区施業計画の編成業務の一環として経営案が立案された<sup>2)</sup>。

その後、森林区施業計画が改訂されるたびに門別町有林の経営計画も改訂されていくが、1968年度の森林法一部改正にともない森林施業計画制度が創設されたので、1969年度には門別町有林森林施業計画が編成された。

次にこうした経営案、施業計画が指定した施業仕組みの推移をみたのが第117表である。これによれば、1955年度編成の経営案ではそれまでの土地利用を前提として牧野樹林が408ha区画されており、択伐用材作業級が主体となっていること、1960年度編成の経営計画では牧野樹林がなくなり、皆伐用材作業級・皆伐薪炭材作業級が増加して町有林の林種転換が積極的にめざされたことがわかる。そして1964年度編成の経営計画では皆伐用材作業級と択伐用材作業級が主体となっている。

第116表 門別町有林の経営計画

	編成年度	実行期間
経営案	1955年度	1956年度～1960年度
経営計画	1960年度	1961年度～1964年度
経営計画	1964年度	1965年度～1969年度
森林施業計画	1969年度	1969年度～1974年度

門別町調べ

第117表 門別町有林の施業仕組み

(ha)

編成年度	皆伐用材 作業級	択伐用材 作業級	皆伐薪炭材 作業級	択伐薪炭材 作業級	牧野樹林	施業 制限地	利 困難地	計
1955年度	689	1,577	282		408	520		3,476
1960年度	1,013	1,176	1,231			386	22	3,828
1964年度	2,042	1,264		159		395		3,860
1969年度	1,160	1,267	815			291	14	3,540

門別町調べ

こうして門別町有林では1960年度頃から経営方針として意識的に林種転換がめざされたのであるが、当時の町有林の構成をみれば天然林3,138ha、人工林372ha、未立木地320haであり、天然林のha当り蓄積は83m<sup>3</sup>であった。そして未立木地への人工植栽、林種転換の実行によってこの間に町有林の森林構成が変化しているが、その過程をみたのが第118表である。ここから1960年度から1969年度にかけて天然林の林種転換が急速にすすむとともに未立木地への人工植栽がすすんだことがわかる<sup>3)</sup>。

次に管理経営の体制と事業の実行形態をみると1955年度当初から町有林の管理経営のために職員が2名配置されており、その下に町有林の団地毎に16名の森林監視員が配置されていた。事業の実行形態をみると伐採は全て立木処分であり、主として町内の地元業者に販売していた<sup>4)</sup>。造林は直営で実施し、造林班として4班がもうけられていた<sup>5)</sup>。しかし1971年度頃から森林組合への請負がふえはじめている。ここで町有林の植伐実績をみれば第119表の通り

である。伐採量は年度によって異なるが、一年度に6千m<sup>3</sup>から12千m<sup>3</sup>の伐採が<sup>6)</sup>、造林は30haから60haの範囲でおこなわれた。なお1970年度から森林開発公団による分収造林がおこなわれていることは注目される。

第120表は門別町有林の収支状況をみたものである。収入は主として立木売却代と補助金から、支出は造林費と職員の人件費を含む管理費から構成されている。ここでとくに注目すべきなのは町有林の収支がこの間に大幅な黒字傾向を示していることであり、1961年度から1964年度では一年度平均19,070千円、1965年度から1969年

度では16,688千円、1970年度から1974年度では45,625千円の黒字をだしている。つまり門別町有林では林種転換をおこなうことにより町有林を充実させるとともに、黒字分を町の一般会計にくり入れることによって町の基本財産としてこの間に実質的に機能したのである。どのような理由がこうしたことを可能たらしめたかについては充分明らかではないが、少なくとも林種転換がはじまる段階での町有林の資源構成が相対的に良好であったこと、町有林が里山に位置しているため林道投資等の生産基盤投資を省くことができたこと、また地元労働者を使うことによって相対的に安あがりに造林事業ができたことが主要な理由であるとみてよいだろう<sup>7)</sup>。

以上、この間の門別町有林の展開過程をみてきたが、平取町有林の展開もほぼ同様な過程

第118表 門別町有林の森林構成の変化 (ha)

		1960年度	1964年度	1969年度
制限林	人工林	13	8	8
	天然林	366	378	273
	無立木地	8	8	7
	更新困難地			1
普通林	人工林	359	511	781
	天然林	2,772	2,608	2,425
	無立木地	312	342	36
	更新困難地		3	14
合計	人工林	372	519	789
	天然林	3,138	2,986	2,698
	無立木地	320	350	43
	更新困難地		3	15
人工林率		9%	13%	22%

門別町調べ

第119表 門別町有林の植伐実績

		1961年度～ 1964年度合計	1965年度～ 1969年度合計	1970年度～ 1974年度合計
伐採量	用材 (m <sup>3</sup> )	8,565	8,214	37,050
	薪炭材 (m <sup>3</sup> )	38,181	22,361	24,857
	計 (m <sup>3</sup> )	46,746	30,575	61,907
人工植栽	植栽 (ha)	200	298	183
	補植 (ha)	210	139	203
	刈 (ha)	1,442	2,794	2,269
林道新設 (m)		1,780		

門別町調べ

第120表 門別町有林の収支状況

(千円)

		1961年度～ 1964年度合計	1965年度～ 1969年度合計	1970年度～ 1974年度合計
収 入	立木売払代	103,782	109,483	274,635
	製品売払代		8,747	
	造林補助金	8,475	15,513	26,064
	借入金	3,200	19,600	21,900
	計	115,457	153,343	322,599
支 出	林野整備償還費	9,046		
	造林費	18,486	50,188	61,632
	搬出施設費	4,897		
	林産物生産費		2,421	
	管理費	6,745	17,292	32,839
	(うち人件費)	(3,681)	(6,829)	(14,333)
	計	39,174	69,901	94,471
収入超過額		76,283	83,442	228,128

門別町調べ

を経たということができる。以下では平取町有林について特記すべき事項についてふれるにとどめる。まず指摘されねばならないのは平取町の場合、町有地を対象とした牧野利用が門別町に比して遅くまで残ったことである。例えば平取町の1955年度の町有地面積は3,682町歩であったが、そのうち林業用地として利用されたのは2,030町歩であり<sup>8)</sup>、残りの1,652町歩は町有牧野として管理利用されていた。その後牧野が1960年度、1970年度にそれぞれ約500町歩ずつ林地＝町有林に編入され、林業用地としての町有林面積は増加したが(第121表)、1970年度においても町有牧野は563町歩存在しており、牧野は牧野特別会計のもとで直轄管理されていたのである<sup>9)</sup>。

第121表 平取町有林面積 (ha)

	面積	備考(牧野面積)
1955年度	2,030	1,652
1960年度	2,413	1,040
1965年度	2,634	不明
1970年度	3,034	563

平取町調べ

第122表 平取町有林の施業仕組み

(ha)

	計	普通林		制限林		
		皆伐用材 作業級	択伐用材 作業級	皆伐用材 作業級	択伐用材 作業級	択伐薪炭材 作業級
1955年度	2,018	436	756		320	506
1960年度	2,412	918	527	482	485	
1965年度	2,463	969	586	103	921	
1970年度	3,042	1,396	533	204	909	

平取町調べ

もう一つの点は平取町の場合、門別町に比して造林事業がより積極的であり、林種転換を開始した時期も若干早いということである(第122表)。どうということからこういうことが生じたかは明らかではないが、このことは町有林の経営のあり方が地方自治体の姿勢と位置づけに一面では依存するというを示している。

## 注

- 1) この経営案は1954年8月の北海道規則第108号「北海道市町村有林経営案編成事業補助規則」とそのなかにある市町村有林経営案編成要項にもとづいて編成されている。建前としては町村が経営案を編成し、これを道庁が指導・援助するという形になっていた。
- 2) 戦後の公有林経営計画の編成の推移については森林計画研究会編『森林計画の実務』(地球社, 1977年)の310頁参照のこと。
- 3) 1955年度当時の人工造林は以前の伐採跡地を含めた未立木地へ植栽しており、拡大造林が本格的にはじまったのは1963年頃からである。
- 4) 入札は地元業者の指名入札であり、当初は薪炭業者が多かった。
- 5) 造林班がもうけられたのは拡大造林が本格化した1963年度からである。
- 6) 販売はすべて立木処分でおこなわれたが、1960年度頃までは薪炭材は薪炭材として処分され、1965年度頃からは薪炭材はチップ材として処分されるようになった。なお、処分された薪炭材がチップ材として実質的に利用されるようになったのは1960年以降のことである。
- 7) 1974年度からは赤字に転落し、こうした傾向は当分続くといわれている。
- 8) この土地を対象にして1955年に平取町有林経営案が編成されている。
- 9) 563haの町有牧野は草地300haと混牧林263haからなっており、現在は1974年に設立された畜産公社に委託管理させている。

## (3) 大規模私有林

## ① 大規模所有者の特徴

この期の私有林の特徴は育林生産が活発化し、いわゆる林種転換が本格的にすすんだことにある。とりわけ大規模所有者層では人工造林地の集積がすすみ、人工造林に基盤をおく森林経営として経営がおこなわれはじめたといつてよい。ここではその展開過程をみるわけであるが、まず1970年時点における大規模所有者の構成上の特徴<sup>1)</sup>をみることにする。

第123表 平取町の大規模森林所有者の構成(1970年)

		員 数	合 計 面 積 (ha)	在 村 者 所 有 面 積 (ha)	不 在 村 者 所 有 面 積 (ha)
会 社		4	7,000		7,000
個 人	木 材 関 係	10	2,175	1,148	1,027
	農 業	7	926	926	
	そ の 他	5	2,174	1,131	1,043
合 計		26	12,275	3,205	9,070

第123表は平取町の大規模所有者（所有規模100ha以上）の構成をみたものであるが、ここからいくつかの特徴を指摘しうるだろう。

(1) かれの所有する森林面積の合計が平取町の私有林面積19,517haの63%を占めていること。

(2) そのなかで三井物産等の会社所有<sup>2)</sup>によるものが最も面積が多く、ついで木材業に係る個人（木材業、製材業等<sup>3)</sup>と「その他」個人が同面積所有しており、農業つまり農家で森林を100ha以上所有しているものが7戸いること。

(3) 在村者、不在村者別でみれば会社所有はすべて不在村者であり、不在村者の所有にかかわる森林の占める比率がかなり高くなっており、とくに会社所有の森林は平取町森林組合に加入しておらず、後述の森林組合事業基盤を狭くしている。

こうして大規模かつ不在村者優位の構成となっていることに特徴があるが、会社所有のなかみをみれば三井物産とパルプ会社の所有であり、この会社所有と「木材関係」個人の所有状況からして、平取町の大規模所有者層は主として沙流川流域の木材生産に関係したものであるとすることができる。

## ② 森林経営の展開

ここでは先にのべた会社所有、「木材関係」個人、「その他」個人からそれぞれ典型をなすと思われる事例を1事例ずつとりだしてその展開過程をみることにする。

### イ. 三井物産社有林<sup>4)</sup>

さきにV-1-(3)の項でみたように、三井物産社有林では1955年に造林10カ年計画が樹立され、同年から本格的に林種転換、人工造林事業に取り組んだ。その事業がはじまる前年の1954年当時の沙流山林の状態は人工造林地が102haしかなく（人工林率2%）、その大半が2次林からなる天然林であった。それが20年後の1975年には第124表にみるように人工造林地2,170ha、人工林率37%の森林に転換したわけである。平均でも毎年100haの林地が新植された計算となり、意欲的にこの間に林種転換が進められたことがわかる。

この過程をさらに詳しくみるために作成したのが第125表である。植伐動向からして1955年頃から林種転換造林がおこなわれたこと、1960年から1964年にかけて最も積極的に人工造林がおこなわれたこと<sup>5)</sup>、そして1965年以降下刈等の保育面積が増大したので新植面積がおさえられるとともに1970年から人工林間伐がおこなわれ、徐々に造林作業の重点が保育作業におかれはじめたことがわかる。さらに事業費的にみれば沙流山林の場合、立木木代金だけでは造林事業費をまかなうことはできなかったものの、その差は1960～1964年の時期を除いて多

第124表 三井物産沙流山林の森林構成(1975年)  
(ha)

	計	人工林	天然林	除地
面積 (ha)	5,798	2,170	3,094	533
蓄積 (m <sup>3</sup> )	242,388	57,488	184,900	
ha当り蓄積 (m <sup>3</sup> )	41	26	59	

三井物産調べ

第125表 三井物産沙流山林の事業内容

	1955年度～ 1959年度合計	1960年度～ 1964年度合計	1965年度～ 1969年度合計	1970年度～ 1974年度合計
立木伐採量 (m <sup>3</sup> )	47,800	37,079	38,586	30,651
立木木代金 a (千円)	19,672	33,225	45,986	54,103
間伐量 (m <sup>3</sup> )				4,118
間伐収入 b (千円)				15,914
新植面積 (ha)	493	772	369	423
造林作業費 c (千円)	27,950	69,104	61,864	78,143
(a+b)-c (千円)	△ 8,278	△ 35,879	△ 15,874	△ 8,126

三井物産調べ

額のものではなく、造林補助金と農林漁業資金の一部を導入すれば造林事業費を充分まかなうことができたという<sup>6)</sup>。

ところで三井物産社有林の場合、この間の事業の実行形態に大きな特徴がある。聞き取り調査によれば数業者からなる専属下請業者に立木を一手に販売するとともにかれらに造林事業を請負させた。従って下請業者は割り当てられた林分を伐採した後、同一箇所に植林しかつ下刈をおこなった。すなわち伐採と造林は同一業者によっておこなわれ、伐採を丁寧におこなえばそれだけ地拵え作業を省くことができたのである。そして下請業者は三井物産社有林から処分された立木を木材市況をみてそれぞれの用途に生産加工をおこなったが、1960年代の初頭までは木炭生産が基底として存在し、ナラの通直なものは一般用材として利用し、残りは製炭原木として利用した。いわゆる雑木がパルプ材、チップ材として利用されるようになったのは1960年代の中葉からである。こうして三井物産社有林の場合、下請業者を造林請負業者として再編することにより造林事業を実行したが<sup>7)</sup>、1974年には6名からなる直営の労務班を作り、間伐を中心として事業の一部を直営で実行するようになった。

かくて三井物産社有林ではこの間の造林地の造成によって林種転換のめどがたち、造林事業も保育作業に重点がおかれはじめ、法正林型を1995年までに作るという目標が達成される現実的な基盤ができたとすることができ<sup>8)</sup>。三井物産では森林の評価は簿価と現時点での評価額との差、つまり含み資産の大小によっておこなうのであるが、この間の人工林の造成によって含み資産としての森林の価値が上昇し、社有資産としての社有林の価値は増大したのである。

#### ロ. 奥野幸一の森林経営

奥野は現在有限会社奥野林業の代表取締役をしているが、個人名義で平取町を中心に第126表にみるような森林を所有し、単独で森林施業計画を作り、製材業経営のかたわら森林経営をおこなっている。

聞き取り調査によれば奥野は祖父の代に平取町に農民として入植している(1900年頃)。その後父の代の時農業をいとなみながら製炭業をはじめ(1932年頃)、戦時体制期に国有林から薪炭原木の払い下げを受けその事業規模を拡大させた(造材業もあわせいとなむ)。戦後も引き続き製炭業・造材業をいとなんでいたが<sup>9)</sup>、1959年に製炭業をやめ、製材業に転換した。

奥野が森林を集積したのには製炭業をいとなんでいたことが大きな契機となっており、将来の製炭原木の確保と土地そのものの取得が動機となっている。森林の取得は第127表にみるように1950年代の初頭に集中しているのが特徴である。いわゆる2次林を購入したわけである。

第128表は1972年時点における森林の構成をみたものである。人工林率は20%と低く、森林は林種転換の過程にあるが、造林は1958年頃から積極的におこなっていることがわかる。奥野の場合森林の伐採と造林は会社の作業員を使っておこなっており、新植にともなう補助金の交付を考えれば資金持ちだしは余りしていない。つまり製材業の経営者として会社の労働組織を使いながら、この間に資産造成を安上りにおこなったのである。

第128表 奥野所有森林の齢級別面積(平取町分) (ha)

	人工林					天然林							その他	合計	
	I	II	III	IV	小計	I	II	III	VI	VII	VIII	X			小計
面積	38	38	25	5	105	8	44	1	11	42	288	17	411	7	523

『森林施業計画書』

#### 八. 八田忠男の森林経営

八田忠男は1976年から平取町の森林組合長に就任し、その職業は森林経営業である。所有森林はで467 haあり、1970年時点の人工林率は62%である。

八田は戦前平取町で牧場経営とクローム鉱山の経営をおこなった八田満次郎<sup>10)</sup>の孫にあたり、1935年クローム鉱山の坑木確保のために取得した森林を1944年に相続して現在に至っている<sup>11)</sup>。

第126表 奥野の森林所有 (ha)

名 義	計	平取町	門別町
奥野 幸一	416	416	
奥野 輝義	114	114	
奥野 一弘	223		223
計	753	530	223

北海道『日高地域森林計画書』

第127表 奥野の森林取得経過(平取町分)

	面積 (ha)	購入先
1932年	65	山岸商店
1951年	106	富本朝二
1952年	230	〃
1953年	50	杉本某
1954年	70	北海製材
計	521	

奥野林業調べ

第129表 八田所有森林の齢級別面積

(ha)

	人 工 林									広葉樹林	無立木地	合 計
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	小計			
面 積	122	88	32	39	11	4	4	1	291	40	135	467

『森林施業計画書』より

森林を取得した1935年頃から、伐採した場合にはできるかぎり植栽するようにしていたが、野その害のため成林率が低かったという。1951年頃には人工林は24haしかなく、あとは2次林であった。造林を本格的にはじめたのは1961年頃からである。当時、八田は八田鉱業につとめ、所有森林の管理は八田鉱業の農林部にゆだねていた。しかしクローム鉱山の経営が次第におもわしくなくなったため、森林からあがる収入はクローム鉱山につきこみ、林種転換は余りすまなかつた。

林種転換に本格的に取り組みはじめたのは八田が八田鉱業を退職し、いわゆる団地造林による造林をはじめた1968年頃からである。つまり木代金と補助金で新植費をまかなえないときには農林漁業資金を借り入れて森林に資本を投下し、林種転換をはかったのである。その結果1970年時点の森林構成は第129表にみるように人工林率62%に達するに至った。

こうして八田忠男の森林経営はいわば森林経営に執着する篤林家の経営とみることができるが、今後尨大な保育作業を実行してゆかねばならず、造林資金の問題と関連してその前途は厳しいものがある。

## 注

- 1) 1950年以降、北海道の大規模森林所有者の名簿が全道的に作られたのは1970年が最初である。
- 2) 会社所有の内訳は三井物産5,701ha、王子製紙924ha、国策パルプ238ha、日本化学137haである。
- 3) 「木材関係」個人は流域の木材生産に関係した造材業者と製炭業者からなっている。
- 4) V-1-(3)の項でふれたように1959年に新生の三井物産が創設され、社有林は三井物産山林部によって直轄管理された。そして1964年に三井物産の子会社である三井物産林業が創設されて、三井物産林業が社有林の管理の請負をおこなうようになった。
- 5) 三井物産『社有林10カ年の歩み』(1946年6月)によれば造林10カ年計画の実績は目標造林面積の2倍を達成したという。その理由は当時の見通しとして「労働事情その他次第に窮屈になる見通しでありましたので、この好条件の間に出来るだけ多くやってしまうのが有利と考え、初期の計画にとらわれず」(7頁)拡大造林を実行した。
- 6) 前掲の『社有林10カ年の歩み』によれば、沙流山林を含んだ1955年から1964年の造林事業の資金手当は以下の通りである。総事業費554百万円に対し、立木木代金124百万円(22%)、造林補助金163百万円(29%)、農林漁業資金267百万円(29%)である。なお沙流山林の場合1967年から継続して団地造林による補助金をえている。
- 7) 聞きとり調査によれば新植面積がもっとも多かった1963年頃から1966年頃にかけて下請負業者の利用だけでは事業をこなすことができず、その一部を平取町森林組合の請負にだしたといわれている。
- 8) 三井物産山林部『社有林第2次造林10カ年の歩み(中間報告)』(1971年)、13頁。
- 9) 奥野林業は1948年頃から国策パルプ勇弘工場にパルプ材を納入していた。

- 10) 八田満次郎は1941年に死亡している。牧場経営は明治末からおこない、クローム鉱山の経営は1927年に開始している。次第にクローム鉱山の経営が主業になるに至った(八田鉱業)。
- 11) 1935年頃八田満次郎は2,700町歩ほどの森林を所有していた。このうち500町歩ほどの森林をその子供である勇弥、つまり忠男の義父に相続した。残りの2,200町歩のうち1,000町歩ほどは戦後初期の財産税支払い等によって失ったが、残りの1,200町歩ほどをその子供である忠虎に相続した。さらに忠虎の相続分は1956年にその子供らによって相続されたが、現在その森林は他人の手に渡っている。

#### (4) 農家林

##### ① 保有規模別構成の特徴

前述したようにこの期の私有林の特徴はいわゆる林種転換が本格的に進行したことにあるが、とりわけ農家が広範に造林をおこなったことは歴史的にみて特筆すべきことである。つまり一部の篤林家による行為という狭い範囲を脱して、造林が農家のなかで一般化しはじめたからである。

まずその実態を把むために所有構成をみることから始めよう。第130表は平取町の所有規模別農家林家数をみたものであり、ここから次のような諸点がわかる。

第130表 保有林規模別農家林家数(平取町)

	農家数 (戸)	農家林家 (戸)	農家林家の 所有山林 (ha)	5 ha 未満 (戸)	5~ 10 ha (戸)	10~ 20 ha (戸)	20~ 30 ha (戸)	30~ 50 ha (戸)	50~ 100 ha (戸)	100 ha 以上 (戸)
1960年	1,302	540	5,957	359	80	53	16	14	9	9
1970年	997	583	6,450	317	120	84	27	16	8	11

『世界農林業センサス』

(1) 1970年時点では平取町の農家997戸のうち林野を保有している農家は583戸であり、約58%の農家が山林を保有している。逆にいえば42%の農家が山林を全く保有していない。

(2) 山林を保有している農家のうち317戸が5 ha 未満であり、5~10 ha の農家を加えれば437戸となり、10 ha 以下の農家は農家林家のなかで73%となる。つまり山林を保有している農家でも零細保有が圧倒的に多い。

(3) 他方で50 ha 以上の山林を保有する農家が19戸存在し、保有規模が極めて分散していることがわかる。

(4) 1960年と1970年を対比すれば農家数は減少しているものの、農家林家は微増しており、5 ha 未満層が減少する反面、5~20 ha 層が増加している。

かくて平取町の農家林家の保有規模別構成をみれば全道的な動向と同様に農家のうち約6割の農家しか山林を保有しておらず、山林を保有する農家でも零細保有のものが多く、保有規模が分散していることがわかる。なお農家林家が所有する山林の合計は6,450 ha であり、それは平取町私有林面積の33%である。

② 土地利用の変化と人工造林の進行

この項では農家が造林をおこなう過程、つまり農家林における造林地の集積過程をみる  
が、この過程は一面では農家が所有する土地の利用変動を意味するので、まずこの間の土地利用  
の変化をみることにしよう。第 131 表はそれを示したものであるが、これによれば次のこと  
がわかる。

第 131 表 経営土地面積の推移 (平取町)

	経営土地 面積	山 林				農用地 面積	田	畑	樹園地	牧草地	採草地	放牧地
		小計	山林	採草す る山林	放牧す る山林							
1960年	11,221	7,014	5,957	118	939	4,209	933	2,362		47	323	524
1965年	8,975	5,070	4,315	755		3,905	1,325	1,807	4	243	526	
1970年	10,851	6,806	6,450	356		4,045	1,777	953	5	860	450	

『農業センサス』

(1) 1960年と1970年を対比すれば農用地面積は微減であり(165haの減少)、田と牧草地  
が急激に増加しているのに対し、普通畑と採草・放牧地は急減している。つまりこの間に造田  
化と草地化が進み、それは従来、普通畑、採草、放牧地として利用されてきた土地が対象であ  
った<sup>2)</sup>(田および牧草地の増加と畑および採草・放牧地の減少が面積的に相殺される)。

(2) 採草や放牧がおこなわれる山林がこの間に減少する一方で、林業用地として利用され  
る山林が増加していること。なお聞き取り調査によれば平取町では耕地の造林地化、つまり農  
廢地造林は1960年以降余り顕著には現象しなかったという。

こうして平取町の土地利用の変化をみれば造田化、草地化が進行したものの、それは従来  
の耕地の範囲内の変動であって、いわゆる  
林地にまでおよぶものではなかった。そし  
て山林はその一部が依然として採草・放牧  
用に利用されているものの、大半の山林は  
林業用地としてのみ利用されるに至った。  
まさにこうした土地に人工造林がおこなわ  
れたのである

ところで農家造林の進展過程をそれ自  
体として単独に統計として示すことができ  
ないので平取町の民有林造林の進展過程を  
みよう。第 132 表によれば 1961 年をピー  
クとして造林、とくに拡大造林がおこなわれたこと、1969 年以降ふたたび小ピークをむかえて  
いることがわかる。そして造林の太宗をなす拡大造林は第 133 表にみるように天然林の伐採跡  
地に造林をおこなう、いわゆる林種転換造林であった。なお単年度であるが、民有林造林の造

第 132 表 平取町民有林の補助造林 (ha)

	計	再 造 林	拡 大 造 林
1955 年度	439		
1957 年度	374		
1959 年度	437		
1961 年度	608	59	549
1963 年度	486	34	452
1965 年度	336	40	296
1967 年度	360	40	320
1969 年度	508	18	490

北海道『造林事業実績』

第133表 拡大造林の内訳(平取町) (ha)

	計	天然林	原野	農地	その他
1964年度	393	331	37	17	8
1965年度	296	254	5	23	14
1966年度	294	254	13	15	12
1967年度	320	278	7	18	17
1968年度	423	384	4		35

北海道『造林事業実績』

林主体別面積がわかる。1963年度に486町歩の造林がおこなわれ、その内訳は平取町有林が55ha、会社団体が206haであり、非農家林家が76haであって、農家造林は149haであった。つまり1963年度におこなわれた造林の約30%が農家によるものであった。

農家がおこなう造林は農業経営のなかに位置づけられているので、国有林や町有林、そして大規模所有者のおこなう造林とはおのずとその性格が異なる。通常、造林は農業経営のなかで一作物目として位置づけられ、その土地利用上の地代序列も低いのである。それ故に毎年造林がおこなわれているとはかぎらず、その造林規模も小さい。しかしそれらが累積されれば一定の意義を有するのであって、第134表にみるように所有規模が零細な農家林家ほど人工林率が高いという現象も生ずるし、地域の造林地集積のなかで一定の役割を果たすのである。

かくて1950年代中葉以降農家による造林が本格化し、農家林家のなかに造林地が集積されたのであった。な

お農家林において国家の資源政策とりわけ造林補助金政策が大きな意味を有するのであるが、この側面については分析することができなかった。今後に期したいと思う。

第134表 農家林家の造林(1964年度、日高支庁)

所有規模	造林者(人)	造林者1人当り所有規模(ha)	人工林率(%)
100ha以上	9	476	13
50~100	26	67	16
20~50	99	31	30
10~20	157	13	37
5~10	162	6	35
1~5	197	2	45
1ha未満	2	?	
計	625		

北海道『造林事業実績』

## 注

- 1) この動きは全道動向とは異なる。全道的な動きは農家林家も減少している。
- 2) 聞き取り調査によれば門別町では海岸線の人工造林地がこの間に草地化されることが多かったのに対して、平取町では人工造林地の草地化が余りみられなかったという。

## (5) 森林組合

この期の森林組合は前期に形成された組合の組織的基盤を前提として流域の民有林の林業

第135表 平取町森林組合の概要

	1957年	1961年	1965年	1967年	1969年	1971年
組合員数(人)	397	463	465	486	494	477
職員数(人)	4	3	4	5	4	4
払込出資金(千円)	1,047	1,755	3,025	3,716	5,627	6,364
事業収益総額(千円)	8,179	9,612	18,746	42,169	39,893	36,893
備考	第一次 振興計画 (1958年度～ 1960年度)		第二次 振興計画 (1961年度～ 1963年度)		林業構造 改善事業 (1967年度～ 1969年度)	

平取町森林組合『業務報告書』

生産、とくに拡大造林と結びつきながらその事業を活発化させたことに特徴がある。いわばこの時期に地域林業のなかに森林組合が定着したといえることができる。ここでは平取町森林組合を対象にその事業展開の過程をみることにしよう。第135表はこの間の森林組合の概要をみたものであるが、第1次、第2次振興計画の実施によって徐々に森林組合の事業が拡大したこと、林業構造改善事業の実施によって事業規模が増大したことがわかる。従って以下では林構事業実施以前と以後に分けてのべることにする。

① 林構事業実施以前

まず平取町森林組合『20年のあゆみ』(1963年3月)によって第1次振興計画の成果と第2次振興計画の目標をみれば第136表のとおりである。この振興計画の実施によって森林組合の事業基盤がかためられたのである。そこでこの間の事業内容を知るために1960年代中葉時の事業内容をみたのが第137表である。販売事業では坑木や足場丸太を主とした買取販売がその内容であり、林産事業では坑木や足場丸太、そしてしいたけのほだ木の生産をおこなっていた。なおパルプ材をあつかいはじめたのが1964年からであることに注目しておく必要がある。養苗事業は組合直営のものと組合員委託のものがあり、その他に苗木を養苗業者から購入しそれを組合員に販売するいわゆる購買事業がある。森林造成事業は1961年から開始され、新植・下刈を含め100ha程度の事業を実行していた。かくてこの期の森林組合の事業内容は販売事業・林産事業・養苗事業・購買事業・森林造成事業から構成されており、事業量的には

第136表 平取町森林組合の振興計画の成果と目標

	執行体制	基盤の確立	事業の推進	その他
第1次振興計画の成果	役員会・委員会活動の強化	出資金目標 200万円、90%達成	森林造成事業の開始 (1961年度)	しいたけ乾燥所の設置
第2次振興計画の目標	各種規程の整備 参事制の採用	出資金目標 300万円	受託事業の推進	しいたけ、くりの出荷体制の推進

平取町森林組合『20年のあゆみ』

販売・林産事業と養苗・購買事業がその大宗をなしていた。

第138表は1965年当時の森林組合の施設をみたものであるが、当時の事業内容に対応した施設状況となっている。第139表は同じく1965年当時の雇用労働力の状況をみたものである。

② 林構事業実施以後

こうして林構事業が実施される1967年以前までは各種事業が小規模におこなわれていたとしてよいが、1967年度から1969年度にかけて実施された林業構造改善事業によって森林組合の資本装備が充実し、事業規模が拡大した。

第140表は林構事業の計画内容をみたものであるが、全国の動向と同様に生産基盤整備事業、つまり林道の新設と資本装備の高度化、つまり機械の導入がその中心をなしている。ここで林構事業によって導入され、森林組合の所有物となった機械類をみるとマイクロバス1台、

第137表 1960年代中葉の事業内容 (平取町森林組合)

		1963年	1964年	1965年
販売事業	バルブ材 (m <sup>3</sup> )			43
	坑木 (m <sup>3</sup> )	60	3,035	
	足場丸太 (本)	665	2,787	
林産事業	バルブ材 (m <sup>3</sup> )		229	4,465
	一般用材 (m <sup>3</sup> )			30
	坑木 (m <sup>3</sup> )	188	369	857
	足場丸太 (本)	769	1,775	1,201
	チップ材 (m <sup>3</sup> )			68
	ほだ木 (本)	4,020	3,674	
養苗業・購買	苗木生産 (千本)	156	213	168
	委託生産 (千本)	388	466	305
	苗木購買量 (千本)	261	41	215
金融	当期貸付金 (千円)	10,650	4,899	5,800
	期末残高 (千円)	17,942	22,719	29,661

平取町森林組合『業務報告書』

第138表 1965年当時の施設 (平取町森林組合)

事務所 (m <sup>2</sup> )	しいたけ栽培施設		直営苗畑 (ha)	委託苗畑 (ha)	林道 (m)	集材機 (台)	チェーンソー (台)	刈払機 (台)
	乾燥所 (m <sup>2</sup> )	フレーム (m <sup>2</sup> )						
10	8	4	3.2	4.5	2,660	1	2	2

平取町森林組合調べ

第139表 1965年当時の雇用労働力 (平取町森林組合) (人)

就業日数	養苗林産森林造計			
	事業	事業	事業	成事業
60日未満	24			6
60日~150日	4	6		9
150日以上	3	7		10
計	31	13	15	59

平取町森林組合調べ

第140表 林構事業の内容 (平取町) (千円)

事業費	
経営基盤の充実	344
生産基盤の整備	46,612
資本装備の高度化	20,623
その他	1,377
計	68,956

平取町森林組合調べ

トラクター3台、チェーンソー19台、ブ  
ラッシュカッター58台、植穴掘機2台  
が導入され、第138表に示した1965  
年当時の貧弱な機械装備と比較すれば  
この間の機械装備がいかに急激なもの  
であったかがわかる。

こうした機械装備を前提として事  
業規模の拡大がおこなわれたことは前  
述したとおりであるが、その様相をみ  
たのが第141表である。1967年、1968  
年にかけて林産事業が拡大し、1968年  
以降は森林造成事業と養苗事業が急激  
に拡大している。とくに1969年以降  
林産事業が縮小したことと団地造林が  
1967年度から実施されたので、森林造  
成事業と養苗事業が平取町森林組合の主要な事業になるに至った。

こうして林構事業の実施は森林組合の資  
本装備の高度化と事業規模の拡大をもたらし  
たが、他面では森林組合の経営面では深刻な問題を内包させた。つまり「出資金の払込済額に比  
し資産の固定化が大きく、これが為運転資金は借入金に依存する度が多い<sup>1)</sup>」という状態を恒  
常化させるとともに事業規模の拡大に対応した組合の執行体制の整備の遅れという状態を引き  
おこし、平取町森林組合ではそれらの問題が1969年、1970年に表面化するに至った。つまり  
1969年に職員3名、1970年に職員2名が相ついで退職して、執行体制の問題点が露呈し、1970  
年には組合長の交代をみた。それ故に事業量も1970年以降減少するに至った。

かくて平取町森林組合のこの間の展開は林構事業を中にはさみながら組合事業の拡大とそ  
の挫折とあいあわすことができよう。そこには森林組合が国家の資源政策の下部組織として  
政策的に位置づけられながらも、その経営は主として組合長・参事等の経営手腕に依存する所  
が大きいという森林組合経営の不安定さをみることができる。

第141表 1967年以降の事業内容(平取町森林組合)

		1967年	1968年	1969年	1970年
販 売	パルプ材 (m <sup>3</sup> )	183	796	85	3
	足場丸太 (本)	3,523	154		369
林 産 事 業	パルプ材 (m <sup>3</sup> )	2,201	2,649	1,577	1,084
	一般用材 (m <sup>3</sup> )	105	95	91	59
	坑 木 (m <sup>3</sup> )	101	223		213
	足場丸太 (本)	1,438			861
養 苗 事 業	直営生産(千本)	565	680	1,170	1,358
	苗木購入量(千本)	253	492	289	122
森 林 造 成 事 業	地 拵 (ha)	74	82	104	76
	植 付 (ha)	43	92	109	118
	下 刈 (ha)	96	131	190	209
	撫 育 (ha)	5	193	35	

平取町森林組合『業務報告書』

注

1) 平取町森林組合1969年度『通常総会提出書』の監事の意見書より。

2. 王子製紙と坂本木材

(1) 王子製紙

この期の王子製紙苫小牧工場の特徴は膨大な設備投資がおこなわれ、新聞用紙を主軸とし

て生産の集積が急速に進行したことにあ  
る。その過程を確認するために1957年度  
のパルプ生産量と1970年度のそれを対比  
すれば実にパルプ生産量がこの間に4.2倍  
になっている(第142表参照)。そして重要  
なことはこの間に生産性の向上がはから  
れ、生産設備の大型化、高速化、連続化が  
追及されたことである。

ここでこの期におこなわれた主要な設  
備投資を列記すれば、1956年にワイヤー幅  
5.28 mの高速大型抄紙機が導入され、1960

年にはCGPの生産設備が設置された。そして1964年には苦小牧工場内に新工場が建設され、  
カラマツを原料とすることのできるRGPの生産設備が設置されるとともに、ワイヤー幅6.96  
mの大型抄紙機が導入された。さらに1970年にはワイヤー幅8.69 mの抄紙機が導入されて、  
ここに単一工場としては世界第2位の生産規模を誇る工場が出現したのである。

こうして苦小牧工場はこの間の設備投資によって生産設備の大型化、高速化、連続化を  
実現し、生産性を飛躍的に向上させるとともに<sup>1)</sup>、原木事情の変化に即応できる体制を構築した  
のである。

次に問題とすべきなのはかかる紙・パルプ生産量の増大に対応して王子製紙が原木の集荷  
機構をどのように構築したかである。第143表は苦小牧工場の原木入手先別原木調達量の推移  
をみたものであり、これによればとりあえず次の諸点がわかる。

1957年から1969年にかけて原木調達量が3.4倍増加するなかで

(1) 国有林および道有林からの立木形態による原木調達が一貫して減少していること。

第142表 王子製紙苦小牧工場のパルプ生産量  
(千 t)

	計	SP	GP	SCP	RGP
1957年度	183	24	140	19	
1959年度	240	37	185	18	
1961年度	336	46	250	40	
1963年度	363	54	262	47	
1965年度	439	72	285	48	34
1967年度	499	85	255	49	110
1969年度	637	91	354	50	142
1970年度	778	126	364	53	235

『北海道林業統計』

第143表 王子製紙苦小牧工場の人手先別原木調達量  
(千 m<sup>3</sup>)

	立 木				小 計	官 材												合 計	
	国 道 有 林		社 有 林			官 材		一 般 買 入		外 材		道 産		輸 入		N	L		
	N	L	N	L		N	L	N	L	N	L	N	L	N	L				
1957年					432	32	39	134	63								605	95	
1960年	247	16	84	11	331	27	34	7	143	84			84	21			592	139	
1962年	234	14	78	2	312	16	18	4	284	79	14		144	131			772	230	
1964年	192	28	58	18	250	46	33	6	339	76	93	5	230	270			945	403	
1966年	191	32	63	5	254	37	25	11	396	89	49		281	390			1,005	527	
1968年	139	70	35	2	174	72	31	12	314	51			278	534	232		1,029	669	
1969年	155	140	31	2	186	142	30	13	332	143	143		432	839	213		1,213	1,137	

「王子製紙資料」

(2) それに対して製材工場からの一般買入が1957年から1964年にかけて増加しながらも1968年以降減少していること。

(3) 道産チップ、つまり道内のチップ工場からの原木調達に1957年頃から開始され、この形態による原木集荷が急増していること。

(4) チップ輸入が1967年に開始され、それ以降チップ輸入が増加していること。

(5) 苫小牧工場の主要な生産物は新聞用紙なので針葉樹の比率が高いが、広葉樹の比率が徐々にたかまっていること<sup>2)</sup>、などである。

以上のような変化は当然、原木の集荷機構を改編するものなので各々の側面についてより詳しくみることにしよう。

まず国道有林からの立木形態による原木調達量の減少と一般買入材の増加であるが、この変化はある意味では当然である。第144表にみるように国道有林から王子製紙に売払われる立木はこの間に増加しなかったため、一般買入材を増加せざるをえなかったものであり、こうした傾向はすでに1950年代の初頭にみられたのである。ここで問題とすべきなのは王子製紙がどのよ

第144表 国道有林からの立木買受実績  
(王子製紙) (立木千 m<sup>3</sup>)

	計	国 有 林	道 有 林
1960 年度	?	480	?
1962 年度	559	544	15
1964 年度	522	498	24
1966 年度	598	558	40
1968 年度	579	537	42
1969 年度	812	769	43

北海道パルプ材協会『パルプ材統計要覧』

うな方法で製材工場等からパルプ原木を購入したのかであり、そこに特異な手段がとられていなかったかである。結論を先にのべれば製材工場等からパルプ原木を購入するにあたり王子製紙は交換材、委任状造材という方法をあわせ採用してパルプ原木を集荷した。交換材とは国道有林から王子製紙や製材工場が立木を買受けた時に、王子製紙の買受けた立木に製材適材が含まれ、製材工場が買受けた立木にはパルプ用材としてしか利用できないものも含まれるので、これらが相互に交換されるものをいう。通常、零細な製材工場の方が製材原木に不足気味であったので交換材は王子製紙が製材工場を系列化する際の一つの手段になったのである。

委任状造材とは国道有林立木のパルプ特売の枠内においてパルプ会社が売買契約の締結も含め、立木の伐出過程を造材業者にまかせる一方、一定量のパルプ原木の納入を義務づけたものである。つまり委任状造材にはパルプ会社からすれば資本を投下せずしてパルプ原木を集荷しうる利点があり、造材業者には委任状を得ることにより立木の確保を容易にしうる利点がある。王子製紙の場合こうした委任状形式は比較的少ないとされているが、委任状を梃子に造材・製材業者を系列化したのである。なお第143表の国道有林からの立木形態による原木調達量と第144表の国道有林からの立木買受実績との差は主として委任状造材にゆだねられたものである。

次にチップによる原木調達の増大についてみよう。この形態が登場し、かつ発展したのは

原木基盤を拡大せざるをえないという紙パルプ資本の強い要請を背景として、チップ化が可能であり、かつチップを利用できるというパルプ生産の技術革新があったこと、経営合理化のために製材工場がいわばパルプ生産の部分工程ともいべきチップ生産を引き受けざるをえなかったという要因からである。とくに北海道では国有林において1958年度以降大面積皆伐作業がとられたのでチップ原料となる低質材が大量に供給されるという事情が加わり、また販売方針上でも1961年度以降チップ生産を推進する方針が採用されたので<sup>3)</sup>、チップ生産がこの間に普遍化したのである。

王子製紙は1957年に製材工場が生産したチップを購入しており、これが苫小牧工場のチップ集荷のはじまりである。1959年頃までは針葉樹チップ、つまり主として背板を原料とする製材工場の併置工場から生産されるチップを集荷していた。従って1959年頃までは王子製紙にチップを納入する工場はすくなく、1960年に苫小牧工場にCGPの生産設備が設置されたこと、そして同年に大昭和老工場が操業を開始し<sup>4)</sup>、パルプ原木の集荷をめぐる競争が激化したので王子製紙はチップ生産の増産体制をとらざるをえなかった。そのために交換材、委任状造材を梃子にそれまでに系列化した製材工場に設備資金やチップ生産設備の貸与をおこなってチップ生産を促した。その結果1960年以降王子系列のチップ工場が急速に増加するとともにチップのみを生産する専門の工場も出現して、王子製紙のチップ調達量は増大したのである。1968年にはついにチップ形態による原木調達量が原木形態のそれを凌駕するに至った。

外材および輸入チップについてみると、ソ連材が1961年に輸入され、苫小牧工場でパルプ原木として利用されたのが最初である。その後、第143表にみるようにソ連材の輸入は増加せず、低迷しているのに対し、RGPの補完的原料として利用されたカラマツの値上りを契機に導入された米国産の輸入チップは1968年以降急速に増加している。1967年にダグラスファーのチップが試験的に輸入され、1968年以降本格的に輸入されるようになった<sup>5)</sup>。

かくて王子製紙は製材工場・チップ工場を自からの原木の集荷機構に組み入れ、系列化することにより、増大する原木需要にこの間対応したのであり、1967年から開始された輸入チップも当初は系列支配の手段として、チップ価格抑制の手段として利用され、輸入チップがそれ自体として意味を持ち始めるのは1970年代以降のことである。

なお1960年代の山林部組織であるが、「ラインアンドスタッフ」制が採用された。つまりラインとしては山林担当次長の下に山林部長がおり、そのもとに管理課と各山林事務所が配置された。スタッフとしては山林担当次長の下に山林企画室長がおり、そのもとに計画課と技術課が配置された<sup>6)</sup>。

#### 注

1) 有価証券報告書によれば苫小牧工場の従業員数は1958年下期2,959人、1962年下期2,790人、1965年上期2,785人であって、この間に従業員数はわずかであるが減少している。

- 2) 全国的にパルプ原木の変化をみれば針葉樹→広葉樹→チップという変化がみられるが、苫小牧工場の場合は針葉樹→チップという変化であって広葉樹の段階が欠如しているのが特徴である。
- 3) 前掲「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」, 66頁。
- 4) 大昭和製紙の進出の背景と進出の仕方については大昭和製紙白老工場『10年のあゆみ』(1970年)を参照されたい。
- 5) 詳しくは林野庁『外国木材チップの諸影響に関する調査』(1973年)の49頁から55頁までを参照されたい。
- 6) このような組織は1961年から1969年まで採用された。

## (2) 坂本木材

### ① 事業内容の変化と王子製紙の資本導入

この期においても坂本木材の事業の基本として造材請負業があったが、王子製紙の原木調達方法の変化のなかで坂本木材はその事業内容を変えざるをえなかった。その過程をみれば第145表の通りである。表にみるように伐出・陸送部門の比重がさがり、商材部門とチップ製造部門の比重がたかまったのである。そして製材部門は1968年度以降その比重が高まった。

つまり先にみたように王子製紙では立木形態による原木調達量がこの間に減少したので、坂本木材の造材請負自体も減少せざるをえなかった。そのなかで商材部門が伸びたのには次のような背景がある。

王子製紙が国道有林から立木買受をし、その造材を坂本木材に請負わせる場合、造材請負にまわすのは針葉樹のみであった。王子製紙が買受けた立木のなかに広葉樹が含まれる場合には王子製紙はその広葉樹立木を国道有林からの買受価格で坂本木材に譲渡するのが通例であった<sup>1)</sup>。王子製紙と坂本木材との間ではこうしたことが一般的であったので、国有林が大面積皆伐一斉造林方式を採用した1958年以降は坂本木材が王子製紙の造材請負をするかぎり、広葉樹材の販売をおこなう商材活動をおこない、その部門を拡大せざるをえなかったのである。

チップ製造部門についてみると、これは王子製紙の要請をうけて1959年に日高町千栄に

第145表 坂本木材の部門別売上げ高の比率

	1956年度 (%)	1962年度 (%)	1966年度 (%)	1968年度 (%)	1970年度 (%)
伐出・陸送	77	36	31	24	26
商材	15	22	37	37	26
製材	5	4	4	11	15
チップ		27	23	26	31
造林		3	3	2	2
その他	3	8	2		
計	100	100	100	100	100
売上げ金額(百万円)	?	?	1,636	2,165	2,413

チップ工場を建設し、続いて1961年に平取町貫気別他2カ所にチップ工場を建設したので、次第にその比重が高まった。その他にこの間に開始した事業として国有林の製品生産事業と造林事業の請負がある。これは国有林の経営方針とも関連しておこなったものであるが、坂本木材の事業内容を変えるものであった。

こうして主として王子製紙の原木調達方法の変化のなかで、坂本木材の事業内容が変わり王子製紙の専属請負人、つまり作業請負業としての坂本木材の性格が徐々に変化したが、その過程で坂本木材は経営の危機におち入り、1961年には王子製紙の資本を導入するに至った。経営の危機をまねいた直接の契機は1961年にこなったチップ3工場の建設であり、いわゆる過剰投資による資金繰りのゆきづまりに求められるが、その背景として作業請負業としての坂本木材が木材市場の変化に即応しきれず、従来の性格を脱却できなかったという事情を考慮する必要がある。

具体的には坂本木材は1961年に王子製紙の資本1,500万円を導入して資本金2,000万円に増資することにより経営の危機を回避し、資本の面でも王子製紙の系列会社となった。そして1963年には王子製紙から役員が派遣され、1965年には新しい経営体制のもとで坂本木材は再出発したのである。

## ② 伐出と運材過程

まず伐出事業についてみよう。

坂本木材がおこなう伐出事業の変化で最初にのべなければならぬのは伐出過程の機械化の進展である。国有林の直営直用事業のそれに比すればその程度に遅れがみられるものの、この間に機械化が急速に進展をみた。1957年にチェンソーが導入され、同年に集材機が導入されている。つまり1950年代の後半にはチェンソー造材、集材機集材が一般化しはじめ、従来の方式である手鋸による造材、玉曳き集材が部分的なものになるに至った。そして1964年頃に集材過程にトラクターが導入され、1966年頃にはトラクターによる全幹集材が採用された。

第2に伐出事業の機械化に対応して坂本木材の雇用する作業員数が減少するとともに、出身地別で見れば道内および地元出身の作業員の比率が増大し、内地の出稼ぎの作業員がこの間に急激に減少していることである。1968年度の日高の事業地で坂本木材は12,476 m<sup>3</sup> (素材)の造材をおこなったが、その際に94名の作業員を雇用している。その内訳をみると地元出身27名、道内50名、内地17名であった。こうした傾向は1960年代の初頭から生じたといわれている。

第3に、作業員の募集方法は余り変わらず、内地や地元以外の道内の作業員はいわゆる組頭を通じて募集することには変りがない。そのなかで雇用方法で変化したのは1968年に指導員と一部の山頭を社員にしたことであり、それ以外の作業員の雇用期間は依然として7~8カ月のものが多く、いわゆる臨時的雇用である(前掲の第115表を参照)。

次に運材過程をみよう。

運材過程には大きな変化がみられなかった。つまり1953年の春に本流の流送が終了したので、前期にすでにトラック運材が一般化していたからである。そのなかで重要なことは、伐出作業の夏山化とも関連して、運材は夏から秋にかけておこなわれることが一般化したことである。つまりこの間に12月までには運材が終了するようになった。なお1967年に坂本木材の輸送部門を独立させ系列の坂本陸運株式会社を設立した。

#### 注

- 1) これは委任状形態とも違い、坂本木材などの専属請負人に対してのみおこなわれたといわれている。

### 3. 地場資本の動向

この期の地場資本の特徴は紙パルプ資本による系列化の進行と経営の不安定化の深まりとして把握することができるが、まず地場資本の展開を規定したいくつかの条件についてみることにしよう。

#### (1) 展開条件

まずあげなければならないのは国有林の経営方針、とりわけ森林伐採量の推移と販売方針である。これについてはすでに国有林の項で分析したのでくりかえさないが、沙流国有林では1958年度以降その森林伐採量は増加して、1967年度まで増大傾向にあった。このこと自体地場資本の展開条件になったが、ここで問題にすべきことはこの過程で地場資本の国有林への依存が極度に深まり、国有林の経営方針に地場資本の経営が左右されるに至ったことである。従って国有林の伐採量が増加し、国有林材が地場資本に売払われるかぎり、その経営は安定的なものであるが、国有林の伐採量が傾向的に減少しはじめると、その経営は急速に不安定化するという構造ができあがったことである。ちなみに沙流国有林の伐採量は1968年度以降急激に減少しはじめている。

第2に流域の木炭生産の崩壊である。全道的には戦後の木炭生産のピークは1954年度であり、1958年度以降急速に木炭生産量は減少するが、沙流川流域でも全道動向と同様に1958年度以降木炭生産量が減少し、1960年代中葉には木炭生産が崩壊するに至った<sup>1)</sup>。木炭生産の崩壊が地場資本に与えた影響は様々であるが、地場資本の重要な事業基盤の一角が崩壊したことをそれは意味し、製炭資本は転換を余儀なくされた。そして同時に旧薪炭林はチップ原木林として利用されるようになり、パルプ資本の原料基盤にくみ入れられたのである。

第3にパルプ原木をめぐる紙パルプ諸資本の競争の激化と原木調達方法の変化がすすんだことをあげねばならない。その一端は王子製紙の項でみたのでくりかえさないが、1950年代後半において紙パルプ資本、とりわけ沙流川流域に関係するものとして、王子製紙苫小牧工場、国策パルプ勇払工場、北日本製紙江別工場が積極的に生産設備の拡張をおこない、新たに大昭和製紙白老工場が1960年に操業を開始したのでパルプ原木をめぐる競争は激化し、沙流川流

域はパルプ各社の原木の供給地になるに至った。そして各社は委任状造材、交換材、チップ生産設備の貸与等を梃子に製材工場からパルプ原木、チップを集荷したので、流域の全ての製材工場は紙パルプ諸資本の原木集荷機構にくみ入れられた。

## (2) 動 向

前期において地場資本の主要な存在形態は製材業兼素材生産業となったので、製材業を中

第146表 出力規模による製材工場相関図(沙流郡) I

		1961年					計
		30 HP 以下	31~50 HP	51~100 HP	101 HP 以上	廃業	
一九五七年	新設	4	3				7
	30HP以下	2				1	3
	31~50HP		1	2	1	2	6
	51~100HP			8	2	1	11
	100HP以上				1		1
計		6	4	10	4	4	28

北海道木材協会『北海道木材業者及製材業者登録名簿』

第147表 出力規模による製材工場相関図(沙流郡) II

		1966年					計
		30 HP 以下	31~50 HP	51~100 HP	101 HP 以上	廃業	
一九六一年	新設			3	1		4
	30HP以下	1	1	2	1	1	6
	31~50HP		2	2	1		5
	51~100HP			6	2	1	9
	100HP以上				4		4
計		1	3	13	9	2	28

北海道木材林産協同組合連合会『北海道木材業者及製材業者登録名簿』

第148表 出力規模による製材工場相関図(沙流郡) III

		1970年					計	
		30 HP 以下	31~50 HP	51~100 HP	101~200 HP	201 HP 以上		廃業
一九六六年	新設				2	1	3	
	30HP以下							
	31~50HP		2	1	1		4	
	51~100HP			5	6		3	14
	101~200HP				1	3	1	5
201HP以上					2	1	3	
計			2	6	10	6	5	29

北海道木材林産協同組合連合会『北海道木材業者及製材業者登録名簿』

心に地場資本の動向をみることにしよう。

第 146, 147, 148 表はこの間の製材業の展開をみたものである。これらの表によれば次の諸点わかる。

(1) 1966 年まで製材工場の新設が廃業を上回り、流域の製材工場数が増加していること(1957 年—20 工場, 1961 年—24 工場, 1966 年—26 工場)。しかし 1966 年を境に廃業が新設を上回りはじめていること。

(2) 出力規模がこの間一貫して上昇していること。この傾向は 1961 年から 1966 年にかけてとくにいちじるしく、それはチップ生産設備の設置と製材工場の搬送関係の機械化による。

こうして 1966 年までは製材工場数は増加し、製材工場の機械化、事業規模の拡大がはかられたが、このことは逆にいえば製材工場間の製材原木をめぐる競争が激化したことを意味する。製材工場の原木の供給は主として国有林に依存する構造が定着していたので、沙流国有林の伐採量が傾向的に減少しはじめる 1960 年代後半に至ると、それが構造的矛盾として顕在化し、廃業する工場が増加したのである。

次に紙パルプ諸資本による製材工場の系列化の動きについてみよう。沙流川流域にそくしてみれば、系列化の動きが激化したのは 1960 年前後であり、それは王子製紙が支配する流域へ大昭和製紙、国策パルプ、北日本製紙が進出するという形でおこなわれたことに特徴がある。紙パルプ諸資本は競って前渡金、委任状造材、交換材、チップ生産設備の貸与および資金貸与を手段に製材工場を系列化し、自らの原木集荷機構にくみ入れようとした。その結果チップ生産の設備を付設する製材工場がこの間に急速に増加し、1961 年には流域の 11 工場がチップ生産をおこなうに至った<sup>2)</sup>。1966 年にはわずかな例外を除いて流域の大半の製材工場はチップ生産をおこなうに至り、紙・パルプ諸資本への系列化が進行した。

こうしてこの間の製材工場の動向は紙パルプ諸資本による系列化の進行と国有林の伐採量の減少に起因する経営の不安定化として特徴づけられようが、自立的な展開をとげた製材業者がみられなかったわけではない。1・2 事例をあげれば、他の製材工場に比して国有林の随契量が多く、針葉樹製材と広葉樹製材を合せていとなむ製材工場であるとか、積極的に木材関連業種以外の事業分野にも、例えば建設業や運輸業等に進出して、自らの事業分野を拡大した製材業者などがそうである。しかし総体として流域の製材工場をみるとときに上記のような特徴づけをおこなわざるをえないのである。

ところで製材業以外の地場資本をあげれば、木炭生産が崩壊し、製炭業者が存在しなくなったので、それは素材生産専業者である。『北海道木材業者及製材業者登録名簿』によりその数をみると沙流川流域には素材生産専業者は 1957 年に 9 業者、1961 年に 5 業者、1966 年に 7 業者おり、その数は漸減している。その系譜をみると旧薪炭業者であったもの、門別町有林の請負業者であったもの、坂本木材の下請業者であったものなどである。その事業内容をみると民有林を対象とした小規模な素材生産と造林の請負をあわせいとなんでいるものが一般的で

ある。

注

- 1) この間の平取町と門別町の木炭検査数量合計をみれば次のとおりである。1955年度—7,532 t, 1957年度—7,082 t, 1958年度—5,855 t, 1960年度—3,672 t, 1962年度—1,671 tである。
- 2) 流域で最初にチップ生産をはじめたのは門別町にある岩倉組の工場であり、1958年のことであった。王子製紙の専属請負人である坂本木材は1959年に日高町千栄に、そして1961年に平取町貫気別に、チップ専門工場を建設している。また大昭和製紙の系列会社である白老チップは1961年に日高町に進出し、チップ生産と製材生産をはじめた。

#### 4. 民有林行政と基本法林政

この期の民有林の特徴は林種転換がすすみ、人工造林地が集積されたことにあるが、林種転換造林が主として補助造林としておこなわれたことにみるように、前期に確立した国家の資源政策の枠内で、資源政策に主導されつつ民有林の造林がすすんだことに特徴がある。

ここでは地域に国家の資源政策がどのように具体化されたのかを、そしてさらに1964年に制定された林業基本法が地域にどのように具体化されたのかをみることにしよう。

まず森林計画であるが、1955年度に新しい森林法にもとづく森林区施業計画が門別町、平取町、日高町を対象に編成された。その後1960年度に2度目の森林区施業計画が編成されている。そして1962年に森林法が改正されて森林区施業計画は地域森林計画となり、その地域森林計画は1964年度に編成され、2度目の地域森林計画が1969年度に編成された。こうして1969年度までに4回にわたって編成された森林計画が実質的にどのような機能を果たしたのかは問題とされるところであるが、少なくとも森林計画の編成によって地域の民有林の資源状態が全国統一の基準で明らかになったこと、林業改良指導員制度と造林補助金制度と相まって地域の造林の進展に一定の役割を果たしたとすることができるだろう。

次に林業指導事務所の設置についてみると、門別町には1954年、平取町には1955年にそれぞれ林業指導事務所が設置され、林業改良指導員が配置された。いわば林業指導事務所の設置によって資源政策の下部機構ができたのであり、それ以降、国家→道庁→支庁→林業指導事務所→森林組合→林家というルートで国家の資源政策が具体化された。なお1970年に門別地区の林業指導事務所は平取地区のそれに統合され、日高西部地区林業指導事務所となった。

ところで造林を事業費的にみると、自営造林、融資造林、補助造林という区分ができるが、造林補助金制度が確立した以降の造林の大半は補助金の交付がおこなわれる補助造林として実行されたといつてよい。沙流川流域の各町村の補助造林の実績をみると第149表であり、1961年度がそのピークをなす。なお1967年度からふたたび造林面積が増加しているが、これは同年に創設された高率補助の団地造林による造林面積の増加である。

こうしてこの間の民有林の造林は国家の資源政策の枠内で、資源政策に主導されつつ実行されたとしてよいが、次に基本法林政についてみよう。

周知のように1964年に制定された林業基本法は林業総生産の増大と林業の生産性の向上をはかることを目的としていた。そのために林業構造を改善する必要があるとして、林業構造改善事業が1964年度から林業基本法にもとづく施策として具体化されたのである。流域では平取町を対象に1967年度から1969年度にかけて林業構造改善事業が実施された(総事業費68百万円)。その事業内容をみると当初の林業事業の理念とは異なり、林道の新設と森林組合の資本装備の充実が中心事業となっている。従って林業事業をみるかぎり、国家の施策志向として、森林組合を育成・充実し、これを民有林の担い手として位置づけていることがわかる。

第149表 町村別補助造林実績(沙流郡) (ha)

	日高町	平取町	門別町
1960年度	51	525	341
1961年度	62	608	436
1963年度	46	486	274
1965年度	82	337	249
1967年度	55	360	366
1968年度	66	455	392
1969年度	38	508	402

日高支庁『日高の造林』

## VII. 総 括

これまで沙流川流域の林業生産の展開過程について実証的にかつ歴史的にみてきたが、ここでは各時期の林業構造上の特徴づけをおこなって総括することにする。

土地所有の形成と拓殖の進展期(1868年から1910年頃まで)。この期は国有未開地の処分を通じて土地に私的所有権が成立した時期である。明治維新時の北海道では無主地国有の原則が貫徹したので、その大半の土地は国有地となり、土地の私的所有は国有未開地の処分を通じて形成された。つまりこの時期の北海道は日本資本主義の「辺境」に位置しており、このことと合せて1910年代初頭までに確定した流域の土地所有構成には後進資本主義国としての日本資本主義の性格が刻印されているという事実が重要である。それは流域の総土地面積の63%が国有林として囲いこまれた点に端的に反映している。なおこの期の林業生産は自給的なものであり、商品生産としてのそれはほとんどおこなわれていなかった。

戦前期の林業構造の確立期(1910年頃から1931年頃まで)。王子製紙と三井物産からなる中央資本の流域進出によって一挙に林業生産が本格化し、中央資本主導の林業構造が形成・確立した。ここで問題とすべきなのはその林業構造をどのようなものとして理解するかである。王子製紙は国有林と年期契約を結び、針葉樹資源を独占的に確保するとともに専属請負人である坂本木材に山林事業を請負わせてパルプ材生産をおこなった。三井物産は町有林と年期契約を結び、また社有林を取得して広葉樹の素材生産をおこなった。他方、国有林は年期契約による立木処分をいわば主要な事業としており、森林所有に留まった。従ってここに現出した林業構造は中央資本主導のそれであって、資本主義的な林業構造として規定できるだろう。なお地場資本であるが、その成立の契機は三井物産の木材事業によって与えられた。そしてその後の

三井物産の木材事業の変化により、地場資本の展開条件はひろがり、地場資本は素材業、製炭業、製材業として存在するに至った。地場資本の事業基盤は民有林であった。

かくしてこの期の林業構造は天然林採取的林業を内容とする資本主義的林業構造であるが、それは決して「一過性」的なものではなく、沙流川流域の林業構造のいわば原型が形成されたのである。日本資本主義の「独占規定」と「辺境規定」という2重規定をうけた林業構造である所以である。

戦時体制と地域林業構造の再編成期(1931年頃から1945年まで)。この期の特徴は戦時国家独占資本主義の確立に対応して国家の政策によって地域林業が戦時体制に即応するように再編成されたことにある。そのなかで国有林は戦時増伐をおこなったが、それは流域に存在する林業生産にかかわるすべての経済主体を総動員することにより実行された。王子製紙と坂本木材が持つ生産力だけではなく、前期から展開をみせていた地場資本をも動員することにより実行されたのである。この過程で地場資本への国有林立木の随契形態による販売が恒常化するに至り、ここに次の期において地場資本が展開するための原木基盤が形成された。また1939年に森林法が改正されて同法が北海道にも適用されるようになり、民有林の組織化がすすんだ。このことは北海道の民有林が国家の資源政策の対象となったことを意味するものである。なお戦前期を通じて流域の林業生産は天然林を対象とする採取的林業であり、育成的林業の部分過程である育林生産は部分的におこなわれたものの、それは端初的な段階にとどまった。

戦後における諸改革と地域林業構造の変化期(1945年から1955年頃まで)。戦後における諸改革の実施によって地域林業の依って立つ制度的な枠組みが改編されて、戦後期の林業構造は戦前段階の構造を受け継ぎながらも新しい環境のもとで形成された。それは第1に林政統一の実施であり、その過程で沙流国有林の管理体制は充実し、森林経営としての方向が指向されたことである。第2に農地改革の実施によって流域の林野所有構成が一定程度変化したことである。少なくとも伐らない自由、植えない自由という意味での不生産的な森林所有の有様は社会的に容認されなくなった。第3に財閥解体の実施による旧王子製紙の解体と3社分割の実施である。そのなかで国有林の販売制度の改正ともあいまって王子製紙の国有林針葉樹資源の独占体制が最終的に解体した。第4に地場資本に対する国有林立木の随契形態による販売が制度的に確立するとともに地場資本がこの間に自立的な展開をおこなったことである。戦時および戦後統制を経過して地場資本の主要な形態は製材業兼素材業となった。第5に国家の資源政策体系が確立し、民有林の造林は国家の資源政策の枠内で展開するという構造ができあがったことである。

戦後期林業構造の確立期(1955年頃から1970年頃まで)。この期の特徴は日本資本主義の高度経済成長に即応するように林業構造が再編されて、戦後段階の林業構造が確立したことにある。すなわち生産力増強計画以降の国有林は増伐方針をとり大面積皆伐一斉造林を実行するとともに、紙パルプ諸資本はこれに対応してパルプ原木基盤を拡大させ、地場資本を系列化す

るに至った。そして流域にかぎれば歴史的に森林伐採量が最も多かったのはこの時期であり、流域の木材生産を担う各経済主体は紙・パルプ諸資本の原木集荷機構に組み入れられた。

同時にこの期は育成的林業の部分過程である育林生産が本格化した時期でもある。国有林では天然林の人工林化、民有林では薪炭2次林の人工林化というように林種転換がすすみ、流域に人工造林地が集積されるに至った。そのなかで町有林と大規模私有林の一部に森林経営としての体制を急速に整えるものが出現したことは注目される。

かくして1910年頃から本格化した沙流川流域の林業生産は70年間を経過して現在に至るが、その基調は天然林を対象とする採取的林業におかれていた。1955年を画期に育林生産が国有林・民有林を問わず本格化して、沙流川流域の林業生産もようやく採取的林業と育成的林業の併立期に達しようとしている。しかし採取的林業の生産力が減退しはじめ、育成林業の生産力化にはいまだ時間を要するという現在、沙流川流域の林業構造は深刻な構造的な問題に直面しているといえることができる。これが現段階である。

#### 引用および参考文献

##### 経済学・経済史・農業経済

- 1) レーニン『ロシアにおける資本主義の発達』(レーニン全集, 1955年).
- 2) レーニン『いわゆる市場問題について』(レーニン全集, 1953年).
- 3) レーニン『帝国主義論』(レーニン全集, 1957年).
- 4) 山田盛太郎『日本資本主義分析』(1934年).
- 5) 井上・宇佐美『危機における日本資本主義の構造』(1951年).
- 6) 大内 力『日本経済論』(1962年).
- 7) 独占分析研究会『日本の独占企業 3』(1970年).
- 8) 松元 宏『日本資本主義確立期における三井物産の発展』(三井文庫論叢第7号, 1973年).
- 9) 大石嘉一郎編『日本産業革命の研究』(1975年).
- 10) 歴史学研究会編『太平洋戦争史』(1971年).
- 11) 持株整理委員会調査部第2課『日本財閥とその解体, 資料』(1950年).
- 12) 大石嘉一郎「戦後改革と日本資本主義の構造変化—その連続説と断続説」(『戦後改革 I』, 1974年).
- 13) 柴垣和夫「財閥解体と集中排除法」(『戦後改革 7』, 1974年).
- 14) 日本文科学会編『北上川一産業開発と社会変動』(1960年).
- 15) 井上晴丸『日本資本主義の発展と農業及び農政』(1955年).
- 16) 陣峻衆三『日本農業問題の展開 上』(1970年).
- 17) 伊藤俊夫編『北海道における資本と農業』(1958年).
- 18) 北海道『北海道農地改革史』(1954年).
- 19) 農政史研究会『戦後北海道農政史』(1976年).
- 20) 川村・湯沢編『現代農業と市場問題』(1976年).
- 21) 川村・湯沢・美土路編『農産物市場論大系』(1977年).

##### 林業経済・林業史

- 1) 鈴木尚夫『林業経済論序説』(1971年).
- 2) 半田良一『林業経営』(1972年).
- 3) 半田良一「林業経営と林業構造」(林業経済 No. 224, 1967年).
- 4) 奥地 正「半田報告への論点開示」(林業経済 No. 294, 1973年).

- 5) 島田錦蔵『再訂 林政学概要』(1965年).
- 6) 船越昭治『日本林業発展史』(1960年).
- 7) 船越昭治「林政の展開とその基調」(『戦後日本農業の史的展開』, 1975年).
- 8) 萩野敏雄『北洋材経済史論』(1957年).
- 9) 萩野敏雄『内地材流送史論』(1975年).
- 10) 山崎慎吾『日本林業論』(1950年).
- 11) 塩谷・黒田編『林業の展開と山村経済』(1972年).
- 12) 林業構造研究会編『日本経済と林業・山村問題』(1978年).
- 13) 奥地 正「戦後日本資本主義と林業・山村問題の展開構造」(立命館経済学第22巻第5, 6号, 1974年).
- 14) 奥地 正『林業労働組織に関する研究 I』(林業経営研究所研究報告, 1968年).
- 15) 有木純善『地業地帯の形成過程—木頭林業の展開構造』(1974年).
- 16) 四手井・半田編『木頭の林業発展と日野家の林業経営』(1969年).
- 17) 飯田 繁『造林—その歴史と現状』(1975年).
- 18) 阿部正昭『拡大造林』(日本農業, あすへの歩み 72, 1970年).
- 19) 太田勇治郎編『日本林業の構造と秩序』(1958年).
- 20) 赤羽 武『山村経済の解体と再編』(1970年).
- 21) 鈴木尚夫編『現代日本産業発達史 12, 紙パルプ』(1967年).
- 22) 秋山智英『国有林経営史論』(1960年).
- 23) 藤沢・佐野『日本の造林政策—行政の沿革と現状分析』(1965年).
- 24) 日本林業技術協会編『林業技術史 第1巻 地方林業編 上巻』(1972年).
- 25) 森林計画研究会編『森林計画の実務』(1977年).
- 26) 農林大臣官房総務課『農林行政史第5巻』(1967年).
- 27) 林野庁『国有林10年の歩み』(1962年).
- 28) 日本林業協会『林政20年史』(1966年).
- 29) 全国燃料会館『日本木炭史』(1960年).
- 30) 桑田 治『日本木材統制史』(1976年).
- 31) 林野庁共済会『民有林戦後10年略史』(1957年).
- 32) 王子・十条・本州『製紙業の100年』(1974年).
- 33) 王子製紙山林事業史編集委員会『王子製紙山林事業史』(1976年).
- 34) 林業発達史調査会『三井物産株式会社木材事業沿革史』(林業発達史資料第71号, 1958年).
- 35) 林野庁『外国木材チップの諸影響に関する調査』(1973年).
- 36) 林野庁『国有林経営合理化資料第1部, 第2部』(1962年).

#### 北海道関係の林業経済・林業史

- 1) 小関隆祺「北海道林業の発展過程」(北大演習林研究報告第22巻第1号, 1962年).
- 2) 小関隆祺「戦後の北海道林業の展開」(『北海道林業の諸問題』, 1968年).
- 3) 小関隆祺『北海道の木炭統制について』(北大卒論, 1946年).
- 4) 大金永治編『北海道林業技術発達史論』(1973年).
- 5) 霜島 茂「北海道における素材生産業の性格」(『北海道林業の諸問題』, 1968年).
- 6) 高橋欣也「木材需給動向に関する研究第1報, 第2報」(北海道農林研究第31号, 第33号, 1967年, 1968年).
- 7) 福永義照「民有林の展開過程と森林組合活動」(道立総研『北海道経済の現状と課題』, 1972年).
- 8) 和・石井・成田・秋林・餅田「戦前期における鶴川流域の林業展開」(北大演習林研究報告第31巻第3号, 1974年).
- 9) 有永明人「林内殖民制度に関する研究—北大演習林の林内殖民制度」(北大演習林研究報告第31巻第2号, 1974年).
- 10) 小鹿勝利「演習林経営に関する経済学的研究 II, 道北地方における森林経営と林業労働者の状態」(北大演習林研究報告第33巻第2号, 1976年).
- 11) 成田雅美「鶴川・沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究」(北大演習林研

究報告第 33 巻第 1 号, 1976 年).

- 12) 梶本孝博「戦後、北海道における林野所有動向」(第 82 回日本林学会大会講演集, 1971 年).
- 13) 板東忠明「明治、大正期の森林組合について」(北方林業第 321 号, 1975 年).
- 14) 吉沢武勇「国内産チップ生産構造とチップ輸入」(林業経済 No. 266, 1970 年).
- 15) 赤井英夫『北海道におけるパルプ材市場の展開過程』(林業経営研究所研究報告, 1966 年).
- 16) 安藤嘉友『北海道における国有林材の販売制度の変遷に関する研究 (I)』(林業経営研究所研究報告, 1969 年).
- 17) 北海道『北海道山林史』(1950 年).
- 18) 旭川営林局『旭川営林局史第 1 巻』(1950 年).
- 19) 北見営林局『北見営林局史』(1968 年).
- 20) 帯広営林局『東北海道の林業—100 年の回雇と展望』(1969 年).
- 21) 林 常夫『北海林話』(1954 年).
- 22) 北海道庁『林務例規』(1914 年, 1921 年).
- 23) 北海道庁『北海道ノ森林』(1918 年).
- 24) 北海道庁『森林防火組合一班』(1923 年).
- 25) 北海道庁『北海道地方林業一斑』(1926 年, 1932 年).
- 26) 北海道庁『百町歩以上の山林所有者名』(1928 年).
- 27) 北海道庁『200 町歩以上民有林調一道内居住者, 道外居住者』(1935 年).
- 28) 北海道庁『北海道造林奨励基本調査書』(1936 年).
- 29) 北海道庁『造林奨励事業の沿革と其の成績』(1938 年).
- 30) 北海道庁『北海道民有林奨励事業の沿革と実績』(1953 年).
- 31) 瀬川 清『北海道ニ於ケル林材界事情』(1943 年).
- 32) 帯広営林局所蔵資料『天然更新事業ノ沿革』(未定稿, 1927 年).
- 33) 和田清友『北海道民有林に於ける林木造出機構の適正強化の必要性について』(未定稿, 1938 年).
- 34) 小熊米雄「日本における森林鉄道蒸気機関車について」(演習林業務資料, 1961 年).
- 35) 林 野 庁『山村経済実態調査書—産業備林第 2 号』(1955 年).
- 36) 林 野 庁『北海道における素材生産構造』(1959 年).
- 37) 札幌営林局『第 2 回直営生産研究発表会報告集』(1957 年).

道史・町村史・社史・その他

- 1) 北海道庁『新選北海道史』(第 4 巻通説 3, 1937 年).
- 2) 北海道『新北海道史』(第 4 巻通説 3, 第 6 巻通説 5, 1970 年, 1977 年).
- 3) 日高支庁『日高開発史』(1954 年).
- 4) 日高村『日高村 50 年史』(1956 年).
- 5) 平取外八ヶ村小学校組合編『平取八箇村誌』(1917 年).
- 6) 平取村『平取開村 50 年史』(1952 年).
- 7) 平取町『平取町史』(1974 年).
- 8) 門別町『門別町史』(1961 年).
- 9) 早来町『早来町史』(1963 年).
- 10) 占冠村『占冠村史』(1963 年).
- 11) 静内町『静内町史』(1963 年).
- 12) 苫小牧市『苫小牧市史』(1975 年).
- 13) 北海道庁『北海道殖民地撰定第 2 報文』(1897 年).
- 14) 北海道庁『北海道殖民地状況報文日高国』(1899 年).
- 15) 北海道庁『北海道道路誌』(1925 年).
- 16) 梅木通徳『北海道交通史』(1950 年).
- 17) 北海道庁『北海道道路概要』(1940 年).
- 18) 堀江敏夫『苫小牧地方鉄道史』(1968 年).
- 19) 国鉄北海道総局『北海道鉄道百年史 上巻』(1976 年).

- 20) 北海道開発局『北海道の直轄河川』(1969年).
- 21) 北海道庁『北海道拓殖計画改訂願末』(1923年).
- 22) 王子製紙『王子製紙社史』(1967年).
- 23) 第1物産『三井物産会社小史』(1951年).
- 24) 日高実業協会『西忠義徳行録』(1930年).
- 25) 釧路川共同調査会『釧路川—その自然と生活』(1974年).
- 26) 北海道庁『殖民公報』(1903年~1921年).
- 27) 北海道林業会『北海道林業会報』(1907年~1942年).

### Summary

In these days, the forestry production began to show various critical phenomena in terms of both harvesting and silviculture, however, these situation are different remarkably in each region. Accordingly, the whole structure of Japanese forestry and measures for its promotion should be considered in connection with the development structure of regional forestry.

Paying attention to the importance of regional structure in Japanese forestry, the author accomplished his probable studies in which the development process of regional forestry was deeply examined, to put it concretely, the production of forestry within the watershed of the river Sarugawa as one of the representative examples in Hokkaido was taken up the major subject for discussion in this paper and the historical development process of regional forestry was analyzed. The author essentially understood in this case that the forestry structure in this watershed was ushered mainly by capital.

Judging from the character of forestry structure, the author divided the time span between the Meiji Restoration and 1970 into five periods and precisely analyzed a great deal of data intently collected by himself. Especially, the author took up all economical organizations being in charge of the forestry production at each period and analyzed mutual relations between them.

- (1) Extension period concerned with both formation of land possession and exploitation (1868 to around 1910)

All lands turned to the national possession at early in the Meiji era and the private land possession came to be formed through the disposition of a national undeveloped land. At the end of the Meiji era — by early in the Taisho era at the latest, the framework concerned with the construction of land possession determined approximately. The high percentage occupied by the national forest (around 63%) stands out clearly from others, therefore, the character of Japanese capitalism can be recognized in this regard.

- (2) Period of prewar forestry structure (around 1910 to around 1931)

A full of forestry production began due to appearance of central capitals such as the Ohji Paper Company and the Mitsui Butsusan Company, thus, the prewar forestry structure came to be formed. In order to promote pulp production remarkably, the Ohji paper Company made articles of apprenticeship with national forest and exclusively utilized coniferous resources for making pulp, furthermore, the Sakamoto Timber Company was an exclusive contractor in its forest business. The Mitsui Butsusan Company made articles of apprenticeship with town forest and acquired a passable amount of company forest in order to produce broad leaves lumber. On the other hand, the national forest carried out the disposition of standing

trees based on articles of apprenticeship, however since its invested capital was restricted to a small scale of silvicultural work, its goes without saying that the national forest simply showed the character of forest possession. Such a situation applies to both town forest and a large scale of private forest. The motive for the coming into existence of local capital in this period was brought by the lumber business of the Mitsui Butsusan Company. The author recognized that the forestry structure in this period was mainly derived from central capital and the exploitation of national-regenerated forest remarkably advanced due to capitalism.

(3) Period concerned with war order and reorganization of regional forest structure (around 1931 to 1945)

A distinguish feature in this period lies in the reorganization of regional forestry under the government policy which immediately corresponded to the war order. Though the national forest increased an amount of harvesting under the war order, this was carried out by the mobilization of all economical organizations concerned with the forestry in the watershed above mentioned. It can be pointed out as an important truth that local capitals came to acquire standing trees in the national forest continuously depending upon free contract in the process of increasing an amount of lumber during the war time. Thus, the basis of acquiring standing trees was formed for the development of local capitals existed, moreover, the Forest Act was revised in 1939 and governed all over the Hokkaido. With this as a momentum, private forests in Hokkaido came to be governed by the national policy for resources and the systematization of private forests fairly advanced. Throughout the war time, the forestry production in this watershed comes under the category of cutting a natural-regenerated forest, on the other hand, the silvicultural production which stayed at a primitive stage was partially carried out.

(4) Period of bringing about both various postwar reformations and changes of forestry structure (1945 to around 1955)

A distinguish feature in this period lies in the fact that basing on various postwar reformation, a considerable changes appeared in the system framework associated with regional forestry. Namely, it can be mentioned that prerequisite for the forestry production at a postwar stage could be accomplished during this period. To begin with, the administration order was prepared by carrying out the unification of forest administration and the order of forest management completed. Secondly, together with several changes brought by the reformation of agricultural land, any non-productive forest holding came to be denied from a social viewpoint. Thirdly, it should be pointed out that the former Ohji Paper Company was forced to divide into three new companies for the dissolution of big financial groups, such being the case, an exclusive structure associated with coniferous resources in the national forest was completely disjointed. Fourthly, the selling based on a free contract of standing trees from the national forest established towards local capitals under a new system and various local capitals independently developed during this period. Fifthly, since the policy for national resources established as a new system, the promotion of the planting tree in private forests came to be expected within the framework of the policy for resources.

(5) Established period of postwar forestry structure (1955 to around 1970)

A distinguishing feature in this period lies in the fact that the regional forestry structure clearly recognized to cope with so-called high economical growth. Namely, after adopting

the plan for promoting a productive ability, the national forest aimed at to increase harvesting volume and carried out a large amount of timber cutting-an uniform planting over large area. On the other hand, the paper and pulp capital corresponded to this policy, enlarged the basis of acquiring standing trees for making pulp and came to advance systematization of local capitals. Notwithstanding that the amount of lumber production was the largest from a watershed viewpoint in this period, each economical organization associated with the timber production was incorporated into the system of gathering standing trees for the sake of pulp capital.

At the same time, a full scale of silvicultural production appeared in this period. The national forest converted a natural-regenerated forest into an artificial forest to considerable extent, on the other hand, the private forest also converted a secondary forest for producing firewood and charcoal into an artificial forest, thus, an artificial forest was accumulated in each watershed. It is worth notice that town forests and a large scale of private forests partially arranged the order of managing them.

Almost seventy years have passed since the forestry production originated in around 1910 in the watershed of the river Sarugawa became serious. The basis of harvesting a-natural-regenerated forest was kept in the process above-mentioned. The silvicultural production originated in around 1955 became serious in both national and private forests and an artificial forest was considerably accumulated.

However, since the productive ability in which the forestry itself attached importance to harvesting began to decrease remarkably and the productive ability based on the silviculture is still unripe, the forestry in the watershed of the river Sarugawa is in face of a serious problem in terms of its structure,

Referring to the watershed of the river Sarugawa in this paper, the author concretely described the forestry development process in here, furthermore, he precisely analyzed the whole process of regional forestry structure mainly associated with each economical organization. The author convinces that the content of this paper sharply filled a definite lack being found in studies on the history of Japanese forestry and offered an important basis on the countermeasure for regional forestry.